

目 次

1	設置の趣旨及び必要性	1
	(1) 地域社会を取り巻く環境変化	
	ア 観光地域づくり、芸術文化活動の充実に向けた期待の高まり	
	イ 但馬地域における芸術文化と観光のグローバルな展開	
	ウ 演劇を活用したコミュニケーション教育の浸透	
	(2) 芸術文化及び観光の双方の視点を生かして地域を活性化する 専門職業人の必要性	
	(3) 設置の経緯	
	(4) 兵庫県による専門職大学の基本構想の策定	
	(5) 兵庫県の地域創生計画等との関係	
	(6) 芸術文化及び観光を取り巻く社会環境の変化	
	ア インバウンドの進展	
	イ 観光におけるパラダイムの転換	
	ウ 芸術文化の創造活動を生かした新たな観光資源の開拓	
	エ 劇場、ホール等における舞台芸術の充実・振興	
	(7) 本学設置の趣旨	
	ア 設置の目的	
	イ 教育上の目的	
	(8) 本学の理念	
	ア 基本理念	
	イ 育成する人材像	
	ウ 既存大学との違い	
	(9) 育成する人材に求められる能力・資質	
	ア 対話的コミュニケーション能力	
	イ 芸術文化マネジメント能力	
	ウ 観光マネジメント能力	
	エ 価値創造の能力	
	オ 地域においてユニバーサルな社会づくりを推進する能力	
	(10) ディプロマ・ポリシー	
	ア 各専攻に共通するディプロマ・ポリシー	
	イ 主となる専攻が芸術文化分野の学生のディプロマ・ポリシー	
	ウ 主となる専攻が観光分野の学生のディプロマ・ポリシー	
	(11) 学問の領域	
	ア 本学における「芸術」及び「芸術文化」の定義	
	イ 本学における「芸術文化分野」と「観光分野」の関係	
2	学部・学科の特色	38
	(1) 学部・学科の構成	
	(2) 入学定員	
	ア 定員（収容定員）	
	イ 外国人留学生の受け入れ	
	ウ 社会人の学び直しへの対応	

	(3) 教育研究の実施方針	
	ア 演劇の手法を取り入れた対話的コミュニケーション能力の育成	
	イ 「理論」「実践」を繰り返して深化する、新たな学びのスタイル	
	ウ 段階的かつ重層的に体系化した実践教育	
	エ 社会に新たな価値を実装し、ローカル&グローバルに展開する教育研究	
3	大学、学部・学科の名称並びに学位の名称	48
	(1) 大学の名称	
	(2) 学位の名称	
	(3) 学部・学科の名称	
4	教育課程の編成の考え方及び特色	50
	(1) 教育課程の編成の考え方	
	ア 基礎科目	
	イ 職業専門科目	
	ウ 展開科目	
	エ 総合科目	
	(2) カリキュラム・ポリシー	
	ア 基礎科目	
	イ 職業専門科目	
	ウ 展開科目	
	エ 総合科目	
	(3) 教育課程の編成内容	
	ア 基礎科目	
	イ 職業専門科目	
	ウ 展開科目	
	エ 総合科目	
	(4) ディプロマ・ポリシーとの関係	
5	教員組織の編成の考え方及び特色	96
	(1) 教員の配置	
	(2) 教育研究体制の確保	
	(3) 年齢構成	
	(4) 教員の採用計画	
6	教育方法、履修指導及び卒業要件	100
	(1) 教育方法	
	(2) 履修指導	
	(3) 卒業要件	
7	教育課程連携協議会	113
	(1) 教育課程連携協議会の設置	
	(2) 構成	
	(3) 審議事項	
	(4) 会議	
	(5) 産業界等との連携	

8	施設、設備等の整備計画	115
	(1) 校地、運動場の整備計画	
	ア 校地	
	イ 運動場・体育館等	
	(2) 校舎等施設の整備計画	
	ア 全体計画	
	イ 講義等に必要の教室の整備計画	
	ウ 実習等に必要の教室の整備計画	
	エ 教員研究室等の整備計画	
	オ その他の施設	
	(3) 図書等の資料及び図書館の整備計画	
	ア 図書室の整備	
	イ 図書室の施設内容	
	ウ 開館時期	
	エ 図書の選定方法及び体制	
	オ 映像資料の整備	
	(4) 学生寮の整備計画	
	ア 施設の整備内容について	
	イ 学生の支援体制について	
	ウ 寮生活の管理運営体制について	
	エ その他	
9	入学者選抜の概要	125
	(1) 入学者の受入れ方針	
	(2) 募集定員	
	ア 一般選抜（定員40人）	
	イ 総合型選抜（定員20人）	
	ウ 学校推薦型選抜（定員20人）	
	(3) 選抜方法	
	ア 一般選抜	
	イ 総合型選抜	
	ウ 学校推薦型選抜	
	(4) 選抜体制	
	(5) 科目等履修生及び聴講生の受入れ	
	(6) 外国人留学生の受入れ方策	
	ア 選抜方法	
	イ 日本語能力	
	ウ 経費支弁能力の確認	
	エ 在籍管理	
10	臨地実務実習の具体的計画	135
	(1) 専門職大学としての取組	
	(2) 臨地実務実習の流れ	
	(3) 臨地実務実習計画の概要	
	(4) 臨地実務実習先の確保状況	
	(5) 臨地実務実習指導体制等	
	(6) 臨地実務実習水準の確保	
	(7) 臨地実務実習中の事故及び個人情報保護	
	(8) 臨地実務実習施設との連絡体制	
	(9) 臨地実務実習前の準備	
	(10) 教員の配置並びに臨地実務実習巡回指導計画	

	(11) 実習施設における指導者の配置計画	
	(12) 連携実務演習等	
	(13) 成績評価体制及び単位認定方法	
	(14) 緊急連絡体制	
	(15) 実習支援センター	
11	自己点検・評価	150
	(1) 実施体制	
	(2) 実施方法	
	(3) 結果の活用・公表	
12	情報の公表	150
	(1) 基本方針	
	(2) 公表の方法	
	(3) 公表する項目	
13	教職員の資質の維持向上を図る方策	152
	(1) 実施体制	
	(2) 実施方法	
	ア FD (Faculty Development) の実施	
	イ 学生による授業評価アンケートの実施	
	ウ SD (Staff Development) の実施	
14	第三者評価	153
15	管理運営	153
	(1) 基本方針	
	(2) 管理運営組織	
	ア 教育研究審議会	
	イ 教授会	
	ウ 各種委員会	
	エ 事務組織	
16	社会的・職業的自立に関する指導等及び体制	157
	(1) 基本方針	
	(2) 教育課程内での取組	
	ア 基礎科目	
	イ 職業専門科目・総合科目	
	ウ 展開科目	
	(3) 教育課程外での取組	
	ア 就職支援	
	イ 資格取得に向けた学修指導	
	ウ 地域課題解決の取組を通じた能力開発	
	エ ボランティア活動	
	オ 寮生活を通じた人間力の育成	
	(4) 体制の整備	

1 設置の趣旨及び必要性

(1) 地域社会を取り巻く環境変化

ア 観光地域づくり、芸術文化活動の充実に向けた期待の高まり

兵庫県は、歴史、風土、産業などの違う摂津（神戸・阪神）、播磨、但馬、丹波、淡路の個性豊かな五国から構成され、北は日本海に面し、南は瀬戸内海から淡路島を介して太平洋へと続き、大都市から農山村、離島まで様々な地域と多様な気候と風土を有することから「日本の縮図」と言われている。

これら五国の自然、文化、伝統芸能、食等の「ひょうごオンリーワン資源」を活かしたツーリズム、健康やものづくりなど地域に根ざした産業と結びついたツーリズムなど、兵庫ならではのツーリズムが展開され、国内外から人々が訪れ、兵庫を体感している。

専門職大学の設置を予定している兵庫県北部の但馬地域は、コウノトリ但馬空港をはじめ、北近畿豊岡自動車道、山陰近畿自動車道といった社会基盤が整備され、交通の利便性も飛躍的に向上している。コウノトリが舞う美しい田園風景、世界ジオパークに認定された山陰海岸ジオパーク、日本遺産に認定された近代化産業遺産「鉱石の道」など、世界に誇る多彩な自然、風土、歴史、産業等の豊かな地域資源が存在しており、多様なツーリズムの可能性を有するとともに、都市住民がストレスフルな都市環境から解放され、安らぎを得られる場としても期待される場所である。

但馬地域には、城崎温泉、湯村温泉をはじめ、神鍋高原・ハチ高原・ハチ北などのスキー場、山陰海岸の香住、浜坂等に多くのホテルや旅館・民宿、飲食店などがあり、観光産業が盛んである。そのため、地域と大学が一体となって、地域の稼ぐ力を引き出せるDMOを拠点としつつ、様々な地域資源を最適に組み合わせた観光地域づくりの取組に、強い期待が寄せられている。

また、この地域には、地域住民の多様な文化活動を支える豊岡市市民会館、出石永楽館、八鹿文化会館、ビバホール、和田山ジュピターホール、あさご・ささゆりホール、香住文化会館、夢ホールなどの劇場・文化会館があり、着地型の観光資源としても大きな可能性を有している。

そのような中で、いくつかの公立文化施設がリニューアル期を迎えており、この機を捉え、高齢化、グローバル化等を踏まえ、施設の機能強化、活性化等が構想、検討されている。今後、建替・改修が必要となる施設も増加する見込みであり、同様の検討が行われる機会がますます増えていく。

また、近畿最古の芝居小屋「出石永楽館（いずしえいらくかん）」の歌舞伎や江戸時代末期から演じられている農村歌舞伎にこども達に取り組む“せきのみや子ども歌舞伎”など脈々と伝統文化が息づいている。

このように恵まれた但馬地域の観光資源と芸術文化資源を有機的につなぎ、磨き上げて、より一層の魅力とニーズの高い価値を見出し、国内外からの交流を促進していくことが必要となり、そのために大学が地（知）の拠点としての機能を発揮し、地域の活力を創出していくことが強く求められている。

イ 但馬地域における芸術文化と観光のグローバルな展開

情緒豊かで伝統的な街並みを誇る日本屈指の温泉街・城崎温泉では、近年の外国人観光客の増加が著しい。平成18（2006）年には、わずか961人であった外国人宿泊客数が、平成30（2018）年には43,916人にまで急増、浴衣姿の外国人で賑わうことで、伝統的な和の風情に欧州の気風が加わり、街が醸し出す洗練された魅力に一層の磨きがかけられている。

こうした街並みの中で、ひととき輝きを放っているのが、舞台芸術の最先端の発信拠点「城崎国際アートセンター（以下、「KIAC」という。）」である。ここには、ヨーロッパをはじめ、全世界から公募で選ばれた多くの著名なアーティストが滞在し創作活動を行っている。この施設は、「Discover Japan」、「Wedge」などの有名な雑誌等にも多く取り上げられ、平成30

（2018）年度には76団体557名の視察を受け入れるなど、内外から熱い視線を集めている。

さらに、豊岡市では、国際的な“演劇のまち”を目指し、国際演劇祭について、令和元（2019）年度にプレ事業、令和2（2020）年度から本格的に開催することとしている。これを期に、世界で活躍する舞台芸術関係者や外国人観客等と、アートを通じた国際文化交流が、今後ますます進展するものと思われる。

この流れを最大限に活かし、地域のステークホルダーが一丸となった連携体制により、世界的な芸術文化とインバウンドを取り込み、その質をさらに高めながら、世界中に但馬を発信する好機が訪れている。今、但馬地域は、芸術文化と観光とが連携した先進的なエリアとなりつつあり、ローカルを極めてグローバルに突き抜けていくチャンスと捉えることができる。

ウ 演劇を活用したコミュニケーション教育の浸透

但馬地域では、グローバルコミュニケーションスキルの獲得を見据え、性別や年代を超えて他者の持つ社会的・文化的な文脈を理解し、その違いを乗り越えて行う「対話的コミュニケーション能力」を育成するために、演劇的手法を取り入れた授業を展開している。

特に、豊岡市では、市内の全ての小学校6年生と中学校1年生に対して、演劇的手法を取り入れたワークショップ型・双方型のアクティブラーニングを用い、「主体性」「協働性」「多様性」の理解に係る体験的な授業を行い、児童生徒の学習意欲や自尊感情の向上に効果を上げている。

こうした取組について、児童生徒、学校現場、保護者、地域の賛同を得て、近隣の高校においても演劇的手法を取り入れた授業を取り入れつつある。今後、本学がコミットすることで、但馬地域全域の小学校、中学校、高校を通じ、初等教育から高等教育まで各レベルに応じてシームレスで充実したコミュニケーション教育を展開していくことを目指している。

(2) 芸術文化及び観光の双方の視点を生かして地域を活性化する専門職業人の必要性

上記のように、但馬地域では、インバウンドの観光需要が急激に進展し、また、KIACの活動や国際的な演劇祭など、国内外から注目を集める魅力的な芸術文化の取組が展開されつつある。こうした動きを捉え、今後、さらに地域経済を持続的に発展させていくために、人を惹きつける芸術文化活動や、劇場等文化施設の優れた企画運営を実践し、地域の自然や文化などとあわせた魅力を創出することが求められている。つまり、芸術文化及び観光の双方の視点を生かして新たな価値を創出し、発信し、国内外からの交流人口を今まで以上に拡大していくことが重要である。

もとより、芸術文化には、演劇、ダンスなどの舞台芸術をはじめ、美術、音楽等の多様なコンテンツがあり、それを鑑賞し、満足を得る観客が存在する。この観客は、芸術から得る満足感の対価を支払うとともに、宿泊、飲食、交通等の消費行動をとり、地域経済の活性化に貢献する可能性を持っている。しかし、そこには、芸術文化の専門的な知見をもとに、そのコンテンツとしての価値を見出し、創造し、ヒト・モノ・カネを結び付ける企画、広報、マネジメント等を行い、芸術作品と観客をつなげるコーディネート機能を果たす人材が必要となる。

観光も同様に、自然、文化、娯楽などの観光資源があり、観光客が存在する。やはり、そこには、観光資源を見出し、磨き、ヒト・モノ・カネを結び付ける企画、広報、マネジメント等を行い、観光資源と観客をつなげるコーディネート機能を果たす人材が必要となる。

このように、芸術文化と観光の営みには親和性が強く、両分野とも共通して、顧客が求める資源に関する専門的な知見と、企画、マネジメント等を行い、コーディネート機能を果たす人材が必要である。そこで、交流人口を一層拡大し、地域の活力を創出していくために、今まさに、芸術文化と観光の

専門的な知見を持ち、来訪者を魅了する企画、商品開発、マネジメント等ができる人材の育成が求められている。

上記のことを踏まえ、但馬地域において、芸術文化と観光の双方の視点を生かし、芸術文化と観光に関する事業活動を推進することで地域の新たな活力を創出できる専門職業人を養成する高等教育機関の設置を進めていくこととしたものである。

(3) 設置の経緯

但馬地域は、3市2町の人口162,791人(平成30(2018)年10月1日時点)からなるが、過去5か年(平成22年から平成27年)の人口減少率 Δ 5.7%(同期全国平均 Δ 0.8%、兵庫県内平均 Δ 0.95%)と、急激に過疎化が進展している地域である。こうした人口減少の主な要因は、当該地域に4年制の高等教育機関が存在しておらず、高校卒業時に約8割の若者が大学進学等により地元を離れる一方で、大学卒業時を中心とする20歳代でのUターンによる回復率が2割程度となっていることが考えられる。但馬地域における平成22(2010)年10月時点の13歳~17歳人口と、5年後の平成27(2015)年10月時点の18~22歳人口を比較したとき、5,070人の減少となっている。一方、平成22(2010)年10月時点の18~22歳人口と、5年後の平成27(2015)年10月時点の23~27歳人口を比較したところ、増加は897人となっており、この転出入の差異が人口減少の大きな要因となっていることを読み取ることが出来る。このような状況の恒常化により、人口減少はこの先も続くことが予測され、早期の対策が必要となっている【資料1-1】。

一方で、但馬地域では、平成22(2010)年10月、世界ジオパークに認定された山陰海岸ジオパークなど、魅力ある自然景観をはじめ、豊かな観光資源に改めて注目が集まっている。特に、全国的にインバウンド需要が増加している中、兵庫県でも平成23(2011)年度36万7千人から平成28(2016)年度149万人と、外国人旅行者が急増しており、城崎温泉をはじめ、但馬地域の観光地にも多くの外国人が訪れている。実際に、平成30(2018)年度の主要観光地の外国人来訪者数をみれば、城崎温泉43,916人(平成25(2013)年9,584人)、竹田城跡9,762人(平成28(2016)年3,882人)、湯村温泉4,553人(平成25(2013)年405人)と、来訪者数が近年急激に増加していることが分かる。

もとより、但馬地域は、域内総生産額に占める観光GDP(平成29(2017)年度名目値)比が9.8%(県内平均3.3%)と非常に高く、観光産業が地域の基幹産業となっているところである【資料1-2】。こうした状況を踏まえ、観光産業を支える高度な専門職業人の必要性がますます高まってきたことから、地元豊岡市、養父市、朝来市、香美町、新温泉町の3市2町の市町長から兵

兵庫県知事に対して、平成 28（2016）年 8 月 9 日付けで、但馬地域創生における戦略的取組として専門職大学の設置を要請する「但馬地域における専門職大学の設置に関する要望書」の提出があった【資料 1-3】。

また、地元 3 市 2 町では、中心市となる豊岡市に圏域全体の暮らしに必要な都市機能を集約的に整備するとともに、近隣市町において必要な生活機能を確保する「但馬定住自立圏」の形成を進めている。この「但馬定住自立圏」では、各市町において議会の議決を経て変更協定を締結した上、平成 29（2017）年 11 月に「第 2 次但馬定住自立圏共生ビジョン」を策定した【資料 1-4】。

当該共生ビジョンにおいては、「圏域内に高等教育機関を誘致し、教育環境を充実させることにより、若者の転出抑制や U I ターン促進」の実現に向けて「但馬地域の地方創生の戦略的取組として、但馬の強みを生かした、全国や海外からも学生を呼び込める魅力的な 4 年制の専門職大学の誘致を推進する。」と規定している。

また、地域の商工会で構成する「但馬地域商工会振興協議会」から、「舞台芸術を生かした魅力ある観光ビジネスプランを立案し、地域に多くの観光客を招き入れることができる人材」が必要であること、地元 DMO の「一般社団法人豊岡観光イノベーション」から「ローカルを磨き、日本を飛び越えて世界で輝ける人材」、「市場のデータを分析し新しいアイデアを生み出すことのできる人材」の育成が求められるなどの意見があった。

こうした地元の強い要望及び地域をあげた専門職大学誘致に係る取組等を受け、兵庫県では平成 29（2017）年度に但馬地域専門職大学構想検討会を設置し、有識者による検討を重ねた結果、不足しているグローバルに通用する観光人材の育成、リニューアル期を捉えた劇場・文化ホール等の施設の機能強化、及び活性化等に取り組む人材の養成が必要であるとした【資料 1-5】。

そこで、急激な人口減少に直面しているものの、豊富で多彩な観光資源を持ち、芸術文化の営みが息づく但馬地域をフィールドに、不足しているグローバルに通用する観光人材や、劇場・文化ホール等施設の活性化等に取り組む人材の実践的養成を行うとともに、地域を担う若者の確保、若者のアイデアや機動力を活かした地域の活性化取組につなげることが有効であることから専門職大学の但馬地域への早急な設置が必要との判断に至り、平成 30（2018）年 4 月 1 日付けで企画県民部専門職大学準備室を設置し、但馬地域における専門職大学の設立準備に着手した。

（4）兵庫県による専門職大学の基本構想の策定

平成 30（2018）年 5 月、専門職業分野（観光分野・芸術文化分野）に係る有識者、地元首長、地域産業関係者、教育関係者等から構成する「但馬地域専

門職大学設立準備委員会」を立ち上げた【資料 1-6】。

同年 8 月には、同委員会並びに、教育課程、入試、運営体制等を検討するための専門部会での度重なる協議を経て、「兵庫県但馬地域における専門職大学基本構想(案)」をとりまとめた。

当該基本構想(案)においては、本学の理念について「舞台芸術の学修で得た能力を基礎として、地域と協働し、多彩な地域資源を活かし、文化芸術を通じた新たな価値を創造できる専門職業人を育成するとともに、イノベーションで地域課題を解決するプラットフォーム機能を発揮し、地域の発展と繁栄、ひいては新たな国際社会の形成に貢献する大学を目指す」とした。

当該基本構想(案)については、同年 8 月 24 日から 9 月 21 日までの期間でパブリック・コメントを実施した上、同年 11 月 2 日に開催した同委員会において「兵庫県但馬地域における専門職大学基本構想」を決定した【資料 1-7】。

(5) 兵庫県の地域創生計画等との関係

兵庫県の令和元(2019)年 10 月の推計人口は約 546 万人と 10 年間で 2.42%の減となっており、現行のまま推移すれば 2060 年には 34.6%減の 366 万人になると見込まれる。

このような人口の急速な減少と偏在化の進展を踏まえ、将来においても地域の活力を維持し、地域間の格差が生じないような取組が必要であるとの認識の下、本県は「地域創生」を県政の基本に位置づけるとともに、「兵庫県地域創生条例」を平成 27(2015)年 3 月に全国に先駆けて制定し、同条例に基づき、戦略目標と 5 年間の対策をまとめた「兵庫県地域創生戦略(第一期)」に基づき施策を展開している。

本学の構想は、この「兵庫県地域創生戦略(第一期)」のアクションプランに位置付けるほか、令和 2(2020)年から 5 年間で期間とする「兵庫県地域創生戦略(第二期)」案(定例兵庫県議会(令和 2 年 2 月開会)に上程中)をはじめとする後述の本県関係主要計画において次のとおり規定している。本学を本県地域創生戦略の一つの核として位置付け、人口減少・高齢化が進む但馬地域において、実習等による学生及び教員の地域への関わりや、本学が地域のシンクタンク、コンサルティング、インキュベーション機能を発揮することにより、芸術文化の振興、観光の振興、地域活性化の好循環を実現し、地域創生の新しいモデルを県内外に提示していくことを目指している。

その他、別添資料のとおり、本学の取組について本県の主要計画に位置付けているところである【資料 1-8】。

このような本学の役割や期待を踏まえ、本県は既存の兵庫県立大学とは別

に新たな大学を設立することを決断し、本学の教育研究に必要な施設整備に県費を投じ、開学後は本学の運営を予定している公立大学法人への現物出資を予定している。さらに、兵庫県からの運営費交付金の交付を含め、公立大学法人に対して人的・物的支援を実施し、公立大学法人の安定的な経営を確保することとしている。

また、本学を設置する豊岡市においても、本学の学舎及び学生寮の建設用地として市有地を無償で貸し付けるほか、開学後に公立大学法人に対する財政支援を行うこととしている。但馬地域の全3市2町としても、実習等大学における教学運営に係る協力や大学事務局への職員派遣など、本学との連携施策を積極的に展開する意向を示すなど、本学を支える姿勢を明確にしており、本学の設立、運営に地域が一体となって推進していくものである。

(6) 芸術文化及び観光を取り巻く社会環境の変化

ア インバウンドの進展

平成30(2018)年には、訪日外国人客が3,100万人を突破し、この6~7年でインバウンドが大きく進展している。さらに、令和2(2020)年の東京オリンピック・パラリンピック競技大会、令和3(2021)年のワールドマスターズゲームズ2021関西、令和7(2025)年の大阪・関西万博等を契機に、なお一層海外からの注目が集まるものと思われる。政府は、この波を捉え、平成28(2016)年3月30日、新たな観光ビジョン「明日の日本を支える観光ビジョン」を策定し、訪日外国人旅行者数を令和2(2020)年に4,000万人、令和12(2030)年に6,000万人との目標を掲げ、観光先進国に向けて取り組みを進め、その結果、昨年の訪日外国人旅行者数は3,119万人と6年連続で過去最高を更新した【資料1-9】【資料1-10】。

イ 観光におけるパラダイムの転換

こうしたインバウンドによる経済効果は、大都市のみならず、地方にも波及している。令和元年の観光白書では、「モノ消費」から「コト消費」への変化を挙げ、「コト消費」を行う訪日客は地方部への訪問率が高く、「コト消費」により観光消費が拡大し、地域経済の活性化に資するものとしている【資料1-11】。また、訪日外国人消費動向調査においても、文化や自然等を体験する観光の満足度が高くなっている【資料1-12】。

これらを踏まえ、今後のインバウンド市場を捉えていくためには、地域の魅力や「コト消費」を取り込んだ新しいサービス、商品を、地域の様々な関係者と一体となって企画し、販売する「着地型観光」ビジネスを一層普及させていくことが重要である。

旅行消費額に占める娯楽サービス費については、OECD加盟国では約36兆円にも及ぶ。また、アメリカの調査会社Phocuswrightの調査によると、着地型観光の予約総額は2016年約15兆円が2020年には約20兆円に達するものとして、今後更なる伸張が予測されている【資料1-13】。

このように拡大傾向にある市場を捉え、地域の生活や芸術文化などを体験し、住民との交流を楽しみたいという旅行者のニーズに応える「滞在交流型」の着地型観光ビジネスの取組は、観光を通じたまちづくり（観光地域づくり）を推進する契機でもある。

一方、情報通信技術の進化により、民間の旅行業界も大転換期を迎えている。オンラインで予約する旅行サービスの市場規模は年々拡大し、国内市場規模は平成25（2013）年から平成29年（2017年）の4年間で2.4兆円から3.4兆円と約40%増加している。大手旅行社は、旅行市場の主役がツアーや団体から個人へとシフトする中、従来の「発地型」の旅行業モデルから「着地型」のソリューションモデルへの転換を目指している。つまり、地域との交流を基本とする滞在交流型商品・サービスの提供や地域課題の解決を目指すビジネスモデルへの転換である。

ウ 芸術文化の創造活動を生かした新たな観光資源の開拓

着地型観光にあっては、芸術文化の創造活動を生かした「コト消費」を組み込むことで、これまで以上に国内外からの交流を創出し、地域の経済効果をより一層高めることができる。

平成30（2018）年3月に公表された、政府の「“楽しい国日本”の実現に向けた観光資源活性化に関する検討会議」の提言では、「体験型コンテンツ市場を観光産業の大きな柱として育てる必要がある」とし、滞在期間を拡張する方策として、滞在中のナイトライフの満足度の向上や、エンターテインメントコンテンツの鑑賞機会の拡大などを掲げている【資料1-14】。

また、平成30（2018）年6月、政府の観光立国推進閣僚会議においては、「観光ビジョン実現プログラム2018」を策定し、プログラム中に「新たな観光資源の開拓」として、夜間における日本ならではの魅力ある体験型コンテンツの拡充、国内外への情報発信等を挙げている【資料1-15】。

観光客に提供する文化の幅が広がれば、旅行客の滞在時間が増え、消費がより拡大し、文化・経済の両面で地域を活性化できる。地域で行われる様々な文化活動が、そのまちの顔に発展、つまりブランド価値を高めることにより、国内外の人々を魅了し、さらに訪問客を引き付ける大きな可能性を有している。

その最も顕著な取組事例が昨今全国各地で見られる芸術祭である。実際に、「東京芸術祭」、「京都国際舞台芸術祭」、「瀬戸内国際芸術祭」、「利賀フェスティバル」、「鳥の演劇祭」など、全国各地で芸術祭を活用した地域活性化の取組が進み、国内外から多くの観光客が訪れ、地域経済の発展に大いに貢献している。このように、芸術文化をコンテンツに据えた観光ビジネスに対する地域の期待はますます高まっている。本学が所在する豊岡市においても、例年9月に国際演劇祭を開催し、国際的な“演劇のまち”として発展を遂げようと、地域を挙げて取り組んでいる。

エ 劇場、ホール等における舞台芸術の充実・振興

平成29(2017)年6月には「文化芸術基本法」が制定された。この中で、芸術文化そのものの振興はもとより、芸術文化を観光等他の関連分野の施策と連携させ、芸術文化により生み出される様々な価値を継承、発展させることが重視されるようになった【資料1-16】。しかしながら、「文化芸術基本法」に掲げる「地域における文化芸術活動の場」となる文化施設の多くは、多目的に利用される文化会館や文化ホールで、そこで営まれる活動も貸し館公演が中心であり、これでは、文化芸術基本法の趣旨に掲げる、観光、まちづくり等と連携した芸術文化により生み出される様々な価値の継承、発展及び創造には繋がらない。

そこで、平成24(2012)年6月に制定された「劇場、音楽堂等の活性化に関する法律」にもあるように、文化施設等のアートマネジメントを担う人材を育成することが喫緊の課題となっている。また、観光等他の関連分野との連携を図りながら文化施設の有効活用を促進することで、地域住民や国内外からの観光客が集い、交流する場としての機能をより高め、活力ある地域社会及び国際社会の調和ある発展を実現していく必要がある【資料1-17】。

なお、全国の公立文化施設設置数は、一般財団法人地域創造の「平成26年度 地域の公立文化施設実態調査報告書」によれば、施設数(館数)は3,588館、延べ施設数は3,949施設となっている。特に、劇場・ホール等の建設ニーズが高まった1990年代に開館ラッシュを迎え、累計延べ施設数は1989年末で1,584施設が1999年末で2,927施設と、10年間で1.8倍に増加したことから、この時期に建設された公立文化施設は順にリニューアル期を迎え、今後、施設の建替需要が一層高まっていくことになる【資料1-18】。

その一方で、舞台技術者の継続的な育成も難しく、技術や経験を受け継ぐ若手人材が育っていないという現状が指摘されている【資料1-19】。平成29(2017)年3月に、公益社団法人全国公立文化施設協会が実施した「劇

場、音楽堂等の活動状況に関する調査報告書」では、専門的人材が十分に確保されていない施設が国公立施設の78.4%、私立施設の55.7%となっており、公演などの企画制作者、管理運営者が著しく不足している現状を示している【資料1-20】。

こうした芸術文化を取り巻く情勢を踏まえ、文化施設の機能強化、その担い手の育成、芸術文化活動の活性化等による舞台芸術の創造活動の充実を図っていく必要がますます高まっている。

(7) 本学設置の趣旨

ア 設置の目的

(ア) 芸術文化及び観光の双方の視点を生かして新たな価値を創造する専門職業人の養成

人口減少社会が到来し、少子高齢化、単身世帯の増加等による地域コミュニティの衰退、また芸術文化の担い手が不足している実態等がある。この点を踏まえ、芸術文化を新たな地域資源として戦略的に活用し、地域の特色に応じた優れた取組を展開することで交流人口の増加や移住につなげる取組が求められている。特に「観光立国推進基本法」を掲げ、国を挙げて観光立国の実現に取り組む中、訪日外国人を大幅に増加させることは極めて重要である。

また、観光やまちづくり、国際交流等幅広い分野との連携を視野に入れた総合的な文化芸術政策の展開が求められている。平成 29(2017)年 6 月に文化芸術基本法(平成 13 年法律第 148 号)が制定され、観光などの関連分野における施策を同法の範囲に取り込み、文化芸術により生み出される様々な価値を文化芸術の継承、発展及び創造に活用することとしている。こうした動きの中で、政府が策定した「文化経済戦略」(平成 29(2017)年 12 月)では、文化芸術資源の観光・まちづくり等への積極的な活用、文化芸術を通じたインバウンド拡充、文化芸術を核に観光等分野と連携した新たな需要・付加価値の創出等が、重点戦略として挙げられている。

そこで、本学では「人生100年時代」及び「Society5.0」の到来も見据えながら将来にわたって豊かで活力のある地域社会を築くために、芸術文化と観光の双方の視点を生かして新たな価値を創造できる人材の育成が必要であると考えている。

前述のとおり、本学の設置を目指す但馬地域では、KIAC の活動や豊岡演劇祭をはじめ、芸術文化と観光による国際的な創造活動が進みつつある。本学は、この地域をフィールドとして、芸術文化と観光の双方の視点を生かして新たな価値を創造できる専門職業人を養成する。

本学が育成する人材は、芸術文化及び観光の分野で活躍することによって、芸術文化と観光による価値連鎖を創出し、観光事業による交流の拡大、消費活動の喚起を通じて芸術文化の振興、観光の振興、地域の活性化の好循環を促すことのできる人材。つまり、「地域活性化における芸術文化と観光の果たす役割を理解し、両分野の視点を生かし、芸術文化と観光に関する事業活動を推進することで地域の新たな活力を創出する人材」と定義できる。

本学においては、上記に掲げる専門職業人を育成する 4 年制の高等教育機関を設置するものである。

(イ) 地域に根ざした教育研究活動の推進と、地域及び国際社会への貢献

本学が、(ア)に掲げる専門職業人を育て、地域経済の持続的な発展に貢献していくためには、教員が「芸術文化」「観光」のそれぞれの研究を深化させていくだけではなく、相互に連携して研究を進めることが重要である。前述のとおり芸術文化と観光が結び付いた活動が進展しつつあるこの但馬地域をフィールドに、大学の研究活動を行うことによって、地域の企業や団体、市民が連携して、芸術文化と観光を架橋した新たなイノベーションを引き起こし、地域の活性化につなげていく。

多くの来訪者を呼び込み、より長期間にわたり地域に滞在させるためには、芸術文化を観光に生かした滞在交流型の新たなビジネスモデルの形成が不可欠である。そこで、芸術文化の創造活動をはじめ、様々な地域資源を活用した観光産業のイノベーションの実現と、効果的な情報発信を通じた国内外のマーケットの育成に取り組む。

文化経済戦略の推進や観光立国の実現に向け、こうした研究の取組は、地域を越えて全国各地からも期待が高まっている。この地に大学が設置され、地域に根ざした高度な教育研究活動や知的生産活動等が行われることが、地域の持続的発展の基盤となる。

これまで、但馬地域には4年制の高等教育機関はなく、かねてより地域からは、大学設置の強い要望があった。県北部に位置し、人口減少が顕著な地域にあって、大学生や教員の市民との交流、大学と小中高等学校との連携、生涯学習の推進、産学官との連携や地域との協働など、本学の設置には地域創生の面からも大きな期待が寄せられている。本学は、地元3市2町が策定した「但馬定住自立圏共生ビジョン」の実現に大きく貢献するものとして注目されている。

そこで、この地に大学を設置し、外国人をはじめ、高齢者や障害者など様々な人々との交流の進展、多様な価値観の形成と、芸術文化と観光を架橋した多様な主体の多彩な活動を振興する。また、新しい芸術文化活動や観光ビジネスの創造と発展、優れた芸術文化の次世代への継承及び豊かな芸術文化の教育等を拡充する。そして、大学の持つリソースやネットワークを活かし、地域の小中高等学校や様々な県民と連携した生涯教育環境を充実する。地方公共団体や地域産業、NPO等を含む関係機関相互の連携強化を図り、魅力ある観光地域づくり及び地域文化政策を担うネットワークの形成に取り組む。このようにして地域の期待に応え、地域の活力を創出していくことは、公立大学として極めて意義のあることと考えている。

こうした取組をより一層加速していくために、学生と教員が地域と一体

となって、芸術文化と観光の双方の視点を生かして生まれるイノベーションを通じて地域課題を解決する「地域リサーチ&イノベーションセンター（仮称）」を学内に創設する。ここを「地（知）の拠点」と位置付け、多様なステークホルダーと連携した芸術文化の創造活動及び地域産業の活性化に向けて支援していく。さらには、国内外の多くの人を惹きつける芸術文化や地域の魅力を創出し、国内外との交流を一層拡大していく。このように本センターは、芸術文化を生かした新たな観光ビジネス、芸術文化の創造活動や優れた文化政策の進展に寄与し、グローバルなネットワークの形成に貢献することを目指している。

イ 教育上の目的

AI、IoT、ロボット、ビッグデータなどによる第4次産業革命が進展していく中、産業社会においては、分野を超えて人的・物的リソースを効果的に共有し、新たなイノベーションの創出が必要となっている。そこでは、従来の枠組みを超えた専門知の組み合わせが重要であり、その専門分野を越境し、効果的につなぎ、独創的な価値を見出しながら、持続可能なビジネスとしてマネジメントしていく専門職業人が求められている。

特に、先進国の生産の主要部分を占める「感情労働」や「文化・創造産業」などの非物質的労働形態においては、その中核に先端的なアートを据えることが、国際間競争において益々重要となってきている。芸術文化の創造的活動に不可欠の着想やセンスから新たな付加価値が生まれ、この価値創造が、非物質的産業を発展させるエンジンとなるからである。

また、感情面での協調やホスピタリティが業務の重要な部分を構成する観光業やアートマネジメントにおいては、個々の着想やセンスを生かしながら創発的に協働するシステムが求められている。そこで、芸術文化と観光の視点を生かすことで、新たなビジネスモデルを開発し、産業の創造を誘発し、大きな波及効果をもたらすなど、地域の活力を創出する原動力となる人材を育成する。

近未来において必要となることは、AIに支配されるのではなく、AIを駆使できる主体性・自律性をもったクリエイティブな専門人材の育成である。

この点について、平成28年版情報通信白書における有識者アンケート結果によれば、「チャレンジ精神や主体性、行動力、洞察力などの人間的資質」や「企画発想力や創造性」が重視されるとしている【資料1-21】。

本県が行った企業・団体（2,000社・団体）への人材需要に関するアンケート調査（うち505企業・団体から回答）においても、採用したい学生の資

質、能力等として、「コミュニケーション能力」と答えた企業・団体が357社・団体と最も多く（70.7%、複数回答あり）、「チームワーク、協調性」と答えた企業・団体が198社・団体が次に多い結果（39.2%、複数回答あり）となった【資料 1-22】。

もとより、演劇はコミュニケーション能力を培う有効なツールになることから、演劇を用いて、表現力、集中力、協調性など、様々な関係者と合意形成を図り、多様な背景を持つステークホルダーとの対話を通じて合意形成を導き、他者との役割分担を効果的に図りながら新たな価値を実装していく、プロフェッショナルとしての「対話的コミュニケーション能力」を養成していくこととする。

その上で、後述の（9）に掲げる「芸術文化マネジメント能力」「観光マネジメント能力」「価値創造の能力」「地域においてユニバーサルな社会づくりを推進する能力」を養成していく。

本学は、上記の能力を身に付けた専門職業人を育成していくものであり、そのための教育を行っていくことが教育上の目的である。

(8) 本学の理念

ア 基本理念

(ア) 芸術文化及び観光の双方の視点を生かして地域の活力を創出する専門職業人の養成

地域の基幹産業である観光産業は、従来型の旅行代理店に依存した集客システムから脱却し、単なる「経験」や「勘」ではなく理論的な戦略を踏まえた経営が求められている。また、観光客の満足度、魅力度向上にあたっては、宿泊業界をはじめ、その周辺の旅行業者、飲食業者、交通事業者やメディア業者など様々な産業と連携し、地域の行政、住民が一体となって達成していくものである。国が推進する世界水準のDMOの形成・育成などはまさしく観光地域全体として科学的アプローチも含めて関係者が連携して地方創生を担っていくべきものと捉えられている。観光地域の魅力創造、特産品や特別なサービスの開発、効果的なプロモーションの必要性が一層高まっていることから、地域の持続的な経済発展を推進していくためにも、観光産業の優秀な担い手となるプロフェッショナル人材を育成・強化していく必要がある。

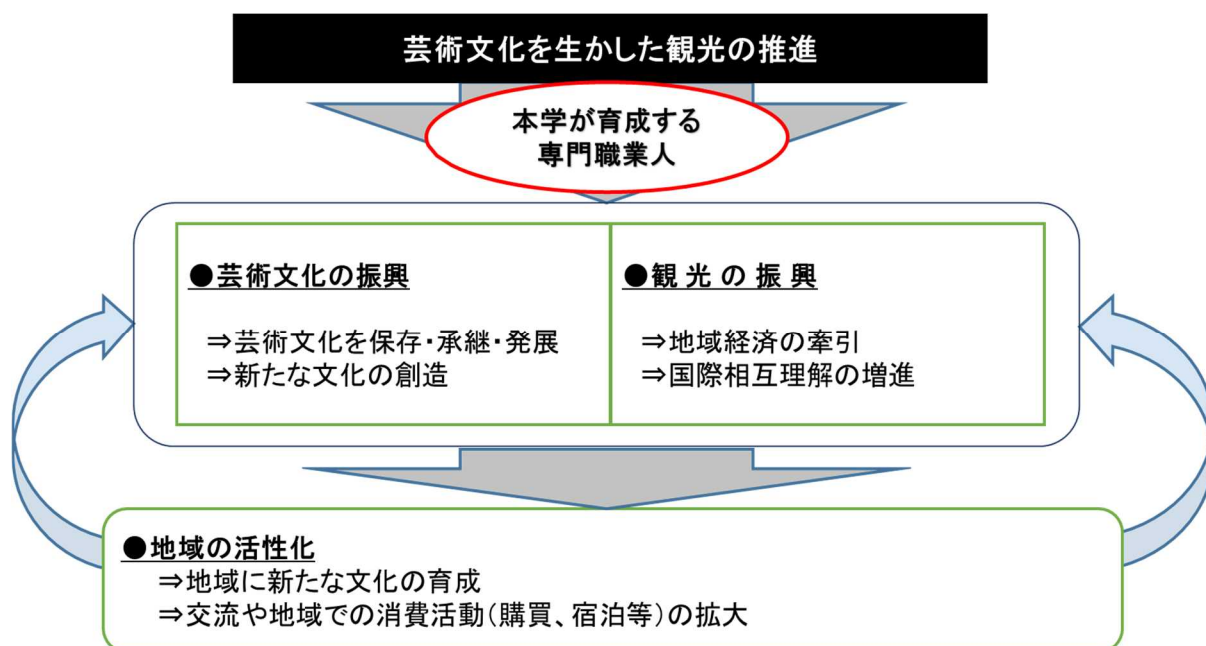
一方、文化芸術基本法（平成13年法律第148号）では、観光などの関連分野における施策を基本法の範囲に取り込むとともに文化芸術の「多様な価値」、すなわち文化芸術の本質的価値及び社会的・経済的価値を文化芸術の継承、発展及び創造に「活用・好循環させ」、「文化芸術立国」の実現を目指すこととしている。芸術文化への投資により、多様な分野から新たなコンテンツや作品が次々と生み出され、国内外に発信されることにより、今までにない魅力的で新たな芸術文化が創造され、新たな産業や雇用、交流が生まれる。ここから、芸術文化を通じて関連ビジネスへの経済的・社会的な波及効果につながるとしている。

芸術文化を生かした観光を推進し、国内外からの交流を促進することは、文化を保存・継承・発展させ、さらに新たな文化の創造に向かう芸術文化の振興においても、地域経済の牽引や国際相互理解の増進につながる観光の振興においても重要である。

芸術文化の魅力づくりが、観光という経済活動に発展的に応用されることで創造的なサイクルが回り出し、そこから高い付加価値や新たな需要が創出され、さらに持続的な文化の発展と経済成長に繋がる好循環を生み出す。（図1-1参照）

そこで、本学においては、芸術文化及び観光の双方の視点を持って、芸術文化の振興及び観光の振興並びに地域の活性化につながる好循環の実現に貢献できる専門職業人の育成のための教育を展開していくものである。

[図1-1]



(イ) 地域のオープン・イノベーション拠点の形成

教育基本法の理念（大学は、学術の中心として、高い教養と専門的能力を培うとともに、深く真理を探究して新たな知見を創造し、これらの成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする）の下、①教育、②研究、③教育・研究の成果の社会への実装、を三位一体で推進する循環型の教育研究システムを確立する。また、学校教育法における専門職大学の設置目的（深く専門の学芸を教授研究し、専門職を担うための実践的かつ応用的な能力の育成・展開）に照らし、専門性が求められる充実した職業教育及び研究を実施すべく、産学官の協働関係・ネットワークを構築し、共同研究、受託研究、知的財産の管理・活用等に取り組む。

さらに、対話型ワークショップ等を開催することにより、地域のニーズと大学のシーズをマッチングの上、大学と地域が一体となって課題解決を図る。特に、4年制の高等教育機関が存在しない但馬地域にあっては、イノベーションで地域課題を解決するプラットフォーム機能を発揮する拠点の整備が重大な意義を持つ。

(ウ) 地域の発展・繁栄及び新たな国際ネットワークの形成に貢献

本学は、上記(ア)及び(イ)に対応し、舞台芸術の学修で得たコミュニケーション能力などを基礎として、地域を支える多様な主体との連携を図り、

協働しながら多彩な地域資源を活かし、芸術文化と観光の双方の視点を生かした新たな価値を創造する事業を展開することで、地域経済を活性化し、地域の発展と繁栄に貢献する人材を育成する。

あわせて、これからの国際社会において、地域が埋没することなく、経済的、文化的地位を維持、発展させ、活力を保ち続けていくために、ローカルな特性が生み出す独自のモノや価値をグローバル市場に展開するとともに、逆に海外から地域に人やモノを呼び込む。また、多様性を受入れ、相互に助け合い、一人ひとりが持てる力を発揮できる持続可能な社会づくりに取り組む。

上記(ア)及び(イ)を通じて具現化する地域課題の解決こそが地域をグローバルに開くことになると考え、ローカルとグローバルが行き交うグローバルネットワークを創り出すハブとしてのプラットフォーム機能を発揮する。このことにより、地域の発展と繁栄、芸術文化及び観光に係る国際交流の拡大に伴う新たな国際ネットワークの形成、ひいてはこころ豊かで潤いのある持続可能な社会づくりに貢献する大学となることを目指す。

イ 育成する人材像

(ア) 人材像及び卒業後の進路

本学が育成する人材は、「地域活性化における芸術文化と観光の果たす役割を理解し、両分野の視点を生かし、芸術文化と観光に関する事業活動を推進することで地域の新たな活力を創出する人材」である。

ここでいう「両分野の視点を生かし、芸術文化と観光に関する事業活動を推進する」とは、例えば、文化施設等で企画運営に携わるアートマネジャーなど芸術文化分野の事業活動を担う人材と、滞在交流型観光に関する企画・立案を行う旅行業者等や観光地域づくり法人（DMO）など、観光分野の事業活動を担う人材とが緊密に連携し、多くの観光客を惹きつけることができる地域の魅力づくりを進めることである。すなわち、職域は異なっても、芸術文化及び観光の双方の視点を活用しながら各々の役割を果たし、連携して事業活動を遂行することを意味している。それにより、地域の芸術文化の振興、観光の振興の双方に資する価値を磨き上げ、地域の活性化を実現していく。

芸術文化に磨きをかけ、観光に活用していくことで生じる価値連鎖は、観光拠点としての芸術文化施設の機能強化を通じて、芸術文化の保存や承継、さらには新たな文化を育てていく。また、観光を通じて人の往来や購買・宿泊などの地域における消費活動の拡大につながっていく。こうして、芸術文化を観光に生かすことが、多様な分野に対してポ

ジティブなレバレッジ効果を及ぼし、新たな経済的価値、社会的価値、公共的価値を創出し、芸術文化の振興、観光の振興、地域の活性化の好循環を促すのである。

a 芸術文化分野に携わる人材

芸術文化分野に携わる人材にあっては、観光客をはじめ、当該拠点施設を訪れる者のニーズを見極め、文化資源として提供する芸術等の創造活動、内容のブラッシュアップ、他の文化施設等との連携を通じて、一定の期間ごとに新しい発信をしていく役割を果たしていく。また、それぞれの地域の特色を活かし、地域住民が親しみをもち、共に楽しむことができる企画なども盛り込むことにより、地域住民を含めたりピーター率を上げ、常に多くの来訪者の呼び込みと芸術文化に対する理解を促していく。

さらに、来訪者が文化資源の魅力に十分に触れ、満足度が高い観覧を実現する運営を行うためには、次のような戦略や戦術が不可欠である。来訪者の理解をより深めることができる分かりやすい解説や工夫、文化施設だけでは取り組めない来訪者のアクセス向上、国内外からの観光旅客の移動その他の利便の増進、周辺地域を周遊し、飲食、買い物、休憩などを通じ、地域へのより一層の理解や親しみを深める取組、観光関係事業者との連携による、文化施設の魅力の発信など幅広く来訪者を惹きつける戦略や効果的なプロモーションを行うことである。

その上で、海外への宣伝について多くの知見を持つ日本政府観光局（JNTO）等と連携するなどして、積極的な海外への情報発信、プロモーションを行い、国内外の来訪者が必要とする情報やサービスを的確に提供できる環境整備を進める。

このように、芸術文化に携わる人材であっても、観光や集客、マーケティングに関する視点を持って地域や文化施設の魅力づくりに取り組むことが重要である。

卒業後の進路として、芸術文化分野ではアートマネジャーを主に想定している。

〈アートマネジャー〉

芸術文化分野において公演や作品等の企画・制作、資金の獲得などソフト面の充実が課題となっている中、文化施設のアートマネジメントは、芸術文化の作り手と受け手をつなぐ役割を担うものであり、芸術文化を発展させるためには効果的なマネジメントの実施が不可欠となる。その担い手

であるアートマネジャーは、劇場・ホール等の文化施設や実演団体等の芸術団体において、公演や作品等の企画・構成・制作、マーケティング・資金獲得、営業・渉外・広報等の業務、また、メセナ財団やNPO等の中間支援組織において、文化施設や芸術団体と企業等とのコーディネート等の業務に携わる。芸術文化に関する幅広い知識と興味を持ち、芸術家を支え、鑑賞者にとって魅力的な公演や作品を制作し、芸術文化の価値を鑑賞者や地域住民、行政などにわかりやすく発信するとともに、公的助成や企業の支援などの資金を獲得するなど、芸術性と経済性を両立したマネジメントを実施する。

本学が育成する専門職業人は、このような文化施設等のアートマネジャーとして、観光関連事業者と共同でのプロモーションなど、観光の視点を生かしつつ、文化財団等と連携して芸術文化を支え、地域や受け手のニーズを汲み上げながら観光拠点としての文化施設を有効に活用する企画・運営を展開し、地域の芸術文化のプレゼンス、発信力を高める役割を果たしていくものである。

公演などの企画制作者、管理運営者が著しく不足している中、今後、劇場・文化ホール等のリニューアル期を捉え、文化施設の更なる機能強化、芸術文化活動の充実等を図っていく必要があり、こうした人材へのニーズがますます高まっている。

また、近年、各地域では、芸術文化を通じた地域活性化の取り組みとして、芸術祭などが多く行われており、公的ホールや既存の文化的資源の活用も含め、地方公共団体において文化政策の推進などで活躍する人材の輩出も想定している。さらに、将来的には、文化政策の執行を行う専門機関であり、欧米諸国をはじめ世界各国で設置されているアーツカウンシルのディレクターとなることも期待している。

b 観光分野に携わる人材

観光分野に携わる人材については、地域の歴史を含めた文化要素や世界にも通用する芸術文化をコンテンツとして集客に取り組み、観光消費を高める観光事業の高度化、観光サービスの生産性の向上により地域の活力を取り戻していく取り組みを進める人材である。

観光の職域に進む人材は、地方公共団体・芸術団体・大学・民間事業者等が連携・協働して芸術文化と観光、まちづくりなどの関連分野と連携した国際発信力のある拠点形成を推進するなど、コト消費の魅力を積極的に内外に向けて発信する。また、各地域への周遊を促進するために、地域の伝統文化、美しい自然、歴史的景観、魅力ある食文化等、地

域の観光資源を活かした、地域の関係者が連携して観光客の来訪・滞在促進を図る観光地域づくりを推進する。各地域の特性を活かし、歴史、風土等を反映した芸術文化資源を基軸にした拠点を形成し、地域における芸術文化活動の活性化や文化水準の向上等を通じて、交流人口の増加や地域の活性化を図る。

また、地域の芸術文化の担い手とも連携した新たな取組として、国際的な芸術祭やコンクールの開催、アートフェアの拡大、アーティスト・イン・レジデンスなど、地域の文化資源や芸術文化活動と共鳴し、持続的に成長・発展していくための集客に向けた仕掛けづくりが求められている。さらに、芸術文化創造活動の担い手と、他分野や人の移動に革新をもたらす“Ma a S”など先端科学技術とのマッチングの促進を通じたベンチャー創出等多様な事業展開にも期待が高まっている。

このような観点を踏まえ、観光に携わる人材にあっても、芸術文化を魅力的なコンテンツとして、観光事業に生かし、地域の交流人口拡大につなげていくことが重要である。

卒業後の進路として、観光分野の専門的な職種である観光事業プランナー・マネジャーを主に想定している。

〈観光事業プランナー・マネジャー〉

消費者の価値観が多様化し、モノ消費からコト消費への観光客の志向の変化、観光産業にとって効率的であった団体旅行から個人旅行への移行、また、インターネット上で取引を行うOTA（Online Travel Agent）やランドオペレーターの躍進など、観光産業を取り巻く環境が急激に変わっていく状況を捉え、観光事業者においては、ビジネスモデルの転換が急務となっている。観光振興を通じた地域の活性化を図るためには、旅行者ニーズを踏まえ、各地域の多様な観光資源を磨き、または掘り起こし、或いは新たに創造し、見せ方楽しませ方を工夫・改善して情報発信する必要があり、地域が一体となった観光地域づくりを行うことが不可欠である。そこで、従来型の観光事業モデルを脱却し、観光の着地地点となる地域と一体となって、そこに息づく生活や文化等を体験するコト消費を取り込んだ新たなビジネスモデルの創造が求められている。

観光資源を中心に地域の民間企業（資源が温泉なら旅館）、行政、DMO、地域住民への配慮が行き届く人材こそが地方創生への関りを持つ人材である。本学が育成する専門職業人は、旅行事業者、航空会社、鉄道会社などの観光交通業者、宿泊事業者等観光事業のプランナー・マ

ネジャーとして、地域の観光構造を理解した上、魅力的なコト消費のコンテンツとなり得る芸術文化を素材に、地域の自然や他の文化資源についてストーリー性を持って総合的に捉えることのできる人材である。観光事業のプランナー・マネジャーは、全体としての魅力を増進し、顧客に選ばれる旅行サービス・商品などを企画開発し、魅力的な情報発信を実践する役割を果たしてくものである。本学は、特に観光地域に立脚した着地型の観光を牽引する専門人材を観光関連業界に輩出することを目指している。

DMO、観光協会、地方公共団体等と連携し、こうした観光ビジネスを着実に運営することで、内外からの交流人口を拡大し、地域の活性化を図る必要があり、その担い手としてこうした人材へのニーズがますます高まっている。

また、地域においても観光産業は最も大きな産業の一つになっており、人口減少が大きな課題となっている地方において、地域活性化策として期待されている。そうしたことから、地方公共団体職員として、芸術文化を生かした観光政策の推進など、地域の活性化に貢献する人材の輩出も想定している。

さらに、官公庁を中心として、観光地経営の視点に立った観光地域づくりの舵取り役となるDMOの設立が進められており、将来的には、そのディレクターとして活躍することを期待している。

こうしたことから、本学が育成する人材は次のとおりである。

(各専攻が育成する人材)

1 芸術文化学士（専門職）

芸術文化と地域社会を橋渡しし、地域の魅力づくりに資する知識、技法、創造活動全体を意味する芸術文化マネジメント能力を身に付けたうえで、地域社会の側が芸術文化に求めているニーズを発掘し、芸術文化がそのニーズに応えられるように芸術文化と地域社会との良好な関係をコーディネートする能力を高めるとともに、地域の観光関連事業者と連携することにより新たな価値を創造できる専門職業人

2 観光学士（専門職）

観光のマネジメントの特性を理解したうえで、マーケティングや経営学のディシプリンから観光事業分野の学びを徹底し、理論的かつ実践的な職業人としての基礎能力を高めるとともに、これら観光に関する

る能力に併せ持つものとして、地域活性化の力となる芸術文化分野の知見を生かして、新たな観光の展開を具体化できる専門職業人

(4) 人材需要

本学の学生に対して、次の理由から、毎年入学定員 80 人を超える安定した人材需要が見込まれるものと判断している。

① 芸術文化及び観光分野における恒常的な人材不足

本学の学生における卒業後の就職先として想定するアートマネジャーについて、公益財団法人全国公立文化施設協会(2017年)「劇場、音楽堂等の活動状況に関する調査報告書」によると、全国の国公立施設 1,225、私立施設 61 のうち、専門的な人材が十分に確保されていないと回答した施設は、国公立施設 961(78%)、私立施設 34(56%)と、人材不足が課題であることが明白である【資料 1-20】。

次に、観光事業プランナー・マネジャーについて、訪日外国人旅行客の増加に伴い、我が国の観光関連産業における労働者はかなり不足しており、とりわけ宿泊業における人材不足が顕著となっている。平成 30(2018)年の新規求人数は 19.5 万人で、直近 4 年間で 18.9%増加している【資料 1-23】。また、宿泊業の有効求人倍率は 6.15(職業計 1.38)、そのうち本学が育成する「マネジャー」クラスに関しても 2.26 と、恒常的に雇用が逼迫している実態にある【資料 1-24】。また、近年、大手旅行社、交通業などにおいて、従来の「発地型」の旅行業モデルから「着地型」モデルへの転換に向けて、自社内に地域創生部門等を新たに組織するなど、滞在交流型商品・サービスの提供や地域課題の解決を目指すビジネスモデルへの移行を進めている。こうしたことから、本学が育成する人材需要は一層高まっていると言える。

以上のとおり、本学が育成する人材の職業領域に携わる人材にあっては、現状においても需要に対して供給が恒常的に不足している状態にあり、今後さらに、着地型観光のニーズが顕在化し、また、観光拠点としての芸術文化施設の充実が求められる中で、本学が育成する専門職業人の需要は高まるものと考えている。

② アンケート結果の検証

人材需要に関するアンケート調査を全国 2,000 企業・団体に対して実施し、505 企業・団体から回答があったが、全体の 4 分の 1 程度の回答にとどまったことから、当該アンケートにおいて回答が得られなかった企業・団体のうち、本学が想定する卒業後の 4 つの進路(芸術文化分野の

「アートマネジャー」「アーツカウンシル・ディレクター」、観光分野の「観光事業プランナー・マネージャー」「DMOディレクター」としての就職が期待される業種を中心とした全国 333 企業・団体に対して再度、アンケート調査を実施し、95 企業・団体から回答があった。

本学が育成する人材像を示した上で採用意向を確認する質問に対して、「ぜひ採用したい」「採用したい」と回答した企業・団体は、350 企業・団体（58%）であり、入学定員 80 人の 4.4 倍にあたる企業・団体が本学の卒業生の採用に前向きな姿勢を示している。

また、この採用意向を示した 350 企業・団体へ、毎年の採用想定人数を聞いたところ、毎年の採用想定人数の合計は 210 人となり、入学定員の 2.6 倍となる（「人数は未確定」の回答は採用想定人数に計上していない）【資料 1-22】。

このアンケート結果について、本学が想定する卒業後の 4 つの進路として 421 企業・団体に限定して集計すると、「ぜひ採用したい」「採用したい」と回答した企業・団体は 247 企業・団体（59%）となり、入学定員 80 人の約 3.1 倍にあたる企業・団体が採用の意向を示している。

また、この採用意向を示した 247 企業・団体へ、毎年の採用想定人数を聞いたところ、毎年の採用想定人数の合計は 153 人となり、入学定員の約 1.9 倍となる（「人数は未確定」の回答は採用想定人数に計上していない）【資料 1-25】。

[採用意向を示した 247 企業・団体における進路別内訳]

a 芸術文化分野（アートマネジャー、アーツカウンシル・ディレクター）

回答があった 230 企業・団体中、文化施設（劇場、ホールを含む）やイベント企画、公共セクターを運営する 126 企業・団体（55%）が「ぜひ採用したい」「採用したい」との意向を示している。

この 126 企業・団体の毎年の採用想定人数は、合計で 44 人となり、芸術文化分野を主となる専攻分野として学ぶ学生が定員の半数である 40 名と仮定した場合、これを上回っている（「人数は未確定」の回答は採用想定人数に計上していない）。

b 観光分野（観光事業プランナー・マネージャー、DMOディレクター）

回答があった 191 企業・団体中、旅行業、レジャーサービス、航空会社、鉄道会社などの運輸業、宿泊業、DMO など 121 企業・団体（63%）が「ぜひ採用したい」「採用したい」との意向を示している。

この121企業・団体へ毎年の採用想定人数は、合計で109人となり、観光分野を主となる専攻分野として学ぶ学生が定員の半数である40名と仮定した場合、これを上回っている（「人数は未確定」の回答は採用想定人数に計上していない）。

このアンケート結果については、全国2,000企業・団体に限った調査であるものの、回答があった企業・団体の毎年の採用人員の集計のみで既に入学定員を超えているが、調査対象となっていない企業・団体等にも同様の採用ニーズがあると想定できることから、さらに多くの採用が期待できると考えられる。

例えば、芸術文化分野の業種の一つである「文化施設（劇場、ホール含む）」については、今回のアンケート調査では500施設を対象として実施したところ、143施設から回答があり、このうち本学の卒業生について採用意向を示したのは67施設、採用想定人数は26人であった。しかし、全国には少なくとも1,286施設*存在することから、今回のアンケート調査結果を基にすべての施設から回答を得たとして推計すると、採用意向を示す施設数は603施設、採用想定人数は234人となる。

（「文化施設（劇場、ホール含む）」の推計）

- ・ 今回のアンケート調査で回答のあった施設は143施設（調査対象500施設 回収率28.6%）
- ・ 全国の施設（1,286施設*）を対象に調査を実施し回答を得た場合を仮定すると、採用意向のある施設数は603施設程度、採用想定人数は234人程度と推計される

$$\left[\begin{array}{l} \text{①採用意向のある施設数の全国推計} \\ \text{今回のアンケートによる採用意向のある施設数 67 施設} \\ \times 1,286 \text{ 施設 (全国)} / 143 \text{ 施設 (アンケートに回答のあった施設)} \\ \doteq \underline{603 \text{ 施設}} \\ \text{②採用想定人数の全国推計} \\ \text{今回のアンケートによる採用想定人数 26 名} \\ \times 603 \text{ 施設 (①採用意向のある施設数の全国推計)} / 67 \text{ 施設 (採用意向のある施設数のアンケート結果)} \\ \doteq \underline{234 \text{ 名}} \end{array} \right]$$

*「劇場、音楽堂等の活動状況に関する調査報告書」（平成28（2017）年 公益財団法人全国公立文化施設協会）における有効回答施設数（国公立1,225施設、私立61施設）

また、観光分野の業種においても同様に、今回の調査対象となっていない企業・団体等にも同様の採用ニーズがあると想定されるほか、観光ニーズが多様化する中、観光分野の調査対象業種とした旅行業、レジャーサービス、運輸業、宿泊業、DMO等以外の業種における観光分野の卒業生の採用ニーズが今後、ますます増えていくと考えられる。

加えて、今回、「採用想定人数は未確定」としていた計 120 企業・団体（芸術文化分野 74、観光分野 46）からの回答については、採用想定人数として計上していないが、潜在的な採用意向があることを前提とした回答であることも考え合わせると、本学には、毎年、安定的な人材需要があるものと判断できる。

ウ 既存大学との違い

本学においては、全ての学生が芸術文化と観光という、異なる分野を 1 学部 1 学科で共通して学び、いずれかを主となる専攻とし、もう一方を副となる専攻として、双方の知見を持って特定の領域での事業活動を通じて社会に新たな価値を創造する専門職業人を養成するものである。

具体的には、専門職大学制度を活用し、顕著な実績のある実務家教員による授業、段階的かつ重層的に体系化した実習プログラム等により、全ての学生が、芸術文化の創造活動や文化施設等のアートマネジメントを通じて芸術文化の振興に寄与する能力、及び芸術文化を生かした観光ビジネスモデルを展開する能力、双方の視点を生かし新たな価値を創造する能力を身に付け、卒業後は、文化施設等の企画運営を行うアートマネージャーや、着地型観光サービスを企画開発する観光業のプランナー・マネージャー等多様なステークホルダーとの連携を図りながら芸術文化及び観光の双方の視点を持って企画運營業務に専門性を発揮する。その技能は、地域のブランディングなどマーケティングやプロモーション、観光地経営又はアートマネジメントなど、極めて専門性が高く、企画運營業務に重要な役割を担う。

もとより、芸術文化には、演劇、美術、音楽等の芸術資源があり、それを鑑賞する観客が存在する。この顧客の消費行動を促進するためには、芸術文化の専門的な知見をもとに、芸術資源を見出し、創造し、ヒト・モノ・カネを結び付ける企画、広報、マネジメント等を行い、芸術資源と観客をつなげるコーディネート機能を果たす人材が必要となる。観光も同様に、自然、文化、娯楽などの観光資源があり、観光客が存在する。やはり、そこには、観光資源を見出し、磨き、ヒト・モノ・カネを結び付ける企画、広報、マネジメント等を行い、観光資源と観客をつなげるコーディネート機能を果たす人材が必要となる。そこで、本学は、芸術文化と観光の専門的な知見を持ち、イノベーションを起こすことができる人材を、専門職大学制度を活用して理論と実技、さらに実践力を養成できる充実した実習により育成するものである。

このように1学部1学科で芸術文化と観光という異なる分野を学び、両分野の視点を生かして新たな価値を創造していく専門的な学修をする高等教育機関は他にない。

近年の企業における採用形態については、いわゆる一括採用型の“メンバーシップ型雇用”から職務などを明確に限定した“ジョブ型雇用”へと移行しつつあり、企業内教育も縮小傾向にある中、企業からは職務に直結した専門的な実践力を身に付けた人材が求められている。本学が育成する専門職業人は、このようなニーズに対応できる即戦力の人材を目指している。変化の激しい時代にあっては、その変化に柔軟に対応し、新たな価値を見出していく創造性が重要となるが、本学では、芸術文化と観光の両分野を架橋した教育の実践を通じて、これまで顕在化していなかった芸術文化を生かした観光ビジネス、或いは観光地域づくり活動と連携した芸術文化プロジェクトなどという新たな事業フィールドを可視化し、地域の成長エンジンと捉えていくことができると考えている。

さらに、本学が育成する専門職業人には、職業分野において創造的な役割を果たすために必要な応用的能力として、地域においてユニバーサルな社会づくりを推進する能力を養成する。ユニバーサルな社会づくりとは、年齢、性別、障害の有無、文化などの違いにかかわらず、だれもが地域社会の一員として支え合うなかで、安心して暮らし、一人ひとりが持てる力を発揮して元気に活動できる社会。そして一人の人間として尊重され、社会的な営みに参加することで生きがいを感じる社会である。もとより、芸術文化の創造活動、鑑賞活動については、社会の多様な人々が様々な場で参加することができる社会的包摂の取組が求められている。観光においても、同様に人種や文化の違い、障害の有無等にかかわらず、誰もが安心して楽しめる環境整備が必要である。

こうした理念の実現に向けて、多様なステークホルダーと一体となって地域づくりに取り組む専門職業人の立場から事業を通じて、多様性を理解し、共感し、相互に支え合う社会づくり、及び安全・安心で環境保全にも配慮した持続可能な社会づくりに寄与することが重要である。本学では、専門職大学制度を活かし、展開科目として、更なるグローバル化や少子高齢化の進展、大規模災害を踏まえた防災・減災や環境問題への対応など、将来の変化を見据えて持続可能な事業運営を遂行できるスキルを応用的能力として養成する。この点においても、既存大学とは違った人材を育成していくものと言える。

(9) 育成する人材に求められる能力・資質

本学が育成する人材の果たす役割からみて、芸術文化及び観光に関する専門的な知見が求められるとともに、次のような能力・資質も必要となる。

前述の進路として掲げる芸術文化分野及び観光分野の職種には、各々の事業を推進するにあたり、多様なステークホルダーが関係している。こうした関係者とコミュニケーションを図り、一定の合意形成を図っていく力が極めて重要となる。

また、芸術文化及び観光を通じて、自分と異なる価値観や文化的背景を持った人とも積極的に交流を図り、多様な価値観に対する理解を深め、寛容する姿勢が求められる。さらに、身体的なハンディキャップを負った人も含め、できるだけ多くの人々が活動に参画し、安心・安全で一人ひとりが持てる力を最大に発揮できる社会づくりに向け、サステナビリティの視点を持って事業をコーディネートしていくなど、創造的な役割を果たしていくことが求められる。以上のことから、本学が育成する専門職業人に求められる能力・資質を次のとおりとする。

ア 対話的コミュニケーション能力

異なる意見を持つステークホルダーと対話を通じて、価値観のすり合わせ、言い換えれば「コンテキストのすり合わせ」を行い、自分の価値観と対話の相手の価値観をすり合わせることによって相互理解、合意形成を図る能力を対話的コミュニケーション能力と定義する。

多種多様なステークホルダーと連携して、芸術文化の魅力づくり及び芸術文化を生かし観光を推進し、地域の活性化を図るためには、この対話的コミュニケーション能力が必要である。

イ 芸術文化マネジメント能力

芸術文化と地域社会を橋渡しし、地域の魅力づくりに資する知識、技法、創造活動全体を意味する能力を、芸術文化マネジメント能力と定義する。

アートマネジメントの意義としては、地域社会の側が芸術文化に対して求めているニーズを発掘し、芸術文化がそのニーズに応えられるように、芸術文化と地域社会との良好な関係をコーディネートすることである。アートマネジメントの概念で括られる職能は、芸術文化施設やフェスティバルのディレクター、プロデューサー、エデュケーター、コーディネーターなどに及ぶが、そのミッションと基本技法は共通する。文化施設の運営、

芸術団体の活動及び芸術文化事業を、より効率的かつ効果的に、また持続可能な形態で実現するマネジメントの技法であり、具体的には、演劇、音楽会等の企画制作、事業活動のための資金調達、経理、組織管理等の業務、広報・宣伝、マーケティングなどの活動を包括する。

近年では、アートマネジメントは、市民社会づくりと深く連動して、芸術文化の力を広く社会に開放することにより、成熟した市民社会・地域社会の実現に寄与する活動として、芸術文化によってコミュニティや市民社会を紡ぎ上げるための知識・技法、活動全体を意味するようになってきた。このように芸術文化は、新たなコミュニティを創生するためのメディアという意味で公共性を備えており、公共やアーツカウンシル等を通じた支援も必要となり、このことに対する住民の合意が形成されなければならない。そのための政策提言や説明責任の行使も、本学が養成するアートマネジメントとしての重要な能力である。

ウ 観光マネジメント能力

本学では、顧客の観光消費を高める観光事業の高度化を図るとともに、観光のマネジメント特性を知り観光事業における生産性の向上と観光による地域活性化を図る能力を、観光マネジメント能力と定義する。

観光ビジネスの推進においては、顧客ニーズを捉え、多くの観光客の集客と、その滞在期間の長期化に結び付く着地型の観光サービス・商品の提供・開発等が求められる。そのためには、観光産業に関わる様々なステークホルダーと連携し、地域が一体となった観光地域づくりを展開していく必要がある。

観光事業者として着地型観光サービスを企画運営していく人材には、観光地域づくりの意義を理解した上、多様な関係者を合意形成に導くコミュニケーション能力、観光事業のマネジメント及び観光産業に関するマーケティングに関する知識・技能等が求められる。

エ 価値創造の能力

閉塞感を脱し地域に活力を取り戻すには、他力本願ではなく自律的に生き抜く道を探る姿勢が必要である。そのためにはイノベーションにつなげる新たな価値を創造するアイデアと実行力が必要となる。本学では、芸術文化に磨きをかけ、またそれを観光に生かすことで地域活力の創出につながる新たな価値を生み出していく能力を価値創造の能力と定義する。それはまた、観光の視点に立って新たなコンテンツや企画を生み出す創造力をも含む。

芸術文化と観光を組み合わせた価値連鎖による新たな経済的価値、社会的価値、公共的価値を創出し、芸術文化の振興、観光の振興、地域の活性化の好循環を促す原動力となる。つまり、芸術文化の活動を通じて新たな需要や高い付加価値を生み出し、質の高い経済活動を実現する。さらに、芸術文化を魅力あるコンテンツとして生かした観光ビジネスを展開し、新たなマーケットを育成する。こうして芸術文化資源の活用により生まれた経済的価値等を芸術文化の振興へと還元し、地域の活性化を図る。

こうした持続可能な事業を運営するための基礎的な経営に関する理論・知識、芸術文化及び観光の知見により新たな価値を創造する力、そしてそれを地域の創生に生かしていく力が必要である。

オ 地域においてユニバーサルな社会づくりを推進する能力

ユニバーサルな社会とは「年齢、性別、障害の有無、文化などの違いにかかわらず、だれもが地域社会の一員として支え合うなかで、安心して暮らし、一人ひとりが持てる力を発揮して元気に活動できる社会。そして一人の人間として尊重され、社会的な営みに参加することで生きがいを感じる社会」である。

これまでは、経済効率と福祉社会の進歩の間にはトレードオフが存在すると考えられてきた。しかし現代社会においては、地域社会のニーズや問題はその地域で働く者にとっての重要な活動課題と認識されるようになってきた。ユニバーサルな社会の実現と企業の成功とを両立させるためには、公益性を重視した経営能力が求められるが、そこにはまた新たなビジネスチャンスもある。

こうした理念のもと、本学が育成する専門職業人は、今後のまちづくりや社会づくりに生かしていくとともに、震災復興の中で培った「痛みを分かち合い、支え合う」文化を継承し、根付かせ、ユニバーサルな社会づくりを志す人々が、組織を超えて横につながり、地域で連帯しつつ、各主体が知恵と力を出し合って協働の取組を進めていくこととする。

そこで、多様性を理解し、他者に共感し、協調・協働して行動することができ、相互に支え合い、一人ひとりが持てる力を発揮し、活動できる社会づくりに取り組む姿勢が求められる。あわせて、来訪者の安心・安全、自然・社会環境に配慮し、持続可能な運営ができる能力を身に付ける必要があり、本学では、これを「地域においてユニバーサルな社会づくりを推進する能力」と定義する。

(10) ディプロマ・ポリシー

本学のディプロマ・ポリシーについては、所定の規定に基づき、4年以上在学し、134単位の取得をし、次に掲げる能力・資質を備えた学生に学位を授与する。

ア 各専攻に共通するディプロマ・ポリシー

対話的コミュニケーションを厭わず、他者と協調・協働して行動することができること。また、地域活性化における芸術文化と観光の果たす役割を理解したうえで、地域と協働し、ユニバーサルな視点で社会的な課題に取り組み、地域に新たな活力を創出しようとする意欲を持っていること。これらは、いずれの分野を主たる専攻とする学生においても共通に求められる能力である。

具体的な共通するディプロマ・ポリシーとしては、

- (ア) 基礎的な知識・技能及び対話的コミュニケーション能力
 - a 学士（専門職）として必要となる教養、言語・情報リテラシーを身に付け、状況に応じて活用することができる。
 - b 多様なステークホルダーの考え方や立場を理解した上、対話を通じて合意形成に導く技能を身に付けている。
- (イ) 価値創造の能力
 - a 芸術文化及び観光が地域の活性化にどのような役割を果たすかについて問題意識を持ち、それを追究していく強い意志を持っている。
 - b マネジメント、アカウンティング、事業創造に関する基礎的な理論・知識を身に付け、事業活動について継続性を担保する手法や、新たな価値を生み出していく意義について理解している。
 - c 芸術文化及び観光に関する知見を生かし、芸術文化と観光に関する事業活動を通じて交流人口を拡大し、地域を活性化する方策を考えることができる。
- (ウ) 地域においてユニバーサルな社会づくりを推進する能力
 - a 多様性を理解し、共感し、他者と協調・協働して行動することができる、相互に支え合い、一人ひとりが持てる力を発揮し、活動できる社会づくりに取り組む姿勢を有している。
 - b 率先して、安心・安全の確保、環境の保全・改善に取り組む姿勢を有している。

イ 主となる専攻が芸術文化分野の学生のディプロマ・ポリシー

演劇を中心とした舞台芸術の学修によって培われる物語をつくる創話性、

合意を形成する協働性を基盤に、さまざまな芸術文化と地域社会をコーディネートし、地域社会の課題を解決できる能力を身につける。また、その際に観光分野に蓄積されている知見を活用することで、芸術文化の新たな展開とそれに基づく地域の課題解決をより一層強く進めることができる者に学位を授与する。

(ア) 芸術文化マネジメント能力

- a 文化施設の運営及び舞台芸術を中心に芸術文化に関する専門的知識を身に付け、芸術文化の力を広く社会に開き、地域の活性化に生かそうとする態度を有している。
- b 地域固有の文化資源を芸術的観点から再発見し、芸術によって生み出される価値を付与することで、その芸術文化資源の発見・活用・発信の実務に適用していくことができる。
- c 独創的かつ先端的な芸術文化の創造に取り組む姿勢を有している。
- d 地域社会の課題を芸術文化の視点から見つけ、解決しようとするリーダーとしての姿勢を有している。

(イ) 芸術文化学士（専門職）に求められる観光マネジメント能力

- a 芸術文化活動を社会に広く発信するための基礎的なマーケティング能力を身に付けている。
- b 観光地域づくりや観光産業を取り巻く現状や課題を理解し、芸術文化による地域の活性化の実務に適用できる。
- c 地域の観光関連事業者の考え方や立場を理解し、連携することができる。

ウ 主となる専攻が観光分野の学生のディプロマ・ポリシー

豊かな地域の資源と世界の多様な価値観への理解を礎に、観光による地域の活性化に主体的に取り組む協働能力、観光業界で活躍するための多角的な思考能力を身につける。また、芸術文化分野での知見をいかし観光分野での新たな価値をつくり出す創造性の開発を進めることができる者に学位を授与する。

(ア) 観光マネジメント能力

- a 観光の事業特性を理解し、他産業とのマネジメントの違いが理解できる。
- b 観光地域づくりの意義を理解し、観光を通じて地域の活性化を図っていかうとする態度を有する。
- c マーケティング、経営学の基礎的な知識・理論を身につけ、観光事業の実務に適用していくことができる。

- d 観光ビジネスにおける現実の課題を解決するための総合的判断ができる
- (イ) 観光学士（専門職）に求められる芸術文化マネジメント能力
 - a 文化施設の運営及び舞台芸術を中心に芸術文化に関する基礎的な知識を身に付けて、芸術文化を観光に生かし、地域の活性化を図ろうとする態度を有している。
 - b 日本における文化政策や芸術文化を取り巻く現状や課題を理解したうえで、観光産業における実務に適用できる。
 - c 芸術文化が社会に果たす役割を理解して、地域の魅力づくりにつなげようとする姿勢を有している。

(11) 学問の領域

ア 本学における「芸術」及び「芸術文化」の定義

「芸術」は、人間が、ある技術や創話機能 (la fonction fabulatrice) を通して、自然や人の心の状態を知覚可能なものにする表現活動である。

「芸術」には、近代のカテゴリーに従えば、概ね6つのジャンルがあるとされている。時間芸術と言われる「舞踊」「音楽」「文学（劇詩）」、空間芸術と言われる「彫刻」「建築」「絵画」である。

本学は、「舞台芸術」を、上記6ジャンルの要素を包含する「総合芸術」と捉えている。

そして、芸術文化を人間の創話的機能による所産の総称と捉えている（「芸術文化」の定義）。「創話的機能 (la fonction fabulatrice)」とは、道徳と宗教の起源とされ、また個人を社会につなぐ、人間の根源的な創作能力である。「創話的機能が或る生命的な必要に応ずるものであり、その必要はこの機能をまず公益にかかわる宗教的虚構の方に導いてゆく〔中略〕神話から民話、民話から伝説、伝説から詩や劇や小説に至るまで、同一の能力が働いている〔中略〕その本性、すなわち「われわれが我々自身に語って聞かせる物語の中の人物たちを創造する能力」〔後略〕」（アンリ・グイエ著、佐々木健一訳『演劇と存在』より）。創話的機能というこの能力は（ままごとやごっこ遊びをする）子供たちにおいて活発であるが、大人も社会という人間関係の中で、常に演じ、ふりをし、話をつくっている。芸術文化の創造は、この物語をつくり演じるという人間の根源的な創作能力を基にしている——したがって「小説」のような近代以降の「芸術」は、この能力がもたらす創作物の発展形態（にすぎない）と言って良い。本学が演劇に重きを置いているのはそのためである。本学は演劇を、種々ある芸術文化の中でも最も創話的機能との関わりが深い「行動」ならびに「見世物」と考えてい

る（「演劇」の定義）。「演劇の本質は二つの単語で言い表される。τὸ δρᾶμαすなわち行動と、τὸ θεᾶταιονすなわち人びとの見る場所である。つまり、語源から考えるなら、行動が劇の根源であり、さまざまな意味におけるテアトル（劇場かつ舞台かつ演劇）はつねに見世物（スペクタクル）を前提としている」（同上、『演劇と存在』より）。今日、その演劇は、舞踊や音楽とともに「パフォーマンスアーツ（人前で演じる芸術＝上演芸術）」として、芸術文化産業の一翼を担う「舞台芸術」となった。「舞台」は本来「演じられる空間」のことであるから、それは必ずしも広場や劇場の壇上に限られはしないが、本学は「舞台芸術」という言葉を、見世物（スペクタクル）として視覚的にも聴覚的にも趣向を凝らしたパフォーマンス、より具体的には、劇場に類似する機構を使い、美術や服飾、映像や歌唱等とも一緒に創作される総合芸術の意味で用いる（「舞台芸術」の定義）。

本学の施設に（小）劇場が併設されているのもこの点と関わる。以上のように定義され得る「舞台芸術」を、本学が、とりわけ実習の中心にすえているのは、それが総合芸術のスペクタクルとして、経済活動（経営の学び）と切り離せないだけではなく、多様な関心を持つ人たちを調整する学習の装置となるからである。劇場には、演技や演出のほか、照明や音響、大道具や小道具、衣装や映像といったそれぞれの表現に関心を持つ人々が集まる。皆が主体となり、意見を交わし、センスを共有して、客人に見せる物をつくる。そしてこの舞台芸術の創作が他の芸術創作と異なる点は、見世物の公開日（公演日）が予め決まっているということである。劇場に集う者は、限られた一定期間内に、複数の人と合意形成を取り、それぞれの思考や感覚を一つの形象に結実させねばならない。この協働作業の経験は、優れて舞台芸術にその典型を見る、実践的な社会学習と言える。

舞台芸術を中心にすすめる芸術文化分野の専攻の学びは、観光の分野においても必要な力を身に付けさせると思われる。実際、今日の地域振興に関わる観光事業では、プロジェクトに携わる様々なステークホルダーの利害関心を一定期間の内に調整せねばならない。関係者がそれぞれに良い仕事が出来たと思える交渉と協働の力が求められるのである。

また現在は、観光事業の分野においても、人の移動を導くための物語の創出が不可欠となっている。観光はいまアートツーリズムやエコツーリズムといった新たな局面（「ニューツーリズム」）に入っているとされ、それは私たちの消費の趣向が、モノの購買から出来事の体験といういわゆる「コト消費」にシフトチェンジしたためだと言われる。コト消費とは、つまるところ「時間」を楽しむことである。観光の振興は、その時間をどのように演出し物語るか（企画し広報するか）ということにかかっているのだ。

芸術文化の中でも、殊、パフォーミングアーツのジャンルについて言えば、今日、日本での音楽祭は大小合わせて年間200以上あるとされ、また、あいちトリエンナーレや Kyoto Experiment など演劇やダンスを中心とした舞台芸術祭も各地で開催されている。そして様々な芸術文化のジャンルを集めた隔年や三年毎の総合芸術祭も増えている。欧州の「フェスティバル」を範としたこのような祭典は、その成り立ちからして、余暇や観光と同根である。この事実は本学との関係においては特筆されて良い。演劇史の専門家が伝えるように、「たとえば、演劇フェスティバルは、今日ではヨーロッパ全土に普及しているが、そもそもは一定の期間——夏——に、休暇に結びついた場所——観光地——で始められたのである」（アラン・ヴィアラ著、高橋信良訳『演劇の歴史』より）。

本学は、すぐ後で説明するように、フェスティバル運営の実習（「芸術文化・観光プロジェクト実習1～4」）をコア科目の柱の一つにしている。大規模な人の移動を生み出す芸術祭が多くなるほど、旅行者の時間をどう演出し消費に結び付けるかという想像力もまた、観光事業者に求められることになるだろう。本学全体の養成人材像は「地域活性化における芸術文化と観光の果たす役割を理解し、両分野双方の視点を生かし、芸術文化と観光に関する事業活動を推進することで地域の新たな活力を創出する人材」である。本学は、そのような人材を世に送り出すために、次の如くカリキュラムを組んでいる。

本学では、まず、2つの専攻に共通するコア科目群の中の相互アプローチ科目（芸術文化及び観光の双方の視点を生かし、新たな価値を創造するための知識・技能を身に付けさせる科目）に、「芸術文化と観光」「地域創生論」を、そしてそれらの理論学習をもとに「芸術文化・観光プロジェクト実習1～4」の実践的学習ならびに「専門演習」と「総合演習」を配置している。これらの中軸にして、コア科目にはさらに「アートマネジメント概論」「パフォーミングアーツ概論」「文化施設運営論」「観光事業概論」「観光サービスマネジメント論」「観光産業マーケティング論」等を配置している。

芸術文化系に関しては、初年次から履修が可能な基礎科目に「美学」「芸術学」を置き、そこから各論を望む者には、同じく基礎科目で「文学」や「言語表現論」を、また芸術文化系科目群の職業理論科目では「批評論」や「美学美術史」、「現代アート論」や「音楽文化論」を学ぶことのできる流れをつくっている。演劇関係の学習に関しては、理論科目として「演劇入門」「演技論」「演劇教育入門」「演劇教育論」を用意し、実践科目として「演劇ワークショップ実習A～D」を組んでいる。舞台芸術の学習に関しては、劇場の機構なども学べる実習科目として「舞台芸術基礎実習」「舞台芸術実習A～

D) を、また舞台監督や舞台美術家が講師にも加わっている理論科目として「舞台芸術入門」「舞台芸術論」「空間デザイン入門」「舞台美術論」を用意し、さらには、それらの科目の学習とともに学生が、劇場での創作の企画や広報、文化振興策の提案等を望む場合にそなえて「劇場プロデュース実習1～2」「文化政策実習」を組んでいる。そしてそこから一層高度な実践力を養いたい者には「総合芸術文化実習」も用意している。

また、観光分野を主となる専攻とする学生には、クロスオーバー科目という仕組みによって、観光分野でのキャリア形成を目指す学生にとっても身に付けることが望ましい芸術文化に関する専門知識・技能の修得に向けた科目群を受講させる。観光の視点で芸術文化による地域の活性化を鑑みたときには、その土地固有の歴史や資源への認識と敬意が欠かせない。本学全体ではその点を「地域資源の保全と活用」や「兵庫の教訓を踏まえた防災」「ジオパークと地域」等の科目を配した展開科目の中で学習させる予定であるが、芸術文化系の職業理論科目においても、土着の演劇というべく民俗芸能に関する知見を、特に震災との関係も踏まえて、保全や映像アーカイブ資料の活用という観点から学習させる「民俗芸能論」を新設した——この科目は観光分野を主たる専攻とする学生も受講するクロスオーバー科目に設置している。そこで得られる学びは、今日の観光事業に資する、また本学の観光専攻が力を入れている、観光地経営の教育に接続するものと思われる。

まとめるならば、「芸術文化」の中でも「演劇」を始めとする「舞台芸術」を柱にして組まれた本学の芸術文化専攻の教育課程は、養成する人物像との整合性をもち、また審査意見にある「観光の振興との関係性」に関しても、例えば、旅行を演出し物語る（企画し広報する）という観光プランナーや観光マネジャーにおいて必須の能力を会得させもするとともに、観光地経営における多様なステークホルダーの調整や、その土地固有の価値を尊重しながら新たな社会づくりに与する能力を身に付けさせることができるものとなっている。

さらに、特に今般の新型コロナウイルス問題で、観光業と舞台芸術（更に広く言えばライブエンタテインメント産業）は大きな打撃を受けた。このことは、図らずも二つの業界の親和性を明らかにすることになった。

それは端的に言えば、二つの業界が、時間と空間の一時的な「利用権」を売買する業種だという点にある。またその「利用権」は、客席数や客室数などの上限があり、製造業における「在庫」「増産」といった概念が適用しにくいという特徴を持つ。今般のウイルス禍からの景気回復が難しいと予想される一つの要因もここにあり、新型コロナウイルスの感染拡大が沈静化しても、「利用権」の販売に限界がある以上、すぐに消費が爆発的に伸びるわけ

ではない。

観光学の世界でも、アートマネジメントの世界でも、常に客室稼働率や客席稼働率が問題となる点も、上記の特性に由来する。また中小・零細企業が多いことも、この業界の共通点であり、従来型の経済支援策だけでは限界があるとの指摘も多い。

このように経営面や組織マネジメント面において共通項が多く、親和性の高い両分野を共に学ぶことで、様々な相乗効果や、新しい発想が生まれることが期待できる。

私達は、今般の新型コロナウイルス禍によって多大な被害を被った観光業と舞台芸術業界の復興を担う人材を育成するという、新しい社会的責任を負ったとも自覚している。

イ 本学における「芸術文化分野」と「観光分野」の関係

本学における学問の領域は、芸術文化分野及び観光分野であるが、本学での学びの対象は、芸術文化を生かした観光を推進し、国内外からの交流促進を通じて、文化を保存・継承・発展、さらに芸術文化の振興、観光の振興及び地域の活性化という好循環を図っていく営みである。

平成29（2017）年に改正された文化芸術基本法では、「地方文化芸術推進基本計画」の策定が地方公共団体の努力義務とされ、そこでは、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育など、多様な分野と連携した効果的な取組が期待されている。

さらに、「観光立国推進基本計画（H24）」では、文化的な要素に対する知的欲求を満たすことを目的とする観光を「文化観光」と位置付け、芸術文化の振興と観光の振興の双方に資する価値を磨き上げるモデルづくりが推奨されている。これにより、芸術文化の振興、観光の振興、地域の活性化につながる好循環を図っていくことが目指されている【資料1-26】。

「文化観光」とは、「文化についての理解を深めることを目的とする観光」としている。その対象となる「文化」は、来訪者における今あるニーズに対応した、人間の活動及び所産、とりわけ有形・無形の文化財に中心がある。

現在、観光を取り巻く環境は大きく変わってきている。個人旅行の増加等旅行形態の多様化、「モノ消費」から「コト消費」へのパラダイムの転換などを捉え、芸術文化を創造的に観光に生かしていくことが大切である。文化を保存・継承・発展させ、さらに新たな文化の創造に向かうことは、芸術文化の振興においても、観光の振興においても重要である。これらが相乗することで、経済の牽引や国際相互理解の増進につながるの

る。

人々を惹きつける芸術文化の魅力づくりが、観光という経済活動に発展的に応用されることで創造的なサイクルが回り出し、そこから高い付加価値や新たな需要が創出され、さらに持続的な文化の発展と経済成長に繋がる好循環を生み出す。つまり、地域の歴史を含めた文化要素や世界にも通用する芸術をコンテンツとして集客に取り組み、観光消費を高める観光事業の高度化、観光サービスの生産性の向上により、新たな経済的価値、社会的価値、公共的価値を創出し、芸術文化の振興、観光の振興、地域の活性化の好循環を促すのである。

以上のことから、芸術文化分野と観光分野を学問の領域として、芸術文化と観光が密接に連携し、新たな価値を創造していく営みに関する学びこそが、本学における学問分野である。

2 学部・学科の特色

本学では、地域活性化における芸術文化と観光の果たす役割を理解し、両分野の視点を生かし、芸術文化と観光に関する事業活動を推進することで地域の新たな活力を創出する専門職業人を養成する。

(1) 学部・学科の構成

本学が育成する専門職業人においては、芸術文化分野及び観光分野のいずれかを主となる専攻とし、一方を副となる専攻として、前述1(9)に掲げるとおり、「対話的コミュニケーション能力」「芸術文化マネジメント能力」「観光マネジメント能力」「価値創造の能力」「地域においてユニバーサルな社会づくりを推進する能力」の5つの能力を学ぶことから、学部・学科名を、芸術文化・観光学部、芸術文化・観光学科として、1学部1学科制を導入し、これらの能力を養成することができる教育課程を編成し、学修をさせることとした。

職業専門科目の履修にあたっては、全ての学生が、芸術文化マネジメント能力、観光マネジメント能力及び価値創造の能力の基礎となる知識・技能を養成するために配置した必修科目を学修する。

あわせて、芸術文化及び観光の双方の教員により芸術文化及び観光分野の双方の視点を生かし、新たな価値を創造するための知識・技能を身に付ける「相互アプローチ科目」を学修する。

これらは「コア科目群」として、本学が育成する人材として軸となる重要な教育課程に位置付けている。

さらに、学生が、芸術文化分野もしくは観光分野を、主となる専攻の分野として学ぶうえで求められる能力として、もう一方の分野の知識・技能を副となる専攻分野として学ぶ科目をクロスオーバー科目（選択必修科目）として、学生のキャリア志向に応じ、きめ細かな履修指導により選択して学修させることとしている。

本学においては、上記のように、芸術文化及び観光の両分野を架橋して学修を進めるものであり、入学から卒業に至るまで両分野の複数の教員が連携したきめ細かな指導体制を確立する。

こうした学びを通じて、1(10)に掲げる本学のディプロマ・ポリシーに示す能力・資質を養成するためには、1学部1学科制による教育体制の導入が適切であるものと考えている。

(2) 入学定員

ア 定員（収容定員）

本学の芸術文化・観光学部芸術文化・観光学科の入学定員設定の考え方は次のとおりである。

受験生となり得る 11,360 名の高校 2 年生に対し、本学の受験希望及び進学希望に係るアンケートを実施した結果、9,823 名から回答があり、その 2% に相当する 180 名が本学を受験し、うち 164 名が進学を希望するとのことであった。また、本学の教育内容に対する関心を問うアンケートでは、回答があった生徒のうち、観光学に関心がある者が 2,712 人 (29.8%)、演劇・ダンス・アートマネジメントに関心がある者が 2,602 人 (28.6%) と、ほぼ同程度の割合となっている【資料 2-1】。

なお、その両方に「非常に関心がある」又は「関心がある」と回答した人数は 1,298 人 (13.2%) であり、そのうち、「受験を希望する」とした上で、合格した場合、「進学を希望する」と回答した人数は 106 人であった。

さらに、全国の文化施設（劇場、ホールを含む）、旅行業、宿泊業、DMO・観光協会等 2,000 企業・団体に対して、本学の卒業者に対する求人意向調査を行ったところ、600 企業・団体から回答があり、その 58.3% に相当する 350 企業・団体から 210 名に及ぶ採用意向が示された。その内訳は、芸術文化分野の文化施設（劇場、ホールを含む）、イベント企画等が 126 企業・団体、観光分野の旅行業、宿泊業、DMO・観光協会が 121 企業・団体となっており、概ね同程度の割合と判断している【資料 1-22】。

専門職大学では、1 回の授業当たりの上限人数が原則 40 名とされているところ、本学への入学意向調査に基づく入学希望者数、求人意向調査に基づく求人募集者数を前提として、職業専門科目の選択において芸術文化分野を中心に履修する学生と観光分野を中心に履修する学生が、それぞれ 40 名となると想定して定員を設定する。芸術文化分野、観光分野が各 1 クラス相当とする教学運営により、各々を主体とする科目編成及び受講体制を構築しやすく、学生の能力向上に効果的かつ能率的な教育効果を実現できると思料することから、入学定員を 1 学年 80 名（収容定員 320 名）とした。

イ 外国人留学生の受け入れ

本学の教育研究分野である観光分野及び芸術文化分野では、インバウンドによる地域レベルでの外国人との観光交流や、国境や国籍を超えた文化交流が進み、多文化共生の地域づくりの重要性が一層増している。こうしたグローバル化の進展に伴って、高等教育レベルでも学生の流動が世界規模で高まっていく中、日本人学生や研究者にとって外国人留学生との交流は新たな刺

激を与え、国際性を養う機会となり得ること、また、本学への留学経験者が将来国内外において指導的な役割を果たし、国際社会の形成への寄与が期待できるなど、外国人留学生を受け入れることによる効果は極めて大きい。そこで、教育・研究、寮生活等あらゆる機会を通じて学生、教員との交流を促進すべく外国人留学生を受け入れることとする。

ただし、本学は新設大学であり、開設後に順次、国外の大学との国際交流を進めていく予定であることから、当面、外国人留学生の定員については若干名とし、入学定員の範囲内で受け入れることとする。

外国人留学生の受け入れにあたっては、充実した学生生活を送れるよう、専属の指導教員を配置し、基礎的な日本語教育を実施するなど、国際交流センターを拠点として、学修、生活全般について支援を行っていく。

ただし、受入れにあたっては、次の資格要件を設ける。

本学では、日本語による講義が中心となること、また、隣地実務実習においても日本語が中心となることから、日本語能力が十分にあることを外国人留学生の出願要件とする。具体的には、日本語能力試験（JLPT）でN2以上の成績を修めた者、若しくはこれに相当すると認められる日本語能力を有する者を出願要件として設定する。さらに、面接試験を課すことから、講義、隣地実務実習、日常生活等において必要な日本語能力があるかを面接試験で直接見極める。

また、外国人留学生が在留資格認定証明書の交付申請や更新許可申請、変更許可申請等を行う際に、在留中の一切の経費の支弁能力を証する文書（経費支弁書及び預金残高証明書、奨学金受給証明書など）を提出させる。

経済的理由により授業料の納付が著しく困難な場合は、学業成績が優秀で、修学態度が良好であることや入学後一定以上を経過していることなどの要件を満たしている者については授業料の免除を行う支援制度を設ける。

外国人留学生が本学へ入学した場合、「出入国管理及び難民認定法」及び関係法令を遵守し、「留学生の在籍管理の徹底に関する新たな対応方針(文部科学省・出入国在留管理庁、2019年6月11日)」に則り、万全の在籍管理制度を設ける【資料 2-2】【資料 2-3】。具体的には留学生担当教員を配置し、履修指導や講義への出席確認、欠席者への指導を実施するほか、在留期限の近づいてきた外国人留学生には、期間満了前に必ず更新手続きを済ませるように指導するなど、査証の更新手続きを徹底する。また、学内・学外問わず、外国人留学生の悩み・相談を受け付ける窓口を設置するなどのサポート体制を充実させる。

ウ 社会人の学び直しへの対応

急速な経済・社会の変化に応じて、職業や働き方のあり方が様変わりしている中、人生100年時代を見据え、生涯を通して社会で活躍し、もって労働生産性の向上を実現するために、企業のニーズ等を踏まえつつ、社会に出た後も学び続けられる機会を創出することで、必要な知識、技能を身に付けた質の高い専門職業人を育成していくことが重要である。また、但馬地域にはこれまで4年制大学がなく、開学後も本学が地域の知の拠点となるべく、主に観光産業及び芸術文化活動の従事者を対象として、芸術文化及び観光に係る一定の教育課程を設けることで、社会人の学び直しに対応する。なお、この課程の受講者に対して学位を授与するものではなく、特定の課程を科目等履修生として修得することで、学び直しのための一定の職業専門教育を修了したものと、専門職大学が認定するものである。

この課程に係る科目等履修生の定員は、若干名とし、それぞれの授業科目において教室の収容人数、教育環境等を考慮して受け入れることとする。

(3) 教育研究の実施方針

ア 演劇の手法を取り入れた対話的コミュニケーション能力の育成

交通網、テクノロジーの発達、人、モノ、文化、情報の流入を加速し、企業も生産性を高め、労働力を確保するため、海外での経済活動を展開している。こうした流れの中でグローバル化の進展は必然であり、外国人との交流が進み、生活の中で多文化と接触する機会が増加することから、多文化、多様性の中で人とつながり、価値観、世界観等に関する相互の違いを理解することが重要となってくる。また、日本人自身の価値観やライフスタイルも多様化しており、「言葉にしなくとも察してもらえるはず」、いわゆる「そのつもり」などの従来型の意味疎通が通用しなくなっており、多様な文化的背景を持つ人々と良好な人間関係を形成できる力が求められている。日本以外の先進国では、中学校や高等学校で「演劇」の授業があることが少なくなく、国立大学にも演劇学科が設けられ、コミュニケーションツールとして演劇を活用することは特別なことではない。多様な価値観の中から、一定時間内に何らかの表現を結果としてアウトプットしなければならない演劇の営みは、コミュニケーション能力を培うツールとして非常に適している。さらに、演劇教育は、コミュニケーション能力だけでなく、表現力、集中力、協調性など、関係者と上手く折り合いをつけながら、多様な背景を持つステークホルダーとの対話を通じて合意形成を導き、他者との役割分担を効果的に図りながら新たな価値を実装していく、プロフェッショナルとしての「対話的コミュニケーション能力」を養うことができるメソッドであると考えている。

本学では、1年次には全員が演劇手法による「コミュニケーション演習」を履修し、実際に身体を動かすワークショップ形式の授業を織り交ぜながら、実践と理論を通じたパフォーマンスアーツの全体像を学び、現代芸術の本質について理解を深める中で、学生のコミュニケーション能力を磨き、他者の考え方や立場を理解しながら、将来にわたって自分らしく生きていく人間力を養っていく。

イ 「理論」「実践」を繰り返して深化する、新たな学びのスタイル

本学では、講義・演習において、理論化・体系化された系統学習を行い、その後に、教室を離れて現場での実践、経験を通じた実践学習を行う。学生が授業を受けることで専門性を支える教養を身に付けるとともに、授業外で学生自らが主体的に問題解決的な活動を展開する。このしくみを実現するために、クォーター制の学期特性を活かし、系統学習、実践学習を繰り返し交互に行うことで学生の学びを着実に深化させていく。このように、これまで

の大学ではなかった新しい学修方法を体系化し、「新しい学びを実現する大学」を目指す。具体的には、1 学年 365 日を 4 期に区分するクォーター制を導入し、第 1 クォーター及び第 3 クォーターは、講義、演習科目を配置、第 2 クォーター及び第 4 クォーターは、学生の興味や関心に応じた選択制による学修機会の確保を基本として、著名人を講師に迎えた集中講義を開講、臨地実務実習及び海外留学プログラムを配置する。また、授業時間についても、講義とアクティブラーニングを交えながら、60 分の 2 コマ連続授業(授業 60 分間・休息 10 分間・授業 60 分間)を基本とする。このように、講義形式の系統学習と、実習などを中心とする実践的な経験学習を繰り返す“ラーニング・ブリッジング”の手法を取り入れた体系的なカリキュラムの編成及び授業の実施方法により、講義で得た教養や専門知識を基礎に、実習等現場の実践コミュニティで学修に取り組み、そこでの学修を講義での学修にフィードバックする学修ダイナミズムが学生の学びを深める。こうしたサイクルを反復していく新たな学びのスタイルを展開することで、学生が、課題の発見・抽出、課題解決に向けた仮説の設定、実践での検証、課題の再確認と解決策の検討、実行と反省等と、一連の学びの過程でいわゆる PDCA サイクルを回し、教育経験を自ら編集していく力、課題に向き合い責任を全うしていく資質・能力を培う教育手法を実現する。

ウ 段階的かつ重層的に体系化した実践教育

専門職大学制度では、実習を重視した教育課程を編成する必要があるが、一般の大学等で行われている、企業等での職場体験に重きを置くインターシップではなく、実習によって現場経験を重ねることで、芸術文化マネジメント能力、観光マネジメント能力及び価値創造の能力を養成できる実践的なカリキュラムを編成する。その手法として、多様なステークホルダーの中で、協働し、他者の考え方を理解しながら、自らの考えを伝え、目的に沿った合意形成に導くコミュニケーション能力を基礎として、現状を理解し、問題点を浮き彫りにしながら課題を正しく捉え(気づく)、あるべき姿を的確に描き、その姿を実現するための適切なアプローチを考え(考える)、豊かな感性や発想力、専門高度な知識・技能を駆使して必要な対策等を創造し(創る)、事業・プロジェクトに関し、収支にも配意しつつ、全体最適を図り、持続可能な運営を行う(生かす)実習及び演習について学年を重ねるごとに段階的に配置する。具体的には、国際的な芸術祭への参画を通じて、芸術文化及び観光の双方の視点からプロジェクトを考える相互アプローチ科目「芸術文化・観光プロジェクト実習」を配置し、1 年次は必修科目、2 年次、3 年次及び 4 年次は学生のキャリア志向に応じて履修する選択科目とする。さらに、

副となる専攻を学ぶ科目として、クロスオーバー科目を配置し、全ての学生が芸術文化分野または観光分野のいずれかの分野の実習・演習を必ず履修するよう、芸術文化マネジメント能力または観光マネジメント能力に関する専門知識・技能を修得させる科目として12単位を選択必修科目に位置付けている。これらの教育を通じ、学生が実習・演習を通じて様々なステークホルダーと交流・協働し、現状と課題を学び、その上で、芸術文化及び観光における課題解決のための政策立案、プロジェクトの企画、商品開発等を構想する実習・演習を行い、最終的には、そのための財源確保、事業の収支計画、社会的影響等を検証しながら、実現可能かつ持続可能な事業・プロジェクトに仕立て、企画提案を行う総合演習につなげる。このように、観光分野、芸術文化分野の実習・演習を重層的に配置し、体系的な実践教育を展開する。なお、こうした実習等をはじめとする職業教育等に関しては、豊富な実務経験と高度な実務能力を有する実務家教員において、まさに現場で取り扱われている、社会ニーズに即した生きた知識・技能を教授するものである。

エ 社会に新たな価値を実装し、ローカル&グローバルに展開する教育研究

(ア) 「地域と創る大学」の実現

本学に、地域リサーチ&イノベーションセンター(仮称)を設置し、芸術文化と観光を生かして地域課題を解決するプラットフォーム機能を担わせる。当センターにおいては、地域の劇場・文化ホールのアートマネジメント、地方自治体の文化政策の支援、地域のインキュベーション施設を活用した起業支援等を展開し、教員、学生、産業界、行政、地域住民など地域のあらゆる主体と協働し、新たな価値を創造することを目指す。本学を地域の知の拠点として、地域社会と協働してニーズを抽出し、シーズとのコーディネートを行い、新たな知の創出、人材育成、イノベーションの創出に取り組む。そのために、大学が持つ「ノウハウ」と、地域社会の「ヒト」「モノ」「カネ」の好循環を創出し、地域リサーチ&イノベーションセンター(仮称)が推進エンジンとなって、地域活性化に貢献するイノベティブな「地域と創る大学」を目指す。

当該施設のインキュベーション機能としては、地域のコワーキングスペースを効果的に活用し、大学版DMOによる企画開発など、事業創造活動を通じて地域の活性化に貢献するものである。また、コンサルティング機能を有するハブ施設として、劇場等における充実した芸術文化活動や観光事業等を支援するとともに、シンクタンク機能を発揮し、地方自治体の文化政策や観光政策等に対する総合的な支援を展開することで地域の活性化に貢献する。こうした活動にあたり、次に掲げる基本理念により当該センターを運営して

いくことで、地域と一体となって新たな価値を創造し、実装していく能力を養成していく。

- ① 教員及び学生が地域と一体となって社会的課題、地域のニーズ、産業の振興等に応えるイノベーションをもたらすプラットフォームとして創造的研究・協働活動を推進
- ② Society5.0 における将来の自分や地域のあるべき姿を考え、その姿を実現するための、価値を見つけ出す感性と好奇心、探求力、創造力等を持った人材、起業家精神の旺盛な人材、まちづくりのリーダー的人材を養成
- ③ 課題解決を指向するデザインの発想により、新しい学問分野・技術・産業を生み出すための新しい共同研究モデルを構築し、民間との共同研究・受託研究を積極的に推進するなど産学官連携を強化
- ④ 地域産業の活性化、創出を促進するためのインキュベーション研究を推進するとともに、種々の起業支援活動等を通じて、大学発ベンチャー創成を積極的に推進

(イ)「地域と伸びる大学」の実現

本学では、観光、文化関連産業をはじめ地域社会をフィールドとした多彩な実習プログラムを展開する。大学と地域社会で、課題認識を共有し、様々な主体と連携を図りながら、ともに課題解決にあたることにより、新たな発想に基づく地域の活性化が期待できる。

本学の学生はもとより、地域の高校生、起業家等と協働し、観光プラン、イベント企画等を実践していく。また、著名な知識人による授業、大学発の舞台芸術、展覧会などについて、地域住民の生涯学習の場として開放し、地域に感動や希望、喜びを提供していく。さらには地域が一体となって開催する国際演劇祭の企画運営に、実習を通じて本学の教員や学生が参画するなど、地域の人材育成やまちづくり、地域経済の発展に貢献する「地域と伸びる大学」を目指す。

もとより、公立大学は地域からの強い要請を受けて、地方公共団体が自ら設置した大学であり、地域に密着した教育研究活動を通じて有為な人材を輩出する責任と使命を有している。そこで、本学では地域の魅力を再発見、再認識し、また、これまで地域に存在しなかった新たな価値を創造し、地域での新たな取組・事業を開発、などの機能を発揮するとともに、その担い手となる人材を育てていく。

そこで、本学が育成する専門職業人が地域で発展的な役割を果たしていくために、①地方公共団体の課題やその対策等を考える「地域創生」、②民間

企業の現状、課題、取組等を考える「地域イノベーション」、③地域の様々な主体から懸案事項を公募し、課題解決を図る「地域連携」などに関する理論及び実習科目を配置し、地域が直面している課題を教材として、地域をフィールドに現場で学ぶことができる教育課程を編成する。こうした学びを通じて、地域への誇りと愛着を醸成するとともに、魅力ある地域創生に寄与する事業を創造し、内外に発信する力を培う。そして、また、多彩な地域資源に触れ、様々な地域のステークホルダーとの交流の中で、地域に学び、新たな価値創造へつなげていく。

(ウ) 「地域から世界、世界から地域へと新たな価値を発信する大学」の実現

本学が立地する但馬地域には、年間を通じて多くの外国人が観光や芸術創造活動のために訪れており、普段の生活の中で異文化と接することが日常化し、年々着実に国際交流が進展している。また、インターネットを通じた内外における双方向の情報通信により、このローカルな地域で生み出されたモノや魅力ある文化、価値は、即座にグローバルに拡散し、新たな交流を生み出すとともに、さらなる付加価値の創出につながる可能性を有している。

そこで、本学の学生にあっては、まず地域を知り、あわせて国際社会の構成員として多様な主体と良好な関係が構築できるようコミュニケーション能力を身につける。そのために必要な語学力を修得させ、グローバルなネットワークの中で地域創生を実現する力を発揮する人材を養成する。また、多様な価値観に対する理解を深め、自分と異なる価値観や文化的な背景を持った人々とも積極的に交流し、ローカル&グローバルな価値創造及び情報発信のハブとなる「地域から世界、世界から地域へと新たな価値を発信する大学」を目指す。

これからの国際社会において経済的、文化的地位を維持、発展させ、活力ある地域を保ち続けていくために必要な語学力と国際的に通用する専門知識・技能を兼ね備えたグローバルな視点を持った人材の育成が不可欠である。また、インターネット、SNS等の普及により、地域や個から世界に向けて情報発信ができる今、ローカルな特性が生み出す独自のモノや価値こそ、グローバル市場で輝く可能性を有している。そこで、次代を担うグローバルな視点を持った人材の養成に向けて国際社会に通じる専門職業人としての能力を育成する教育課程を編成する。

具体的には語学力の養成に重点を置き、基礎科目として、英語、中国語、韓国語を活用した外国人とのコミュニケーション、さらに語学力を伸ばしたい学生に対しては、海外語学研修や英語合宿などの充実したカリキュラムを提供する。また、職業専門科目には、国際的な演劇祭をフィールドにして外

国人アーティストと協働した創造活動、外国人観光客を呼び込むプロモーション、接客等を行う「芸術文化・観光プロジェクト実習」を設けている。さらに、現地に赴くことでしか得ることの出来ない実践力を身につけるため、「海外実習」を履修させる。これらは世界に通用する専門職業人を養成するために必要な履修科目である。加えて、「展開科目」は、多様性を理解し、相互に支え合う持続可能な社会づくりを進める能力を養う科目を配置している。こうした学びを通じて、他者に対する偏見や誤解、思い込みに支配されることなく、相互理解を図り、新たな関係性を築くことができ、自己を生きながら他者を生かすことができる専門職業人を育てていく。

3 大学、学部・学科の名称並びに学位の名称

(1) 大学の名称

本学の教育研究の対象は、芸術文化及び観光である。

大学の名称については、本学の学問分野である「芸術文化分野」及び「観光分野」を表し、県民をはじめ多くの人々や社会から、本学の学修内容について理解されやすい名称とすべきことに配慮し、本学の理念や教育研究の内容を踏まえ、「芸術文化観光」を大学名称に付することとした。

そこで、本学の名称は「芸術文化観光専門職大学」とする。

なお、英語表記においても国際通用性を考慮しつつ、学問の領域となる「芸術文化」と「観光」とを学ぶ大学であること示す名称

「Professional College of Arts and Tourism」とする。

芸術文化観光専門職大学 Professional College of Arts and Tourism

(2) 学位の名称

本学は、地域活性化における芸術文化と観光の果たす役割を理解し、両分野の視点を生かし、芸術文化と観光に関する事業活動を推進することで地域の新たな活力を創出する人材を育成するための教育研究を行い、そのために必要な知識、技能を身に付けさせるものである。

学問分野である芸術文化分野及び観光分野の両方の視点を生かした芸術文化と観光による価値連鎖が、観光を通じて新たな経済的価値、社会的価値、公共的価値を創出し、芸術文化の振興、観光の振興、地域の活性化の好循環を促すことで芸術文化と観光の職域において双方が連携して営まれる活動であり、これに関する学びである。

芸術文化の魅力づくりが、観光という経済活動に発展的に応用されることでそこから高い付加価値や新たな需要が創出され、さらに持続的な文化の発展と経済成長に繋がる好循環を生み出す。つまり、世界にも通用する芸術文化をコンテンツとして集客に取り組み、観光消費を高める観光事業の高度化、観光サービスの生産性の向上により、新たな経済的価値、社会的価値、公共的価値を創出し、芸術文化の振興、観光の振興、地域の活性化の好循環を促すのである。そして、芸術文化分野と観光分野を領域として、芸術文化と観光が密接に連携し、新たな価値を創造していく。この営みを学問の対象とする。

本学の学生は、こうした学びを、芸術文化分野または観光分野のいずれかを主となる専攻として、もう一方を副となる専攻として学ぶことで、主となる専攻分野を学位とすることから、学位の名称は次のとおりとする。

芸術文化分野を主となる専攻として育成する人材像を「芸術文化と地域社会を橋渡しし、地域の魅力づくりに資する知識、技法、創造活動全体を意味する芸術文化マネジメント能力を身に付けたうえで、地域社会の側が芸術文化に求めているニーズを発掘し、芸術文化がそのニーズに応えられるように芸術文化と地域社会との良好な関係をコーディネートする能力を高めるとともに、地域の観光関連事業者と連携することにより新たな価値を創造できる専門職業人」としており、地域に新たな価値を創造し、芸術文化の振興に寄与する人材として、学位名称を「芸術文化学士（専門職）」とする。

また、観光分野を主となる専攻として育成する人材像を「観光のマネジメントの特性を理解したうえで、マーケティングや経営学のディシプリンから観光事業分野の学びを徹底し、理論的かつ実践的な職業人としての基礎能力を高めるとともに、これら観光に関する能力に併せ持つものとして、地域活性化の力となる芸術文化分野の知見を生かして、新たな観光の展開を具体化できる専門職業人」としており、芸術文化の知見を持って、地域を活性化し観光の振興に資する人材として、学位名称を「観光学士（専門職）」とする。

芸術文化学士（専門職）	Bachelor of Arts
観光学士（専門職）	Bachelor of Tourism

（3）学部・学科の名称

本学は1学部1学科制でありながら、芸術文化分野または観光分野のいずれかを主となる専攻とし、一方を副となる専攻として教育課程を見直したうえで、主となる2つの専攻のもと授与する学位名称を「芸術文化学士（専門職）」及び「観光学士（専門職）」とすることから、本学の学びをわかりやすい表示とするため、学部及び学科の名称を学位名称と同じく「芸術文化・観光学部」「芸術文化・観光学科」とすることとする。

英語名称に関しては、教育研究の内容である芸術文化及び観光を示す名称を付すこととする。大学の名称とも整合を図る。

芸術文化・観光学部	Faculty of Arts and Tourism
芸術文化・観光学科	Department of Arts and Tourism

4 教育課程の編成の考え方及び特色

(1) 教育課程の編成の考え方

本学は1学部1学科であるが、コース制を導入せず、本学が育成する専門職業人として必要となる知識・技能を身に付けさせる。

ア 基礎科目

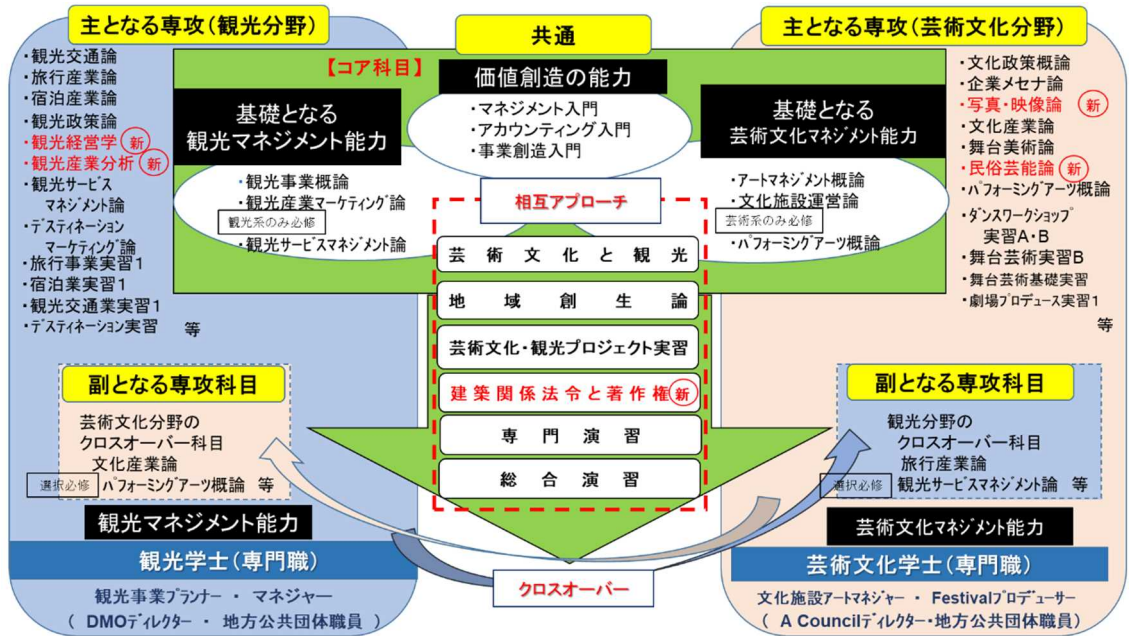
生涯にわたり自らの資質を向上させ、社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を育成することを目的としている基礎科目の趣旨に沿って、対話的コミュニケーション能力の養成をはじめ、自らの資質向上と、社会的・職業的自立を促す、様々な職種を通じたキャリアアップの基礎となるリテラシー科目、本学の教育上の目的を達成するために新たな価値創造につながる問題意識を醸成し、着想や思考を喚起するための教養を身に付ける知的創造性科目を設定する。

イ 職業専門科目

芸術文化マネジメント能力、観光マネジメント能力及び価値創造の能力を養成する。

教育にあたっては、卒業後の学生の主な進路として示した「アートマネジャー」「観光事業プランナー・マネジャー」の、2つの職種を通じ、共通して必要となる知識・技能を養成する科目で芸術文化及び観光分野の双方の軸となるもの（コア科目群）、各職種において必要となる、その職種からみてもう一方の分野となるものに関する知識・技能を養成する科目（クロスオーバー科目）に区分し、体系的に教育課程を編成する。[図 4-1]参照

図 4-1



(ア) コア科目群

「コア科目群」は、芸術文化及び観光を学ぶ上で軸となる重要な科目群であり、次の①及び②の科目で構成する。これらのカリキュラムの履修により、芸術文化と観光の双方の知見を生かして新たな価値を創造し、地域の活力を創出する能力を養う。

- ① 芸術文化マネジメント能力、観光マネジメント能力及び価値創造の能力のそれぞれ基礎となる知識・技能を養成するために、芸術文化、観光、経営の各分野において必要とする科目
- ② 芸術文化及び観光の双方の教員により芸術文化及び観光の双方の視点を生かし、新たな価値を創造するための知識・技能を身に付けさせる「相互アプローチ科目」

そしてコア科目群には、「芸術文化分野」を主となる専攻とする学生には、副となる専攻として「観光分野」の科目を配置し、「観光分野」を主となる専攻とする学生には、副となる専攻として「芸術文化分野」の科目を配置する。

「相互アプローチ科目」の中でも3年次に配置する専門演習は、1年次及び2年次を通じて学んだ理論及び実践の科目を有機的に結び付け、学生の関

心や志向に応じて、より一層主体的な学修意欲を育み、4年次の総合演習において自身に取り組む課題の方向性を考えさせ、総合演習へつなげる授業である。なお、専門演習の教員は、個別指導や学修全般のアカデミックアドバイザーを通じて学生と十分に意思疎通を行っていることから、原則として、3年次の専門演習の主指導・副指導教員が引き続き4年次の総合演習を担当する。

(イ) クロスオーバー科目

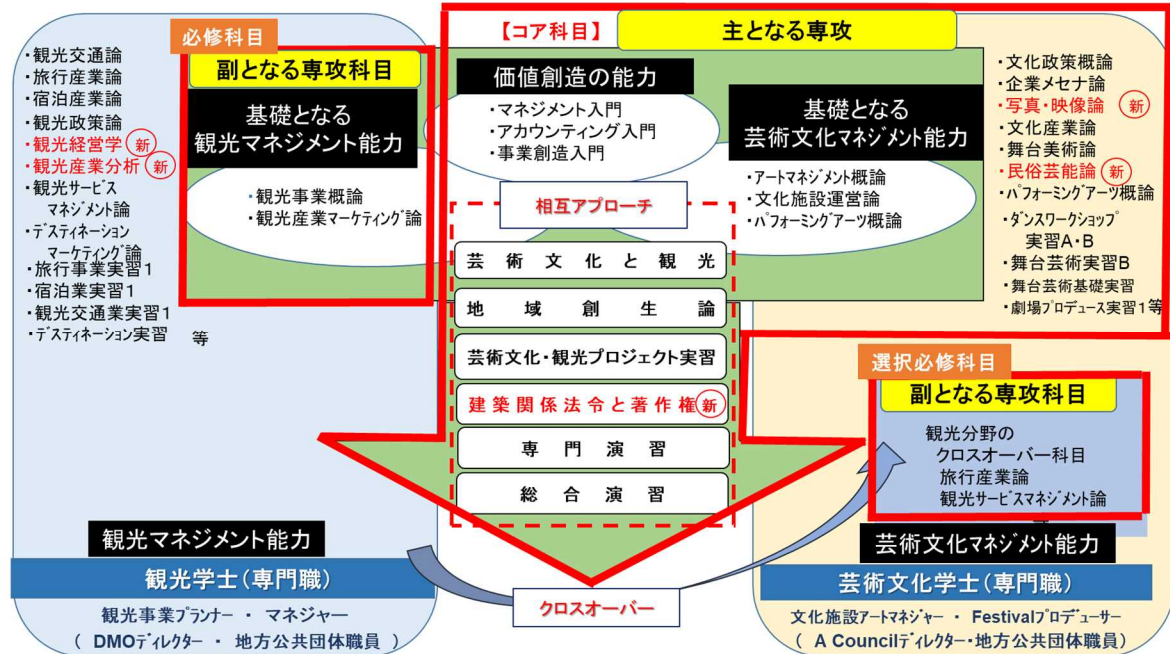
職業専門科目については、「コア科目群」の学修を基礎に、卒業後の進路やキャリア志向に応じて、芸術文化及び観光のそれぞれ専門分野を学修するものであるが、それに加えて、芸術文化分野でのキャリア形成を目指す学生にとっても身に付けることが望ましい観光に関する専門知識・技能、或いは観光分野でのキャリア形成を目指す学生にとっても身に付けることが望ましい芸術文化に関する専門知識・技能の修得に向け、分野を超えて学修させる科目を「クロスオーバー科目」として設定する。

クロスオーバー科目には、上記の観点から、学生の将来のキャリアとは異なる分野であっても履修の意義が高い専門的な知識・技能を養う科目を選択必修科目として指定しており、学生のキャリア志向に応じ、きめ細かな履修指導により選択して学修させる。

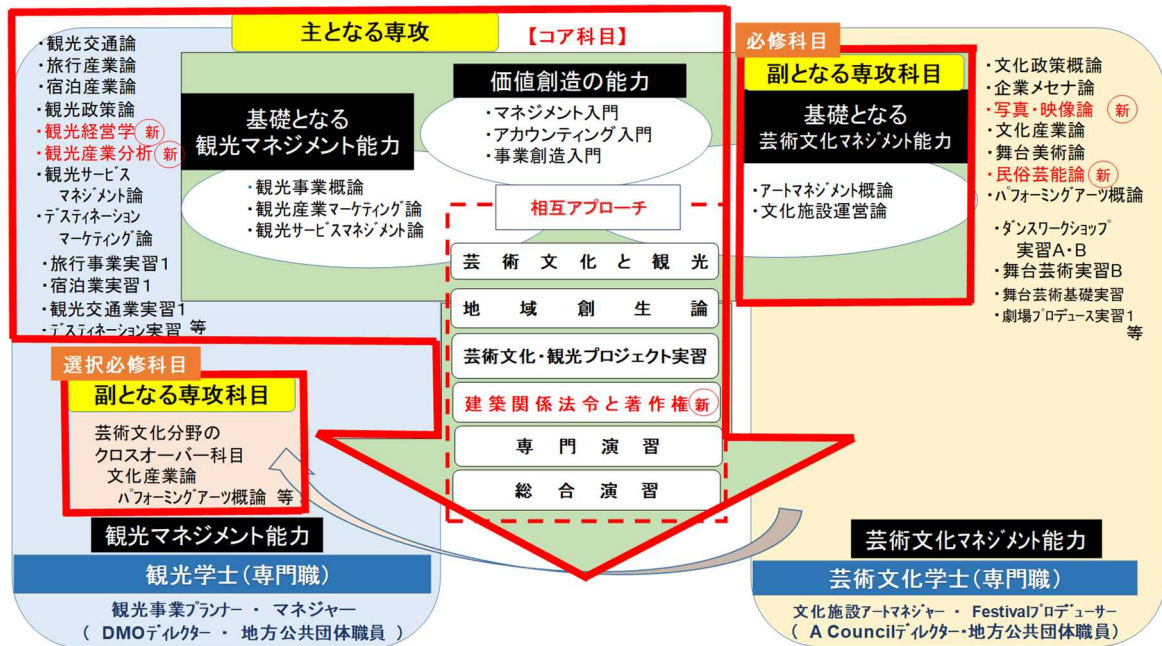
そのために、教員が学生と個別面接を行いながら履修計画を作成する学びのシステムであるアカデミックアドバイザー制を導入し、アカデミックアドバイザーとなる教員は、学生の進路を見据えた学修目標の設定、達成に対する支援等について年間を通じて実施する。アカデミックアドバイザーは、クロスオーバー科目の履修にあたっては、学生個々の進路を見据えた履修計画を実行していく中で、芸術文化分野及び観光分野の職種に照らし適切な履修モデルに沿って、当該学生にとって履修が望ましい科目の選定を指導・助言する。[図 4-2]参照

図 4-2

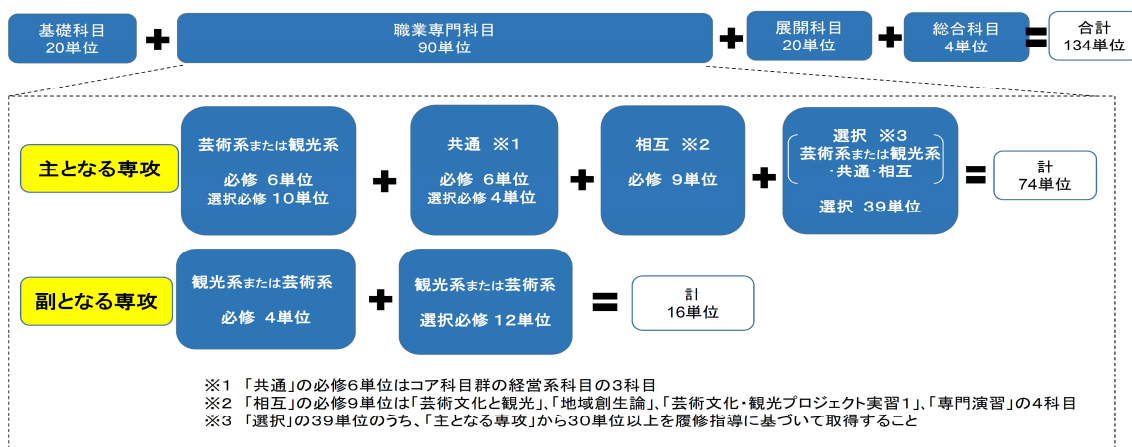
芸術文化学士（専門職）



観光学士（専門職）



卒業要件単位数の内訳



ウ 展開科目

兵庫県では、阪神・淡路大震災を経験し、創造的復興の歩みを通じて、人と人とのつながりや地域の支え合いの大切さを学んできた。こうした教訓を生かして、年齢層、障害の有無、文化や風土、国籍の違いなどにかかわらず、誰もが社会のあらゆる活動に参加し、その持てる能力を存分に発揮し、自分らしく生きられる「ユニバーサルな社会づくり」に向け、専門職業人として将来にわたって創造的役割を果たしていけるよう、その理念や知見を身に付けさせるため、地域においてユニバーサルな社会づくりを推進する能力を養成する科目を設定する。

本学の学生においては、だれもが「支え合いながら共に生きる」という精神を共有し、卒業後は、この理念に沿って芸術文化観光に関わる事業を推進する立場から、安心・安全な暮らしが確保され、相互に支え合うまちづくり、社会づくりに貢献していく。

エ 総合科目

職業専門科目の専門演習と同様に、芸術文化及び観光分野の双方の教員が指導する相互アプローチ科目に位置付け、専門演習で研究したテーマについて、さらに研究を深化・発展させ、芸術文化と観光の視点を生かして新たな価値を創造し、地域の活力を創出する方策を考える力を養成するために、4年次に総合科目の「総合演習」を配置する。

総合演習は、分野の異なる複数の教員のきめ細かな指導により、3年次までに修得した知識及び技能等を総合し、専門性が求められる芸術文化と観光に関する諸課題を設定し、その解決策を立案し、発表、成果のとりまとめを行うこととしており、専門職業人として実践的かつ応用的な能力を総合的に養成する教育課程である。

(2) カリキュラム・ポリシー

ア 基礎科目

- ① 生涯にわたり自らの資質を向上させ、社会的及び職業的自立を図るための基礎となるリテラシーを身に付けさせる科目で構成する。そこで、語学力を強化する科目、情報処理能力を養成する科目を配置する。
- ② 特に重要なリテラシーとして対話的コミュニケーション能力を身に付けさせる科目として、コミュニケーション演習を配置する。
- ③ 新たな価値創造につながる着想や思考を喚起する創造性を喚起させるための科目で構成する。そこで、知的創造性科目を配置する。

イ 職業専門科目

(芸術文化分野を主とする専攻とする場合)

- ① 芸術文化マネジメント能力を養成する科目
 - ・文化施設の運営及び舞台芸術を中心に芸術文化に関する専門的知識・技能を身に付けさせるとともに、舞台芸術を中心とした活動を通じて芸術文化の振興及び地域の活性化に寄与する実践的な方法論を修得させる科目
 - ・芸術文化に関する幅広い知識・技能を身に付けさせるとともに、芸術文化が社会に果たす役割を考察させる科目
- ② 観光マネジメント能力を養成する科目
 - ・観光におけるマネジメントの基礎的な専門知識・技能を身に付けさせるとともに、観光地域づくりや観光産業を取り巻く現状や課題を考察させる科目

(観光分野を主とする専攻とする場合)

- ① 観光マネジメント能力を養成する科目
 - ・観光に関する幅広い知識を身に付けさせるとともに、観光地域づくりや観光産業を取り巻く現状や課題を考察させる科目
 - ・観光地域及び観光産業におけるマーケティング、マネジメントに関する専門的な知識・技能を身に付けさせ、観光産業の生産性と地域における観光の活性化の向上のための方法論や、課題解決の能力を修得させる科目
- ② 芸術文化マネジメント能力を養成する科目
 - ・文化施設の運営及び舞台芸術を中心に芸術文化に関する基礎的な専門知識・技能を身に付けさせるとともに、芸術文化が社会に果たす役割を考察させる科目

ウ 展開科目

- ① 専門職業人として創造的役割を果たすための応用能力として、地域においてユニバーサルな社会づくりを推進する能力を養成する科目で構成する。そこで、次に掲げる科目を配置する。
 - ・年齢層、障害の有無、文化や風土、国籍の違いなどにかかわらず、全ての人々が地域社会の一員として尊重され、お互いに支え合い一人ひとりが持てる力を発揮し、自分らしく生き抜くことができる社会づくりに関する知識を身に付けさせる科目
 - ・環境保全にも配慮した安全で安心な暮らしが確保され、全ての人々にとって利用しやすく、質が高い、持続可能な社会づくりに関する知識を身に付けさせる科目

エ 総合科目

- ① 基礎科目、職業専門科目、展開科目の学修内容を総合し、芸術文化及び観光の双方の視点を生かして新たな価値を創造し、地域の活力を創出する方策を考える力を養成する科目を配置する。

演習を通じて芸術文化と観光に関する諸課題を設定し、その解決策を立案し、発表、成果をとりまとめさせ、専門職業人として実践的かつ応用的な能力を総合的に養成する。

※必修科目及び選択必修科目を中心とした科目配置は p92[図 4-3] 参照

(3) 教育課程の編成内容

本学は、中央教育審議会『「卒業認定・学位授与の方針」(ディプロマ・ポリシー)、「教育課程編成・実施の方針」(カリキュラム・ポリシー)及び「入学者受け入れの方針」(アドミッション・ポリシー)の策定及び運用に関するガイドライン』(平成28(2016)年)に基づき、学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)で示した能力をつけるため、以下の教育課程を編成し、実施する。

教育課程の科目区分は、「基礎科目」「職業専門科目」「展開科目」「総合科目」で構成し、「基礎科目」から基礎能力、「職業専門科目」から職業専門能力、「展開科目」から応用展開能力が修得できる教育課程を編成する。

「基礎科目」には、初年次教育をはじめ、演劇手法により対話的コミュニケーション能力を強化するコミュニケーション演習のほか、語学、情報処理などのリテラシー科目、また、新たな価値創造に繋がる感性と思考を養い、生涯にわたり自らの資質を向上させる知的創造性科目を配置し、社会的・職業的自立を図るための基礎となる能力を育成する。

「職業専門科目」のうち、コア科目群には、芸術文化マネジメント能力、観光マネジメント能力及び価値創造の能力を養成するための必修科目、芸術文化及び観光の双方の教員が指導する「相互アプローチ科目」を配置し、芸術文化及び観光の双方の視点を持った専門職業人に必要な能力を育成する。

共通科目には、アートマネジメント、観光地経営を通じて共通して求められる地域を取り巻く現状や課題を考察させるとともに、地域創生に関する知識・技能、課題解決のための方法論及び基礎的な経営の知識・技能を身に付けさせる職業理論科目及び職業実践科目を配置する。

主となる専攻の職業専門科目として、芸術文化系科目群には、文化施設の運営及び舞台芸術を中心に芸術文化に関する専門的知識・技能を身に付けさせるとともに、舞台芸術を中心とした活動を通じて芸術文化の振興及び地域の活性化に寄与する実践的な方法論を修得させる職業理論科目及び職業実践科目(コア科目群を除く)、芸術文化に関する幅広い知識・技能を身に付けさせるとともに、芸術文化が社会に果たす役割を考察させる職業理論科目及び職業実践科目(コア科目群を除く)を配置する。また、観光系科目群には、観光に関する幅広い知識を身に付けるとともに、観光地域づくりや観光産業を取り巻く現状や課題を考察させる職業理論科目及び職業実践科目(コア科目群を除く)、観光地域及び観光産業におけるマーケティング、マネジメントに関する専門的な知識・技能を身に付けさせ、観光事業の生産性と地域における活性化の向上のための方法論や、課題解決の能力を修得させる職業理論科目及び職業実践科目(コア科目群を除く)を配置する。

また、副となる専攻の職業専門科目として、芸術文化系科目群には、文化施

設の運営及び舞台芸術を中心に芸術文化に関する基礎的な専門知識・技能を身に付けさせるとともに、芸術文化が社会に果たす役割を考察させる職業理論科目及び職業実践科目（コア科目群を除く）を配置する。また、観光系科目群には、観光におけるマネジメントの基礎的な専門知識・技能を身に付けさせるとともに、観光地域づくりや観光産業を取り巻く現状や課題を考察させる職業理論科目及び職業実践科目（コア科目群を除く）を配置する。

「展開科目」には、地域においてユニバーサルな社会づくりを推進する能力を養成するため、年齢層、障害の有無、文化や風土、国籍の違いなどにかかわらず、全ての人々が地域社会の一員として尊重され、お互いに支え合い一人ひとりが持てる力を発揮し、自分らしく生き抜くことができる社会づくりに関する知識を身に付けさせる理論科目、環境保全にも配慮した安全で安心な暮らしが確保され、全ての人々にとって利用しやすく、質が高い、持続可能な社会づくりに関する知識を身に付けさせる理論科目を配置する。

「総合科目」には、これまでの学修の集大成となる科目を配置し、観光・芸術文化分野に携わる専門職業人として、課題解決のための実践的かつ創造的な能力を総合的に向上させる。

授業科目は、教育課程の編成方針（カリキュラム・ポリシー）に基づき、「基礎科目」に 26 科目 47 単位、「職業専門科目」に 106 科目 216 単位、「展開科目」に 13 科目 26 単位、「総合科目」に 1 科目 4 単位、計 146 科目 293 単位を配置する。

「基礎科目」では、リテラシー科目を中心に 26 科目 47 単位のうち 9 科目 19 単位を必修科目とする。

「職業専門科目」では、コア科目群として 17 科目 34 単位を配置する。共通科目として 13 科目 25 単位、観光系科目群として 34 科目 75 単位（職業理論科目 20 科目 38 単位、職業実践科目 14 科目 37 単位）、芸術文化系科目群として 42 科目 82 単位（職業理論科目 23 科目 42 単位、職業実践科目 19 科目 40 単位）について、理論と実践を養う科目をバランスに留意して配置する。

各科目は、専門教育の必要性に応じて必修科目と選択必修科目、選択科目で構成する。

共通科目のうち職業理論科目では、9 科目 17 単位のうち 4 科目 8 単位を選択必修科目とする。また職業実践科目では 4 科目 8 単位のうち 2 科目 4 単位を選択必修科目とする。

観光系科目群のうち職業理論科目では、20 科目 38 単位のうち、観光分野を主となる専攻とする学生にあつては、12 科目 22 単位を選択必修科目とする。観光分野を副となる専攻とする学生にあつては、13 科目 24 単位（コア科目群の「観光サービスマネジメント論」を含む）をクロスオーバー科目（選択必修

科目)とする。また職業実践科目では、14科目37単位のうち、観光分野を主となる専攻とする学生にあつては、6科目14単位を選択必修科目とする。観光分野を副となる専攻とする学生にあつては、9科目26単位を選択必修科目とする。

芸術文化系科目群のうち職業理論科目では、23科目42単位のうち、芸術文化分野を主となる専攻とする学生にあつては、13科目24単位を選択必修科目とする。芸術文化分野を副となる専攻とする学生にあつては、14科目26単位(コア科目群の「パフォーミングアーツ概論」を含む)をクロスオーバー科目(選択必修科目)とする。また職業実践科目は、19科目40単位のうち、芸術文化分野を主となる専攻とする学生にあつては、6科目12単位を選択必修科目とする。芸術文化分野を副となる専攻とする学生にあつては、8科目16単位を選択必修科目とする。

「展開科目」では、13科目26単位を選択必修科目とする。

「総合科目」は1科目4単位を必修科目とする。

授業科目の内容や教育課程の編成にあたっては、広域職業団体や地域事業者団体、臨地実務実習協力事業者等から構成される教育課程連携協議会の意見を踏まえ、継続的な改善を行う。

具体的には、同協議会を7月と1月の年2回の開催を基本とし、7月は前年度に実施された授業科目の内容を精査し改善点を検討する。特に臨地実務実習は協力事業者とともに実施計画を細部にわたり点検し、実習体制の整備を行う。また1月の協議会では、改善点を踏まえた次年度の教育課程の編成について見直し作業を行う。

ア 基礎科目

「基礎科目」は、専門職大学設置基準第13条に規定された科目区分の趣旨、特に「生涯にわたり自らの資質を向上させ、社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を育成する」ことを目的としている基礎科目の趣旨に沿って、自らの資質向上と、社会的・職業的自立を促す、様々な職種を通じたキャリアアップの基礎となる「リテラシー科目」と、本学の教育上の目的を達成するために新たな価値創造につながる問題意識を醸成し、着想や思考を喚起するための教養を身に付ける「知的創造性科目」を配置する。

【リテラシー科目】

① 充実した初年次教育を行う科目を配置

高校までの知識を習得する学びの姿勢から、自ら知を生み出す大学での能動的な学修への転換を図り、大学生としての自立を促すために、1年次に必

修科目として「知と表現のデザイン」を配置する。1クラス 15 名程度の少人数体制により、学術文献の検索、研究倫理をはじめ、実習等に臨む心得、また、課題の探求から解決に向けたアプローチや方法論等を学ぶとともに、将来に向けたキャリアデザインなど、本学での学びを深化させるため、充実した初年次教育を展開する。

② 対話的コミュニケーション能力を養成する科目を配置

国際化、情報化が進展し、多様な人々と様々な場面での交流が広がる中、コミュニケーション能力の必要性が一層高まっている。また、目的に沿ってプロジェクトを成し遂げ、ミッションを遂行するために、相手の考え方や立場を理解した上、一定期間内に関係者との合意形成を図ることは、ビジネスをはじめ社会生活を営むにあたり、欠かせない重要な能力であることから、本学では、全ての学生に対話的コミュニケーション能力を身に付けさせるため、演劇手法を用いた演習を重点的に展開する。

具体的には、1年次に「コミュニケーション演習」を全員が履修し、実際に身体を動かす演劇やダンスのワークショップの中で、メタワークショップと呼ばれる手法を用いて、実践を通じて多様性の中で対話によるコミュニケーションを発揮する力を養っていく。

③ 語学力を強化する科目を配置

インバウンド需要が増加するとともに在留外国人の増加傾向が続く中、我が国の社会の多様性が高まれば高まるほど、外国語は、将来の経済活動、国際交流、文化交流においても互いのコミュニケーションの力を高め、相互の理解を深めるために大きな役割を担うものであり、今後ますます重要になってくる。

そのため、1年次の「英語1A」「英語1B」はそれぞれ週6時間、各3単位を、2年次の「英語2A」「英語2B」はそれぞれ週4時間、各2単位を必修とし、観光や芸術文化分野の専門職業人となるための基礎となる英語能力を徹底的に学び修得する。加えて、「英語合宿」や「海外語学研修」を通じて実践的な言語スキルを磨き、国際社会で活躍できる人材を養成する。

そのほか、インバウンドの需要が多い「中国語」「韓国語」を第2外国語として配置し、実践的な外国語を修得する。

また、留学生の日本語力の向上を促進するため「日本語」を選択科目として配置する。

④ 情報処理関連科目を配置

AI、IoT 等の技術革新が進展する中、観光や芸術文化分野においても、Society5.0 という新たな時代の到来を踏まえたイノベーティブな人材の育成に向け、情報処理技能の強化が重要となっている。

そこで、情報処理の基礎的な知識と技能を修得し、Society5.0 という新たな社会を生きるために不可欠となる倫理観と情報処理技術の基礎となる論理的思考の醸成を図るため「情報処理演習」を1年次に必修科目として配置する。

また、データを基に地域社会の実態を捕捉し、課題を探究していく手法等としての基礎を身に付けたい学生に向けて、選択科目として「統計学」「社会調査学」を配置する。

2年次にはさらにICTを活用した情報発信技能や、情報リテラシー、プレゼンテーション能力等を高めたい学生のために「ICT演習」を、3年次にはより高度な情報処理技術を学ぶ「データサイエンス演習」を配置する。

【知的創造性科目】

① 新たな価値創造につながる着想と思考を喚起する知的創造性科目を配置

芸術文化及び観光に関係する産業、団体等は多岐にわたり、かつ、芸術文化及び観光が対象とし、また関係する分野の知識、技術等も広範で多様なものとなる。そのような中であって、学生自らが社会と関わりながら課題発見と解決能力を高め、事業創造につながる着想と思考を喚起する教養を身に付けるため、集中講義形式により、学生に知的刺激を与えるようなテーマを工夫しながら専門職業人として必要となる知的創造性科目を配置する。

具体的には、1年次及び2年次に「社会学」「経済学」を必修科目として配置し、芸術文化及び観光の活動を経済活動として捉え、地域社会に及ぼす影響を考察する能力を養う。

さらに、芸術に関する基礎的な知識や考え方を身に付けておくために、選択科目として「芸術学」「美学」を配置する。加えて、「文学」「言語表現論」「地域とつながる歴史学」「政治学」を選択科目として配置し、変化の激しい現代の経済社会のなかでグローバル化と、日本社会の国際化に伴う問題点を意識しつつ、多文化、国際社会の多様性に対応できるよう礎となる教養、また人間社会が築き上げてきた歴史や、様々な人々の考え方を踏まえつつ、自らの考え方を論理的に再構築し、人生観や倫理感、職業観さらには今後の人生設計を思量することができる素養を身に付ける。加えて、社会に深く関わっている課題を学ぶことで、この世界、この国で如何に生きていくかを考え、限られた資源を上手く使い、快適な暮らしの実現、多様な差異への

理解と他者から普遍的な共感を獲得する術を身に付け、価値を創造・開発していく感性、発想、知識を磨いていく。

[基礎科目の教育課程]

必修科目・選択必修科目の配置	●必修科目 ◎選択必修科目 ○選択科目
<p>【リテラシー科目】</p> <p>《1年次》</p> <ul style="list-style-type: none"> ●知と表現のデザイン（充実した初年次教育） ●コミュニケーション演習（演劇手法によるコミュニケーション能力の強化） ●英語1 A ●英語1 B（語学力の強化） ●情報処理演習（情報処理能力の養成） ○統計学 ○社会調査学 <p>《2年次》</p> <ul style="list-style-type: none"> ●英語2 A ●英語2 B（語学力の強化） 	
<p>【知的創造性科目】</p> <p>《1年次》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○芸術学 ○美学 <p>《1・2年次》隔年開講</p> <ul style="list-style-type: none"> ●社会学 ●経済学 ○文学 ○言語表現論 ○地域とつながる歴史学 ○政治学 	

イ 職業専門科目

「職業専門科目」は、芸術文化及び観光分野に関わる専門職業人の高い専門性及び実践力を養うための重要な基本的な知識と技能を身につける科目と位置付けている。特に、芸術文化及び観光の関連事業に係る企画・運営のための専門的知識と技能の習熟を図ると同時に、その双方の知識と技能の軸となる科目を全学生に履修させることで、職業的な専門性に加えて、創造性や感性、ビジネスの感覚と総合的な判断力を養う。

そこで、本学では専門職業人として、全ての学生が芸術文化マネジメント能力、観光マネジメント能力及び価値創造の能力を身につけるための職業専門教育課程を編成し、学内外の実習や演習を重視しつつ、実践的な企画力や開発力、そして創造性を培い、芸術文化と観光の双方の視点を生かし、新たな価値を創造するための実践教育を展開する。

具体的には、芸術文化マネジメント、観光マネジメント及び価値創造の各分野の基礎的な能力を身に付け、さらに人々を惹きつけるクリエイティブな魅力を生み出すコンテンツとして舞台芸術の基礎を修得し、その上で、学生自らの将来のキャリア志向に応じて、芸術文化、観光及び共通科目をさらに深く、専門的に学ぶ。そのための教育課程として、コア科目群、共通科目、芸術文化系科目群及び観光系科目群の4つの科目群で職業専門科目を構成する。

【コア科目群】

「コア科目群」は、本学が育成する専門職業人に求められるコアとなる能力を養成するカリキュラムであり、本学の学びの柱となる重要な教育課程を構成する。

① 芸術文化マネジメント能力、観光マネジメント能力及び価値創造の能力のそれぞれ基礎となる知識・技能を養成する「必修科目」

i 「価値創造の能力」の基盤となる経営の基本的な知識・技能を養成する必修科目

価値創造の能力を身に付けさせていくにあたり、まず、経営に関する基本的な知識・技能を養う必要がある。そのため、1年次に「マネジメント入門」と「アカウンティング入門」を配置し、芸術文化及び観光の両分野において、その職業的な能力の基盤となるマネジメントとアカウンティングの基礎的な理論を理解させる。

また、2年次には「事業創造入門」を配置し、新たな事業を創造する専門職業人として新規事業の創造に関する基本的な理論について、大企業の新規事業開発、中小企業、ファミリービジネス、ベンチャービジネスに区分し、どのような視点で事業創造がなされてきたか、アイデアの着眼点や起業のプロセス、経営戦略に関する理解を深め知識を修得させる。

ii 「芸術文化マネジメント能力」の基礎となる知識・技能を養成する必修科目

1年次に「アートマネジメント概論」を配置し、文化施設や文化イベント運営の実務につながる基本的な知識の修得とともに、現代社会のさまざまな分野と芸術・文化とのつながりについて理解させる。

あわせて、1年次に「パフォーマンスアート概論」を配置し、人間が人前で振る舞う際の様々な技を紹介し、考察することで、それぞれのパフォーマンスの文脈や背景について初歩的な理解を深めさせ、アートマネジメントの対象でもあるパフォーマンスアートに関する視野を広げる。

2年次には、「文化施設運営論」を配置し、アートマネジャーの職能として最も大切な文化施設の企画と管理運営のスキルについて、法規などの制度面、経営面、ホスピタリティなどの諸側面から学修させる。

文化施設等の効果的な活用や舞台芸術の創造活動については、観光での集客が見込まれる魅力的なコンテンツとしての期待も大きく、芸術文化及び観光の双方の視座を持つ観点からもこれらを学修する意義がある。

なお、観光分野を主となる専攻とする学生にあつては、「パフォーミングアーツ概論」を選択必修とする。

iii 「観光マネジメント能力」の基礎となる知識・技能を養成する必修科目

1年次に「観光事業概論」を配置し、観光産業に関わる各種事業の経営上の課題や事業内容を具体的な事例を交えながら観光事業に関する基本的な知識を修得させる。

2年次には、「観光サービスマネジメント論」及び「観光産業マーケティング論」を配置し、観光関連産業に関連するマネジメント及びマーケティングの基礎的な知識を修得させる。

「観光サービスマネジメント論」では、サービスの特徴を加味した、業態の特性に応じたマネジメントのアプローチ、サービス・プロフィット・チェーンに見られるサービス特有の考え方を学ばせ、観光サービスマネジメントの実務に資する力を養う。「観光産業マーケティング論」では、観光関連産業における観光振興に特有のマーケティングの基礎理論を学ばせる。

なお、芸術文化分野を主となる専攻とする学生にあつては、「観光サービスマネジメント論」を選択必修とする。

② 価値創造の能力、芸術文化マネジメント能力及び観光マネジメント能力の3つの能力を養成する「相互アプローチ科目」

a 職業理論科目

1年次に、必修科目として「芸術文化と観光」を配置し、双方を生かした新たな価値創造により、地域の活力を創出する専門職業人の意義、観光産業や文化施設等での役割、将来に向けた課題や展開等を学修させる。

2年次には、必修科目として「地域創生論」を配置する。これにより、地域の課題を俯瞰し、諸施策を網羅し、施策の優劣を明確にし、地域の発展と都市の再生に向けて、普遍的な考え方や手法、最新事例を学ばせ、地域の課題の現状と背景についての基本知識を修得させる。また、選択科目として「建築関係法令と著作権」を配置し、芸術文化と観光の建築・著作権についての関わりと、関連する法規制の基礎知識を学修させる。

3年次に配置する「専門演習」では、芸術文化及び観光分野の双方の教員が指導を行う。学生は、各々の関心を抱いたテーマに基づき専門演習を選択し、芸術文化及び観光の双方の視点から掘り下げた研究を行い、新たな価値創造を目指す4年次の総合科目である「総合演習」につなぐ。

専門演習の授業形態においては、学生はグループワークの形式により、芸術文化と観光の双方の視点から、文献調査や事例研究の実施、研究課題の発見、課題解析方法、成果とりまとめ、成果発表などをグループで協働して取り組むことを通じて、意見を調整しながら様々な研究手法を試みるとともに、課題解決の方策を考える能力の修得を目指す。

専門演習の指導体制は、芸術文化分野の教員と観光・経営分野の教員がそれぞれ主指導と副指導のペアとなり指導を行う教員体制とする。指導教員は学生の適性や能力を把握した上で、同じ研究志向を持つ学生同士によるグループにおいて、様々な課題を提示し、主体的に課題に取り組むよう指導するとともに、グループワークの結果をとりまとめて成果発表を行う手法を指導する。両分野の教員は、学生個人に対しても双方の視点から指導を行うとともに、4年次に履修する総合演習での研究テーマとの関連性を考慮し、年間を通じて、専門演習以外の科目を含む全般的な履修相談など、教育研究に関する総合的なアカデミックアドバイスを実施する。

総合科目への接続方法は、原則として、3年次の専門演習の主指導・副指導教員が引き続き4年次の総合演習を担当する。

b 職業実践科目

芸術文化と観光の双方の知見を生かして、実習を通じて新たな価値を創造する実践力を身に付ける科目として、「芸術文化・観光プロジェクト実習」を置く。国際的なアートフェスティバルをフィールドとして、外国人を含めたアーティストをはじめ、地域住民や観光客、地域の産業界、地方公共団体等と協働し、芸術文化と観光の知見を生かした魅力的なプロジェクトを仕立てていくプロセスに学生が主体的に関わっていく実習課程である。

そのフィールドは、令和2年度から兵庫県豊岡市で毎年開催される「豊岡演劇祭」、富山県南砺市「利賀フェスティバル」、鳥取県鳥取市「鳥の演劇祭」であり、3つの国際演劇祭の中から選択し、その運営主体において臨地実務実習を行う。

1年次には、必修科目として「芸術文化・観光プロジェクト実習1」を配置し、2年次の「芸術文化・観光プロジェクト実習2」、3年次の「芸術文化・観光プロジェクト実習3」、4年次の「芸術文化・観光プロジェクト4」は、選択科目として学生のキャリア形成に向けた関心や興味に応じて履修す

るものとする。

この実習課程は、ディプロマ・ポリシーに掲げる「価値創造の能力」である「芸術文化及び観光に関する知見を生かし、芸術文化と観光に関する事業活動を通じて交流人口を拡大し、地域を活性化する方策を考えることができる」人材を育成するための実践力を養成するコア科目群であり、重要な教育上の役割を担っている。

1年次に配置する「芸術文化・観光プロジェクト実習1」は、問題点を浮き彫りにしながら課題を正しく捉える「気づく」というコンセプトに沿って、芸術文化及び観光の両分野に通じる知識・技能を学修させる教育課程であり、国際的な演劇際の運営スタッフとして、芸術文化及び観光の両面からプロジェクトの全体像を把握させる。

2年次の「芸術文化・観光プロジェクト実習2」では、あるべき姿を的確に描き、その姿を実現するための適切なアプローチを考える「考える」というコンセプトに沿って、プロジェクトの全体像を踏まえ、芸術文化分野及び観光分野の各実務に関する知識・技能を身に付けさせ、プロジェクトが生み出す新たな価値を認識させる。

3年次の「芸術文化・観光プロジェクト実習3」では、豊かな感性や発想力、専門的な知識・技能を駆使して必要な対策等を創造する「創る」というコンセプトに沿って、プロジェクトの企画運営スタッフの中心的な役割を担わせ、専門演習とも結び付け、学生の関心に応じたテーマにつき、新たな企画提案ができるよう、専任教員が助言指導を行う。

そして、4年間の集大成として総合科目の「総合演習」と関連付けて学修、研究を深めたい学生のために、4年次の「芸術文化・観光プロジェクト4」の履修を配置する。この実習では、プロジェクトの全体最適を目指し、持続可能なプログラムに仕立てる「生かす」というコンセプトに沿って、総合演習とも結び付け、将来のキャリアイメージを描きつつ、芸術文化及び観光の双方の視点を生かし、実現可能な企画を考案させる。

上記のコア科目群の一覧表は、表4-1のとおり。

表 4-1

コア科目群一覧表

人材に求められる能力	科目名	内容（養成される能力）
芸術文化と観光に関する知識・技能 ★相互アプローチ	芸術文化と観光 [必修]	芸術文化と観光が地域活性化に果たす役割、学修する意義を考察
	地域創生論 [必修]	地域の発展に向けた理論、手法等に関する知識を修得
	芸術文化・観光プロジェクト実習1 [必修]	演劇祭にスタッフとして参画し、プロジェクトの全体像を把握し、課題と展開可能性を理解
	芸術文化・観光プロジェクト実習2 [選択]	プロジェクトの全体像を踏まえ、アートマネジメント、舞台芸術、観光の実務に関する基礎的な知識・技能を修得。新たな企画を生み出すための視点を持つ
	芸術文化・観光プロジェクト実習3 [選択]	演劇祭の企画運営スタッフとして従事、芸術文化・観光プロジェクトの企画提案を行う能力を養成
	芸術文化・観光プロジェクト実習4 [選択]	演劇祭をフィールドに、学生が主体的に地域活性化に資する実現可能なプロジェクトの企画を考察
	専門演習 [必修]	芸術文化及び観光により地域活性化を図る専門知識。研究課題の収集、研究方法
	建築関係法令と著作権 [選択]	芸術文化・観光と建築・著作権についての関わりと、関連する法規制の基礎知識を学修
価値創造の能力の基盤となる基本的な経営の知識・技能	マネジメント入門 [必修]	マネジメントの基礎理論を学修
	アカウンティング入門 [必修]	会計に関する基礎知識を修得
	事業創造入門 [必修]	新たな価値創造（新規事業の創造）に関する基礎理論を修得
芸術文化マネジメント能力に関する知識・技能	アートマネジメント概論 [必修]	芸術文化と様々な分野とのつながりを理解。文化施設運営の実務に関する基礎知識を修得
	パフォーミングアーツ概論 [必修] ※1	パフォーミングアーツの意味するところに関する基礎的な知識
	文化施設運営論 [必修]	文化施設の企画運営に関する知識・技能。実践に向けた土台を形成
観光マネジメント能力に関する知識・技能	観光事業概論 [必修]	観光産業に関する事業内容、課題、動向等の知識を修得
	観光サービスマネジメント論 [必修] ※2	観光産業の特性に応じたサービスマネジメントの理論を学修
	観光産業マーケティング論 [必修]	観光産業の特性に応じたマーケティングの理論を学修

※1 観光分野を主となる専攻とする学生は選択必修

※2 芸術文化分野を主となる専攻とする学生は選択必修

【共通科目】

共通科目は、コア科目群以外の「価値創造の能力」を養成する科目で構成する。「価値創造の能力」とは、芸術文化に磨きをかけ、またそれを観光に生かすことで地域活力の創出につながる新たな価値を生み出していく能力であり、観光の視点に立って新たな芸術作品や企画を生み出す創造力をも含めた能力である。

そのための教育課程として、地域を取り巻く現状や課題を考察させるとともに、地域創生に関する知識・技能、課題解決のための方法論を身に付けさせる科目、基礎的な経営の知識・技能を身に付けさせる科目で「共通科目」を構成する。

なお、カリキュラム・ポリシーに価値創造の能力を養成する科目として示す「芸術文化と観光による新たな価値創造の好循環が地域創生に果たす役割、意義を理解させ、芸術文化及び観光の視点を生かして地域活性化に取り組む能力を養成する科目」は、同時に芸術文化マネジメント能力と観光マネジメント能力の養成にも関わることから「相互アプローチ科目」として整理している。

① 地域を取り巻く現状や課題を考察させるとともに、地域創生に関する知識・技能、課題解決のための方法論を身に付けさせる職業理論科目及び職業実践科目

a 職業理論科目

コア科目群として2年次に配置する「地域創生論」の学修を踏まえ、次により、地域の行政、関係団体、民間企業の取組を学び、地域と連携した課題解決、地域における活性化の取組、地域の中小企業におけるイノベーション創出等に係る理論科目を配置する。

3年次には、選択科目として、地域の中小企業が持続的に成長発展するために不可欠となるイノベーションの創出と普及について理論的考察を交え、顧客価値創造経営の実現について理解を深めていく「地域イノベーション論」を配置する。

b 職業実践科目

地域をフィールドとする実習を通じて、地域を知り、地域課題を考察させるとともに、課題解決の方法論を身に付けさせる実践科目を配置する。

選択必修科目として、2年次に「地域創生実習」を配置し、地域自治体が抱える課題について解決への事業提案を行い、地域課題の解決や新たな発想に基づく地域運営活動に向け、地域創生に係る調査分析力や事業提案力を修

得させる。

3年次には、「地域イノベーション実習」を配置し、地元企業をフィールドに課題解決策や新たな事業創造の提案を行うなど、イノベーション戦略の展開における課題解決に向けた事業創造提案を導出し、その過程において、事業を創造するプロフェッショナルとしての知識や技能、資質を修得させる。

これらの職業実践科目「地域創生実習」及び「地域イノベーション実習」から1科目を選択することとする。ただし、「地域イノベーション実習」を選択する場合は、前提として「地域イノベーション論」の履修を指導する。

その他、選択科目として、4年次に「地域連携実習」を配置し、これまでに身に付けた地域に関する理論及び実践力を生かし、地域の自治体や企業等から公募した課題等の解決策を提案させる。

このように、地域をフィールドに現場で学ぶことができる教育課程を編成し、地域に視点を置いた見方、考え方、課題解決の図り方等を実践の中で身に付けることで、価値創造の能力を養成していく。

[職業専門科目の教育課程]

選択必修科目の配置	◎選択必修科目 ○選択科目
<p>【共通科目】（地域を取り巻く現状や課題を考察、地域創生に関する知識・技能、課題解決のための方法論を身に付けさせる職業理論科目）</p> <p>《3年次》</p> <p>○地域イノベーション論（地域企業の持続的発展に向けた理論的考察）</p>	
<p>【共通科目】（地域を取り巻く現状や課題を考察、地域創生に関する知識・技能、課題解決のための方法論を身に付けさせる職業実践科目）</p> <p>《2年次》</p> <p>◎地域創生実習（地方自治体における実践活動）</p> <p>《3年次》</p> <p>◎地域イノベーション実習（地域企業での実践活動）</p> <p>※<u>地域イノベーション論</u>の履修を指導</p>	} 1科目 選択

② 基礎的な経営の知識・技能を身に付けさせる職業理論科目及び職業実践科目

a 職業理論科目

コア科目群として1年次に配置する「マネジメント入門」「アカウンティング入門」、2年次に配置する「事業創造入門」の学修を踏まえて、次により基礎的な経営の知識・技能を身に付けさせる理論科目を配置する。

選択必修科目として、2年次に「アントレプレナーシップ論」を配置し、企業事例を参照しながら事業戦略の組み立て等を体系的に修得させ、「リーダーシップ論」を配置し、グループ討論やロールプレイを通じてリーダーシップに関する実践的な能力を身に付けさせる。また、「グローバルリーダー入門」を配置し、多文化主義的感性を持ち、その上で複雑な課題を主体的に考え、実践する能力を養う。

3年次に「組織マネジメント論」を配置し、組織における人間の行動に焦点をあて、個人の行動特性やモチベーションについて学ばせ、強い組織、持続可能な組織づくりについて理解を深める。これらの4科目のうち1科目を選択することで、組織人としての管理運営等に係る能力を養う。

さらに、経営に関する専門性を高め、マネジメント能力の向上を図りたい学生に向けて、選択科目として、2年次に「ビジネスアカウンティング論」を配置し、企業の財務状態、経営成績、キャッシュ・フローの状況などを見極める会計の知識を学修させる。

3年次には、「リスクマネジメント論」を配置し、組織の存続、成長の障害となる様々なリスクに備える取組や実際の対応に関する経営管理のあり方について学修させる。また、「コーチング論」を配置し、業務の目標達成に向けてヒトや組織を動かし、生産性を高め、最大の効果を生み出していくために、コーチング、ファシリテーション、ロジカルシンキングのスキルと実践力を身に付けさせる。さらに「人的資源管理論」を配置し、人的資源の管理の特性と共に成果を上げるために取られている管理手法の考え方について学修させるなど、経営の理論科目を体系的に配置する。

b 職業実践科目

新たな事業創造につながる創造性を開発していくために、3年次に選択科目として「創造性開発演習」を配置し、地域の資源に着目し、地域振興に繋がるフィールドワークを中心とした演習を行う。

[職業専門科目の教育課程]

選択必修科目の配置	◎選択必修科目
<p>【共通科目】（基礎的な経営の知識・技能を身に付けさせる職業理論科目）</p> <p>《2年次》</p> <ul style="list-style-type: none">◎アントレプレナーシップ論（アントレプレナーシップ理論の理解）◎リーダーシップ論（リーダーシップに関する実践的能力の養成）◎グローバルリーダー入門（グローバル化に対応したリーダーの養成） <p>《3年次》</p> <ul style="list-style-type: none">◎組織マネジメント論（組織の管理運営能力の養成） <p style="text-align: right;">} 1科目 選択</p>	

【芸術文化系科目群及び観光系科目群】

《芸術文化マネジメント能力を養成する科目》

芸術文化と地域社会を橋渡し、地域の魅力づくりにつながる「芸術文化マネジメント能力」を養成する教育課程を編成する。

芸術文化分野を主となる専攻とする学生の卒業後の進路としては、主にアートマネジャーを想定している。

劇場や音楽堂などの文化施設をはじめ、フェスティバルやイベント会社、テーマパーク等、舞台芸術をはじめとする施設運営に関連する事業者や団体、さらにはレジャー産業などの事業者において、マネジャーとして、観光の視点を持って新たな価値創造による地域の活性化に役割を果たす。

また、観光関連事業者と共同でのプロモーションなど、観光の視点を生かしつつ、文化財団などと連携して芸術文化を支え、地域や受け手のニーズを汲み上げながら観光拠点としての文化施設を有効に活用する企画・運営を展開し、地域の芸術文化のプレゼンス、発信力を高める役割を果たす。

その他、地域の文化政策を担う地方公共団体、文化振興財団等に所属し、その組織の目的に沿って芸術文化の受け手と作り手をコーディネートすることに加え、観光関連事業者との連携による文化施設の魅力的なプロモーションを行うことなど、観光の視点を生かしながら、地域の文化政策を実現していく役割を果たす人材の養成も目指す。

本学では、専門職業人が果たす役割を踏まえ、総合芸術である「舞台芸術」に重点を置いた学びを特徴としており、「芸術文化マネジメント能力」を養成するために、①文化施設の運営及び舞台芸術を中心に芸術文化に関する専門的知識・技能を身に付けさせるとともに、②舞台芸術を中心とした活動を通じて芸術文化の振興及び地域の活性化に寄与する実践的な方法論を修得させる科目、及び③芸術文化に関する幅広い知識・技能を身に付けさせるとともに、芸術文化が社会に果たす役割を考察させる科目を配置する。

①文化施設の運営及び舞台芸術を中心に芸術文化に関する専門的知識・技能を身に付けさせる科目

a 職業理論科目

コア科目群として1年次に履修した「アートマネジメント概論」「パフォーマンスアート概論」、2年次に履修する「文化施設運営論」の学修を踏まえ、次により選択必修科目の理論科目を配置する。

2年次に配置する「演劇入門」では、台本作りや役作りなど創作系のワー

クショップを通して、演劇の基本を学ばせる。「舞台芸術入門」では、舞台監督や演出家の役割、舞台美術の搬入や照明・音響の操作、作品の著作権や管理、および劇場運営や広報、劇評等の意義に至るまで、舞台芸術作品をつくるに際して必要な事柄を一通り学ばせる。「空間デザイン入門」では、舞台芸術のみならず日常から祝祭までの空間デザインの基礎知識を得ると共にワークショップを通して素材、空間、身体から実践的体験的に空間デザインについての知見を獲得させる。「身体表現論」では、映像や写真、書物などに表象・記述される種々の身体表現を照会し、考察しながら学ばせる。「演技論」では、演技を行う創作の現場で、表現者の内にある言葉に言及し、自らの言葉を鍛え、かつ他者と良好に関わっていく能力を身に付けさせる。3年次に配置する「舞台芸術論」では、主に舞台での各種表現行為と観客との相互関係、劇場空間から生起する非日常的経験について、演劇、バレエなどジャンル横断的に探求させる。

その他、選択科目として、次の理論科目を配置する。

1年次に配置する「演劇史」では、日本並びに世界の多様な演劇の実践や系譜等について時間的・空間的に広い視野で演劇を学ばせ、2年次に配置する「演劇教育入門」では、演劇が教育とどのように結びついているのか、わが国の教育実践例を中心的に体験的に理解させる。

3年次に配置する「舞台美術論」では、ヨーロッパ、日本の舞台美術の歴史を軸に概観し、舞台美術、セノグラフィーの観点から知見と理解、構想力を養成する。「演劇教育論」では、演劇を活用した教育を支える理論と実践について、最新の動向を踏まえながら、ワークショップ形式で企画・提案する力を身に付けさせる。

その他「アートキャリア英語」では、海外のアートマネジメントの現場において、一般的なビジネスやマネジメント領域で必要となる英語を学ばせ、「パフォーミングキャリア英語」では、英語圏において演劇、ダンス活動を展開する際に使用する、あるいは舞台美術をデザインする際に必要となる英語を学ばせる。

b 職業実践科目

選択科目として1年次に「身体コミュニケーション実習」を配置し、歌や踊りが起こりやすい空間や人との間合いなどを探りながら、身体感覚に基づくコミュニケーション（交感や共感）のあり方を学ばせ、ダンスや歌などを通じて身体的なコミュニケーションや表現の可能性を理解させる。

さらに、選択科目として、演劇又はダンスに係る身体表現の学びの深化を求める学生に対して、次の実践科目を配置する。

演劇に関して、1年次に配置する「演劇ワークショップ実習 A」では、俳優の仕事を通じて他者と関わる力を養い、自らの身体で他者を表現させる。「演劇ワークショップ実習B」では、演出家やドラマティチャーの仕事を学ばせる。2年次に配置する「演劇ワークショップ実習 C」では、地域との交流の中で独自の演劇作品を制作させる。「演劇ワークショップ実習 D」では、演劇ワークショップファシリテーター及び教育演劇コーディネーターの仕事を学ばせる。

ダンスに関しては、1年次に配置する「ダンスワークショップ実習A」では、ダンサーとしてダンス作品の創造活動を行う上で必要な想像力、技術を学ばせる。「ダンスワークショップ実習B」では、振付家の仕事を通じてダンスと身体に関する言説に係る理解を深めさせる。2年次に配置する「ダンスワークショップ実習C」では、ダンスティチャー及びダンス教育を巡る仕事に焦点をあてたワークショップを行い、「ダンスワークショップ実習D」では、社会的課題に絡むダンスプロジェクトを自ら立案させる。

こうした演劇やダンスの実技や作り手のスキルを身に付けさせることで、舞台芸術に関するより洗練された創造性や感性を養い、芸術文化のプレゼンスを一層高め、芸術文化の振興にも寄与する実践的な能力に結び付ける。

② 舞台芸術を中心とした活動を通じて芸術文化の振興及び地域の活性化に寄与する実践的な方法論を修得させる科目（※ a 職業理論科目 該当なし）

b 職業実践科目

選択必修科目として次により実践科目を配置する。

1年次には、劇場や文化施設等における実践的なマネジメント能力を修得するため「舞台芸術基礎実習」を配置し、劇場や舞台装置、舞台美術、客席などのハード面や、ステージマネージング、広報等の運営などのソフト面の舞台芸術全般を通じ、理論の講義や舞台芸術の実作等も踏まえながら体験的に学修させる。

2年次には、臨地実務実習である「舞台芸術実習B」を配置し、振り付けの実践演習を通じて小作品を制作させ、それに関わる全ての職種の創作環境の向上に取り組みつつ、現代演劇を考察させる。あわせて、「劇場プロデュース実習1」を配置し、城崎国際アートセンターをはじめ様々な文化施設での臨地実務実習を行い、アートマネジメントの実態や課題に向かい合いながら、その実践活動から専門的な知識・技能を身に付けさせる。

3年次には、2年次に「劇場プロデュース実習1」を履修した学生で、アートマネジメントに関して、より専門性を高め、深く学びたい者に向け「劇場プロデュース実習2」を配置し、芸術文化事業に係る企画制作、広報・宣伝等文化施設のソフト開発・運営等を実践させる。さらに、「文化政策実習」

を配置し、「文化政策概論」を履修した学生を前提として、但馬地域の自治体における文化政策の現状と課題を分析し、新たな文化振興策の企画など文化に係る政策形成能力の修得を図る。加えて、臨地実務実習である「舞台芸術実習D」を配置し、ダンスクリエーションの現場で応用、検証する能力を養う。

その他、選択科目として舞台芸術に特化したアートマネジメントに関する実践的な学びの深化を求める学生に向けて次の実践科目を配置する。

2年次に配置する連携実務演習である「舞台芸術実習A」では、上演芸術の実作を通じて舞台と観客、俳優同士、技術制作スタッフ間などのコミュニケーションを体験的に検証させる。さらに3年次に配置する連携実務演習である「舞台芸術実習C」では、海外の演劇学校に伍する水準の演劇作品を制作させる。これらの実践科目については、学生の関心やキャリア志向に応じて実習Aから実習Dの科目を選択して履修することで、舞台芸術に関する総合的かつ専門高度な知識・技能を身に付けることができる。

加えて、4年次には「総合芸術文化実習」を配置し、兵庫県立芸術文化センター等の公共文化施設における4週間の長期実習により、高度な実践的マネジメント能力の修得を目指す即戦力のアートマネジメント人材を養成する。

③ 芸術文化に関する幅広い知識・技能を身に付けさせるとともに、芸術文化が社会に果たす役割を考察させる科目

a 職業理論科目

選択必修科目として次により理論科目を配置する。

1年次には「文化政策概論」を配置し、国内外の文化政策に関する現状・課題、芸術文化の公共性を理解させる。

2年次には「批評論」を配置し、アートマネジャー、プロデューサーを志す者に必須な批評力を養い向上させる。「美学美術史」では、近代におけるアートを歴史的に究明し、その人類史的意義を、美学、現代思想などの視点から考察させる。「映像メディア論」では、写真、映画、テレビ、ビデオ（アート）などの映像メディアの生成、普及、変容などを社会との関わりから考察させる。

3年次には「民俗芸能論」を配置し、各地の暮らしと信仰の中から生まれ伝承されてきた、祭礼を含む多様な民族芸能の保存と活用を考察させる。「現代アート論」では、現代アートを取り巻く社会・政治・文化的状況を表現の自由、アーツカウンシル、指定管理者制度などの観点から考察させる。「文化産業論」では、芸術文化と産業・経済の関係について、その歴史、理論等

を多角的に探求させる。

その他、選択科目として、さらに芸術文化に関する知識を深化させるため、次の理論科目を配置する。

2年次に配置する「芸術文化と著作権、法、契約」では、芸術活動を営む上で必要な法的な理解、契約上の知識を身に付けさせる。「世界の文化政策」では、アートマネジメントに関し、歴史と理論、世界各国との歴史、文化等の比較において、文化政策の意義等を探求させる。3年次には「企業メセナ論」を配置し、企業メセナの歴史及び具体的な形態と事例を学ばせるとともに、今日的な課題について分析を行う。「音楽文化論」では、現代の市民社会における音楽文化の意義を問い、アートマネジメントの技法を踏まえ良質な音楽芸術の媒介・普及等について具体的に学修させる。

こうした学びを通じて芸術文化に関する知見を広め、芸術文化に関する幅広い知識・技能を身に付けさせるとともに、芸術文化が社会に果たす役割を理解し、ひいては芸術文化と地域社会を橋渡し、地域の魅力づくりにつなげていく能力を高めていく。

上記の芸術文化系科目群のうち、芸術文化分野を主となる専攻として学ぶ学生の選択必修科目は表 4-2 のとおりである。

(※ b 職業実践科目 該当なし)

表 4-2

〔芸術文化分野を主となる専攻として学ぶ学生の選択必修科目〕

分野等		科目名	配当年次	単位数	内容(養成される能力)	卒業要件
a 職業理論科目	①文化施設の運営及び舞台芸術を中心に芸術文化に関する専門的知識・技能を身に付けさせる科目	演劇入門	2①	2	演劇の概念や理論、またその実践や批評に関する基礎知識	左記より2単位
		舞台芸術入門	2①	2	舞台芸術全般に関する基礎知識	
		空間デザイン入門	2①	2	空間デザインに関する基礎知識並びにその構想方法、またそれを人と協働する際の方法	
		身体表現論	2③	2	身体をメディアとした表現の特質	
		演技論	2③	2	言葉や振る舞いを中心とした人間の演技に関する見識	
		舞台芸術論	3①	2	舞台芸術における作家-作品-観客の関係についての諸理論	
	③芸術文化に関する幅広い知識・能力を身に付けさせるとともに、芸術文化が社会に果たす役割を考察させる科目	文化政策概論	1③	2	国内外の文化政策に関する現状・課題、芸術文化の公共性を理解	左記より4単位
		批評論	2①	2	アートマネジャー、プロデューサー及び批評家を志す者に必須な「批評力」を養成	
		美学美術史	2③	2	アートの概念、人類史的意義を美学、現代思想の視点から考察	
		映像メディア論	2④	1	写真、映画、テレビ、ビデオ(アート)などの映像メディアの生成、普及、変容などを社会との関わりから考察	
		民俗芸能論	3②	1	各地の暮らしと信仰の中から生まれ伝承されてきた、祭礼を含む多様な民俗芸能の保存と活用を考察	
		現代アート論	3③	2	現代アートを取り巻く状況を多角的な観点から考察	
	b 職業実践科目	②舞台芸術を中心とした活動を通じて芸術文化の振興及び地域の活性化に寄与する実践的な方法論を修得させる科目	舞台芸術基礎実習	1③	2	舞台芸術の制作・創作に関する全般的知見(体験的基礎知識)
舞台芸術実習B			2③	2	演劇制作に係る全ての職種の創作環境を獲得し、集団での創作に臨み、現代演劇を考察	
劇場プロデュース実習1			2④	2	劇場現場での実習を通じて劇場運営に関する職業能力を養成	
劇場プロデュース実習2			3②	2	芸術文化事業に係る企画制作、広報・宣伝等文化施設のソフト開発・運営等に関する実践力を養成	
文化政策実習			3②	2	地方自治体の文化政策の現状・課題、具体的な対応策を立案	
舞台芸術実習D			3③	2	ダンスクリエーションの現場で応用、検証する力を養成	

〔履修要件等〕

- ・「劇場プロデュース実習2」は「劇場プロデュース実習1」、「文化政策実習」は「文化政策概論」を履修の先修条件とする。

《観光マネジメント能力を養成する科目》

顧客の観光消費を高める観光事業の高度化を図るとともに、観光に特有のマネジメント特性を知り観光サービスにおける生産性の向上を図る能力である「観光マネジメント能力」を養成する教育課程を編成する。

観光分野を主となる専攻として学ぶ本学の学生における卒業後の進路としては、主に観光事業プランナー・マネジャーを想定している。

地域における観光産業の裾野は広く、観光交通業、旅行産業、宿泊業だけでなく、地域における観光の集客に伴う様々な関連産業において、芸術文化の視点を持って、新たな価値創造による地域の活性化に役割を果たす。

地域の観光構造を理解した上、魅力的なコト消費のコンテンツとなり得る芸術文化を素材に、地域の自然や他の文化資源についてストーリー性を持って総合的に捉え、全体としての魅力を増進し、顧客に選ばれる旅行サービス・商品などを企画開発し、魅力的な情報発信を実践する役割を果たす。

その他、地域観光における利害関係者や住民との合意形成を図り、観光地域づくりの活動をマネジメントするとともに、芸術文化をはじめ地域資源の強みを生かしたマーケティング（デスティネーション・マーケティング、デジタルマーケティング）を行い、地域ブランドの構築に取り組み、内外からの交流の拡大に貢献する人材として、DMO ディレクターや地方公共団体職員を想定している。

本学が育成する専門職業人が果たす役割を踏まえ、「観光マネジメント能力」として、①観光に関する幅広い知識を身に付けるとともに、観光地域づくりや観光産業を取り巻く現状や課題を考察させる科目、及び②観光地域及び観光産業におけるマーケティング、マネジメントに関する専門的な知識・技能を身に付けさせ、それを観光事業の生産性と地域における観光の活性化の向上のための方法論や、③課題解決の能力を修得させる科目を配置する。

なお、選択必修科目については、次の①から③の科目を通じて、職業理論科目を2科目以上、職業実践科目を2科目以上履修するものであること。

① 観光に関する幅広い知識を身に付けるとともに、観光地域づくりや観光産業を取り巻く現状や課題を考察させる科目

a 職業理論科目

コア科目群として1年次に配置する「観光事業概論」の学修を踏まえ、次により選択必修科目の理論科目を配置する。

1年次に「観光経営学」を配置し、観光のマネジメント特性を念頭に置いた基礎的な経営学の理論、知識を修得させるとともに、「観光政策論」を配

置し、地域における観光政策のあり方、観光まちづくりの方向性を考察させる。また、観光を産業として捉えたとき、主なものとして、観光交通業、旅行産業、宿泊産業に区分でき、その基本となる理論科目として1年次に「観光交通論」、2年次に「旅行産業論」「宿泊産業論」を配置する。

「観光交通論」では、観光の重要な要素である交通に焦点をあて、交通の発展が観光にどのように寄与してきたか考察する。「旅行産業論」では、観光立国推進政策の中核的産業である旅行産業を取り上げ、旅行市場の現状、旅行会社の経営、営業販売、商品造成、関連ビジネスなどの実例・実態を踏まえ、旅行産業の課題と展望を学び、「宿泊産業論」では、宿泊産業の全体俯瞰と各機能の理解とともに、産業構造の変化に即した現状と課題、未来のあり方について学修する。あわせて、これらの各観光産業の学びを深めるビジネスモデルの理論と知識を修得させる「観光産業分析」を1年次に配置する。

その他、選択科目として、観光分野における幅広い知識を身に付けさせるため、1年次に「ニューツーリズム論」を配置し、“新しい観光”の動向、政策、制度について具体的な事例をみながら、今後の観光政策を探求させる。

2年次に配置する「観光地理学」では、温泉観光、自然観光、農村観光、歴史文化観光、都市観光を題材に、その形成過程、機能、構造などを学び、観光地のあり方を考えさせ、「観光社会学」では、社会学の視点から現代社会の観光のあり方について考え、観光地の持続可能なまちづくりを探求させる。

3年次に配置する「観光メディア論」では、観光におけるメディア・コンテンツの役割等を探求させる。

こうした観光系理論科目の履修により、現代社会における観光のあり方、効果的な観光地経営等に向け、観光分野の専門性の深化をより一層図る。

b 職業実践科目

選択必修科目として次により実践科目を配置する。

観光産業に係る実習科目には「観光交通業実習1」「旅行事業実習1」「宿泊業実習1」の3科目を配置し、例えば、理論科目で「観光交通論」を履修した学生は「観光交通業実習1」を選択するよう履修指導を行い、関係事業に関する理論と実践を結び、修めることで専門職業人を育む教育効果を高める。

具体的には、1年次に「観光交通業実習1」を配置し、駅や空港等で実務業務の実習を行い、案内業務やバックヤード業務等の交通業務の実務遂行力に加え、ホスピタリティ力や事業運営に関するノウハウ等の修得を図る。

2年次に配置する「旅行事業実習1」では、旅行代理店等での実習によりツアー運営及び営業の実務遂行力を修得させ、「宿泊業実習1」では、地元の城崎温泉の旅館をはじめ、県内のリゾートホテル等も実習先に加え、4週間の長期の実習により、観光地の宿泊施設におけるおもてなし、ホスピタリティ能力を修得させる。

その他、選択科目として、2年次及び3年次に、より専門性を高めた「観光交通業実習2」「宿泊業実習2」「旅行事業実習2」を、配置することで、学生のキャリア志向に応じ、観光産業に係る特定分野の専門スキルをより一層高めることができることとしている。

また、1年次には「観光資源実習」を配置し、地域における観光事業の現場を体験し、そこでの実情や課題等を知ることで、2年次以降の学修に繋げるべく、但馬の自然を活かしたスノーケリングやキャンプを通じ施設の運営ノウハウの修得を図る。その他、2年次には「ホスピタリティ実習」を配置し、国内外から多くの来場者があるテーマパークにおけるホスピタリティの修得を目指す学生に対し、テーマパークにおける8週間の実習を行う。施設でのゲストサービスを通じ、接客業務に必要な接遇、ビジネスマナー、プレゼンテーションスキルの修得を図り、専門職業人としてのホスピタリティ能力を一層向上させるカリキュラムを提供する。

また、これらの観光分野の実習においては、単に現場での接客等に関する知識・技能の修得に留まらず、経営者やマネジャーサイドの考え方や、対顧客あるいは対従業員など様々な状況での対応等を学生が知ることで、コミュニケーション能力やマネジメント能力の向上にも資するものである。

② 観光地域及び観光産業におけるマーケティング、マネジメントに関する専門的な知識・技能を身に付けさせ、観光産業の生産性と地域における観光の活性化の向上のための方法論を修得させる科目

a 職業理論科目

コア科目群として2年次に配置する「観光サービスマネジメント論」及び「観光産業マーケティング論」の学修を踏まえ、次により選択必修科目の理論科目を配置する。

2年次に「デスティネーションマネジメント論」を配置し、欧州における「デスティネーションマネジメント」の概念をもとに具体的に実践していく手法を学ばせる。さらに「観光マーケティング分析論」を配置し、解析ソフトを用いながら観光マーケティングに必要な様々な分析目的に応用可能となる手法を学ばせる。

3年次には「観光デジタルマーケティング論」を配置し、ウェブサイトや

Eメール、スマートフォンアプリ、Facebook や Twitter を始めとする SNS などのデジタルメディアを通じて、企業や観光目的地が提供する商品やブランド、サービスのマーケティングのスキルと理論について学ばせる。さらに、「デスティネーションマーケティング論」を配置し、持続可能な観光振興に寄与するデスティネーションマーケティング（DM）の仕組みと特殊性等を理解させる。「インバウンドマーケティング論」では、インバウンドに焦点をあてたマーケティングを、「ブランド論」では、地域の有形・無形の資源を生かした地域ブランドの構築について探求させる。

その他、選択科目では、2年次に、観光マネジメントに関する専門性を高めていくことができる科目として「エリアマネジメント論」を配置し、持続可能な地域づくりの概念を基盤とするマネジメント戦略を学ばせる。3年次に配置する「観光キャリア英語」では、インバウンド又はアウトバウンドの観光ビジネスに必要な実践英語を学ばせ、「旅行者心理学」では、観光旅行者心理の観点から観光旅行行動が生起する仕組みを理論的に学ばせる。

③ 課題解決の能力を修得させる科目

b 職業実践科目

選択必修科目として、観光プロモーション、観光イベント・プロジェクトの企画立案等に関する実践科目を次により配置する。

3年次に「観光プロモーション演習」を配置し、DMOからの講師を招聘し、地域、国際都市、広域の各DMOの立場における観光プロモーション計画の策定能力の修得を目指す。また、「デスティネーション実習」の配置により、但馬市町観光部署等において、観光資源の現状分析を通じ、各地域への誘客を図る新規観光イベントの企画など、観光行政力の修得、「観光プロジェクト立案演習」の配置により、地域資源の分析力や観光振興プロジェクトやツアー作成などの企画力の修得を図っていく。

その他、選択科目として、1年次に、企画・立案を行うために必要な調査・分析などの手法を学ぶ「社会調査演習」、2年次に、台湾での文化体験やホームステイ、台北市内のホテルでの実習等を通じて海外での観光実務等を学修させる「海外実習A」、3年次に、観光業界で頻繁に利用されているデータの収集、活用などの手法を学ぶ「観光情報演習」を配置し、実践を通じて課題解決のための能力を養成する。

上記の観光系科目群のうち、観光分野を主となる専攻として学ぶ学生の選択必修科目は表 4-3 のとおりである。

表 4-3

〔観光分野を主となる専攻として学ぶ学生の選択必修科目〕

分野等		科目名	配当年次	単位数	内容(養成される能力)	卒業要件
a 職業理論科目	①観光に関する幅広い知識を身に付けるとともに、観光地域づくりや観光産業を取り巻く現状や課題を考察させる科目	観光政策論	1③	2	地域における観光政策のあり方、観光まちづくりの方向性を考察	左記より4単位
		観光経営学	1③	1	経営学を概観し、基礎的な理論や知識、フレームワークを観光関連企業にあてはめ学修	
		観光産業分析	1③	1	個別の観光産業の学びを深めるためのビジネスモデルの理論と知識を修得	
		観光交通論	1③	2	観光交通について概説し、課題・その改善策等を考察	
		旅行産業論	2①	2	旅行業の現状と課題を概説し、課題整理と将来展望を考察	
		宿泊産業論	2①	2	宿泊産業を俯瞰し、現状と課題、将来のあり方を考察	
	②観光地域及び観光産業におけるマーケティング、マネジメントに関する専門的な知識・技能を身に付けさせ、観光産業の生産性と地域における観光の活性化の向上のための方法論を修得させる科目	デスティネーションマネジメント論	2③	2	デスティネーションマネジメント及びマーケティングの手法や事業の組立てを学修	左記より2単位
		観光マーケティング分析論	2③	2	汎用性の高い統計分析手法・表現方法を学修	
		観光デジタルマーケティング論	3②	2	デジタルマーケティングの理論・技法を修得	
		デスティネーションマーケティング(DM)論	3③	2	DMの仕組みを理解し、DMの施策策定能力を養成	
		インバウンドマーケティング論	3③	2	国際観光客に焦点をあてたマーケティングの概念と手法を修得	
		ブランド論	3③	2	ブランディングの実践に向けた知識・理論を修得	
b 職業実践科目	①観光に関する幅広い知識を身に付けるとともに、観光地域づくりや観光産業を取り巻く現状や課題を考察させる科目	観光交通業実習1	1④	2	観光交通サービスの実務を通じて業務遂行力を修得	左記より2単位
		旅行事業実習1	2②	2	旅行サービスの実務を通じて業務遂行力を修得	
		宿泊業実習1	2②	2	宿泊産業の現場実習を通じて課題や改善策を考察	
	③課題解決の能力を修得させる科目	観光プロモーション演習	3①	2	新たな観光プロモーションの手法を考察	左記より2単位
		デスティネーション実習	3②	2	DMO等の現場で観光商品・サービスの企画開発に取り組む	
		観光プロジェクト立案演習	3③	2	観光商品・サービスの企画開発に関して演習	

〔履修要件等〕

- ・「観光交通業実習1」は「観光交通論」、「旅行事業実習1」は「旅行産業論」、「宿泊業実習1」は「宿泊産業論」を履修の先修条件とする。

《クロスオーバー科目》

本学において育成する人材像を踏まえ、芸術文化分野あるいは観光分野のいずれかを主となる専攻として学ぶ学生が、他方の分野を副となる専攻科目として学ぶクロスオーバー科目を次により配置する。

① 芸術文化分野を主となる専攻として学ぶ学生の観光分野における「クロスオーバー科目」（選択必修科目）

芸術文化と観光の好循環による地域の活性化に向けて、芸術文化サイドと観光サイドとの連携が強く求められている中で、芸術文化に携わる人材においても、観光の視点、観光に関する知識・技能を身に付けておくことが重要となっている。

つまり、観光客をはじめ、当該拠点施設を訪れる者のニーズを見極め、文化資源として提供する芸術等の創造活動、内容のブラッシュアップ、他の文化施設等との連携を通じて、一定の期間ごとに新しい発信をしていく役割を果たしていくことが求められる。

さらに、来訪者が文化資源の魅力に十分に触れ、満足度が高い観覧を実現する運営を行うためには、来訪者の理解をより深めることができる分かりやすい解説や工夫、文化施設だけでは取り組めない来訪者のアクセス向上、国内外からの観光旅客の移動その他の利便の増進、周辺地域を周遊し、飲食、買い物、休憩などを通じ、地域へのより一層の理解や親しみを深める取組、観光関係事業者との連携による、文化施設の魅力の発信など幅広く来訪者を惹きつける戦略や効果的なプロモーションを行うための知識や技能が必要である。

このような知識や技能は、マーケティングの手法をもとに、観光客が求める観光資源のブランディング、プロモーション、そして誘客を促進するというプロセスを踏まえれば、芸術文化の創造及び文化施設等で企画運営する人材にも、通じる重要なスキルと言える。

そこで、クロスオーバー科目として、芸術文化学士（専門職）に求められる観光マネジメント能力に関する専門的知識・技能を修得させる職業理論科目及び職業実践科目を表 4-4 のとおり指定し、これらの科目を選択必修科目に位置付ける。

上記のクロスオーバー科目の概要は表 4-4 のとおりである。

表 4-4

〔芸術文化分野を主とする専攻として学ぶ学生の観光分野における選択必修(クロスオーバー)科目〕

分野等		科目名	配当年次	単位数	内容(養成される能力)	卒業要件
a 職業理論科目	①観光に関する幅広い知識を身に付けさせるとともに、観光地域づくりや観光産業を取り巻く現状や課題を考察させる科目	観光経営学	1③	1	経営学を概観し、基礎的な理論や知識、フレームワークを観光関連企業にあてはめ学修	左記より4単位
		観光産業分析	1③	1	個別の観光産業の学びを深めるためのビジネスモデルの理論と知識を修得	
		観光交通論	1③	2	観光交通について概説し、課題・その改善策等を考察	
		旅行産業論	2①	2	旅行業の現状と課題を概説し、課題整理と将来展望を考察	
		宿泊産業論	2①	2	宿泊産業を俯瞰し、現状と課題、将来のあり方を考察	左記より2単位
		観光政策論	1③	2	観光政策のあり方に対する多角的視座を獲得し、地域の観光政策と観光まちづくりの課題、方向性を検討	
		ニューツーリズム論	1③	2	テーマ性が強く、体験型・交流型の要素を取り入れた「新しい観光」について学修	
		観光社会学	2①	2	観光社会学の知識や考え方、分析手法を学修	
	②観光地域及び観光産業におけるマーケティング、マネジメントに関する専門的な知識・技能を身に付けさせ、観光産業の生産性と地域における観光の活性化の向上のための方法論を修得させる科目	観光サービスマネジメント論	2①	2	観光サービスマネジメントの実務に資する能力を学修	左記より2単位
		デスティネーションマネジメント論	2③	2	デスティネーションマネジメント及びマーケティングの手法や事業の組立てを学修	
観光マーケティング分析論		2③	2	汎用性の高い統計分析手法・表現方法を学修		
観光デジタルマーケティング論		3②	2	デジタルマーケティングの理論・技法を修得		
b 職業実践科目	①観光に関する幅広い知識を身に付けさせるとともに、観光地域づくりや観光産業を取り巻く現状や課題を考察させる科目	観光交通業実習1	1④	2	観光交通サービスの実務を通じて業務遂行力を修得	左記より2単位
		旅行事業実習1	2②	2	旅行サービスの実務を通じて業務遂行力を修得	
		宿泊業実習1	2②	4	宿泊産業の現場実習を通じて課題や改善策を考察	
		ホスピタリティ実習	2④	8	テーマパーク等での実習を通じてホスピタリティ能力の一層の向上を目指す	
	③課題解決の能力を修得させる科目	社会調査演習	1①③	2	企画・立案を行うために必要な調査・分析などの手法を学修	左記より2単位
		海外実習A	2②	2	海外での文化体験や実習等を通じて海外での観光実務等を学修	
		観光プロモーション演習	3①	2	新たな観光プロモーションの手法を考察	
		デスティネーション実習	3②	2	DMO等の現場で観光商品・サービスの企画開発に取り組む	
		観光プロジェクト立案演習	3③	2	観光商品・サービスの企画開発に関して演習	

〔履修要件等〕

- ・「観光交通業実習1」は「観光交通論」、「旅行事業実習1」は「旅行産業論」、「宿泊業実習1」は「宿泊産業論」を履修の先修条件とする。
- ・「ホスピタリティ実習」は必修科目の「観光サービスマネジメント論」を履修の先修条件とする。

② 観光学を主となる専攻として学ぶ学生の芸術文化分野における「クロスオーバー科目」（選択必修科目）

観光人材には、魅力的なコト消費のコンテンツとなり得る芸術文化を素材に、地域の自然や他の文化資源についてストーリー性を持って総合的に捉え、全体としての魅力を増進することが期待される。舞台芸術をはじめ芸術文化に関する知見を生かして顧客に選ばれる旅行サービス・商品などを企画開発することができれば、より一層、地域の交流人口を拡大していくことができる。

また、芸術文化に関する幅広い知識を身に付けることで、鑑賞者や地域住民にとって魅力的な公演や作品を考慮に入れた旅行プランニングを企画、また、芸術文化が地域に果たす役割を考慮した上で、芸術文化サイドと連携した観光事業の展開等を図っていくことが期待される。

そこで、クロスオーバー科目として、観光学士（専門職）に求められる芸術文化マネジメント能力に関する専門知識・技能を修得させる職業理論科目及び職業実践科目を表 4-5 のとおり指定し、これらの科目を選択必修科目に位置付ける。

上記のクロスオーバー科目の概要は表 4-5 のとおりである。

表 4-5

〔主となる専攻として観光分野を学ぶ学生の芸術文化分野における選択必修(クロスオーバー)科目〕

分野等	科目名	配当年次	単位数	内容(養成される能力)	卒業要件	
a 職業理論科目	①文化施設の運営及び舞台芸術を中心に芸術文化に関する専門的知識・技能を身に付けさせる科目	パフォーミングアーツ概論	1①	2	「パフォーミングアーツ」についての視野を広げ、その初歩的な理解を得る	左記より4単位
		演劇入門	2①	2	演劇の概念や理論、またその実践や批評に関する基礎知識	
		舞台芸術入門	2①	2	舞台芸術全般に関する基礎知識	
		空間デザイン入門	2①	2	空間デザインに関する基礎知識並びにその構想方法、またそれを人と協働する際の方法	
		身体表現論	2③	2	身体をメディアとした表現の特質	
		演技論	2③	2	言葉や振る舞いを中心とした人間の演技に関する見識	
		舞台芸術論	3①	2	舞台芸術における作家-作品-観客の関係についての諸理論	
	③芸術文化に関する幅広い知識・能力を身に付けさせるとともに、芸術文化が社会に果たす役割を考察させる科目	文化政策概論	1③	2	国内外の文化政策に関する現状・課題、芸術文化の公共性を理解	左記より4単位
		批評論	2①	2	アートマネージャー、プロデューサー及び批評家を志す者に必須な「批評力」を養成	
		美学美術史	2③	2	アートの概念、人類史的意義を美学、現代思想の視点から考察	
		映像メディア論	2④	1	写真、映画、テレビ、ビデオ(アート)などの映像メディアの生成、普及、変容などを社会との関わりから考察	
		民俗芸能論	3②	1	各地の暮らしと信仰の中から生まれ伝承されてきた、祭礼を含む多様な民俗芸能の保存と活用を考察	
		現代アート論	3③	2	現代アートを取り巻く状況を多角的な観点から考察	
b 職業実践科目	①文化施設の運営及び舞台芸術を中心に芸術文化に関する専門的知識・技能を身に付けさせる科目	身体コミュニケーション実習	1①	2	ダンスや歌などを通じて身体的なコミュニケーションや表現の可能性を知る	左記より4単位
		②舞台芸術を中心とした活動を通じて芸術文化の振興及び地域の活性化に寄与する実践的な方法論を修得させる科目	舞台芸術基礎実習	1③	2	
	舞台芸術実習A	2①	2	上演芸術の実作を通じて舞台と観客、俳優同士、技術制作スタッフ間などのコミュニケーションを体験		
	海外実習B	2②	2	海外での劇場運営等を学ぶとともに現地での演劇制作とその公演を通じて国際芸術交流の理念と技法を学修		
	舞台芸術実習B	2③	2	演劇制作に係る全ての職種の創作環境を獲得し、集団での創作に臨み、現代演劇を考察		
	劇場プロデュース実習1	2④	2	劇場現場での実習を通じて劇場運営に関する職業能力を養成		
	劇場プロデュース実習2	3②	2	芸術文化事業に係る企画制作、広報・宣伝等文化施設のソフト開発・運営等に関する実践力を養成		
	文化政策実習	3②	2	地方自治体の文化政策の現状・課題、具体的な対応策を立案		

〔履修要件等〕

- ・「舞台芸術実習A」は「舞台芸術基礎実習」、「劇場プロデュース実習2」は「劇場プロデュース実習1」、「文化政策実習」は「文化政策概論」を履修の先修条件とする。

ウ 展開科目

「展開科目」は、専門職大学設置基準第13条に規定された科目区分の趣旨、特に「専攻する特定の職業分野に関連する他分野の応用的な能力であって、当該職業の分野において創造的な役割を果たすために必要なものを育成する」ことを目的としている。

本学が育成する専門職業人には、将来にわたり、各々が携わる職業分野における事業活動を通じて次のような創造的な役割を果たしていくために、阪神・淡路大震災を経て、創造的復興の歩みを通じて得た教訓を踏まえ、「ユニバーサルな社会づくり」の実現に関わる知見を身に付けさせる。

そのための教育課程として、年齢層、障害の有無、文化や風土、国籍の違いなどにかかわらず、全ての人々が地域社会の一員として尊重され、お互いに支え合い一人ひとりが持てる力を発揮し、自分らしく生き抜くことができる社会づくりに関する知識を身に付けさせる科目、環境保全にも配慮した安全で安心な暮らしが確保され、全ての人々にとって利用しやすく、質が高い、持続可能な社会づくりに関する知識を身に付けさせる科目を配置する。

① 年齢層、障害の有無、文化や風土、国籍の違いなどにかかわらず、全ての人々が地域社会の一員として尊重され、お互いに支え合い一人ひとりが持てる力を発揮し、自分らしく生き抜くことができる社会づくりに関する知識を身に付けさせる展開科目（多様性を理解し、相互に支え合う社会づくり）

芸術文化及び観光における活動を通じ、高齢者・障害者・外国人などとの交流の拡大、社会参加の機会を確保し、多様性を尊重した社会基盤の整備に寄与し、さらに、地域が一体となって地域づくりに取り組むコミュニティの形成に貢献する。

また、アウトリーチの手法等により、芸術文化活動や観光地域づくり活動を健康増進事業・医療・福祉事業に応用し、また、引きこもり等マイノリティへの社会的包摂のツールに活用するなど、皆が支え合い、一人ひとりが持てる力を発揮することで、自立を促進し、多様な能力の発揮による生産性向上やイノベーション創出につなげる。

そのためには、少子高齢化やグローバル化が進展している現状を踏まえながら、地域を取り巻く医療福祉の現況や課題、地域コミュニティの問題やあり方、世界や地域で課題解決に向けて助け合い、協働している取組など、幅広い知識が必要となってくる。

そこで、こうした知識を身に付けさせる教育課程として、次の選択必修科目を配置する。

1年次に「世界を知る」を配置し、世界をフィールドとするビジネス展開に向け、現在の世界を形づくっている政治経済、歴史、文化などをテーマに国際情勢を幅広く知り、国際的な知見を深めていく。また、「地域の医療と福祉」を配置し、社会保障制度の仕組みと意義、地域の医療福祉の現状と課題等を理解し、地域におけるユニバーサルデザインの推進を考察する。

2年次には「地域コミュニティ論」を配置し、地域コミュニティに存在する課題と、「公」「共」「私」の各領域における課題解決の取組、連携を学ばせる。「NPO・NGOと国際社会」では、国際関係の分析の枠組みと歴史的事例について学ばせ、国際関係を考える上で基礎となるものの見方、考え方を身に付けさせる。また、「多文化社会の社会教育」を配置し、いろいろな国や地域を概観し、国内外の様々な社会教育施設による共生へ向けた取り組みを学ばせる。

3年次には「地域情報論」を配置し、データからは見えてこない地域の実像を学修させ、地域の実情を分析しながら、地域が求める社会づくりを考察していく。

主となる専攻が芸術文化分野の学生については、そのディプロマ・ポリシーにおいて、「芸術文化の力を広く社会に開き、地域の活性化に生かそうとする態度を有している」としていることから、多様性を理解し、相互に支え合う社会づくりのための知識がより求められるため、上記の6科目から4科目（8単位）以上を選択し、観光分野を主となる専攻として学ぶ学生については2科目（4単位）以上を選択し、履修することとする。

こうした学びにより知見を身に付け、専門職業人としての視座から、多様な人々の社会参加、交流拡大及び自立の促進を図る「多様性を理解し、相互に支え合う社会づくり」の実現に向け、創造的な役割を果たしていく。

② 環境保全にも配慮した安全で安心な暮らしが確保され、全ての人々にとって利用しやすく、質が高い、持続可能な社会づくりに関する知識を身に付けさせる展開科目（安心・安全で持続可能な社会づくり）

芸術文化や観光における経済活動に多様な主体が積極的な参画することは、地域経済の活性化や満足度の高い住民生活にもつながり、より確かな持続可能な社会づくりに資するものである。そこで、多くの主体の参画に向けて、バリアフリー、手話・点字、多言語表記等サービスの拡充など身体的ハンディ等を持つ来訪者への適切な対応により大きな機会損失を改善するとともに、訪日外国人を含め全ての来訪者がストレスフリーで施設を利用できる環境を整備し、あわせて面的なバリアフリー情報を発信するなど、ハード・ソフト両面からの基盤整備が求められる。

また、防災・減災の視点により、来訪者にとって安心・安全な観覧環境を確保するとともに、オーバーツーリズム、観光公害等の課題がある中、地域が一

体となって環境保全に取り組んで生きた事例等も踏まえながら、サステナビリティに留意した事業活動を推進することも重要となる。

そのためには、阪神・淡路大震災の教訓を踏まえながら、防災・減災への備え、環境問題にも配慮し、持続可能な地域の発展と共生に関する理念や取組などに関する幅広い知識が必要となってくる。

そこで、こうした知識を身に付けさせる教育課程として、次の選択必修科目を配置する。

1年次に「持続可能な社会」を配置し、持続可能な発展の理念、その理念の実践過程・歴史的展開過程、理念に基づく現代社会や地域社会の見方、持続可能な社会のあり方、地域社会における理念の実現方法等を理解させる。

2年次には「国際防災論」を配置し、世界各地で起こる自然災害、防災事情を学び、日本が世界に貢献できる防災・減災の取組について考え、ビジネスにおけるリスクマネジメント等につなぐ展開力を養う。

3年次には「兵庫の教訓を踏まえた防災」では、行政・教育・企業・ボランティア等の様々な取組を通じて災害に強い社会づくりを、「ジオパークと地域」では、地質・地形と文化・産業等との関係性や地域におけるジオパーク活動の意義等を、「コウノトリの野生復帰と地域」では、コウノトリの野生復帰が進展する但馬地域における健全な田園生態系の保全・再生等を、「地域資源の保全と活用」では、地域資源の発掘、保全、活用に関する基礎的な考え方を学ばせる。また、「国際環境論」では、グローバル環境問題を読み解くための基礎知識、解決のための基本的考え方、制度、政策について学ばせる。

主となる専攻が観光分野の学生については、そのディプロマ・ポリシーにおいて、「観光地域づくりの意義を理解し、観光を通じて活性化を図っていこうとする態度を有する」としていることから、安全・安心で持続可能な社会づくりのための知識がより求められるため、上記の7科目から4科目（8単位）以上を選択し、芸術文化分野を主となる専攻として学ぶ学生は2科目（4単位）以上を選択し、履修することとする。

こうした学びにより知見を身に付け、専門職業人としての視座から、誰もが負担なく、安心・安全に利用できるサステナビリティに配慮した環境を整える「安心・安全で持続可能な社会づくり」の実現に向け、創造的な役割を果たしていくものである。

[展開科目の教育課程] ※展開科目はすべて2単位

選択必修科目の配置	◎選択必修科目
<p>【展開科目】(多様性を理解し、相互に支え合う社会づくりのための知識を身に付けさせる科目)</p> <p>《1年次》</p> <ul style="list-style-type: none"> ◎世界を知る (グローバルな課題、多文化共生の理解) ◎地域の医療と福祉 (地域の医療・福祉の現状と課題等を考察) <p>《2年次》</p> <ul style="list-style-type: none"> ◎地域コミュニティ論 (地域コミュニティの課題を理解) ◎NPOとNGOと国際社会 (NPO等の運営と活動、役割を学修) ◎多文化社会の社会教育 (社会教育施設の取組を通じた多文化社会の理解) <p>《3年次》</p> <ul style="list-style-type: none"> ◎地域情報論 (地域情報を解析、地域社会の実情を分析・理解) 	<ul style="list-style-type: none"> ■芸術文化分野を主となる専攻とする学生 8単位以上取得 ■観光分野を主となる専攻とする学生 4単位以上取得
<p>【展開科目】(安心・安全で持続可能な社会づくりのための知識を身に付けさせる科目)</p> <p>《2年次》</p> <ul style="list-style-type: none"> ◎持続可能な社会 (持続可能な社会のあり方等を考察) ◎国際防災論 (世界の防災事情を知り、防災・減災の取組を学修) <p>《3年次》</p> <ul style="list-style-type: none"> ◎兵庫の教訓を踏まえた防災 (震災の教訓を踏まえ災害への備えを学修) ◎ジオパークと地域 (地域の環境を踏まえ、文化・産業等の活動を理解) ◎地域資源の保全と活用 (地域資源の保全・活用に関する知識を修得) ◎コウリの野生復帰と地域 (コウリと共生する地域の環境課題等を理解) ◎国際環境論 (グローバルな環境問題を読み解く知識を修得) 	<ul style="list-style-type: none"> ■芸術文化分野を主となる専攻とする学生 4単位以上取得 ■観光分野を主となる専攻とする学生 8単位以上取得

エ 総合科目

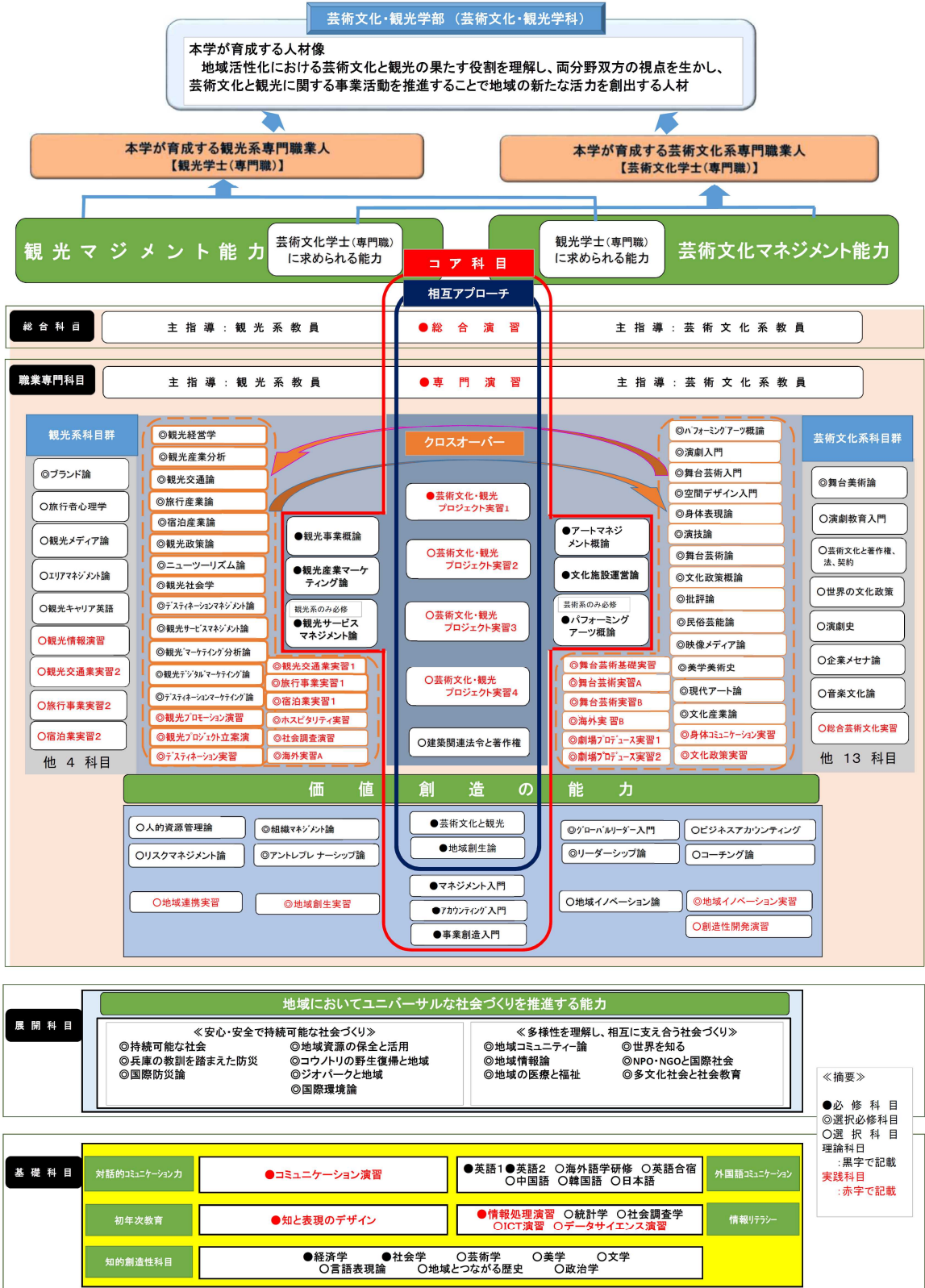
「総合科目」は、「相互アプローチ科目」として、これまでの全ての教育課程の集大成として位置付ける。

具体的には、「総合演習」から成り、全学生は4年次に、基礎科目、職業専門科目、展開科目で学修した内容を活かし、ディプロマ・ポリシーに規定する「芸術文化と観光を生かし、地域の活性化につながる方策を考えることができる」能力を身に付けていることを認定できる課題の提出・発表等を課す。

本学が目指す、芸術文化及び観光を生かした新たな価値創造に向けた模索が行われるもので、大学4年間で習熟した必要な学修態度、すなわち主体的かつ自主的に課題を発見し、コンセプトを作りあげ、修得した知識・技能を総合し、芸術文化及び観光分野に携わる職業人として、実践的かつ応用的な能力を総合的に向上させる。

具体的には、演習を通じて芸術文化と観光に関する諸課題を設定し、その解決策を立案し、発表、成果のとりまとめを行う。その解決策にあつては、両分野を通じた新たな価値創造、いわばイノベーションを通じた課題解決につながるものであることが求められる。加えて、マーケティングの知見などを通じて市場性、採算性等を考慮し、適正なマネジメントの知見により、実現性及び持続可能性が担保されたプランニングであることが重要である。この点について、分野の異なる複数の専任教員がそれぞれ主指導、副指導を担当することにより、芸術文化分野及び観光、経営分野との連携を確保しながら共同で助言、指導、評価を行うことで、分野の枠を超えた質の高い教育を確保する。

教育課程の編成の考え方（必修科目・選択必修科目を中心に）



(4) ディプロマ・ポリシーとの関係

本学の教育上の目的は、演劇の手法を用いて養った、プロフェッショナルとしての「対話的コミュニケーション能力」を基礎に、地域活性化における芸術文化と観光の果たす役割を理解し、両分野の視点を生かし、芸術文化と観光に関する事業活動を推進することで地域の新たな活力を創出する人材を育成することである。

そのために、基礎的な知識・技能及び対話的コミュニケーション能力、芸術文化マネジメント能力、観光マネジメント能力、価値創造の能力及び地域においてユニバーサルな社会づくりを推進する能力を養成するものである。

こうしたことから、所定の単位を取得し、上記に掲げる能力・資質を備えた学生に対して学位を授与することを、本学のディプロマ・ポリシーとして定めたものである。

ディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシーの対応関係は、表 4-4 のとおり。また、ディプロマ・ポリシーと、カリキュラム・ポリシー及び教育課程との対応表は、別添資料 4-1 及び表 4-6 のとおりである。

表 4-6

養成する人材像とディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーの対応関係
【主となる専攻（芸術文化分野）】

全学の養成する人材像	
地域活性化における芸術文化と観光の果たす役割を理解し、両分野の視点を生かし、芸術文化と観光に関する事業活動を推進することで地域の新たな活力を創出する人材	
主となる専攻（芸術文化分野）の養成する人材像	
芸術文化と地域社会を橋渡しし、地域の魅力づくりに資する知識、技法、創造活動全体を意味する芸術文化マネジメント能力を身に付けたうえで、地域社会の側が芸術文化に求めているニーズを発掘し、芸術文化がそのニーズに応えられるように芸術文化と地域社会との良好な関係をコーディネートする能力を高めるとともに、地域の観光関連事業者と連携することにより新たな価値を創造できる専門職業人	
DP	CP
1 基礎的な知識・技能及び対話的コミュニケーション能力 ① 学士（専門職）として必要となる教養、言語・情報リテラシーを身に付け、状況に応じて活用することができる。 ② 多様なステークホルダーの考え方や立場を理解した上、対話を通じて合意形成に導く技能を身に付けている。	(基礎科目) ① 専門職業人として必要なりテラシーを身に付けさせる教育課程を編成する。 ② 創造性を喚起させるための基礎となる教養を身に付けさせる教育課程を編成する。 ③ 対話的コミュニケーション能力を養成する教育課程を編成する。
2 芸術文化マネジメント能力 ① 文化施設の運営及び舞台芸術を中心に芸術文化に関する専門的知識を身に付け、芸術文化の力を広く社会に開き、地域の活性化に生かそうとする態度を有している。 ② 地域固有の文化資源を芸術的観点から再発見し、芸術によって生み出される価値を付与することで、その芸術文化資源の発見・活用・発信の実務に適用していくことができる。 ③ 独創的かつ先端的な芸術文化の創造に取り組む姿勢を有している。 ④ 地域社会の課題を芸術文化の視点から見つけ、解決しようとするリーダーとしての姿勢を有している。	(職業専門科目) 芸術文化マネジメント能力を養成する科目 ① 文化施設の運営及び舞台芸術を中心に芸術文化に関する専門的知識・技能を身に付けさせるとともに、舞台芸術を中心とした活動を通じて芸術文化の振興及び地域の活性化に寄与する実践的な方法論を修得させる科目 ② 芸術文化に関する幅広い知識・技能を身に付けさせるとともに、芸術文化が社会に果たす役割を考察させる科目
3 芸術文化学士（専門職）に求められる観光マネジメント能力 ① 芸術文化活動を社会に広く発信するための基礎的なマーケティング能力を身に付けている。 ② 観光地域づくりや観光産業を取り巻く現状や課題を理解し、芸術文化による地域の活性化の実務に適用できる。 ③ 地域の観光関連事業者の考え方や立場を理解し、連携することができる。	(職業専門科目) 観光マネジメント能力を養成する科目 ① 観光におけるマネジメントの基礎的な専門知識・技能を身に付けさせるとともに、観光地域づくりや観光産業を取り巻く現状や課題を考察させる科目
4 価値創造の能力 ① 芸術文化及び観光が地域の活性化にどのような役割を果たすかについて問題意識を持ち、それを追究していく強い意志を持っている。 ② マネジメント、アカウントティング、事業創造に関する基礎的な理論・知識を身に付け、事業活動について継続性を担保する手法や、新たな価値を生み出していく意義について理解している。 ③ 芸術文化及び観光に関する知見を生かし、芸術文化と観光に関する事業活動を通じて交流人口を拡大し、地域を活性化する方策を考えることができる。	(職業専門科目) 価値創造の能力を養成する教育課程を編成する。 ① 地域を取り巻く現状や課題を考察させるとともに、地域創生に関する知識・技能、課題解決のための方法論を身に付けさせる科目 ② 基礎的な経営の知識・技能を身に付けさせる科目 ③ 芸術文化と観光による新たな価値創造の好循環が地域創生に果たす役割、意義を理解させ、芸術文化及び観光の視点を生かして地域活性化に取り組む能力を養成する科目
5 地域においてユニバーサルな社会づくりを推進する能力 ① 多様性を理解し、共感し、協調・協働して行動することができ、相互に支え合い、一人ひとりが持てる力を発揮し、活動できる社会づくりに取り組む姿勢を有している。 ② 率先して、安心・安全の確保、環境の保全・改善に取り組む姿勢を有している。	(展開科目) 専門職業人として創造的役割を果たすための応用能力として、地域においてユニバーサルな社会づくりを推進する能力を養成する教育課程を編成する。 ① 年齢層、障害の有無、文化や風土、国籍の違いなどにかかわらず、全ての人が地域社会の一員として尊重され、お互いに支え合い一人ひとりが持てる力を発揮し、自分らしく生き抜くことができる社会づくりに関する知識を身に付けさせる科目 ② 環境保全にも配慮した安全で安心な暮らしが確保され、全ての人が利用しやすく、質が高い、持続可能な社会づくりに関する知識を身に付けさせる科目
	(総合科目) ① 基礎科目、職業専門科目、展開科目の学修内容を総合し、芸術文化及び観光の双方の視点を生かして新たな価値を創造し、地域の活力を創出する方策を考える力を養成する教育課程を編成する。

全ての学修内容を総合

養成する人材像とディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーの対応関係
【主となる専攻（観光分野）】

全学の養成する人材像	
地域活性化における芸術文化と観光の果たす役割を理解し、両分野の視点を生かし、芸術文化と観光に関する事業活動を推進することで地域の新たな活力を創出する人材	
主となる専攻（観光分野）の養成する人材像	
観光のマネジメントの特性を理解したうえで、マーケティングや経営学のディシプリンから観光事業分野の学びを徹底し、理論的かつ実践的な職業人としての基礎能力を高めるとともに、これら観光に関する能力に併せ持つものとして、地域活性化の力となる芸術文化分野の知見を生かして、新たな観光の展開を具体化できる専門職業人	
DP	CP
1 基礎的な知識・技能及び対話的コミュニケーション能力 ① 学士（専門職）として必要となる教養、言語・情報リテラシーを身に付け、状況に応じて活用することができる。 ② 多様なステークホルダーの考え方や立場を理解した上、対話を通じて合意形成に導く技能を身に付けている。	(基礎科目) ① 専門職業人として必要なりテラシーを身に付けさせる教育課程を編成する。 ② 創造性を喚起させるための基礎となる教養を身に付けさせる教育課程を編成する。 ③ 対話的コミュニケーション能力を養成する教育課程を編成する。
2 観光マネジメント能力 ① 観光の事業特性を理解し、他産業とのマネジメントの違いが理解できる。 ② 観光地域づくりの意義を理解し、観光を通じて地域の活性化を図っていくとする態度を有する。 ③ マーケティング、経営学の基礎的な知識・理論を身につけ、観光事業の実務に適用していくことができる。 ④ 観光ビジネスにおける現実の課題を解決するための総合的判断ができる。	(職業専門科目) 観光マネジメント能力を養成する科目 ① 観光に関する幅広い知識を身に付けさせるとともに、観光地域づくりや観光産業を取り巻く現状や課題を考察させる科目 ② 観光地域及び観光産業におけるマーケティング、マネジメントに関する専門的な知識・技能を身に付けさせ、観光産業の生産性と地域における観光の活性化の向上のための方法論や、課題解決の能力を修得させる科目
3 観光学士（専門職）に求められる芸術文化マネジメント能力 ① 文化施設の運営及び舞台芸術を中心に芸術文化に関する基礎的な知識を身に付けて、芸術文化を観光に生かし、地域の活性化を図ろうとする態度を有している。 ② 日本における文化政策や芸術文化を取り巻く現状や課題を理解したうえで、観光産業における実務に適用できる。 ③ 芸術文化が社会に果たす役割を理解して、地域の魅力づくりにつなげようとする姿勢を有している。	(職業専門科目) 芸術文化マネジメント能力を養成する科目 ① 文化施設の運営及び舞台芸術を中心に芸術文化に関する基礎的な専門知識・技能を身に付けさせるとともに、芸術文化が社会に果たす役割を考察させる科目
4 価値創造の能力 ① 芸術文化及び観光が地域の活性化にどのような役割を果たすかについて問題意識を持ち、それを追究していく強い意志を持っている。 ② マネジメント、アカウントティング、事業創造に関する基礎的な理論・知識を身に付け、事業活動について継続性を担保する手法や、新たな価値を生み出していく意義について理解している。 ③ 芸術文化及び観光に関する知見を生かし、芸術文化と観光に関する事業活動を通じて交流人口を拡大し、地域を活性化する方法を考えることができる。	(職業専門科目) 価値創造の能力を養成する教育課程を編成する。 ① 地域を取り巻く現状や課題を考察させるとともに、地域創生に関する知識・技能、課題解決のための方法論を身に付けさせる科目 ② 基礎的な経営の知識・技能を身に付けさせる科目 ③ 芸術文化と観光による新たな価値創造の好循環が地域創生に果たす役割、意義を理解させ、芸術文化及び観光の視点を生かして地域活性化に取り組む能力を養成する科目
5 地域においてユニバーサルな社会づくりを推進する能力 ① 多様性を理解し、共感し、協調・協働して行動することができる。相互に支え合い、一人ひとりが持てる力を発揮し、活動できる社会づくりに取り組む姿勢を有している。 ② 率先して、安心・安全の確保、環境の保全・改善に取り組む姿勢を有している。	(展開科目) 専門職業人として創造的役割を果たすための応用能力として、地域においてユニバーサルな社会づくりを推進する能力を養成する教育課程を編成する。 ① 年齢層、障害の有無、文化や風土、国籍の違いなどにかかわらず、全ての人が地域社会の一員として尊重され、お互いに支え合い一人ひとりが持てる力を発揮し、自分らしく生き抜くことができる社会づくりに関する知識を身に付けさせる科目 ② 環境保全にも配慮した安全で安心な暮らしが確保され、全ての人々にとって利用しやすく、質が高い、持続可能な社会づくりに関する知識を身に付けさせる科目
全ての学修内容を総合	(総合科目) ① 基礎科目、職業専門科目、展開科目の学修内容を総合し、芸術文化及び観光の双方の視点を生かして新たな価値を創造し、地域の活力を創出する方策を考える力を養成する教育課程を編成する。

5 教員組織の編成の考え方及び特色

(1) 教員の配置

本学における開設年度である令和3年度の専任教員数は32名である。完成年度前の令和4年度には40名の専任教員を配置する。専任教員は外部から招聘する教員により配置する学部学科の教員組織を編成する。この教員構成は専門職大学設置基準上の必要専任教員数（17名以上）を十分に満たしている。

本学は1学部1学科としており、教員組織は、専任教員40名（教授13名、准教授9名、講師10名、助教8名。学長含む）である。

このほか、実習科目を補助する助手1名を配置する。

○教員組織（専任教員）

教授	准教授	講師	助教	合計
13	9	10	8	40

研究者教員は、該当する専門分野において十分な研究業績と教育指導能力を有する者であり、当該分野の教育・研究業績から教授、准教授、講師として配置している。また、研究者教員20名全員が修士以上の学位を有し、うち14名は博士の学位を有する者である。

実務家教員は、専門分野について企業等において5年以上の当該職業実務の経験を有する者である。単に実務が一定年数あるというだけでなく、大学等での教育経験、職業実務指導の実績、実践的研究にすぐれた実績、実務経験の長さ、保有資格、優れた知識や技術・技能、生涯学習や研修会等での講師経験、職能団体や企業による評価、教育に携わりながら何らかの実務活動にも並行して従事している等も考慮して配置している。実務家教員は必要専任教員数以上の20名を配置することにより、実践的な教育内容の充実を図っている。また、実務家教員20名のうち11名（2分の1以上）は、修士以上の学位を有し、うち3名は博士の学位を有する者である。民間企業等における現場責任者としての十分な実務実績と大学での教授歴を併せ持ち、理論と実践の架け橋を担うための実務経験・能力等に加え研究能力を併せ有する実務研究者教員である。実務家教員の教授、准教授又は講師、助教等の区分については、当該教員の教育上の能力、実務の実績、研究上の業績、学位、教授・准教授・講師・助教としての経歴、指導を行う分野における知識・経験等を総合的に勘案し、配置している。

兼任講師には 38 名を充て、専門分野に関して十分な経験と実績等を有する質の高い教員を配置し教育上支障がないように配置することを基本的な考え方としている。

本学は事業活動現場における実践教育中心の教育課程を有し、地域産業を牽引する専門職業教育を行う専門職大学として設置する。このことから、事業活動現場を想定した学修を行う演習・実習等の実践的な授業科目につながる基礎的な知識と技術を修得するための、専門職における専門分野の学問の概念に関する科目、及び必修科目については、主要授業科目として教授・准教授を配置する。演習・実習等の実践的な授業科目については、教授・准教授・講師の配置に加え、助教、助手を配置することを基本方針としている。

①基礎科目

本学の教育理念の基盤を養うため、自らの資質向上と、社会的・職業的自立を促す、様々な職種を通じたキャリアアップの基礎となる「リテラシー科目」と、本学の教育上の目的を達成するために新たな価値創造につながる問題意識を醸成し、着想や思考を喚起させるための教養を身に付ける「知的創造性科目」が配置されている。それぞれの専門分野における研究業績や教育実績を有する専任教員やその分野を専門とする兼任講師を主に配置している。

②職業専門科目

芸術文化学士（専門職）と観光学士（専門職）となるために重要となる科目群であり、コア科目群、共通科目、芸術文化系科目群、観光系科目群から構成される。それぞれ理論科目、実践科目が配置されており、芸術文化マネジメント能力、観光マネジメント能力及び価値創造の能力を養うための科目が配置されている。このため、それぞれの専門分野における研究業績や教育実績を有する者及び実務経験がある者で専任教員やその分野を専門とする兼任講師を配置している。

さらに、相互アプローチ科目において、芸術文化分野と観光分野の双方の教員により授業を行う。

その上で、「主となる専攻」については、その専門分野の教員と共通科目として経営分野の教員が科目を担当するとともに、「副となる専攻」については、異なる分野の教員が科目を担当する。そして、2つの専攻を置くことによる対応にあたっては、アカデミックアドバイザーを1人の学生に両分野の教員を配置することで、芸術文化分野及び観光分野の双方の視点を持って新たな価値創造を創出する人材を育成する。

職業専門科目を担当する専任教員は、教授 13 名、准教授 7 名、講師 9

名、助教 8 名の合計 37 名（一般 17 名、実務 20 名）で、それぞれの専門分野の理論科目、実践科目を担当しているが、芸術文化、観光、経営それぞれの分野の必修科目の単位認定をする主担当教員は、すべて専任の教授、准教授を配置している。

なお、職業専門科目を担当する専任教員の内訳は、次表のとおりである。

【分野別の教員組織(専任教員)】 (単位：人)

分野	一般	実務	合計
芸術文化	9	10	19
観光	7	4	11
経営	1	6	7
合計	17	20	37

③展開科目

全学の共通科目であり、専門職業人として創造的役割を果たすための応用能力として、地域においてユニバーサルな社会づくりを推進する能力を養成するための「多様性を理解し、相互に支え合う社会づくり」「安心・安全で持続可能な社会づくり」に関する知識を身に付けさせる理論科目が配置されている。このため、関連する分野で活躍しているキャリア豊富な兼任講師、教育・研究業績や実務上の業績を有する専任教員を配置している

④総合科目

3年次までに修得した知識及び技能等を総合し、芸術文化及び観光の双方の視点を生かして新たな価値を創造し、地域の活力を創出する方策を考える力を養成するための科目である。それぞれの専門分野における研究業績及び教育実績を有する者及び実務経験がある専任教員を配置した。

(2) 教育研究体制の確保

本学は、学術の中心として、①教育、②研究、③社会貢献の成果の社会への実装を三位一体で推進する循環型の教育研究システムを確立する。このため、学生と教員が地域と一体となってイノベーションで地域課題を解決する「地域リサーチ&イノベーションセンター（仮称）」を学内に設置し、多様なステークホルダーと連携した芸術文化創造活動及び観光産業をはじめとした地域の産業の活性化を支援する「知の拠点」として位置づける。

本学の教員の主たる研究領域は、観光系科目群では主に観光地経営であり、芸術文化系科目群では主にアートマネジメントとその対象となる舞台芸術である。

本学は教員の研究活動を奨励し、研究成果の発表を推進する。そのため、個人研究費及び共同研究費を設けるとともに、クォーター制を導入する。第2, 4クォーターを実践科目中心とした配置とすることにより十分な研究時間を確保するなど、各教員が研究に専念できるよう設備や環境等の充実を図ることにより積極的に支援していく。研究成果の公表については、学外の学会等での発表を推進するほか、学内においても定期的な研究会及び発表会を開催し、研究の成果を披露し、研究水準の維持・向上に努める。

また、研究能力向上のために、専任教員に科研費申請を奨励し、個人での申請に加え、若手教員を主体とする共同研究プロジェクトを組織する等、積極的な活動啓発にも取り組む。

(3) 年齢構成

- ① 本学の完成時における学長を含む専任教員40名の年齢構成は、別記様式第3号(その3の1)に記載のとおり、20歳代が0名、30歳代が2名、40歳代が13名、50歳代が11名、60歳～64歳までが8名、65歳～69歳が4名、70歳以上が2名である。特に65歳以上の教員が6名在職することについては、大学の設置に際して、大学にふさわしい質の高い教育と研究を実践するため、専門分野での豊富な教育経験、研究実績を有する教員を優先したためであるが、研究能力を有する新たな若手教員の育成につながるようおおむね幅広い構成となっている。
- ② 想定している定年65歳を年次進行中に超えて在職することとなる専任教員については、その教育研究実績や実務経験に照らし本学の設置にあたって特に必要な人材であることから、就業規則に基づく定年に関する規定(同就業規則第22条第2項)に基づき定年を延長することとしている【資料5-1】。定年を延長した教員が退職後には速やかな教員補充を行うことにより教員年齢構成の適正化を図る。

(4) 教員の採用計画

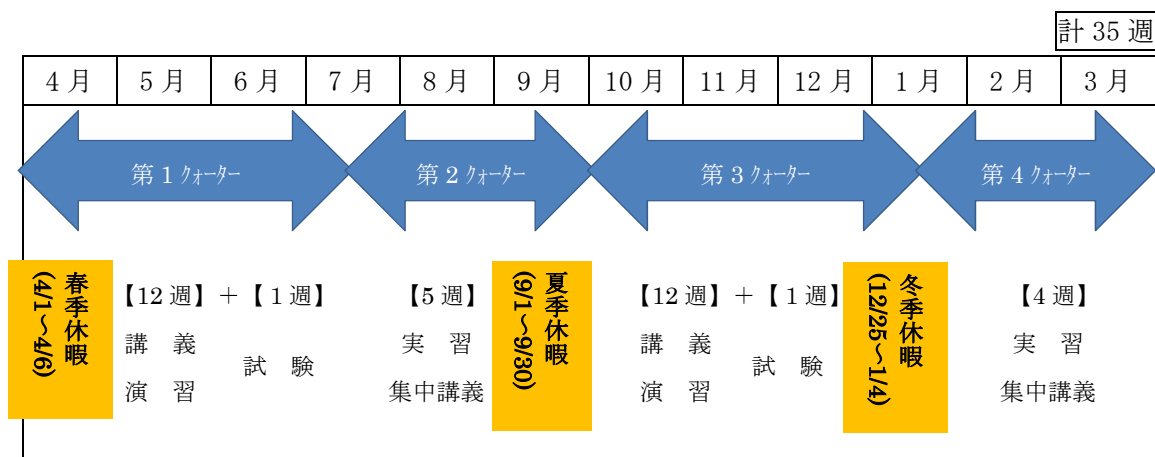
- ① 専任教員は、大学開学時の令和3年4月までに32名を確保し、完成時までには8名を配置し、40名の体制とする。
- ② 教員の採用は、以下に示す方針で行う。
 - ア) 教員の採用は、本学の教育研究の維持・向上のために、公募により広く候補者を求め、適任者を確保する。
 - イ) 採用はバランスのとれた年齢構成となるように努める。
 - ウ) 退職補充の場合は、教育研究の継続性を図るため、既存の授業科目は変更せず、当該科目を担当するに適した教員を採用する。

6 教育方法、履修指導及び卒業要件

(1) 教育方法

①クォーター制の導入

本学は、実習の多い専門職大学制度にあって、理論と実践の科目を往還する教育効果の最大化並びに授業運営の効率化を期して、1時限60分の授業を2時限連続とする集中した授業形態とするとともに、年間学事歴を4期に区切り、第1、3クォーターでは理論科目を中心に配置し、第2、4クォーターでは実践科目を中心に配置するなど、理論と実践を相互に組み合わせて学ぶことにより、理論に裏付けされた実践力の修得を目指すクォーター制度を導入する。第1、第3クォーターは講義等を12週、試験期間を1週で構成する各々13週間とし、残る9週を第2クォーターは5週、第4クォーターは4週として実習科目などを配置する。



②120分授業の実施

講義科目では、60分授業を10分間の休憩を挟み2時限連続した授業を12週実施する。レクチャーとアクティブラーニングの効果的な配分と連続・集中して修得することで、教育の質を確保しつつ知識・技能の定着を図る教育効果が認められることから60分授業を2時限連続した120分授業を導入する。

③1年次の原則全寮制の実施

学舎の隣接地に全室シェアハウス方式の学生寮を設置し、1年次の学生は原則全員が入寮する。

学生寮は、学修に集中できる環境を確保し、学生同士の生活交流を通じて自律性・社会性・コミュニケーション能力を養うとともに、反転授業における事前学習等のグループディスカッションを行う場とする。

2年次以降の学生については、希望者の中から選考の上、1年次の学生の指導役としてレジデント・アシスタントを入寮させ、下級生を指導させることでリーダーシップの体得を図るしくみとする。

④成績の評価

授業科目の成績は、試験の結果及び日常の学修状況を総合して、次の基準により評価する。

- ・ 成績は100点満点とし、60点以上をもって合格とする。
- ・ 合格した授業科目には所定の単位を与える。
- ・ 合格した授業科目の成績は、S、A、B及びCの標語をもって表し、その区分及び評価の基準は次のとおりとする。

標語	区分	評価の基準
S	90点以上	到達目標を十分に達成できている非常に優れた成績
A	80点以上90点未満	到達目標を十分に達成できている優れた成績
B	70点以上80点未満	到達目標を達成できている成績
C	60点以上70点未満	到達目標を最低限達成できている成績
D	60点未満	不合格

⑤外国人留学生へのサポート体制の確立

外国人留学生には、1年次の第1クォーターに日本語科目を配置する。授業では、本学の特性を活かし演劇手法を取り入れた会話練習を行うなど、学生のコミュニケーション能力の向上を図る。また、学生からの履修指導やキャリアアップ等の相談については、外国語が話せる教職員を配置するなどサポート体制を確立する。

(2) 履修指導

①クラス担任及びアカデミックアドバイザー制の導入

本学の履修指導については、コミュニケーション能力を重視する本学の特徴を履修指導にも活かし、学生が主体的かつ体系的に履修計画を作成するため、1年次はクラス担任制、2年次以降は、学生と教員が個別面談を行いながら履修計画を作成する学びのシステムであるアカデミックアドバイザー制を導入する。

教員は、カリキュラムの特徴や各教員の研究テーマ、履修要件、卒業後の進路などの個別面談を通じて、学生が主体的で体系的な履修計画を作成するとともに、大学で学ぶ目的や将来の進路を見据えた学修目標の設定と達成に

対する支援を、年間を通じて行う。

指導にあたっては、体系的に科目を履修し、卒業要件を満たす学修ができるよう丁寧な説明を行う。【資料 6-1】

履修指導の継続性を確保するため、履修状況や進路希望などを取りまとめた「学生カルテ」を学生情報システムにより作成し活用する。

a 各学年の履修指導の体制

1年次は必修科目「知と表現のデザイン」の担当教員が、クラス担任となり、高校から大学への円滑な学修の接続をサポートし、新入生履修ガイダンスでは初めてとなる履修計画の立て方を指導する。なお、助教を副担当教員として配置し、2名体制できめ細やかな履修指導を実施するほか、学生生活や学業全般に関する相談にも個別に対応する。さらに2年進級時には、主専攻と副専攻の選択に備え、学生の進路希望を把握し、アカデミックアドバイザーに引き継ぐ。

2年次は、必修の少人数演習科目（専門演習、総合演習）がないため、個々の学生に対して主担当教員と副担当教員を、初年次担当の教員の意見も踏まえて、教務委員会で選考・指定し、アカデミックアドバイザーとして配置する。2年次のアカデミックアドバイザーは、1年次のクラス担任から履修状況や進路希望等の情報を引き継ぎ、継続的な履修指導が行えるよう配慮する。主担当教員と副担当教員は、研究分野の異なる教員で構成されるため、2年次からはじまる主となる専攻と副となる専攻の選択指導に適切に対応することが可能となる。

3年次は必修科目「専門演習」の担当教員がそれぞれ少人数演習科目に所属する学生一人ひとりを担当する。「専門演習」は研究分野の異なる複数の教員が主指導と副指導を担当する科目であるため、主となる専攻と副となる専攻の両分野できめ細やかな履修指導や進路支援が可能となる。なお「専門演習」では、主となる専攻の研究分野の教員が主指導を担当する。

4年次は必修科目「総合演習」の担当教員が所属する演習科目に所属する学生一人ひとりを担当する。「総合演習」も研究分野の異なる複数の教員が主指導と副指導を担当する科目であるため、主となる専攻と副となる専攻の両分野できめ細やかな研究指導や進路支援が可能となる。

クラス担任とアカデミックアドバイザーは、複数の教員が担当することでハラスメント防止の効果も期待される。

個別面談は、第1クォーター及び第3クォーターの履修登録時、あるいは主たる専攻の選択時等において、教学 IR に基づいた学修成果資料を活用

して実施する。さらに、学生のキャリア形成を支援し、将来の進路を見据えた指導を行うためキャリアセンターとも連携した指導を行う。アカデミックアドバイス等で把握した授業の問題点は、教員間で情報を共有して授業改善につなげる。

b 主となる専攻、副となる専攻の選択時期

学生は、主となる専攻、副となる専攻の選択を1年次の学びを経て2年次の進級時に行う。

主たる専攻の選択時にあたり、1年次のクラス担任等は、学生の適性や意欲、成績等を勘案しながら、個別に面接指導を行う。

主たる専攻の振り分けは、原則として本人希望によるものとするが、教育の質の確保等も考慮し、各専攻分野の上限は50人とし、選考により決定するものとする。

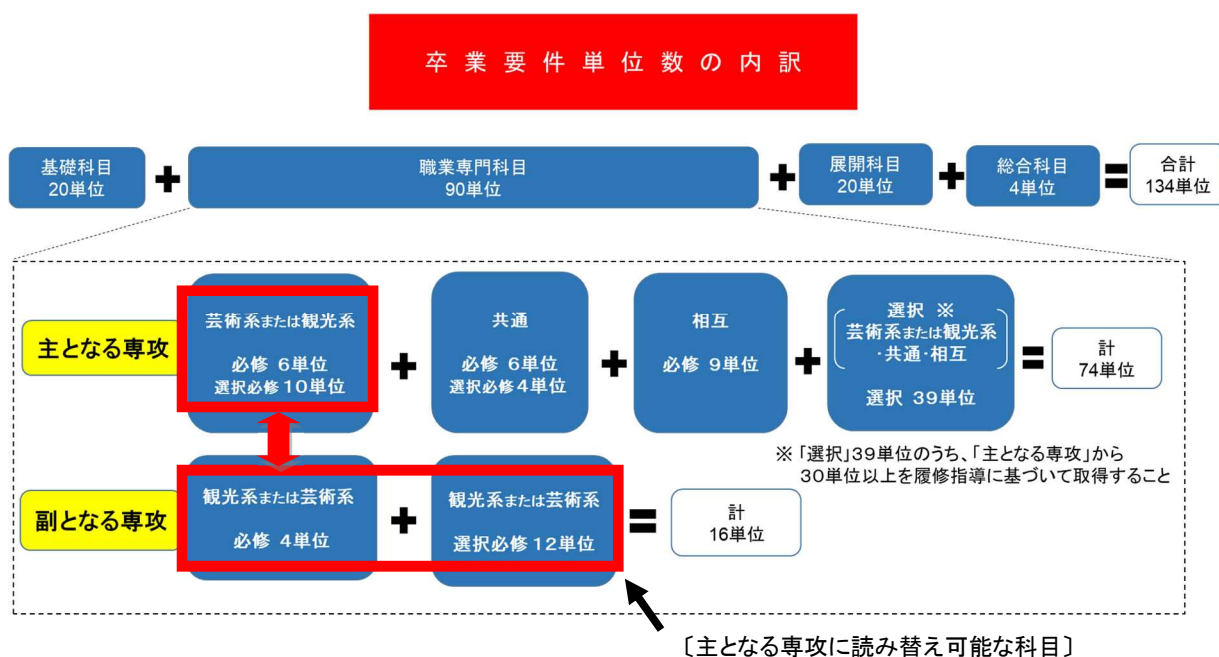
選考方法については、クラス担任及びアカデミックアドバイザー等による選考会議を開催し、GPAの順位（1年次の取得単位が一定水準に達していることが前提）を基礎としつつ、本人の適性や希望する進路等についても総合的に勘案しながら決定する。

また、3年次の進級時に主となる専攻の変更を希望する学生に対しては、2年次までに一定の単位取得及び成績（関連する科目のGPAにより判定）を収めていることを前提に、2年次のアカデミックアドバイザーからの推薦を受け、当該学生の適性や意欲、希望する進路等についても考慮の上、教務委員会で協議、決定する。

なお、本学では、芸術文化分野あるいは観光分野のいずれかを主となる専攻として学ぶ学生が、他方の分野を副となる専攻科目として学ぶクロスオーバー科目を配置している。学生は、クロスオーバー科目12単位、さらに副となる専攻分野の必修科目4単位を加え、副となる専攻分野から少なくとも16単位は履修することになる。これらの科目は1・2年次配当が多く、いずれも必修もしくは選択必修科目であるため、学生はこれらの科目を履修することが想定される。

こうしたことから3年次に主たる専攻を変更した場合でも、履修したクロスオーバー科目を主となる専攻の科目として読み替えることができる。他、両分野共通の共通科目や相互アプローチ科目もあるため、大幅な履修計画の見直しはせずに、専攻を変更することが可能である。

〔卒業所要単位数の内訳〕



区分	担当する教員	教員構成	主たる専攻の選択	主な指導内容等
1年次	クラス担任制	知と表現のデザインの担当教員	【主たる専攻の選択】 (2年次進級時) ・原則として本人希望により振分 ・各専攻の上限は50人として選考を実施 [選考方法] ・選考会議により決定 ・GPAの順位を基礎に、本人の適性や希望する進路等についても総合的に勘案	【履修登録時】 ・第1・第3クォーター開始時に個別面談を実施 【専攻選択時】 ・個別面談を実施 ※その他、適宜、必要に応じ個別面談を実施。 ・学生生活・学業全般の指導
2年次		主担当教員と副担当教員1名を配置(教務委員会で選考・指名)	研究分野の異なる教員で構成	【主たる専攻の変更】 (3年次進級時) ・希望する学生について、適性や意欲、希望する進路等、考慮の上、教務委員会で協議、決定 [要件] ・2年次までに一定の単位取得及び成績を取得 ・2年次のアカデミックアドバイザーからの推薦
3年次	アカデミックアドバイザー制	専門演習の担当教員		履修指導、就職支援
4年次		総合演習の担当教員	研究分野の異なる教員で構成 ・主担当は主となる専攻分野の教員 ・副担当は副となる専攻分野の教員	研究指導、就職支援

【主となる専攻が芸術文化分野のモデル】

「1（8）本学の理念」の「イ 育成する人材像」の「(ア)人材像及び卒業後の進路」の「a 芸術文化分野に携わる人材」として、a に掲げるアートマネジャーへの進路を希望する学生に対し、それぞれの履修モデルに示す履修方法に応じて指導する【資料 6-2】。

【主となる専攻が観光分野のモデル】

「1（8）本学の理念」の「イ 育成する人材像」の「(ア)人材像及び卒業後の進路」の「b 観光分野に携わる人材」として、b に掲げる観光事業プランナー・マネジャーへの進路を希望する学生に対し、それぞれの履修モデルに示す履修方法に応じて指導する【資料 6-3】。

②学生情報の一元管理

学生の履修や成績を一元的に管理するため、学生情報システムを導入する。

学生への時間割や教室の変更、休講などの情報提供に活用するほか、学生はWeb上で履修登録や成績の閲覧、シラバス検索などが可能となる。

学生情報システムは学生の履修状況や成績等が一元的に管理されているため、効率的で的確な履修指導への活用が期待される。

③オフィスアワー制度の導入

授業外での学生と教員のコミュニケーションを密接にする場を提供するため、オフィスアワー制度を導入する。

教員は学生の自由な来室に対応できるよう、あらかじめ登録してある時間は研究室等で待機し、学生からの授業内容や勉強方法、履修に関する質問のほか、学生生活や進路、就職に関する相談にも積極的に対応するなど、学生とコミュニケーションを図りながら良好な信頼関係の構築に努める。

④学生相談体制の充実

学生の学業以外の学生生活における様々な問題や悩みに対応するため、学内の保健室には専門の職員が常駐し、学生の健康維持・健康増進を図り、健やかな学生生活が送れるように健康面からのサポートを行う。

さらに、学外での専門家による相談体制を充実するため、臨床心理士や心療内科医師によるカウンセリングの機会を定期的に確保するなど、個々の学生の状況に応じた学生相談の体制づくりを推進する。

⑤実習支援センターの設置

実習支援センター（仮称）を設置し、学生が安心かつ円滑に、学修効果の高い実習を遂行できるよう、実習先の確保、アテンド、連絡調整、学生との学修相談、教育補助など実習の事前、事後を含め、学生一人ひとりに対して丁寧かつ的確な対応を図る。

⑥CAP 制度の導入

学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、専門職大学設置基準第 23 条の規定に基づき、履修科目の登録の上限を年間 48 単位とする CAP 制を導入する。

ただし本学の特徴である学生の主体的な学びを重視することを踏まえ、上限の単位数を各クォーターで設定するのではなく通年で 48 単位とし、さらに学習意欲が高い成績優秀者については上限を解除する。

⑦GPA 制度の導入

学修の状況及び結果を明確化することにより、学生の学習意欲を高め、適切な修学指導に資するとともに、厳格な成績評価を推進し、学びの質を向上させるため、GPA (Grade Point Average) 制度を導入する。

GP (Grade Point) は各授業科目の成績評価に基づき下記のとおり付す。

成績の標語	区分	GP (Grade Point)
S	90 点以上	4.0
A	80 点以上 90 点未満	3.0
B	70 点以上 80 点未満	2.0
C	60 点以上 70 点未満	1.0
D	60 点未満	0.0

(3)卒業要件

本学の卒業所要単位は134単位とする。

履修方法及び卒業要件

【主となる専攻(芸術文化分野)】

科目区分	授業科目の名称	配当年次	単位数		履修方法及び卒業要件		
			必修	選択			
①基礎科目	リテラシー科目	コミュニケーション演習	1①、③	3	必修19単位	基礎科目の卒業要件は、左記の選択科目は1単位以上	
		知と表現のデザイン	1①、③	2			
		情報処理演習	1①、③	2			
		ICT演習	2①、③	2			
		データサイエンス演習	3①	1			
		英語1A	1①	3			
		英語1B	1③	3			
		英語2A	2①	2			
		英語2B	2③	2			
		中国語	2①	2			
		韓国語	2③	2			
		日本語	1①	2			
		英語合宿	1②	1			
		海外語学研修A	1・2・3④	2			
		海外語学研修B	1・2・3②	2			
		海外語学研修C	1・2・3②	2			
	統計学	1①	2				
	社会調査学	1①	2				
	知的創造性科目	社会学	1・2②④	1			必修23単位 ※を履修すること 「コア科目群」と「観光系科目群」の選択必修科目(◆)から2単位を含むこと
		言語表現論	1・2②	1			
地域とつながる歴史学		1・2②	1				
政治学		1・2②	1				
文学		1・2②	1				
経済学		1・2②④	1				
美学		1③	2				
芸術学		1③	2				
②職業専門科目	コア科目群	マネジメント入門	1①	2	必修23単位 ※を履修すること 「コア科目群」と「観光系科目群」の選択必修科目(◆)から2単位を含むこと		
		アカウンティング入門	1③	2			
		事業創造入門	2①	2			
		観光事業概論	1①	2			
		観光産業マーケティング論	2①	2			
		観光サービスマネジメント論 ◆	2①	2			
		アートマネジメント概論	1①	2			
		パフォーミングアーツ概論 ※	1①	2			
		文化施設運営論	2①	2			
		芸術文化と観光	1①	1			
		建築関連法令と著作権	2②	1			
		地域創生論	2③	2			
		芸術文化・観光プロジェクト実習1	1②	2			
		芸術文化・観光プロジェクト実習2	2②	2			
	芸術文化・観光プロジェクト実習3	3②	2				
	芸術文化・観光プロジェクト実習4	4②	2				
	専門演習	3①、③	4				
	共通	職業理論科目	リーダーシップ論 ※	2①		2	選択必修科目(※)から2単位を含むこと
			グローバルリーダー入門 ※	2①		2	
			アントレプレナーシップ論 ※	2③		2	
ビジネスアカウンティング論			2③	2			
組織マネジメント論 ※			3①	2			
コーチング論			3①	2			
地域イノベーション論			3①	2			
リスクマネジメント論			3③	2			
人的資源管理論			3④	1			
職業科目実践			職業科目実践	地域創生実習 ※	2④	2	
	創造性開発演習	3①		2			
	地域イノベーション実習 ※	3②		2			
	地域連携実習	4②		2			

② 職業専門科目	観光系科目群	職業理論科目	観光政策論 ※2	1③	2	選択必修科目(※1)から4単位を含むこと 選択必修科目(※2)から2単位を含むこと 「コア科目群」と「観光系科目群」の選択必修科目(◆)から2単位を含むこと(再掲)	職業専門科目の卒業要件は、必修科目のほか左記の選択科目67単位以上
			観光交通論 ※1	1③	2		
			ニューツーリズム論 ※2	1③	2		
観光経営学 ※1			1③	1			
観光産業分析 ※1			1③	1			
旅行産業論 ※1			2①	2			
宿泊産業論 ※1			2①	2			
エリアマネジメント論			2①	2			
観光社会学 ※2			2①	2			
デスティネーションマネジメント論 ◆			2③	2			
観光地理学			2③	2			
観光マーケティング分析論 ◆			2③	2			
観光メディア論			3①	2			
観光キャリア英語			3①	2			
マネジメントキャリア英語			3①	2			
観光デジタルマーケティング論 ◆	3②	2					
デスティネーションマーケティング論 ◆	3③	2					
旅行者心理学	3③	2					
ブランド論	3③	2					
インバウンドマーケティング論	3③	2					
職業実践科目	社会調査演習 ※2	1①③	2	選択必修科目(※1)から2単位を含むこと 選択必修科目(※2)から2単位を含むこと			
	観光資源実習	1②	1				
	観光交通業実習1 ※1	1④	2				
	観光交通業実習2	2④	2				
	旅行事業実習1 ※1	2②	2				
	旅行事業実習2	3②	2				
	宿泊業実習1 ※1	2②	4				
	宿泊業実習2	2④	4				
	海外実習A ※2	2②	2				
	ホスピタリティ実習 ※1	2④	8				
	観光プロモーション演習 ※2	3①	2				
	デスティネーション実習 ※2	3②	2				
	観光情報演習	3③	2				
	観光プロジェクト立案演習 ※2	3③	2				
	芸術文化系科目群	職業理論科目	演劇史		1②	1	選択必修科目(※1)から4単位を含むこと 選択必修科目(※2)から2単位を含むこと
文化政策概論 ※1			1③	2			
批評論 ※1			2①	2			
芸術文化と著作権、法、契約			2②	1			
美学美術史 ※1			2③	2			
世界の文化政策			2③	2			
映像メディア論 ※1			2④	1			
企業メセナ論			3①	2			
アートキャリア英語			3①	2			
民俗芸能論 ※1			3②	1			
音楽文化論			3③	2			
現代アート論 ※1			3③	2			
文化産業論 ※1			3③	2			
舞台芸術入門 ※2			2①	2			
演劇入門 ※2			2①	2			
空間デザイン入門 ※2			2①	2			
演劇教育入門			2③	2			
演技論 ※2			2③	2			
身体表現論 ※2			2③	2			
舞台芸術論 ※2			3①	2			
舞台美術論			3①	2			
パフォーミングキャリア英語	3①	2					
演劇教育論	3③	2					

② 職業専門科目	芸術文化系科目群	職業実践科目	舞台芸術基礎実習 ※	1③		2	選択必修科目(※)から4単位を含むこと	職業専門科目の卒業要件は、ほか左記の選択科目67単位以上の
			舞台芸術実習A	2①		2		
			舞台芸術実習B ※	2③		2		
			舞台芸術実習C	3①		2		
			舞台芸術実習D ※	3③		2		
			劇場プロデュース実習1 ※	2④		2		
			劇場プロデュース実習2 ※	3②		2		
			文化政策実習 ※	3②		2		
			総合芸術文化実習	4②		4		
			身体コミュニケーション実習	1①		2		
			演劇ワークショップ実習A	1②		2		
			演劇ワークショップ実習B	1④		2		
			演劇ワークショップ実習C	2②		2		
			演劇ワークショップ実習D	2④		2		
			ダンスワークショップ実習A	1②		2		
ダンスワークショップ実習B	1④		2					
ダンスワークショップ実習C	2②		2					
ダンスワークショップ実習D	2④		2					
海外実習B	2②		2					
③ 展開科目			世界を知る ※1	1③		2	選択必修科目(※1)から8単位を含むこと	左記の展開科目の卒業要件は、20単位以上
			地域の医療と福祉 ※1	1③		2		
			持続可能な社会 ※2	1③		2		
			地域コミュニティー論 ※1	2①		2		
			国際防災論 ※2	2①		2		
			NPO・NGOと国際社会 ※1	2②		2		
			多文化社会の社会教育 ※1	2③		2		
			兵庫の教訓を踏まえた防災 ※2	3②		2		
			ジオパークと地域 ※2	3②		2		
			コウノトリの野生復帰と地域 ※2	3③		2		
			地域資源の保全と活用 ※2	3③		2		
			地域情報論 ※1	3③		2		
国際環境論 ※2	3③		2					
④ 総合科目			総合演習	4①③	4		必修4単位	総合科目の卒業要件は、必修科目を修得すること
卒業要件単位数						134		

職業専門科目では、必修科目、選択必修科目の必修単位数を除く39単位のうち、30単位以上は「コア科目群」「共通」「芸術文化系科目群」の科目から履修すること。

【主となる専攻(観光分野)】

科目区分	授業科目の名称	配当年次	単位数		履修方法及び卒業要件		
			必修	選択			
① 基礎科目	リテラシー科目	コミュニケーション演習	1①、③	3	必修19単位	基礎科目の卒業要件は、左記の選択科目1単位以上のほか	
		知と表現のデザイン	1①、③	2			
		情報処理演習	1①、③	2			
		ICT演習	2①、③	2			
		データサイエンス演習	3①	1			
		英語1A	1①	3			
		英語1B	1③	3			
		英語2A	2①	2			
		英語2B	2③	2			
		中国語	2①	2			
		韓国語	2③	2			
		日本語	1①	2			
		英語合宿	1②	1			
		海外語学研修A	1・2・3④	2			
		海外語学研修B	1・2・3②	2			
		海外語学研修C	1・2・3②	2			
		統計学	1①	2			
	社会調査学	1①	2				
知的創造性科目	社会学	1・2②④	1	1			
	言語表現論	1・2②	1				
	地域とつながる歴史学	1・2②	1				
	政治学	1・2②	1				
	文学	1・2②	1				
	経済学	1・2②④	1				
	美学	1③	2				
芸術学	1③	2					
② 職業専門科目	コア科目群	マネジメント入門	1①	2	必修23単位	職業専門科目の卒業要件は、左記の選択科目6・7単位以上のほか	
		アカウンティング入門	1③	2			
		事業創造入門	2①	2			
		観光事業概論	1①	2			
		観光産業マーケティング論	2①	2			
		観光サービスマネジメント論 ※	2①	2			
		アートマネジメント概論	1①	2			
		パフォーミングアーツ概論 ◆	1①	2			
		文化施設運営論	2①	2			
		芸術文化と観光	1①	1			
		建築関連法令と著作権	2②	1			
		地域創生論	2③	2			
		芸術文化・観光プロジェクト実習1	1②	2			
	芸術文化・観光プロジェクト実習2	2②	2				
	芸術文化・観光プロジェクト実習3	3②	2				
	芸術文化・観光プロジェクト実習4	4②	2				
	専門演習	3①、③	4				
	共通	職業理論科目	リーダーシップ論 ※	2①	2		選択必修科目(※)から2単位を含むこと
			グローバルリーダー入門 ※	2①	2		
			アントレプレナーシップ論 ※	2③	2		
ビジネスアカウンティング論			2③	2			
組織マネジメント論 ※			3①	2			
コーチング論			3①	2			
地域イノベーション論			3①	2			
リスクマネジメント論			3③	2			
人的資源管理論			3④	1			
職業科目実践			地域創生実習 ※	2④	2	選択必修科目(※)から2単位を含むこと	
	創造性開発演習	3①	2				
	地域イノベーション実習 ※	3②	2				
	地域連携実習	4②	2				

② 職業専門科目	観光系科目群	職業理論科目	観光政策論 ※1	1③	2	選択必修科目(※1)から4単位を含むこと 選択必修科目(※2)から2単位を含むこと	職業専門科目の卒業要件は、必修科目のほか左記の選択科目67単位以上
			観光交通論 ※1	1③	2		
			ニューツーリズム論	1③	2		
観光経営学 ※1			1③	1			
観光産業分析 ※1			1③	1			
旅行産業論 ※1			2①	2			
宿泊産業論 ※1			2①	2			
エリアマネジメント論			2①	2			
観光社会学			2①	2			
デスティネーションマネジメント論 ※2			2③	2			
観光地理学			2③	2			
観光マーケティング分析論 ※2			2③	2			
観光メディア論			3①	2			
観光キャリア英語			3①	2			
マネジメントキャリア英語			3①	2			
観光デジタルマーケティング論 ※2	3②	2					
デスティネーションマーケティング論 ※2	3③	2					
旅行者心理学	3③	2					
ブランド論 ※2	3③	2					
インバウンドマーケティング論 ※2	3③	2					
職業実践科目	職業実践科目	社会調査演習	1①③	2	選択必修科目(※1)から2単位を含むこと 選択必修科目(※2)から2単位を含むこと		
		観光資源実習	1②	1			
		観光交通業実習1 ※1	1④	2			
		観光交通業実習2	2④	2			
		旅行事業実習1 ※1	2②	2			
		旅行事業実習2	3②	2			
		宿泊業実習1 ※1	2②	4			
		宿泊業実習2	2④	4			
		海外実習A	2②	2			
		ホスピタリティ実習	2④	8			
		観光プロモーション演習 ※2	3①	2			
		デスティネーション実習 ※2	3②	2			
		観光情報演習	3③	2			
		観光プロジェクト立案演習 ※2	3③	2			
		芸術文化系科目群	職業理論科目	演劇史		1②	1
文化政策概論 ※	1③			2			
批評論 ※	2①			2			
芸術文化と著作権、法、契約	2②			1			
美学美術史 ※	2③			2			
世界の文化政策	2③			2			
映像メディア論 ※	2④			1			
企業メセナ論	3①			2			
アートキャリア英語	3①			2			
民俗芸能論 ※	3②			1			
音楽文化論	3③			2			
現代アート論 ※	3③			2			
文化産業論 ※	3③			2			
舞台芸術入門 ◆	2①			2			
演劇入門 ◆	2①			2			
空間デザイン入門 ◆	2①			2			
演劇教育入門	2③			2			
演技論 ◆	2③			2			
身体表現論 ◆	2③			2			
舞台芸術論 ◆	3①			2			
舞台美術論	3①	2					
パフォーミングキャリア英語	3①	2					
演劇教育論	3③	2					

② 職業専門科目	芸術文化系科目群	職業実践科目	舞台芸術基礎実習 ※	1③		2	選択必修科目(※)から4単位を含むこと	職業専門科目の卒業要件は、ほか左記の選択科目67単位以上の
			舞台芸術実習A ※	2①		2		
			舞台芸術実習B ※	2③		2		
			舞台芸術実習C	3①		2		
			舞台芸術実習D	3③		2		
			劇場プロデュース実習1 ※	2④		2		
			劇場プロデュース実習2 ※	3②		2		
			文化政策実習 ※	3②		2		
			総合芸術文化実習	4②		4		
			身体コミュニケーション実習 ※	1①		2		
			演劇ワークショップ実習A	1②		2		
			演劇ワークショップ実習B	1④		2		
			演劇ワークショップ実習C	2②		2		
			演劇ワークショップ実習D	2④		2		
			ダンスワークショップ実習A	1②		2		
ダンスワークショップ実習B	1④		2					
ダンスワークショップ実習C	2②		2					
ダンスワークショップ実習D	2④		2					
海外実習B ※	2②		2					
③ 展開科目			世界を知る ※1	1③		2	選択必修科目(※1)から4単位を含むこと	左記の展開科目の卒業要件は、20単位以上
			地域の医療と福祉 ※1	1③		2		
			持続可能な社会 ※2	1③		2		
			地域コミュニティー論 ※1	2①		2		
			国際防災論 ※2	2①		2		
			NPO・NGOと国際社会 ※1	2②		2		
			多文化社会の社会教育 ※1	2③		2		
			兵庫の教訓を踏まえた防災 ※2	3②		2		
			ジオパークと地域 ※2	3②		2		
			コウノトリの野生復帰と地域 ※2	3③		2		
			地域資源の保全と活用 ※2	3③		2		
			地域情報論 ※1	3③		2		
国際環境論 ※2	3③		2					
④ 総合科目			総合演習	4①③	4		必修4単位	総合科目の卒業要件は、必修科目を修得すること
卒業要件単位数						134		

職業専門科目では、必修科目、選択必修科目の必修単位数を除く39単位のうち、30単位以上は「コア科目群」「共通」「観光系科目群」の科目から履修すること。

7 教育課程連携協議会

(1) 教育課程連携協議会の設置

産業界及び地域社会等と連携して教育課程を編成し、実施するために、学長のもとに「教育課程連携協議会」を設置する。当協議会は、産業界及び地域社会との連携による授業科目の設置その他の教育課程の編成に関する基本的な事項、実習等の授業の実施その他の教育課程の実施に関する基本的な事項及びその実施状況の評価に関する事項について審議し、学長に意見を述べることとし、学長は、当該意見を踏まえ教育課程を編成する。【資料 7-1】

(2) 構成

産業界が求める人材の専門性に係る動向、地域の産業振興の方向性、産業の成長に伴い新たに必要となる実務に関する知識、技能等を十分に把握・分析した上で、①専門課程の教育を展開するに相応しい授業科目を開発、開設すること、②カリキュラム、授業内容や方法を改善するなど不断に見直しを図ること等、専攻分野に関する企業、関係施設、関係団体等の意見を生かし、より実践的かつ専門的な職業教育の実施に努める。そのため、専門職大学設置基準第11条の規定に基づき、次のような構成員を選任している。

なお、本専門職大学の教育課程連携協議会の構成員の任期は2年とする。

[構成員] 以下の計18名

- ① 学長が指名する教員その他の職員（以下「教職員」という。）2名、
- ② 当該専門職大学の課程に係る職業に就いている者又は当該職業に関連する事業を行う者による団体のうち、広範囲の地域で活動する者の関係者であって、当該職業の実務に関し豊富な経験を有する者（以下「職業」という。）4名、
- ③ 地方公共団体の職員、地域の事業者による団体の関係者その他の地域の関係者（以下「地域」という。）8名、
- ④ 臨地実務実習その他の授業科目の開設又は授業の実施において当該専門職大学と協力する事業者（以下「協力」という。）4名、
- ⑤ 当該専門職大学の教員その他の職員以外の者であって学長が必要と認める者（以下「その他」という。）0名

(3) 審議事項

産業構造が著しく変化していく中、産業界や地域社会が求める人材の養成に迅速かつ的確な対応が求められており、教育界と産業界等が専門職業人として求められる能力・人物像を共有し、実践的な能力の育成に取り組むことが必要

である。また、企業等の協力を得て実践的な教育環境を整備していくことも重要であり、そのために産業界等の意見を機動的に反映できる仕組みが必要である。教育課程連携協議会は、次に掲げる事項について審議し、学長に意見を述べるものとする。

- ① 産業界及び地域社会との連携による授業科目の開設その他の教育課程の編成に関する基本的な事項
- ② 産業界及び地域社会との連携による授業の実施その他の教育課程の実施に関する基本的な事項及びその実施状況の評価に関する事項

(4) 会議

本専門職大学の教育課程連携協議会は、原則として毎年、年2回、定例会議を開催することとする。

また、学長の諮問や構成員の求めや活動状況に応じて随時必要な会議を開催できることとする。

(5) 産業界等との連携

教育課程連携協議会を通じて、企業や地方公共団体をはじめ、地域の様々なステークホルダーからのニーズを把握し、必要となる最新の知識・技術・技能等をカリキュラム編成に迅速かつ的確に反映させるものである。Society5.0の到来に伴い、今後、産業構造の変化に拍車がかかっていくことも踏まえつつ、本学の専門分野に限らず、将来の職域の拡大や発展に繋がる関連分野に係る知識や技能の教育にも柔軟に対応していくこととする。

8 施設、設備等の整備計画

(1) 校地、運動場の整備計画

ア 校地

本学は、兵庫県豊岡市山王町に位置し、公的機関、金融機関、商業施設などの都市施設の集積した中心市街地にある。本学のある豊岡市は、日本海に面した兵庫県の北東部に位置し、JR山陰本線をはじめ、コウノトリ但馬空港、北近畿豊岡自動車道といった社会基盤が整備され、交通の利便性も飛躍的に向上している。また、コウノトリが舞う美しい田園風景、世界ジオパークに認定された山陰海岸ジオパークなど、多彩な四季を織りなす自然環境に恵まれた地にある。

本学へのアクセスは、JR山陰本線「豊岡駅」から南東へ600m、歩いて8分の徒歩圏内にあり、全但バスやコミュニティバスの便も併せると、学生の通学の利便性は確保されている。

校地面積は7,370.69㎡で、学生定員320人に対する設置基準を満足している。また、校舎の敷地には植栽やベンチ等を配置した学生の憩いの場を設け、交流を図る空間を確保している。さらに、大学校舎の敷地から公道を挟んだ北側隣接地には、1年生を全寮制とした学生寮を整備し、学生が安心して学修できる環境を用意している。

イ 運動場・体育館等

本学は、運動場を有していないが、校舎内にトレーニング室を設置し、学生の運動に使用する用具を整備する。また、本学から徒歩約15分の距離に立地する豊岡市立の市民体育館、総合体育館、豊岡総合スポーツセンターの運動施設を部活動等の課外活動に利用することについて、利用料金の減免を図るなど学生の経済的負担にも配慮する【資料8-1】。

(2) 校舎等施設の整備計画

ア 全体計画

校舎は、開学予定の令和3年4月に向けて建設を進め、本学専用の校舎として整備する。教育研究棟（鉄骨造4階建て）と実習棟（鉄筋コンクリート造2階建て）の2棟を渡り廊下で繋ぎ、延べ面積は11,932.90㎡を計画している。また、本建物の持つ公共性及び機能の重要性を考慮し、大地震後、構造体の大きな補修をすることなく建築物を使用できるよう耐震性を考慮した計画としており、人命の安全確保に加えて機能確保を図っている。

教育研究棟には、大・中・小教室、情報演習室兼語学演習室、図書室、PBL室、自習室、ラーニング・コモンズ、教員研究室、共同研究室、地域リサーチ&イノベーションセンター、事務室等関連諸室、学長・副学長室等関連諸室、生協売店・喫茶室等福利厚生関連諸室を配置している。

実習棟には、劇場、実習室、スタジオ、実習支援センター、国際交流センター、エクステンションセンター、トレーニング室、更衣・シャワー室、部室等学生生活動関連諸室を配置しており、本部棟と実習棟間を渡り廊下で繋ぐことで学生の移動の利便を図っている【資料 8-2】【資料 8-3】。

学生寮は、本学専用の施設として鉄骨造3階建て、延べ面積 3,479.52 m²で整備する。教学面から、原則として1年生全員が入寮し、反転学習の場、学生相互・留学生との交流の場として位置付けている。寮室は4人1ユニットとしたシェアハウス形式を基本に、教員用等個室、バリアフリー対応個室、交流室、洗濯室、フリースペース、管理人室等を設け、防災・防犯に配慮した安心して学修に取り組める学生寮としている。

イ 講義等に必要な教室の整備計画

教室は、教育研究棟に配置しており、専攻授業に対応した大教室（80人定員）、中教室（40人定員）、小教室（20人定員）を設けている。大教室は可動式の間仕切り壁で仕切られているため、収容人員320人規模の講義室とすることもでき、4学年全体の行事等でも使用可能となる。中教室・小教室においても専攻授業に応じて40人～20人規模の教室へ間仕切り変更できる仕様としており、様々なクラス編成に対応できる施設としている。情報演習室兼語学学習室にはPC使用環境を備え、様々な経済活動の客観的・定量的なデータ分析や検証、英語を始め中国語や韓国語を学ぶ環境を整備する。

種別	名称	室数	面積
講義等	大教室	3室	363.39 m ² 1室平均 121.13 m ²
	中教室	6室	425.07 m ² 1室平均 72.51 m ²
	小教室	6室	296.02 m ² 1室平均 49.34 m ²
	情報演習室兼語学学習室	1室	118.26 m ²

ウ 実習等に必要な教室の整備計画

劇場等の実習にかかる教室は、実習棟に配置しており、舞台美術を学ぶための実習室（大道具製作室、小道具製作室、染物衣装製作室、たたき場、小劇場）、ダンス等身体表現を学ぶためのスタジオ（大、小）、舞台機構や音響

照明等を学ぶための劇場を整備し、演劇手法を活かしたコミュニケーション能力の習得から劇場の設営、運営までを包括して学ぶ環境を整備する。

種別	名称	室数	面積	設備
実習等	劇場 (キャットウォーク 階含む)	1室	577.54 m ²	舞台装置、音響照明、仮設客席
	実習室 1	1室	114.29 m ²	電動鋸、溶接器具等製作道具
	実習室 2	1室	71.75 m ²	ミシン等製作道具
	実習室 3	1室	44.44 m ²	煮沸器具等製作道具
	たたき場	1室	68.65 m ²	電動鋸、溶接器具等製作道具(長尺物)
	実習室(小劇場)	1室	130.06 m ²	バトン、音響照明、仮設客席、暗幕
	スタジオ	2室	244.63 m ²	大 134.95 m ² 小 109.68 m ² 姿見鏡、補助手摺り
	楽屋	4室	158.98 m ²	化粧台、姿見鏡、シャワー室、トイレ

① 劇場の機能

劇場は客席数 221 席とし、多様な演目に対応可能な遮音性能を備えた機能的な仕様としている。

舞台及び客席は 1 階に配置し、観客動線を大学入口正面道路から大庇下（ピロティ）を経由させることで、屋根付きの待ち列空間を確保するとともに、公演前の賑わい感を街に発信する。また 1 階に配置することで、舞台美術機材等の搬入は平面的な移動で可能にしている。

舞台形式はオープンステージ形式とし、床のフラットな空間を準備している。舞台はエンドステージ形式を基本型としつつ、演目に応じて自由なステージ形式をとることが可能であり、客席ステージが必要な場合も仮設客席を組み上げることで対応できる。

舞台機構として昇降式吊物バトン（電動軸巻式）を 6 基整備する。また、2 階レベルに劇場を全周するキャットウォークを、2 階レベル+2,000 の位置に長手方向 2 辺にキャットウォーク、短手方向にブリッジを架け、天井にはグリッドパイプを配置することで、必要な場所に照明器具や音響機器を設置することが可能な仕様としている。録音・アンプ機材及び機器操作スペースは 2 階レベルに設置している。

舞台照明設備及び舞台音響設備の機器概要を以下に示す。

(参考) 舞台照明設備

- ・調光操作卓（制御回路数 1024ch、データ表示ディスプレイ等） 一式

- ・移動型調光器（入力 C 型 60A プラグ ～ 出力 C 型 20A コンセント × 3 口） 22 台
- ・照明器具（ハロゲン機材）

平凸レンズスポット	1kW	20 台
フレネルレンズスポット	1kW	16 台
フラットライト	500W	10 台
エリプソイダルスポット	750W	18 台
パーライト	500W	12 台
		など

舞台音響設備

- ・音響調整卓（ミキサー、制御用パソコン、小型パワードスピーカー等）
一式
- ・移動型入出力ボックス、録音再生機器、入出力パッチ盤、パワーアンプ架、ワイヤレスマイク装置、メイン LR スピーカー等各種スピーカー、インターカム装置、マイクロフォン類 など

② 劇場に関連する諸室

劇場を中心として実習室（小劇場、1（大道具制作室）、2（小道具制作室）、3（染物衣装制作室）、たたき場、楽屋を配置している。

実習室（小劇場）は、劇場の舞台スペースと同じスペースを確保しており、劇場に搬入する前に舞台装置を予め組み上げてチェックし、そのまま劇場へ搬入できるような仕様にしている。また、小劇場において仮設ステージの設置から舞台装置、照明、音響の設営を行い、発表までの一連の流れを学生主体で企画運営できるよう、機器等を揃えた教室としている。特徴的な設備としては、窓面にスライディングウォールを設置することで暗室を造り出し、舞台装置を直接釘止めできるように床を合板仕上げとしている。

実習室 1（大道具制作室）は、舞台装置の制作実習の教室として整備し、長尺の舞台装置を実際に立て掛けた状態で確認できるように天井を 2 階までの吹き抜け空間とし、キャットウォークを設けている。外部に面する壁には大型シャッターを設け、直接トラックからの搬入を可能としている。また、劇場への搬入も W=3,000 の大型扉を設置することで大きな舞台装置の搬入を可能にしている。また制作道具として鋸、金槌等の木工機器や塗装の機材を準備する。

たたき場は、実習室 1（大道具制作室）と同様に舞台装置の制作に使用する。床面は鋼製床組みの上に構造用合板 18mm2 枚張りとし、釘打ち作業や穿孔作業に適した仕上げとしており、傷んだ床部分の貼替えも容易な仕様としている。

実習室 2（小道具制作室）は、衣装の縫製等の制作実習の教室として整備し、ミシン等の縫製機材を準備する。

実習室 3（染物衣装制作室）は、衣装の染色等の制作実習の教室として整備し、

草木染め等染色技法を学ぶための機材を準備する。

楽屋には、更衣・化粧部屋と便所、シャワー室を整備しており、性的少数者への配慮として、更衣・化粧部屋にはカーテンで区切られたスペースを設けている。また、劇場に接して学生楽屋兼劇場収納庫を2室設けており、大人数での催しの際に学生の控え室として利用できるスペースを用意している。

スタジオは大小2室を用意している。仕様としては、大型の姿見鏡、補助すり及び暗幕カーテンを設け、床面は鋼製床組みの上に構造用合板18mm2枚張り+普通合板5.5mmとし、ダンス用ビニル床シートを敷くこととしている。また、講義授業も合わせて行えるように、メモ台付きの椅子を準備する。

③ 劇場を活用する科目への対応

劇場は主に「舞台芸術基礎実習」、「舞台芸術実習」、「舞台芸術入門」、「コミュニケーション演習」、「舞台美術論」、「空間デザイン入門」において使用し、これらの授業においては実際の劇場空間での舞台操作や舞台美術、デジタル機器である照明、音響等の機材や備品等の操作とオペレーションを学ぶ授業内容であることから、劇場の施設はこれに十分対応可能なものである。

実習室（小劇場）は、主に「舞台芸術実習」および「専門演習」において使用し、実際に演劇やダンスの創作を小劇場の空間、設備を利用して学ぶような授業内容であることから、実習室（小劇場）の施設はこれらの科目に十分対応可能なものである。

実習室1（大道具制作室）、実習室2（小道具制作室）、実習室3（染物衣装制作室）は、「舞台芸術実習」および「専門演習」、「舞台美術論」において使用し、演劇やダンスの創作の授業において、必要となる舞台美術、小道具、衣装の実際のプランニングやモデル製作、実際に使用するもの等の製作を行う授業内容であることから、実習室1（大道具制作室）実習室2（小道具制作室）、実習室3（染物衣装制作室）の施設はこれらの科目に十分対応可能なものである。

スタジオは主に「コミュニケーション演習」、「身体コミュニケーション実習」において使用し、言葉や身体のやりとりを通じてコミュニケーション力を育む。この科目では、多様な状況を設定し、学びと動きが連動する授業を実施し、暗幕カーテン等で「閉じた」空間を演出するなど試す環境が整えられるとともに、安心して跳躍可能な床板や床面の質が保障されていることから、スタジオの施設はこれら科目に十分対応可能なものである。

このほか、劇場及び楽屋、実習室（小劇場）、実習室1（大道具制作室）、実習室2（小道具制作室）、実習室3（染物衣装制作室）は、学生による公演においても使用し、各施設は担当教員及び事務局と相談の上、稽古や各スタッフワークの創作活動を行うことも可能であることから、これらの施設は十分に対応

可能なものである。

エ 教員研究室等の整備計画

教員研究室は、本部棟に集約して配置し、教員研究室（1人部屋）は33室、教員研究室（4人部屋）は8室を確保している。また、共同研究室は5室を整備し、卒業研究やグループ単位での研究に対応できるようにしている。教員研究室の近くにはオープンスペースを設け、学生と教員の授業内容に対する質疑等が行える学修空間を整備している。

種別	名称	室数	面積
研究室等	教員研究室 (1人部屋)	33室	668.35 m ² 1室平均 20.25 m ²
	教員研究室 (4人部屋)	8室	278.81 m ² 1室平均 34.85 m ² (8.7 m ² /1 教員)
	共同研究室	5室	196.60 m ² 1室平均 39.32 m ²
	オープンスペース	5エリア	265.53 m ² 最大 99.47 m ² 最小 34.78 m ²

オ その他の施設

上記施設のほか、図書室、自習室、ラーニング・コモンズ等では、学生の学術研究や休息に利用できる場所を十分に確保しているとともに、利用時間も学生の授業時間を考慮した開室時間を設定する。

福利厚生施設では、大学生協や喫茶室に食事場所を確保し、学生の休憩場所として利用できる。また、学生のクラブ活動や生徒会活動等で使用する部屋も確保している。医務室では体調不良時の対応に加え、学修上の問題をはじめ対人関係、進路等の悩み相談のできるブースを設けるなど学生の健康管理に配慮している。

種別	名称	室数	面積
学修支援	図書室	1室	1,245.08 m ²
	自習室	1室	120.79 m ²
	ラーニング・コモンズ	1室	209.42 m ²
	地域リサーチ&イノベーションセンター	1室	40.05 m ²
	PBL室	8室	152.88 m ² (1室平均 19.11 m ²)
	実習支援センター	1室	28.19 m ²
	国際交流センター	1室	38.23 m ²
	エクステンションセンター	1室	38.50 m ²
	キャリアセンター	1室	91.90 m ²

福利厚生	医務室	1 室	45.38 m ²
	大学生協	1 室	116.32 m ²
	喫茶室	1 室	152.23 m ²
	トレーニング室	1 室	107.94 m ²
	更衣室・シャワー室	2 室	196.52 m ²
	部室	6 室	99.50 m ²
	大学自治会	1 室	24.61 m ²
	学祭実行委員会	1 室	22.98 m ²

(3) 図書等の資料及び図書館の整備計画

ア 図書室の整備

本学の教育研究棟にある図書室（1,245.08 m²）は、研究・教育を目的として利用を希望する地域住民にも広く公開する予定である。蔵書については、年次計画に合わせて、必要な図書、学術雑誌、視聴覚資料の整備を開学にあわせて順次整備していく予定である。また、電子ジャーナル等の閲覧等の利用が可能なパソコンを設置するほか、学生所有のパソコンでも高速で安定的な無線LANが利用できるネットワーク環境を整備し、学生の教育環境の充実に取り組んでいく。

イ 図書室の施設内容

図書室は、教育研究棟のエントランスホールに面する場所に、1階と2階の2層に渡って配置しており、閉架書庫については4階に整備をしている。図書室内には専用のエレベーターを設け、バリアフリー及び図書の配架等事務に配慮している。また、閉架書庫には大学の共用エレベーターによりアクセスできる。

2階部分ではラーニング・コモンズからもアクセスできるように動線計画をしており、図書室内の無線LANのネットワーク環境の整備と合わせて、学生が資料を検索し、検索した資料を持って閲覧席や図書室内にあるPBL室で議論することで、解決策の発見に至るような学修のできる、アクティブ・ラーニング空間として整備する。一方で、静かに学べる空間として図書室に隣接して外部の音が遮断される自習室を設けており、図書室開館中は学生が自由に利用できる環境を用意している。

図書室には、図書事務室（整理スペース含む）、レファレンスカウンター、レファレンス席10席を設け、閲覧席は134席（収容定員320人の4割以上）を用意する。

ウ 開館時期

原則として、館内整理や台風等の災害に伴う休館を除き、長期間の休館は行わずに年間を通して開館する。図書室の開館時間は、授業実施期間中の平日は、9時から最終授業である8時限目（終了19時）終了後にも学生が利用できるよう21時まで開館する。土日祝及び夏季休暇期間は、9時から17時まで開館する。

エ 図書の選定方法及び体制

蔵書数は開架スペースに約37,000冊、閉架書庫に約79,000冊の合計約116,000冊分のスペースを用意している。開学時には新規蔵書数（うち外国書）約21,000冊（4,300冊）、新規学術雑誌（うち外国書）約56種（21種）、新規学術雑誌のうち電子ジャーナル（うち外国書）約7種（7種）、視聴覚資料約150点を整備する。開学1年目に新規蔵書数（うち外国書）約9,000冊（1,800冊）、新規学術雑誌（うち外国書）約24種（9種）、視聴覚資料約30点を整備し、完成年度までに順次追加収書していく。

なお、開学時までに揃える図書の選定については、教員採用予定者より授業に関連する図書のヒアリングを行い、各分野に必要な図書を整備する。

図書室の体制については、図書館サービスの充実を図るため、図書館司書、司書補などを必要に応じて配置する。

オ 映像資料の整備

映像資料については、舞台芸術における様々なジャンルの作品を、海外作品も含め、開学時までに約150点をバランス良く整備する。

加えて、Web配信型の映像資料等についても大学として契約を結び、学生が利用できるよう整備するほか、郷土芸能等をはじめ、Web上に掲載され自由に視聴できる映像等に関しても、大学として推奨する資料映像をリストアップし、情報提供するなど、学生がより多くの映像資料を視聴できる環境を整える。

視聴環境については、図書室に個人視聴用レファレンス（10席整備）及びPBL教室（8室整備（グループでの視聴の場合に利用））を整備するとともに、無線LAN環境を整備する。

また、本学では、学内及び学生寮内においても無線LAN環境を整備することとしており、学生は、学内のPC端末や個人所有の端末等を用いて、各種の映像資料を視聴することが可能である。

開学までに整備する図書は次のとおり。

新規蔵書数（うち外国書） 約 21,000 冊（4,300 冊）

新規学術雑誌（うち外国書） 約 56 種（21 種）

そのうち電子ジャーナル（うち外国書） 約 7 種（7 種）【資料 8-4】

視聴覚資料 約 150 点

開学 1 年目に整備する図書は次のとおり。

新規蔵書数（うち外国書） 約 9,000 冊（1,800 冊）

新規学術雑誌（うち外国書） 約 24 種（9 種）

視聴覚資料 約 30 点

（４）学生寮の整備計画

ア 施設の整備内容について

学生寮は、個室 4 室を 1 つのユニットとして全 24 ユニットの置く。各ユニットはキッチン、ダイニング、リビング、シャワーブース、便所を共用するシェアハウス型となっており、ユニットごとに男女別に入居する。施設面では個室には勉強机、本棚、ベッド、洋服ダンス等の家具を揃え、共用部分には IH システムキッチン、冷蔵庫、炊飯器等の電化製品等を整備することで、入学後速やかに寮生活を送ることができるよう支援を行う。

また、各階にはフリースペースや洗濯室を設け、フリースペースには映像機器やソファ等を用意し、寮生が集い憩う場を確保する。洗濯室には洗濯機及び乾燥機を用意し、寮生の福利及び経済的な面から大学で整備をする。また、教員用 1 人部屋及び身障者対応の部屋を計 9 室用意しており、学生の疾病時には隔離療養部屋として利用できるよう配慮している。

学修面では、大学と同仕様による全館 Wi-Fi 環境を整え、個室での自習や寮生同士が対話し課題探求する場として交流室を整備する。交流室にはクッション性を有する床板や大型鏡を設けており、寮においてもコミュニケーション演習授業などの課題に取り組むことができる環境を備えている。

性的少数者への対応としては、寮の入浴施設は大浴場形式とせず 1 つのユニット毎に 1 人用シャワーブースを用意し、便所も来寮者用を含めてすべての便所を個室とするなど、多様な学生への配慮を行っている。また、大学学舎における配慮としては、更衣室には一部カーテン間仕切りを設け、シャワー室では脱衣室及びシャワー室共に個室を配置している。便所についても各階の男女別便所に加えて多目的便所を 9 箇所設置しており、性的少数者への配慮に取り組んでいる。

(学生寮の規模等)

	各室名	
寮室部分	4人部屋×24ユニット、教員用1人部屋×5室、身障者対応1人部屋×4室	
共用部分	各階	フリースペース、洗濯室
	1階	交流室、多目的便所、湯沸室、メールコーナー、管理人室

イ 学生の支援体制について

学生寮には管理人を置き(月曜日から金曜日 12時00分から21時00分 実働8時間、休憩1時間 土・日・祝日及び大学が指示する年末年始、夏季休暇期間は休日とする)、寮生からの苦情等の受付や処理、生活指導や日常の対応、病気や怪我の緊急対応等のできる体制をとる。また、管理人不在の時は大学の管理人(24時間常駐)が学生寮の管理人を兼ねる体制を確保する。

また、開学2年次以降については、2回生になると原則的に寮を出ることになるが、数名の学生は引き続き寮での生活を続け、新入生に対する学生生活のサポート等を実施する。

ウ 寮生活の管理運営体制について

寮生活は、基本的には学生自治会が中心となり運営していく。原則、寮で起きた問題や課題は学生自治会を中心に寮生間で話しあい、寮生自身の手で解決していく。そのため、円滑な寮生活を送るために寮生には様々な役割が割り当てられ、寮行事やフロア会議などへの参加が求められる。

また、学生寮で生活して行くにあたり、寮則や入寮心得を定め、それらを遵守し、他の寮生への配慮を忘れず、共に生活をするという心構えを持たせる。

学生だけでは管理運営していくことが困難な部分については、大学本部の学生課が所管し、管理業務を外部委託する。

エ その他

学生寮は、本学の学生だけでなく、海外の大学との交換留学生や交換教員、非常勤講師などが一定期間宿泊できるよう空室を確保している。

9 入学者選抜の概要

(1) 入学者の受入れ方針

本学が育成する人材は、「地域活性化における芸術文化と観光の果たす役割を理解し、両分野の視点を生かし、芸術文化と観光に関する事業活動を推進することで地域の新たな活力を創出する人材」である。

そこで、本学の建学理念に共感し、芸術文化と観光の視点を生かすことで、新たなビジネスモデルを形成し、産業の創造を誘発し、大きな波及効果をもたらすなど、地域の活力を創出しようとする意欲を有する学生を求め、受入れることとする。

入学資格は学校教育法第90条の規定により、高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、若しくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者又は文部科学大臣の定めるところにより、これと同等以上の学力があると認めたとし、優秀な学生を確保するため、兵庫県内だけでなく、全国から受験生を募集する。

また、編入学制度については、専門職大学の卒業要件として、卒業単位のおおむね3～4割程度以上を実習等の科目とするとともに、臨地実務実習を4年間で20単位以上履修することが必要となる。しかし、本学は芸術文化と観光を生かした教育を特長としており、芸術文化と観光の2つの分野の実習科目を履修する必要があることから、編入時に入学後の履修で卒業要件を満たせるだけの読み替え科目を履修しておくことは実質的に困難であると想定される。よって、編入学制度は設けないこととする。

[アドミッション・ポリシー]

本学の教育目標に理解を示し、学修に取り組もうとする、次のような資質・能力・態度を備えた者を受け入れることとする。

- ① 高等学校で習得すべき基礎学力を身に付けている人（知識・技能）
- ② 専門職大学での学修に必要な柔軟な思考による創造力、判断力、リーダーシップ、コミュニケーション能力を身に付けている人（思考力・判断力・表現力）
- ③ 芸術文化及び観光に関する専門的知識・技能を身に付けた上、その知見を生かして新たな価値創造に挑戦し、地域の活性化を図りたいという強い意欲を持っている人（主体性・協働性）
- ④ 多様な価値観に対する理解を深め、自分と異なる価値観や文化的な背景を持った人々とも交流を促進しようとする強い意欲と、相互に支え合いながら他者と協働して行動しようとする寛容性を持っている人（主体性・多様性・協働性）

(2) 募集定員

本学では実習を中心とする教育課程を進める上で、新たな価値創造や地域活性化への意欲、さらには主体性・多様性・協働性を重視している。そのため、アドミッション・ポリシーを踏まえたうえで、学力だけに留まらず、本学での学修に対する意欲や解決すべき課題を発見する力、主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度など受験生の多様な資質・能力・態度のほか、高等学校における活動実績等を幅広く評価して多様な入学者を確保することから、定員 80 人のうち半数の 40 人を出願資格に一定の要件を課したうえで面接試験やグループワークを課す「総合型選抜」及び「学校推薦型選抜」に当てることとしている。

40 人については、幅広く多様な学生を求める観点から学力に重点を置いた「一般選抜」に当てることとしている。

このように、受験生の能力、適性及び学修意欲を多角的に評価するため、「一般選抜」「総合型選抜」「学校推薦型選考」の 3 つの入試区分を設けることとする。

ア 一般選抜（定員40人）

幅広く多様な学生を求める観点から、高等学校での学習の達成度を見るとともに本学での学修に必要な基礎学力を身に付けており、専門知識を得るための論理的思考能力や語学力等を重視した試験を A 日程、B 日程の 2 回に分けて実施する。このうち、A 日程入試の定員は 35 人、B 日程入試の定員は 5 人とする。

なお、A 日程では本学は主体性・多様性・協働性を重視していることから集団面接を行うこととしている。

イ 総合型選抜（定員 20 人）

本学の教育目的に賛同し、入学後の明確な目的意識と将来の展望を持ち、学ぶ意志の強い学生で、アクティブラーニングを中心とした教育課程のもと、新しい価値創造ができる人材の育成という視点から総合型選抜を実施する。具体的には、本学で学ぶ明確な目的意識や学んだことを将来へ生かす明確なビジョンを持っているかどうか、また、さらにそれらを実現させるための十分な意欲があるかどうかを受験生の資質・能力・態度から本学のアドミッション・ポリシーと照らし合わせて審査する。

なお、社会人、外国人留学生、帰国生向けの特別選抜は実施せず、これらから入学志願がある場合には、総合型選抜において入学試験を実施する。

ウ 学校推薦型選抜（定員20人）

本学の教育内容を理解し、意欲のある学生で、本学の学問分野である芸術文化分野及び観光分野はコミュニケーション能力や主体性・多様性・協働性が特に求められることから、高等学校での学習態度や学業への取り組む姿勢などを重視した学校推薦型選抜を実施する。具体的には、高等学校での学業成績やスポーツや文化活動で優秀な成績を収めたこと、また、委員会活動やボランティア、地域活動といった業績を通じて、受験生がこれまでに培ってきた資質・能力・態度を本学のアドミッション・ポリシーと照らし合わせて審査する。

【募集人員】

一般選抜		総合型選抜	学校推薦型選抜	合計
A日程	B日程			
35人	5人	20人	20人	80人

（3）選抜方法

本学での学修にあたって求められる能力、適性及び学修意欲等について適切な方法で多面的・総合的に評価し、入学者の選抜を実施する。

ア 一般選抜

一般選抜は、幅広く多様な学生を求める観点から、高等学校での学習の達成度を見るとともに本学での学修に必要な基礎学力を身に付けており、専門知識を得るための論理的思考能力や語学力等を重視した試験を実施する。APと照らし合わせると、APに掲げている4つの項目を全て満たすことを前提としたうえで、主として学力3要素のうち「知識・技能」（AP①）及び「思考力・判断力・表現力」（AP②）の評価を重視する。そのため、学力試験を主とした選抜方法とする。大学入試センターの行う大学入学共通テスト（以下「共通テスト」という。）と個別学力検査とを組み合わせ、本学独自の日程で2回（A日程・B日程）の入学試験を実施する。ただし、本学の開学初年度（2021年度入学）にあっては、共通テストへの参加が認められないことから、共通テストの代わりとなる本学が独自に実施する個別学力検査を行う。

【A日程】

a 2021年度入試

[1次試験（個別学力検査）]

本学が独自に実施する試験において、入学志願者の基礎学力を検査する。

試験科目は、国語及び英語の合計2科目とし、学力試験（国語及び英語）の結果をもって合否を判定する。

[2次試験（集団面接試験等）]

1次試験の合格者に対して、小論文試験及び集団面接試験を実施する。

小論文試験では、社会科学に関する知識・教養を問う設問を含むものとし、あわせて入学希望者の思考力、判断力、表現力を評価する。

集団面接試験では、事前に提出させた志望理由書を参考にしつつ、本学を受験するにあたっての志望理由や芸術文化分野、観光分野に対する学修意欲、地域社会への関心等について確認することなどにより、入学志願者の主体性、多様性、協働性ととともに、思考力、判断力、表現力、コミュニケーション能力を評価する。

さらに、AP①に照らし、出願書類にある調査書にて、理数科目も含めて本学において必要となる基礎学力を身に付けているかどうかを審査する。

1次試験の合計得点に小論文試験及び集団面接試験の得点を加味し、出願書類（志望理由書、調査書等）も含めて総合的に合否を判定する。

※一般選抜A日程とAPとの関係（2021年度入試）

選抜方法		AP① (知識・技能)	AP② (思考力・判断力・表現力)	AP③ (主体性・協働性)	AP④ (主体性・多様性・協働性)
1次	学科試験	◎	◎		
2次	小論文	◎	◎		
	集団面接		◎	○	○
志望理由書			◎	○	○
調査書		◎		○	○

b 2022年度入試以降

[共通テスト]

共通テストを利用し、入学志願者の基礎学力を検査する。利用科目は、国語、外国語（英語）、地理・歴史（地理、日本史、世界史）・公民（現代社会、倫理、政治・経済）、地理・歴史、公民から1科目を選択の合計3教科3科目とする。

[個別学力検査]

個別学力検査は、共通テストにおいて本学が指定した科目を受験し、本学へ志願した者を対象に小論文試験及び集団面接試験を実施する。

小論文試験では、社会科学に関する知識・教養を問う内容を含むものとし、あわせて入学志願者の思考力、判断力、表現力を評価する。

集団面接試験では、事前に提出させた志望理由書を参考にしつつ、本学を受験するにあたっての志望理由や芸術文化分野、観光分野に対する学修意欲、地域社会への関心等について確認することなどにより、入学志願者の主体性、多様性、協働性ととともに、思考力、判断力、表現力、コミュニケーション能力を評価する。

さらに、AP①に照らし、出願書類にある調査書にて、理数科目も含めて本学において必要となる基礎学力を身に付けているかどうかを審査する。

共通テストの成績に小論文試験及び集団面接試験の得点を加味し、出願書類（志望理由書、調査書等）も含めて総合的に合否を判定する。

※一般選抜A日程とAPとの関係（2022年度入試以降）

選抜方法	AP① (知識・技能)	AP② (思考力・判断力・表現力)	AP③ (主体性・協働性)	AP④ (主体性・多様性・協働性)
共通テスト	◎	◎		
個別学力検査	小論文	◎		
	集団面接		○	○
志望理由書		◎	○	○
調査書	◎		○	○

【B日程】

a 2021年度入試

[個別学力検査]

本学が独自に実施する試験において、入学志願者の基礎学力を検査する。試験科目は、国語及び英語の合計2科目とする。

さらに、志望理由書を提出させ、本学を志望した理由や目的、学修に対する意欲等を確認するとともに、AP①に照らし、出願書類にある調査書にて、理数科目も含めて本学において必要となる基礎学力を身に付けているかどうかを審査する。

学力試験（国語及び英語）の結果及び出願書類（志望理由書、調査書等）を含めて総合的に合否を判定する。

※一般選抜B日程とAPとの関係（2021年度入試）

選抜方法	AP① (知識・技能)	AP② (思考力・判断力・表現力)	AP③ (主体性・協働性)	AP④ (主体性・多様性・協働性)
学科試験	◎	◎		
志望理由書		◎	○	○
調査書	◎		○	○

b 2022年度入試以降

[共通テスト]

共通テストを利用し、入学志願者の基礎学力を検査する。利用科目は、国語、外国語（英語）、地理・歴史（地理、日本史、世界史）・公民（現代社会、倫理、政治・経済）、地理・歴史、公民から1科目を選択の合計3教科3科目とする。

[個別学力検査]

個別学力検査は、共通テストにおいて本学が指定した科目を受験し、本学へ志願した者を対象に小論文試験を実施する。

小論文試験では、社会科学に関する知識・教養を問う内容を含むものとし、あわせて入学志願者の思考力、判断力、表現力を評価する。

さらに、志望理由書を提出させ、本学を志望した理由や目的、学修に対する意欲等を確認するとともに、AP①に照らし、出願書類にある調査書にて、理数科目も含めて本学において必要となる基礎学力を身に付けているかどうかを審査する。

共通テストの成績に、個別学力検査の得点を加味し、出願書類（調査書等）も含めて総合的に合否を判定する。

※一般選抜B日程とAPとの関係（2022年度入試以降）

選抜方法	AP① (知識・技能)	AP② (思考力・判断力・表現力)	AP③ (主体性・協働性)	AP④ (主体性・多様性・協働性)
共通テスト	◎	◎		
小論文	◎	◎		
志望理由書		◎	○	○
調査書	◎		○	○

イ 総合型選抜

総合型選抜は、本学の教育目的に賛同し、入学後の明確な目的意識と将来の展望を持ち、学ぶ意志の強い学生で、かつ、卒業後、専門職業人としての活躍、貢献が期待できる者を対象として入学試験を実施する。

a 1次試験

出願にあたっては、学修計画書、志望理由書、調査書、活動報告書（語学に関する資格取得等の実績を含む）を活用し、これらを総合的に判断して合否を判定する。

学修計画書の具体的な活用方法は、将来、社会で自立し活躍する目標を持ち、本学における学修意欲を有しているかを本学のAP、特にAP③、④と照らし合わせて審査する。

b 2次試験

本学はアクティブラーニングを中心とした教育課程であり、新しい価値創造ができる人材の育成という視点から本学の設置趣旨に賛同し、意欲のある学生を求め、APと照らし合わせると、APに掲げている4つの項目を全て満たすことを前提としたうえで、主として「思考力・判断力・表現力」(AP②)及び「主体性・多様性・協働性」(AP③、④)の評価を重視する。そのため、それらの能力を評価する選抜方法として、1次試験の合格者に対して、グループワーク、小論文試験及び面接試験を行うこととする。

小論文試験では、社会科学に関する知識・教養を問う内容を含むものとし、あわせて入学希望者の思考力、判断力、表現力を評価する。

グループワーク及び面接試験では、事前に提出させた志望理由書や活動報告書を参考にしつつ、本学を受験するにあたっての志望理由や芸術文化分野、観光分野に対する学修意欲、地域社会への関心等について確認することなどにより、入学希望者の主体性、多様性、協働性ととも、思考力、判断力、表現力、コミュニケーション能力を評価する。

グループワーク、小論文試験及び面接試験の結果に出願書類（志望理由書、調査書、活動報告書（語学に関する資格取得等の実績を含む）も含めて総合的に合否を判定する。

※総合型選抜とAPとの関係

選抜方法	AP① (知識・技能)	AP② (思考力・判断力・表現力)	AP③ (主体性・多様性)	AP④ (主体性・協働性・協働性)
小論文	○	◎		
グループワーク		◎	◎	◎
個別面接		◎	◎	◎
志望理由書		◎	◎	◎
調査書	○		◎	◎
活動報告書	○	◎	◎	◎
学修計画書		◎	◎	◎

ウ 学校推薦型選抜

学校推薦型選抜は、高等学校を卒業見込み又は卒業後1年以内の者で、人物及び学力ともに優れ、本学の教育内容を理解し、本学で学ぶ意欲を有し、かつ出身高等学校長が推薦する者の中から入学試験を実施する。

選抜にあたり、本学の学問分野である芸術文化分野及び観光分野はコミュニケーション能力や主体性・多様性・協働性が特に求められるため、高等学校での学習態度や学業への取り組む姿勢などを重視する。APと照らし合わせると、APに掲げている4つの項目を全て満たすことを前提としたうえで、主として学力3要素のうち「思考力・判断力・表現力」(AP②)及び「主体性・多様性・協働性」(AP③、④)の評価を重視する。そのため、それらの能力を評価する選抜方法としてグループワーク、小論文試験及び面接試験を行うこととする。

小論文試験では、社会科学に関する知識・教養を問う内容を含むものとし、あわせて入学志願者の思考力、判断力、表現力を評価する。

グループワーク及び面接試験では、事前に提出させた志望理由書や活動報告書を参考にしつつ、本学を受験するにあたっての志望理由や芸術

文化分野、観光分野に対する学修意欲、地域社会への関心等について確認することなどにより、入学志願者の主体性、多様性、協働性ととも、思考力、判断力、表現力、コミュニケーション能力を評価する。

出願にあたっては、高等学校における調査書や活動報告書（学習時間、課外活動、学校行事での活動、ボランティア活動、語学に関する資格取得等の実績等）を活用する。さらに、志望理由書の提出を義務付ける。グループワーク、小論文試験及び面接試験の結果に出願書類（志望理由書、調査書、推薦書、活動報告書（語学に関する資格取得等の実績を含む））も含めて総合的に合否を判定する。

※学校推薦型選抜とAPとの関係

選抜方法	AP① (知識・技能)	AP② (思考力・判断力・表現力)	AP③ (主体性・協働性)	AP④ (主体性・多様性・協働性)
小論文	○	◎		
グループワーク		◎	◎	◎
個別面接		◎	◎	◎
志望理由書		◎	◎	◎
調査書	○		◎	◎
推薦書			◎	◎
活動報告書	○	◎	◎	◎

(4) 選抜体制

募集人員、選抜方法、試験日程、入試実施体制については、入試に関する基本事項を審議する大学入試委員会において決定する。入学者の合否判定は、本学開設後は教授会においてこれを行うことになるが、教授会が設置されていない令和3年度入学試験に限り、芸術文化観光専門職大学（仮称）の設立準備を担っている但馬地域専門職大学設立準備委員会入学者選抜専門部会が入学者の合否判定を行う。なお、同専門部会は、学長予定者等が構成員になっている。

(5) 科目等履修生及び聴講生の受入れ

科目等履修生及び聴講生の受入れは、本学の科目を学ぶ意思のある者に対して、社会に幅広く学ぶ機会を提供するために実施する。出願資格を満たした者について、書類審査と必要に応じて面接審査により選考する。

(6) 外国人留学生の受入れ方策

ア 選抜方法

本学では、外国人留学生から入学志願があった場合は「総合型選抜」において入学試験を実施する。試験科目は、日本人学生と同様に1次試験の書類審査、2次試験のグループワーク、小論文、面接試験を実施する。

イ 日本語能力

本学では、日本語による講義が中心となること、また、隣地実務実習においても日本語が中心となることから、日本語能力が十分にあることを外国人留学生の出願要件とする。具体的には、日本語能力試験（JLPT）でN2以上の成績を修めた者、若しくはこれに相当すると認められる日本語能力を有する者を出願要件として設定する。さらに、面接試験を課すことから、講義、実習、日常生活等において必要な日本語能力があるかを面接試験で直接見極める。

また、開講科目に「日本語」を設け、留学生は受講するよう指導を行う。

ウ 経費支弁能力の確認

外国人留学生が在留資格認定証明書の交付申請や更新許可申請、変更許可申請等を行う際に、在留中の一切の経費の支弁能力を証する文書（経費支弁書及び預金残高証明書、奨学金受給証明書など）を提出させる。

また、経済的理由により授業料の納付が著しく困難な場合は、学業成績が優秀で、修学態度が良好であることや入学後一定以上を経過していることなどの要件を満たしている者については授業料の免除を行う支援制度を設ける。

エ 在籍管理

外国人留学生が本学へ入学した場合、「出入国管理及び難民認定法」及び関係法令を遵守し、「留学生の在籍管理の徹底に関する新たな対応方針（文部科学省・出入国在留管理庁、2019年6月11日）」に則り、万全の在籍管理制度を設ける。具体的には留学生担当教員を配置し、履修指導や講義への出席確認、欠席者への指導を実施するほか、在留期限の近づいてきた外国人留学生には、期間満了前に必ず更新手続きを済ませるように指導するなど、査証の更新手続きを徹底する。

また、学内・学外問わず、外国人留学生の悩み・相談を受け付ける窓口を設置するなどのサポート体制を充実させる。

10 臨地実務実習の具体的計画

(1) 専門職大学としての取組

臨地実務実習（以下「実習」という。）の流れについては、理論に裏付けられた実践力を育成するため、講義科目との関連性を考慮し、基礎的な知識や技能を修得した上で、実社会で行われている業務の処理能力を修得するよう4年間通して重層的かつ体系的に配置する。

実習では、大学在学中に実社会の多様なステークホルダーの取組を横断的に学ぶことにより、産業界と連携して社会的・職業的自立意識を高め、理論に裏付けられた実践力の育成を図るとともに、実社会のニーズに即応した担い手を養成し、新たな付加価値をもたらす能力を修得することを目的とする。

本専門職大学における教育課程は、一般の大学に比べ、現場での実務や経験を重視した体系的なカリキュラムを編成している。

実習カリキュラムの第1段階は「気づく」段階として、学生が現場に入り、業務の実態を知ることによって利用者と事業者の視点の差異、そこから見えてくる課題に気づく実習を実施する。

第2段階は「考える」段階として、第1段階の実習を経て課題を探求し、様々な角度から課題を解決するための対応策や業務の改善策を考える実習を実施する。

第3段階は「創る」・「生かす」段階として、課題を解決するための事業・イベント、ビジネスプランの企画、課題解決策として検討した事業・イベント等の実現に向けて、新規・独創性、実現可能性、持続発展性等を踏まえたプランを考案し、プレゼンテーションを行う創る・生かす実習を実施する。

このように、既存の大学にはない、重層的かつ体系的な600時間に及ぶ実習をクォーター制の学期に編成することにより、理論・知識を修得する系統学習（第1クォーター及び第3クォーター）と、現場での実践学習（第2クォーター及び第4クォーター）を繰り返し交互に行うことで、大学での講義と事業活動現場での実習を相互に学ぶことにより学びの深化を図る。

また、実習にあたっては、豊富な現場経験と専門高度な実務能力を有する実務家教員が中心となって教育を行うことにより、社会のニーズを捉え、実社会で役立つ知識やスキルを育てる教育を実施する。

(2) 臨地実務実習の流れ

実習に先立ち大学と実習施設との間で合意した事項をまとめた実施協定書を開学時に締結する【資料10-1】。

実習内容は、毎年度、実習施設と協議の上、作成する臨地実務実習実施計画書に基づき、学生の利便性及び教員の巡回指導の負担を考慮して実施する【資料10-2】。学生への周知方法は、毎年度、履修ガイダンスにおいて具体的に実習時期、到達目標などの実施に関する事項を周知する。

また、学内の講義・演習で学修した知識・技能を現場での実習に繋げ、

実習前には学内において教員の指導のもと事前学修を行うとともに、実習後にも教員の指導のもと事後学修を行うことにより、理論に裏付けられた実践力の定着を図る。

(3) 臨地実務実習計画の概要

国際的な芸術祭への参画を通じて、芸術文化及び観光の双方の視点からプロジェクトを考える相互アプローチ科目「芸術文化・観光プロジェクト実習」を配置し、1年次は必修科目、2年次、3年次及び4年次は学生のキャリア志向に応じて履修する選択科目とする。さらに、クロスオーバー科目として、全ての学生が芸術文化及び観光の双方の分野の実習・演習を必ず履修するよう、連携科目含め観光マネジメント能力を養成する科目として7科目、芸術文化マネジメント能力を養成する科目として6科目を選択必修科目に位置付けている。これらの教育を通じ、学生が実習・演習を通じて様々なステークホルダーと交流・協働し、現状と課題を学び、その上で、芸術文化及び観光における課題解決のための政策立案、プロジェクトの企画、商品開発等を構想する実習・演習を行い、最終的には、そのための財源確保、事業の収支計画、社会的影響等を検証しながら、実現可能かつ持続可能な事業・プロジェクトに仕立て、企画提案を行う総合演習につなげる。このように、観光分野、芸術文化分野の実習・演習を重層的に配置し、体系的な実践教育を展開する。【資料10-3】。

4年間を通して800時間の実習を卒業要件とする。職業専門科目として、観光系実習では9科目、芸術文化系実習では6科目、コア科目群では4科目、共通科目では2科目を開講する。

実習は、1年次から4年次までの第2クォーター及び第4クォーターに配置することにより、学生が集中して実習を行うことが可能となるよう配慮した。

本学が所在する豊岡市では、国際的な「演劇のまち」を目指し、国際演劇祭を令和2（2020）年度から本格的に開催することとしており、これを期に、世界で活躍する舞台芸術に係るアーティストや外国人観光客等が来県し、国際文化交流が今後ますます進展するものと思われる。

本学の教育課程においても、この流れを最大限に活かし、世界的なアートとインバウンドを取り込み、国際演劇祭を中核とした実習を行うこととし、劇場などのアート、劇団などのパフォーミングアーツ、旅館などの宿泊業、航空・鉄道・バスなどの交通業、旅行社などの旅行事業のほか、海外の芸術文化事例などを学ぶ海外実習を通じた国際性、民間企業のイノベーション事例など実習を通じて学ぶ地域性、政策立案力などを学ぶ行政など、多様なステークホルダーが一丸となった地域づくりをさらに進めるため、教育課程の中心に臨地実務実習及び連携実務演習等を配置している

【資料10-4】。

具体の実習科目の構成は、次のとおり。

①芸術文化分野に関する科目

芸術文化系実習科目では、芸術文化分野に係る理論を学修し、学生の関心及びキャリアに係る志向に応じて、芸術文化の創造活動を通じて新たな価値を創造する力及び地域の文化振興を担うマネジメント能力を養うことを目的とし、実習科目として6科目を開講する。

芸術文化と社会のつながり、アートマネジメントの意義等を含め文化施設運営を学ぶ「アートマネジメント概論」、文化施設の企画・管理運営を学ぶ「文化施設運営論」などの舞台芸術の基礎理論を学んだ上で、劇場、文化施設等のアートマネジメントに主眼を置いた実習科目としては、劇場等施設の実務体験を通じて、劇場等の仕組みを理解し、企画制作、広報・宣伝など劇場等施設のソフト運営全般の基礎となる知見を修得するとともに、文化施設の実践的なマネジメント技能を学ぶ「劇場プロデュース実習1」を配置する。さらに同実習1で得た学びを発展させ、劇場等施設の現場での実務を通じて、企画・制作、広報・宣伝等の提案力など劇場等運営に関わる職業能力の向上を図るための実習をする「劇場プロデュース実習2」を配置する。

さらに、同実習2を履修した学生のうち、本格的に劇場等で働くことを目指す者に対して少人数かつ長期間の実習を行い、劇場等運営に関する専門的な知識、技能の修得を図るための実習をする「総合芸術文化実習」を配置する。

舞台芸術に関する視野を広げ、各種パフォーマンスを学ぶ「パフォーミングアーツ概論」を学んだ上、舞台芸術作品の実際の創作活動をもとに、身体表現、現場の機構、舞台美術、空間、マネジメント、広報等の運営との関わりなど舞台芸術の実演に係る基礎的スキルについて、学内施設で横断的に実習する「舞台芸術基礎実習」を連携実務演習等として配置する。

舞台芸術基礎実習を履修後、さらに高度な技能の修得を目指すため、連携実務演習等である「舞台芸術実習A」及び「舞台芸術実習C」を配置し、臨地実務実習科目である「舞台芸術実習B」では、振り付けを通して、舞台、照明、音響、衣装、美術等との関係性の中で、実作を通じて如何に自らの身体表現を構築していくかを実習する。臨地実務実習科目である「舞台芸術実習D」では、これまでパフォーミングアーツに関する学びを総括し、それらを実際のダンスクリエーションの現場で応用ないし検証できる力を養成する実習を実施する。

そのほか、芸術文化を公共政策の視点から学ぶ実習として、但馬地域の地方自治体における文化政策の現状を分析し、様々な関係者とも協働しながら有効な文化政策の提案を行う「文化政策実習」を配置する。

②観光分野に関する科目

観光系実習科目では、各観光産業に係る理論を学修し、学生の関心及びキャリアに係る志向に応じて、観光産業において、観光消費を喚起し、地域の持続的発展に寄与する観光ビジネスモデルを企画する能力を養成する

ことを目的とし、実習科目として9科目を開講する。

観光に関する学びを深めていくにあたり、魅力ある但馬地域の観光施設での実習を経て、地域のレジャー産業の実態を肌で感じ取る「観光資源実習」を配置する。

観光に必要不可欠な交通の役割と課題、さらに観光交通に関する知識を修得する「観光交通論」を学んだ上、実際に鉄道、バス、航空会社など輸送事業で実習する「観光交通業実習1」、さらに、商品企画業務など専門性が高い技能を修得する「観光交通業実習2」を配置する。

旅行市場の現状、旅行会社の経営等の実態を踏まえ、旅行産業の課題と展望を探求する「旅行産業論」を学んだ上、実際に旅行会社での実務やバックヤード業務等で実習する「旅行事業実習1」、さらに、商品企画業務など専門性が高い技能を修得する「旅行事業実習2」を配置する。

生産性の向上及び人材確保が急務となる宿泊産業の全体俯瞰、産業構造の変化に即した現状と課題、将来の展望等について学ぶ「宿泊産業論」を学んだ上、実際に宿泊業の現場で実習し、ホテル・旅館における管理・運営を実践的に実習する「宿泊業実習1」、さらに、宿泊産業を持続的に発展させていく方策を含めて実習する「宿泊業実習2」を配置する。

加えて、テーマパークにおけるゲストサービスを通じ、接客業務に必要な接遇、ビジネスマナーを身に付け、ゲストに対するプレゼンテーションスキルの向上に現場で実践的に取り組む「ホスピタリティ実習」を配置する。

さらに、DMOや地域の地方自治体において取り組んでいる観光施策を現場で学び、その現状及び課題を分析しながら、独創性のある持続可能な観光事業を提案する「DESTINATION実習」を配置する。

③本学が育成する専門職業人に求められるコアとなる能力を養成する科目（コア科目群）

本学の学びの柱となる重要な教育課程を構成するコア科目群では、観光分野と芸術文化分野に関する学生の関心及びキャリアに係る志向に応じて、国際演劇祭への参画を通じたイベント企画・運営力・協働力を養うとともに、芸術文化と観光の双方の知見を生かして、実習を通じた新たな価値を創造する実践力を身に付けることを目的とし、実習科目として4科目を配置する。なお、当実習は、芸術文化及び観光の双方の教員により芸術文化及び観光の双方の視点を生かし、新たな価値を創造するための知識・技能を身に付けさせる「相互アプローチ」科目に位置づけられている。

1年次に配置する「芸術文化・観光プロジェクト実習1」では、芸術文化及び観光の両分野に通じる知識・技能を学修させる教育課程であり、国際的な演劇祭の運営スタッフとして、芸術文化及び観光の両面からプロジェクトの全体像を把握させる。「芸術文化・観光プロジェクト実習2」では、プロジェクトの全体像を踏まえ、芸術文化分野及び観光分野の各実務に関する知識・技能を身に付けさせ、プロジェクトが生み出す新たな価値を認識させる。「芸術文化・観光プロジェクト実習3」では、プロジェクトの企画運営

スタッフの中心的な役割を担わせ、専門演習とも結び付け、学生の関心に応じたテーマにつき、新たな企画提案ができるよう、専任教員が助言指導を行う。「芸術文化・観光プロジェクト実習4」では、芸術文化・観光プロジェクト実習1から同実習3で得た知識・経験を踏まえ、総合演習とも結び付け、将来のキャリアイメージを描きつつ、芸術文化及び観光の双方の視点を生かし、実現可能な企画を考案させる。これらの科目は、観光分野及び芸術文化分野の各科目と接続し、体系的な専門知識や技術を学ぶことができるとともに、観光と芸術文化の両面のつながりを持つ実習とする。

④ 価値創造の能力を養成する実習科目（共通科目）

共通科目は、コア科目群以外の「価値創造の能力」を養成する科目で構成されており、地域をフィールドとする実習を通じて、地域を知り、地域課題を考察させるとともに、課題解決の方法論を身に付けさせる実践科目として2科目を配置する。

地域創生に向けた普遍的な手法などを学ぶ「地域創生論」を学んだ上、地方自治体の現場で、地域創生に関する取組を学び、地域の持つ課題、当該課題に対応する現実的な解決策を考案する「地域創生実習」を配置する。

民間企業の経営革新の取組を学ぶ「地域イノベーション論」を学んだ上、イノベーションを実現した企業の現場で、経営者、社員の体験に触れ、企業の組織風土、イノベーションに至る課題の発掘方法、成功プロセスなど、企業を持続的な発展に導くイノベーションを創出する能力について、企業活動の中で行動することを通じて実習する「地域イノベーション実習」を配置する。

このほか、臨地実習ではないが、さらに地域社会の課題についてより深く学びたい学生には、地域社会を構成する住民、企業、行政から課題を公募し、自ら考察し、課題解決の検討を行うとともに、解決策の検討にあたっては、課題認識、活用する人材・設備資源・アイデアなど、本学のシーズとニーズのマッチングをも考慮したプランを作成する「地域連携実習」を配置する。

（４） 臨地実務実習先の確保状況

本学の実習受入を承諾した施設は、兵庫県のネットワークも活用しながら実習施設を開拓し、その結果、実習先として109施設の承諾を得ており、全学生320人分の実習施設を確保している。

実習施設は、兵庫県を中心に関西をはじめ、一部は首都圏や中国地方、北陸地方の施設からの承諾を受けている。

兵庫県を中心とする関西圏の実習施設は、職業専門科目のうち、観光系62施設（延べ107施設）、芸術文化系16施設（延べ38施設）、コア科目1施設（延べ4施設）に加え、共通科目22施設（延べ24施設）である。また、遠隔地である首都圏の実習施設は5施設（延べ8施設）、中国地方の実習施設は2施設（延べ5施設）、北陸地方の実習施設は1施設（延べ4施設）であ

る。遠隔地に実習施設を設けた理由は、大都市圏において本社機能を有する施設で包括的かつ継続的に先進事例を実習する機会を確保することなどにより、例えば、観光系では全社的な商品造成業務やデータ分析などの業務、芸術文化系では継続した経営を行う東京の劇場において公演企画業務などに従事することが可能となるためである。

【臨地実務実習施設の確保状況説明書(別記様式第7号の4(その1))参照】

【臨地実務実習施設一覧(別記様式第7号の4(その2))参照】

【臨地実務実習施設の概要(別記様式第7号の4(その3))参照】

実習施設の選定にあたっては、将来にわたって継続的かつ安定的な実習先の確保につなげるため、本学の教育理念への理解等の各施設に共通して求める選定の基準、各実習科目の実習内容に照らし必要となる能力の取得が見込まれるかどうかを踏まえ選定した。

<各施設共通の選定理由>

- ① 本学の教育理念、教育内容に賛同するとともに、臨地実務実習を大学教育の一環として行うことに十分な理解を示していること。
- ② 本学の实習科目に相応しい高い識見及び概ね5年以上、最低でも3年以上の十分な実務経験を有し、指導を行うための必要な能力を有する実習指導者を配置できること。
- ③ 実習に際しては、実習指導者のみならず他の従業員、職員と連携した適切な指導や、場合によっては指導者の上席の者が学生からの実習に関する相談にも対応するなど積極的な協力姿勢を示していること。

実習施設からの承諾書の受領にあたっては、各実習施設を直接訪問し、本学の設立趣旨及び実習の概要を説明した上で承諾を得た。

【臨地実務実習施設使用承諾書(別記様式第7号の5参照)】

履修にあたっては、可能な限り学生が希望する具体の施設での実習に配慮した選定に努めることとするが、施設の受入可能人数を上回る希望があった場合にはGPAなどを活用して選定を行う場合があるため、履修ガイドンスで周知する。

また、学生には、原則として公共交通機関を利用して実習先へ通うように指導するとともに、遠隔地での実習については、実習開始日及び最終日には移動時間を設ける。実習施設が遠隔地にあり移動が困難な場合は、宿泊日数が最低限になるよう配慮し、施設近隣の宿泊施設を本学が確保する。

(5) 臨地実務実習指導体制等

大学側と実習施設側が連携して実習指導を行うことと、それぞれの役割に関して共通認識を持ち、緊密な連携のもとで学修効果の高い実習が可能となる体制を構築する。実習に関わる大学側と実習施設側の役割は以下のとおり。

①大学側

実習は、教授、准教授、講師、助教、助手が科目毎に担当し、実習指導体制の構築、実習施設や実習指導者との緊密な連絡調整、事前学習や事後学習の内容を含む実習内容の計画や評価に関する役割を担う。

上記の役割を担うため、科目担当教員の他に個々の実習施設毎に実習施設担当教員を少なくとも1名配置し、実習の事前準備の段階から事後における実習内容の改善策の検討まで一貫して同じ教員が同じ施設と連絡調整を行う体制を構築する。担当教員は実習の実施計画作成のための協議、事前学習や事後学習の指導、教育課程連携協議会の意見を踏まえた改善策の検討などを行う。

実習に際しては、事前学習として、あらかじめ実習開始前の履修ガイダンスの場で実習支援センターが実習マニュアルをもとに学内オリエンテーションを行う。

学内オリエンテーションでは、事前事後学習を含めた全体の日程や事務手続きに加え、学生としての姿勢、個人情報保護や守秘義務の重要性等を周知するほか、授業科目としての臨地実務実習のねらいや到達目標を踏まえた学生個々人の実習期間中の目標の設定、実習先の業務等に係るリサーチ等、実習先・実習内容にあわせた各学生の事前学習を促す。

さらに、実習施設担当教員は、実習受入施設と協議した内容を、学生との面談形式により、実習の意義と業務内容を学生が深く認識できるよう事前指導し、学生に臨地実務実習に係る実習計画書を作成させるなど適切に学修の準備を行わせる。

実習終了後の事後学習では、終了後に実習支援センターが主催し、終了報告会を学内で実施する。学生は他の学生の経験から新たな価値を見いだすとともに自身の成果を客観視する機会とするほか、実習指導者にも参加を促す。実習最終日における各施設での意見交換会とあわせ、実習受入体制のさらなる向上への契機とする。加えて、実習施設担当教員は学生が実習で修得したことを今後に生かせるよう各種提出書類や報告内容を通して、個々の学生の到達状況を把握し、実習担当専任教員間で共通認識を持った上で、個別面談などの方法により事後指導を行う。

実習に際しては、あらかじめ配付した実習マニュアルに基づき、事前指導では、実習受入施設と協議した内容を学生と面談形式により、実習の意義と業務内容を学生が認識できるように指導して学修の準備を行わせる。事後学修では、実習で修得したことを今後に生かせるよう提出書類や報告内容を通して、個々の学生の到達状況を把握し、実習担当教員間で共通認識を持った上で、個別面談などの方法により指導する。

②実習施設側

実習施設は、実習の目的や到達目標を踏まえ、実習施設に所属して当該職業分野に関する高い識見及び概ね5年以上、最低でも3年以上の十分な実務経験を有し、指導を行うために必要な能力を有する者を実習指導者とし

て選定する。

本学は実習指導者に対し、教育課程における実習の意義や実習方法、評価方法、学生の能力に応じた指導方法などの理解を深める機会を設けることにより、実習指導者の資質向上を図るとともに、各実習施設の水準の統一を図る。

実習指導者は、実習実施計画書に基づき、実習環境を調整して実習指導するとともに、大学が定める評価様式に従い実習期間中の評価を行う。

(6) 臨地実務実習水準の確保

実習支援センターを設置し、実習施設との連絡調整や学生に対する実習目的の周知など、円滑な実習を実施するための全学的な連携体制を構築する。

実習支援センターでは、実習施設を選定した上で実習施設と連携し、実習の時期、時間、人数、教員の巡回日、事前学修及び事後学修など実習計画の立案及び進行管理業務を担う。

実習にあたっては、実習施設においては実習指導者を選任し、実習指導者と担当教員は実習内容を相互に綿密に打ち合わせるにより効果的な実習を実施する。実習中に学生から提出される日報、実習後に学生が行う報告、実習指導者の評価書、実習後の担当教員との事后面談等を踏まえ、実習担当の教員により最終的な成績を判定する。

実習後には、実習施設毎に専任教員と実習指導者で実習全体を検証し、必要に応じて改善策を講じる。また、実習施設間の不均衡を是正するため、各実習科目毎に責任教員たる教授、准教授を中心とし、実習科目担当教員間で各人の巡回指導の結果を踏まえた横断的な実習内容の検証を行い、必要に応じて改善することにより、実習水準の確保を図る。

実習支援センターは、実習水準を確保するため、実習マニュアルの見直しを行うとともに、教員と実習指導者が参加する研修会を開催し、実習内容に関する情報交換を行うとともに、課題を検証し、以後の実習の改善に繋げる機会を設ける。

(7) 臨地実務実習中の事故及び個人情報保護

実習中の事故に対する災害補償及び損害賠償については、大学入学時に全学生が保険に加入することにより、学生が身体に傷害を被った場合又は他人に傷害を負わせた場合若しくは他人の財物を損壊した場合等において、万一の事態に対応する。

学生に対しては、実習によって知り得た実習施設または実習施設利用者のいかなる情報も秘密を遵守し、漏洩してはならないことを徹底する。

事故や秘密漏洩の予防と発生時の速やかな対応は実習支援センターが行い、実習開始前に学生に対し周知徹底を図る。また、万一、発生した場合は原因分析を行い、関係者間で情報共有し、再発防止に努めることとする。今後、実習にあたっての注意事項をまとめた実習マニュアルを開学までに作成し、履修ガイダンスにおいて学生に配付する予定である。

(8) 臨地実務実習施設との連絡体制

産業界及び地域社会との連携により、教育課程を編成し、円滑かつ効果的に実施するために設置する教育課程連携協議会には、一部の実習施設を含んでおり、同協議会から実習の見直しに関する意見を聴取するなど適切な体制を整えている。

実習の見直し等による新たな実習先事業者の開拓や、人事異動等に伴う実習指導者の交替もあることから、毎年度当初に実習指導者・教員を対象とする「臨地実務実習研修会」を実習支援センターの主催により開催し、本学の理念や授業科目としての臨地実務実習のねらい、到達目標、成績評価の基準等について説明し、本学と実習指導者との認識の共有・向上を図ることとする。

なお、本学が実施する実習は、多様なステークホルダーを横断的に学修することにより実践力を修得するため、実習科目の開講前までに実習施設担当教員が各施設の実習指導者と面談し、より詳細に実習内容、目的、指導方法、到達目標、評価基準を説明、個別の研修を行うなど、適切な指導、評価が可能な体制を構築するとともに、実習施設担当教員と指導者が日頃より緊密に連絡を取り合い、適宜実習全般の指導方針、指導方法、評価方法を調整することとする。

実習期間中においても、実習施設担当教員は巡回指導を行い、実習施設と情報交換し、十分な連携を図ることとする。

実習施設への巡回は、実習期間中に中間時点で1回実施し、最終日の報告時にも巡回するほか、実施施設からの要望に応じ巡回指導する。

巡回指導時には、学生から実習の達成状況等について、実習が円滑に行われるために必要な事項を確認し、学生の精神面についても相談を受けるとともに、実習施設から実習状況を聴取して実習の充実を図る。

実習指導者は業務についての経験と知識を活用し、実習施設担当教員と連携しながら本学の提示する実習計画に基づき実習環境を整備し、他の職員との調整、実習中の評価を行う。

(9) 臨地実務実習前の準備

① 保険の加入

実習中の事故に対する災害補償及び損害賠償については、公益財団法人日本国際教育支援協会の学生教育研究災害傷害保険及び学生教育研究賠償責任保険への加入を学生に対し義務づけることにより、学生が身体に傷害を被った場合又は他人に傷害を負わせた場合若しくは他人の財物を損壊した場合等において、万一の事態に対応する仕組みを構築する。

② 臨地実務実習前指導

計画的な実習を実施するため、実習に先立ち、学生は実習計画書を作成し、施設担当教員が実習施設と内容を協議のうえ当該実施計画に基づいて実習を実施する。

学生としての姿勢、態度、身だしなみ、個人情報保護や守秘義務、各種記録の取扱い、事故対応、ハラスメント防止、その他報告・連絡・相談の徹底等について実習マニュアルをもとに指導する。また、実習の方法、課題の内容等実践を踏まえた説明や指導を行う。

(10) 教員の配置並びに臨地実務実習巡回指導計画

各実習科目には、教授・准教授・講師から1名に加え、少なくとも1名の助教を配置して1科目2名以上の教員を配置する。

各実習期間の中間時点に巡回指導を実施し、学生、教員、実習指導者の相互認識のもと一貫した指導体制を構築する。また、実習の巡回指導は、各実習科目を担当する教員で行うこととし、一人あたり概ね5施設程度を担当する。巡回にあたっては各施設への移動時間を減らし、巡回指導を長期化させないよう配慮する。巡回指導における移動手段は、原則として公共交通機関を使用することとし、必要に応じて自家用自動車を使用する。

なお、具体的な実習の実施日程及び教員の巡回日程案は、毎年度、実習施設と協議のうえ決定することとし、臨地実務実習巡回指導計画表を作成して関係者に周知する【資料10-5】。

また、実習時期を第2クォーター及び第4クォーターに集中的に配置することにより、実習担当教員の教育研究活動に支障が生じないように配慮する。

(11) 実習施設における指導者の配置計画

原則、実習指導者1名につき各実習の学生配置は5名程度とし、実習施設の実情に応じて協議のうえ決定することとする。実習指導者は、当該職業分野に関する高い識見及び概ね5年以上、最低でも3年以上の十分な実務経験を有し、指導を行うために必要な能力を有する者の中から実習施設が選定する。

(12) 連携実務演習等

本学では、企業等の指導者が学内教室を使用した演習やフィールドワークでの指導を通じ、学生の探求的な学修活動を促すとともに、学生が当該企業等の実務に係る課題等に取り組むことで実習と同じ教育効果を得る連携実務演習等の科目を開設する。この科目では、実社会の生きた課題を学修するため、学外から高い識見及び十分な実務経験を有する指導者を配置し、担当教員とも連携して実践的な演習を行う。また、企業等での実習では実習指導者が通常業務を行いながら学生を指導することに伴う負担があることから、特定課題を集中的に指導する演習を行うことにより十分な教育効果をあげることが可能となる。連携実務演習等では、観光分野では観光プロジェクト立案演習、観光プロモーション演習の2科目、芸術文化分野では、舞台芸術基礎実習、舞台芸術実習A及び舞台芸術実習Cの3科目を開講する。これらの科目では、本学施設を利用するためグループで集中的な実践的活動が可能になるほか、高い識見及び十分な実務経験を有する指導者を配置し、担当教員と連携した指導にあたることにより十分な教育効果をあげることが可能である。

本演習での設定課題については、本学の属する兵庫県の抱える課題なども考慮して設定することとし、担当教員が連携先事業者と協議のうえ決定する。

演習にあたっては、教員は、連携先事業者と協議のうえ内容及び日程、指導者の指定、成績評価の基準及び方法など演習の実施に必要な事項について協議する。

なお、連携先事業者における指導者の指定については、各事業者において関係実務に関する高い識見及び十分な実務経験を有し、本演習の指導を行うために必要な能力を有すると認められる者から選定する。

【連携実務演習等に関する承諾書（別記様式第7号の6）参照】

(13) 成績評価体制及び単位認定方法

実習指導者による成績評価としては、実習終了後に評価表に定める評価項目ごとに、評定基準をS（非常に優秀）、A（優秀）、B（標準）、C（基本）、D（不十分）の5段階で行う。

実習によって現場経験を重ねることで、他者の考え方を理解しながら、自らの考えを伝え、目的に沿った合意形成に導く「コミュニケーション能力」、現状を理解し、問題点を浮き彫りにしながら課題を正しく捉え、あるべき姿を的確に描いていく「ビジョン形成力」、その姿を実現するための適切なアプローチを考え、豊かな感性や発想力、専門高度な知識・技能を駆使して必要な対策等を創造する「イノベーション力」、事業・プロジェクトに関し、収支にも配意しつつ、全体最適を図り、持続可能な運営を行う「マネジメント力」が身に付いているかを5段階で評価し、大学へ提出する【資料10-2】。

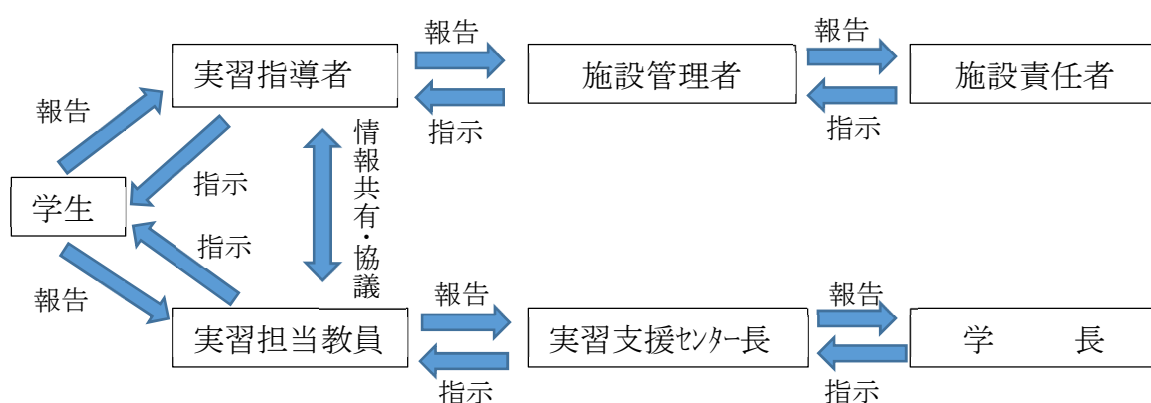
最終的な単位認定にかかる成績評価の判定は、実習指導者の評価を踏まえ、科目毎に定める評価基準に基づき、実習中に学生から提出される日報、実習後に学生が行う報告、実習後の担当教員との事后面談などを担当教員が総合的に判定し、最終的には教授会で決定する。

(14) 緊急連絡体制

実習期間中の実習施設での事故、学生本人に係る事故等緊急を要する事態が発生した場合の連絡経路及び対応は、今後、開学までに作成して履修ガイダンス時に配付する実習マニュアルに記載するほか、履修ガイダンス等で周知徹底する。なお、実習中における事故発生時の緊急連絡体制については実習施設と大学の報告経路に従い、連携をとりながら迅速に対応することとする。

図 10

緊急時の連絡フロー



(15) 実習支援センター

① 実習支援センターの役割、運営方法

本学では、学生が安心かつ円滑に、学修効果の高い臨地実務実習を遂行できるよう、全学的な連携体制として実習支援センターを設置し、学生一人ひとりに対して丁寧かつ的確な対応を図ることとしている。

これは本学の目指す専門職業人の養成において、教育課程の根幹をなす臨地実務実習の重要性に鑑み、単独の組織として設置するものである。運営にあたっては、本学専任教員であるセンター長をトップに据え、各臨地実務実習科目に配置された実習担当専任教員及び常勤の専属事務職員が所属メンバーとして、教職員一体となって臨地実務実習に関する業務を遂行する。

② 本学の支援体制や実習先へのフォローアップ体制

臨地実務実習の実施に際しては、実習支援センターが中心となってその対応を進めていくこととなるが、具体の対応について以下に示す。

ア 実習施設の開拓及び確保

新たな実習先の開拓については、実習支援センターが中心となって、各実習科目の専門分野に精通する専任教員のネットワークや産業界等からの参画を得た教育課程連携協議会、地元企業を熟知した地元金融機関等の協力を最大限生かし、教員、センター職員が連携して受入交渉を行い確保していく。実習先とは実習に先立ち大学と実習施設との間で合意した事項を両者間で実施協定書として締結する。

開講後は実習施設毎に実習施設担当教員を少なくとも1名配置する。緊密な連携体制を構築していくことで、日頃より信頼関係を醸成し継続かつ安定的な実習先の確保につなげていく。

イ 実習に関する研修会

新たな実習先事業者の開拓や、人事異動等に伴う実習指導者の交替もあることから、毎年度当初に実習指導者・教員を対象とする「臨地実務実習研修会」を実習支援センターの主催により開催し、本学の理念や授業科目としての臨地実務実習のねらい、到達目標、成績評価の基準等について説明し、本学と実習指導者との認識の共有・向上を図ることとする。

なお、本学が実施する実習は、多様なステークホルダーを横断的に学修することにより実践力を修得するため、実習科目の開講前までに実習施設担当教員が各施設の実習指導者と面談し、より詳細に実習内容、目的、指導方法、到達目標、評価基準を説明、個別の研修を行うなど、適切な指導、評価が可能となる体制を構築するとともに、実習施設担当教員と指導者が緊密に連絡を取り合い、適宜実習全般の指導方針、指導方法、評価方法を調整することとする。

実習期間中においても、実習施設担当教員は巡回指導を行い、実習施設と情報交換し、十分な連携を図ることとする。

ウ 実習先の選定

学生の希望に基づき、臨地実務実習先を選定する。選定の手順は以下の通り。

- (ア) 学生は履修する臨地実務実習科目について、履修登録の際に希望する実習先を登録するものとする。
- (イ) 実習支援センターは、各臨地実務実習科目ごとに希望者を抽出し、各科目の責任者たる実習担当専任教員に提示するものとする。
- (ウ) 実習担当専任教員は、学生の希望を考慮しつつ、実習場所への移動及び受入可能人数等を踏まえ実習先を決定する。1カ所の受入可能人数を超過する場合など、選定に際して学生とのヒアリングの実施、直近までのGPAの活用を行う可能性がある。
- (エ) 実習先の決定を受け、実習支援センターは派遣実習生一覧及び実習生個人票を実習先に送付する。

学生には、原則として公共交通機関を利用して実習先へ通うように指導するが、実習施設が遠隔地にあり移動が困難な場合は、宿泊日数が最低限になるよう配慮し、施設近隣の宿泊施設を実習支援センターが確保する。

エ 実習計画の立案

実習支援センターでは、実習施設を選定した上で実習施設と連携し、実習時期、時間、人数、実習施設担当教員の巡回日、事前学習及び事後学習などについて、実習計画を立案する。

オ 実習期間中の進行管理

実習施設担当教員と実習施設の実習指導者は、実習前より緊密に連絡を取り合い、指導方針、指導方法、評価方法を調整し、実習期間中は、日報による状況把握のほか、中間時点で1回、最終日にも1回の計2回の巡回指導、実習施設からの要望による適宜の訪問指導により、実習施設担当教員は実習状況を適切に確認する。

実習支援センターは、実習施設担当教員からの状況報告を受け、学生の参加状況、実習の進捗状況について全体の進行管理を行うものとする。

カ 実習マニュアルの作成及び見直し

実習支援センターは、学生としての姿勢、態度、身だしなみ、個人情報保護や守秘義務、各種記録の取扱、事故対応、ハラスメント防止、その他報告・連絡・相談の徹底等、実習にあたっての注意事項をまとめた全学共通の実習マニュアルを作成し、毎年度の履修ガイダンス時に配布する。

実習水準を確保するため、適宜実習マニュアルを見直すこととする。

キ 事前学習（学内オリエンテーション）及び事後学習（報告会）

実習に際しては、事前学習として、あらかじめ実習開始前の履修ガイダンスの場で、実習支援センターが実習マニュアルをもとに学内オリエンテーションを行う。学内オリエンテーションでは、日程や事務手続きに加え、学生としての姿勢、個人情報保護や守秘義務の重要性等を周知するほか、授業科目としての臨地実務実習のねらいや到達目標を踏まえた学生個人の実習期間中の目標の設定、実習先の業務等に係るリサーチ等、実習先・実習内容にあわせた各学生の事前学習を促すこととする。

さらに、実習施設担当教員は、実習受入施設と協議した内容を、学生との面談形式により、実習の意義と業務内容を学生が深く認識できるよう事前指導し、学生に臨地実務実習に係る実習計画書を作成させるなど適切に学修の準備を行わせることとする。

実習終了後の事後学修では、終了後に実習支援センターが主催し、終了報告会を学内で実施する。学生は他の学生の経験から新たな価値を見いだすとともに自身の成果を客観視する機会とするほか、実習指導者にも参加を促す。実習最終日における各施設での意見交換会とあわせ、実習受入体制のさらなる向上への契機とする。加えて、実習施設担当教員は学生が実習で修得したことを今後に生かせるよう各種提出書類や報告内容を通して、個々の学生の到達状況を把握し、実習担当専任教員間で共通認識を持った上で、個別面談などの方法により事後指導を行う。

ク 緊急時等の対応

実習期間中の事故や秘密漏洩の予防として、履修ガイダンス時の学内オリエンテーションで周知徹底を図ることとしている。事故に対する災害補償及び損害賠償については、大学入学時に全学生が保険に加入することにより、学生が身体に傷害を被った場合又は他人に傷害を負わせた場合若しくは他人の財物を損壊した場合等に対応する。万一、事故や情報漏洩が発生した場合は速やかに実習支援センターが対応のうえ、原因分析を行い、関係者間で情報共有し、再発防止に努めることとする。

なお、実習施設での事故、学生本人に係る事故等緊急を要する事態が発生した場合の連絡経路及び対応についても、実習マニュアルに記載し履修ガイダンス等で周知徹底を図る。なお、実習中における事故発生時の緊急連絡体制については、図10（前掲）に示すとおり実習施設と大学の報告経路に従い、連携をとりながら迅速に対応することとする。

ケ 実習に関する学修相談及び教育補助

臨地実務実習に関する学生の様々な不安、心配、ハラスメントなどについて、普段より質問、相談を行いやすいよう実習支援センター内に相談窓口を設ける。

実習担当専任教員と連携し、不安等の払拭にあたるほか必要な教育補

助を行っていく。

また、実習施設からの相談や要望も受け付け、実習担当専任教員と連携し実習がよりよい環境で実施されるよう対応していく。

【臨地実務実習マニュアル（案）（資料 10-6）】

【実習支援センター規程（案）（資料 10-7）】

11 自己点検・評価

(1) 実施体制

教育研究水準の向上や質の確保に資するべく自己点検・評価を実施する。そのために、学内に、自己点検・評価を運営する組織として、専任教員及び事務局職員の代表者をもって構成する「自己評価委員会」を設置する【資料 11-1】。なお、当該委員会にあつては、認証評価機関による認証評価に関することについても所管することとする。

(2) 実施方法

毎年度、自己点検・評価を実施することとする。

自己評価委員会は、教育研究水準の向上を図り、大学の社会的使命を達成するため、評価基準を策定し、評価項目に掲げる実状を把握し、評価基準に基づき、自ら点検及び評価を行う。

自己点検・評価の項目は、次のとおり。

- ① 教育の一層の充実・強化
- ② 研究のさらなる発展・高度化
- ③ 社会貢献の積極的な展開
- ④ 自主・自律的な管理運営体制の確立

(3) 結果の活用・公表

自己評価委員会は、評価結果を報告書にとりまとめ、専任教員で構成する教授会に報告し、教育研究活動の質の向上につなげていく。

自己点検・評価の結果については、大学のホームページに掲載し、積極的に情報を開示する。

12 情報の公表

(1) 基本方針

大学における情報公開については、学校教育法等の規定においても積極的な情報提供が求められているところであり、本学としても透明性の確保に努め、大学の教育研究活動、管理運営等に関して地域の理解を促進し、地域に対する大学の社会的使命を果たしていく。

(2) 公表の方法

本学のホームページや大学広報誌をはじめ、進学希望者に対する大学説明会等を通して情報を提供するほか、教員の研究活動等に係る刊行物、公開講座、講演会等を活用するなど、広く周知を図ることができる方法により情報を公開する。

(3) 公表する項目

- ① 大学の基本理念等に関すること
大学の理念、設置の趣旨、特色、教育目的
- ② 教育組織、教員等に関すること
教員数、教員紹介（学位・業績、学会その他における研究活動、地域貢献の状況など）
- ③ 入学者の受入方針等に関すること
アドミッション・ポリシー、入学者選抜の基本方針、入学者数、入学定員、収容定員、在学者数、卒業者数、進路状況
- ④ 授業科目、授業の方法等に関すること
カリキュラム・ポリシー、シラバス、学年暦
- ⑤ 学修成果に関する評価、卒業の認定に係る基準に関すること
ディプロマ・ポリシー、成績評価、卒業要件
- ⑥ 大学施設・設備等の教育研究環境に関すること
施設整備、課外活動
- ⑦ 授業料、入学料等に関すること
授業料、入学料、諸会費、奨学金
- ⑧ 大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関する
こと
実習支援センター、キャリアサポートセンター、国際交流センター、学生相談、保健室
- ⑨ 専任教員の研究活動及び学会その他における社会的活動
研究活動等に係る成果報告、地域貢献の状況
- ⑩ その他
学則、各種規程、自己点検・評価、設置認可申請書、設置計画履行状況等報告書、認証評価の結果

13 教職員の資質の維持向上を図る方策

(1) 実施体制

教育効果が高い授業を展開するとともに適切な大学運営を行っていくためには、教職員の質の向上を図るとともに、授業内容・方法、大学運営等について不断の見直しを行っていかねばならない。

そのため、教育研究水準の向上や質の確保などに関する事務を所掌する自己評価委員会において、教職員の資質向上を通じた教育内容等の充実を図っていく。

(2) 実施方法

ア FD (Faculty Development) の実施

教育の質を保証する活動を行うため、授業改善研修会、教員相互の授業参観制度、教材開発研修会などを通じて、全学的なFDの推進を図る。実施内容は次のとおり。

- ① ディベート、事例研究など学生参加型の授業方法を導入した科目については、使用した教材や授業方法が有効であったか否かを検証することが重要であるため、教材開発のための研究会を開催する。
- ② 授業内容及び授業方法を改善するために収集した資料を分析して、有効と思われる授業実践の要因を抽出し、教員間でその共有を図るための研修会を開催する。
- ③ 優れた授業内容及び授業方法として評価の高い授業科目について、教員相互の授業参観を行う。
- ④ 本学の成績評価方法を実効あるものにするために、各授業科目の成績分布を分析し、その結果を教員間で共有するために研修会を開催する。
- ⑤ 他大学の経験やノウハウに学び、本学の教育に活かす。
- ⑥ 研究・社会活動の観点から、専任教員の学術誌への論文掲載や学会発表をはじめとする研究業績や学会その他における社会的活動を定期的にチェックする。

イ 学生による授業評価アンケートの実施

- ① 全科目を対象に、授業内容、授業方法、学生の自己評価などの質問項目を設定した「学生による授業評価」を実施し、授業内容・授業方法の改善と教育研究活動の活性化を図る活動につなげる。
- ② 授業評価の結果については、とりまとめて全教員に配布するとともに、学生の閲覧に供する。

- ③ その他少人数クラスで運営する演習やオフィスアワーなどを通じて学生の生の声を聴くなどして、授業内容及び授業方法を改善するための資料の収集に努める。

ウ SD (Staff Development) の実施

大学経営に関わる職員として求められる、次のような能力・資質の向上を図る研修を実施する。

研修会の内容や運営方法等は、自己評価委員会での審議により決定し、全職員に周知し参加を促す。また、FDも含め、学外主催の研修会等への積極的な参加を促す。

- ① コミュニケーション能力、プレゼンテーション能力
- ② 大学業務に関する企画立案、マネジメント等の能力
- ③ 総務、財務、人事、教務、研究等の業務に関する専門知識
- ④ 大学の諸活動に関するデータの収集・分析、課題等の検討
- ⑤ 地域連携、国際交流などの専門的な知見の向上 ほか

14 第三者評価

第三者評価は、第三者の視点からの評価を受けることで自己評価の妥当性が検証され、透明性及び客観性が高まるとともに、その評価自体の信頼性が向上する。また、自己評価では気付かなかった改善ポイントが明らかになり、より効果・効率的な教育研究活動の推進につながる可能性があることから、認証評価機関による第三者評価を積極的に導入する。

15 管理運営

(1) 基本方針

大学の運営にあたっては、1学部1学科体制という小規模にまとまった特質を活かし、教員と事務職員が連携、協力して円滑な執行に取り組む体制づくりを推進する。なお、公立大学法人兵庫県立大学が運営を行う計画であることから、理事長と学長を別に定め、運営と教育研究の責任所在を明確にした上、本学の教育目的の達成に向けて適切な管理運営を行う。教育研究に関しては、学長のリーダーシップのもと教学ガバナンスの強化を図りつつ、活動内容の質的向上に継続して努め、社会や時代の変化に対応

し得る機動的な運営体制を構築していく。

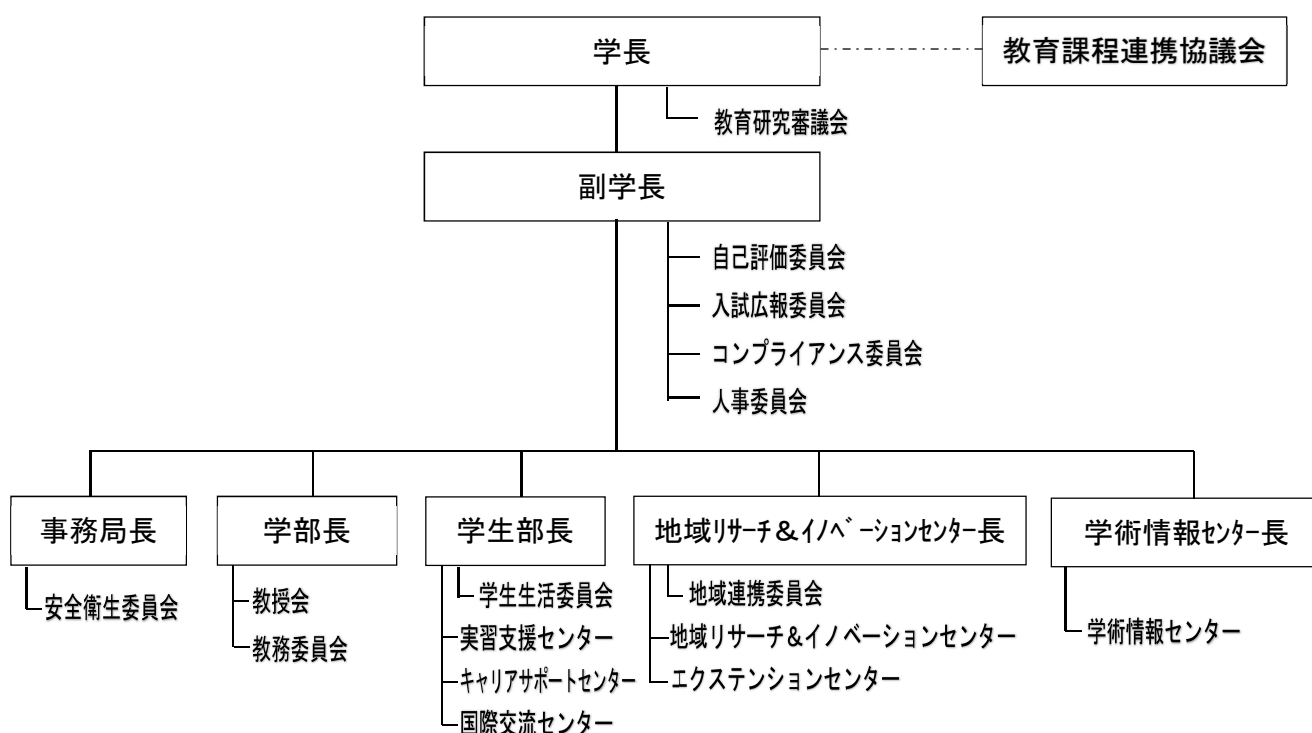
(2) 管理運営組織

大学運営の責任体制については、学長が大学の最終責任者としての職務権限を有し、学長の下に学長を補佐し命により校務をつかさどる副学長、学部に関する校務をつかさどる学部長を設置する。

なお、学生総定員320人の1学部1学科であることから、学科長は配置しない。

その他、管理職として、学生に関する校務をつかさどる学生部長、地域連携に関する校務をつかさどる地域リサーチ&イノベーションセンター長、情報システム及び図書に関する校務をつかさどる学術情報センター長、大学事務をつかさどる事務局長を置く。

各幹部教職員が以下の各種委員会及びセンターを所管し、それぞれの執行責任を適切に果たす体制とする。



ア 教育研究審議会

大学の教育研究に関する重要事項を審議する機関として、教育研究審議会を設置する【資料 15-1】。

教育研究審議会は、学長及び学長が指名する者で構成する。

審議事項は、次のとおりとする。

- ① 中期目標について知事に対して述べる意見に関する事項のうち、教育研究に関する事項
- ② 中期計画及び年度計画に関する事項のうち、教育研究に関する事項
- ③ 学則のうち教育研究に関する部分、その他の教育研究に係る重要な規程の制定又は改廃に関する事項
- ④ 職員のうち教員の人事の方針に関する事項
- ⑤ 教育課程の編成に関する方針に係る事項
- ⑥ 学生の円滑な修学等を支援するために必要な助言、指導その他の援助に関する事項
- ⑦ 学生の入学、卒業又は課程の修了その他学生の在籍に関する方針及び学位の授与に関する方針に係る事項
- ⑧ 教育及び研究の状況について自ら行う点検及び評価に関する事項
- ⑨ その他、大学の教育研究に関する重要事項

イ 教授会

教育研究に関する事項を審議するため、専任の教授、准教授により構成する教授会を設置する。

教授会は、原則として月 1 回開催するものとし、学部長が議長となり、会の運営を統括する。

議事は、構成員の 3 分の 2 以上が出席し、出席者の過半数で決定する。審議事項は、次のとおりとする。

- ① 学生の入学、卒業及び課程の修了
- ② 学位の授与
- ③ 教育課程の編成
- ④ 学生の履修
- ⑤ 学生の在籍に関する事項（退学、転学、留学及び休学を除く）
- ⑥ 学生の懲戒処分
- ⑦ 教員の採用及び昇任候補者の教育研究業績等の審査
- ⑧ その他、学長がつかさどる教育研究に関する事項

ウ 各種委員会

大学の運営に関する専門的事項を審議するため、以下のとおり委員会を設置する。

各委員会は、専任教員と事務局職員から選出された委員により構成する。

- ① 教務委員会【資料 15-2】
- ② 入試広報委員会【資料 15-3】
- ③ 学生生活委員会【資料 15-4】
- ④ 自己評価委員会【資料 11-1】
- ⑤ 安全衛生委員会【資料 15-5】
- ⑥ コンプライアンス委員会【資料 15-6】
- ⑦ 地域連携委員会【資料 15-7】

エ 事務組織

学内に事務局を設置し、事務局長を置き、庶務、経理、成績管理、学籍管理、入学試験、学生募集、就職、広報など大学の管理運営や学生の教学、厚生補導等に必要業務を遂行する。

16 社会的・職業的自立に関する指導等及び体制

(1) 基本方針

専門職大学における教育課程編成の特徴は、産業界等と緊密に連携した実践的な職業教育により、専門性が求められる職業を担うための実践的な能力などを育成するとともに、職業倫理の涵養にも配慮し、質の高い専門職業人を育成することであることから、実習科目等を通じて、学生の資質能力に対する社会からの要請に応えつつ、学生が卒業後自らの能力を発揮して社会的・職業的自立を図るために、教育課程の内外を通じて必要な実践的能力を培うことができるよう取り組む。

また、教務委員会、実習センター、教育課程連携協議会、地域リサーチ・イノベーションセンターなど、全学的な組織の相互連携のもとに社会的・職業的自立に関する指導体制を構築する。

(2) 教育課程内での取組

本学では、専門職業人に求められる幅広い視野と豊かな人間性の涵養に加え、文化芸術分野及び観光分野に関する基礎的な理論と、現場で活用できる実践的な知識、技能を修得し、即戦力としての資質・能力と生涯成長し続けるために必要となるスキルを有した人材の養成を図る。

ア 基礎科目

基礎科目では、人間力を育成するための科目として「コミュニケーション演習」「知と表現のデザイン」等の科目を設け、多用なステークホルダーと合意形成に導くこと、社会の様々な課題への関心と課題探求力を高めることなどにより、学生がビジネスをはじめ、今後の社会生活に生かし、現代社会を生き抜くための資質・能力を養成する。

また、グローバル化に対応した言語リテラシーを身に付けるべく、少人数体制での「英語」授業、「英語合宿」「海外語学研修」などのさらなるスキルアッププログラム、「中国語」「韓国語」などを履修させる。

さらに、情報化社会を踏まえ、学生が必要な情報を吟味し、収集、処理、分析し、その結果を新たなビジネスモデルの創出に繋げることができるよう「情報処理演習」「ICT演習」「データサイエンス演習」を履修させる。

イ 職業専門科目・総合科目

職業専門科目では、学生が入学時から自らの職業観を培い、専門職業人として必要な資質能力を身に付けるための基盤を形成する科目として、1

年次に履修する「芸術文化と観光」「観光事業概論」「アートマネジメント概論」を教育課程内におけるキャリアガイダンス導入科目としても位置付け、幅広く専門分野に係る事業等の内容を学び、将来展望を含めて学生の興味と関心を持たせることで自らの進路選択に対する意識の涵養を図る。

専門職としての教育は、「芸術文化マネジメント能力」、「観光マネジメント能力」及び「価値創造の能力」を養成するものである。芸術文化及び観光の双方の視点を生かし、新たな価値を創造し、地域の活力を創出する役割を果たしていく職業人としてのスキルを養成していく。

特に、実習科目においては、豊富な実務経験を有する実務家教員、実習指導者等の指導のもと、芸術文化事業及び観光産業の現場において、生業として営む主体、それを取り巻く利害関係者、利用客・観客等に対し、臨機応変に適切な接遇、対応が要求される中で、生涯にわたってプロフェッショナルとして必要な様々な資質・能力を磨いていく。

「観光交通業実習」「旅行事業実習」「宿泊業実習」「ホスピタリティ実習」などでは、観光産業の現場で直接顧客と対応し、「劇場プロデュース実習」「舞台芸術基礎実習」では、公共文化施設や舞台上、アーティストや顧客と交流し、学生自らのキャリアを形成していく。

とりわけ、コア科目群の「芸術文化・観光プロジェクト実習」、芸術文化系科目群の「劇場プロデュース実習2」「文化政策実習」「舞台芸術実習」、観光系科目群の「デスティネーション実習」「観光プロジェクト立案演習」「観光プロモーション演習」などは、持続可能な魅力ある事業プランに仕立て、マネジメントしていく能力を養成する教育を展開する。

このような実践的な学びの中で、知識や技術の修得を確実なものにし、専門職業人としての自覚と態度、社会的な役割と責任についての理解を深め、生涯学修の重要性を学び、経験を通して自己研鑽する態度を身につける。

なお、実習の成果を確実なものとするために、実習担当教員、助教、助手が臨地実習施設を訪問し、各施設の実習指導者と課題を共有し、指導方針に関する共通認識を持った上、教員等が学生に個別指導を行う。実習終了後には、実習報告会等において、社会的、職業的自立に求められる態度、能力についても、課題を検討して、指導に役立てる。

ウ 展開科目

専門職業人として、地域においてユニバーサルな社会づくりを推進する能力を養成する科目を配置している。年齢層、障害の有無、文化や

風土、国籍の違いなどにかかわらず、全ての人々が地域社会の一員として尊重され、お互いに支え合い一人ひとりが持てる力を発揮し、自分らしく生き抜くことができる社会づくりに関する知識を身に付けさせる科目、及び環境保全にも配慮した安全で安心な暮らしが確保され、全ての人々にとって利用しやすく、質が高い、持続可能な社会づくりに関する知識を身に付けさせる科目で構成する。

学生には、このユニバーサルな社会づくりの理念に沿って、安心・安全な暮らしが確保された相互に支え合うまちづくりに貢献し、地域の期待に応える責任のある行動をとることができるような学びを提供する。

(3) 教育課程外での取組

ア 就職支援

キャリアサポートセンターを設置し、常に学生に開放し、就職やキャリア形成に関する必要な情報が入手できるようにし、学生の将来ビジョン実現に向けた学修支援、就職支援を一貫して実施する。

事務職員が常駐し、教員と連携し、以下の取組を行う。

- ①就職ガイダンス
- ②個別就職相談・指導（教員、就職支援担当者が担当）
- ③就職合同説明会、ガイダンス
- ④卒業生との交流、研修会
- ⑤就職活動、就職試験等対策指導
- ⑥求人依頼の発送
- ⑦教員による求人依頼（実習施設訪問時）
- ⑧求人情報の提供（ホームページ）
- ⑨就職情報検索システム（携帯電話・スマートフォン・パソコンから大学に寄せられた求人データの検索）

イ 資格取得に向けた学修指導

エクステンションセンターを設置し、常に学生に開放し、教員及び事務職員が連携し、学生の将来ビジョン実現に向けた資格取得、能力開発等を支援する。

ウ 地域課題解決の取組を通じた能力開発

地域課題をイノベーションで解決する拠点として学内に設置する地域リサーチ・イノベーションセンターと連携し、その活動を通じて学生の資質、能力の向上を支援する。

エ ボランティア活動

社会人としての素養形成を促すために地域活動やボランティア活動についても担当教員を設定して支援する。

オ 寮生活を通じた人間力の育成

1年次は、全員が寮生活を行い、社会的・職業的自立を涵養する。学生寮は、4人の個室とシェアスペースでユニットを構成する寮室と交流室を備え、他者との交流、共生の中で学び合い、助け合い、暮らしを営む主体性、自立性、多様性、社会性、協働性等を養っていく。学生寮、学生の生活上の問題をはじめ様々な相談に応じる担当職員を配置する。なお、学生は1年次終了時に退寮するものとし、2年次以降の住居確保についても担当職員を中心にきめ細かく支援していく。

(4) 体制の整備

教務委員会とキャリアサポートセンターが中心となって、社会的・職業的自立に関する指導等を実施する。

教務委員会は、社会的・職業的自立に関する指導等の方針を審議・決定し、キャリアサポートセンターが企画立案・運営を行う。

また、教育課程外の取組については、教務委員会とエクステンションセンターが連携して、円滑に効果的な社会的・職業的自立に関する指導を展開する。

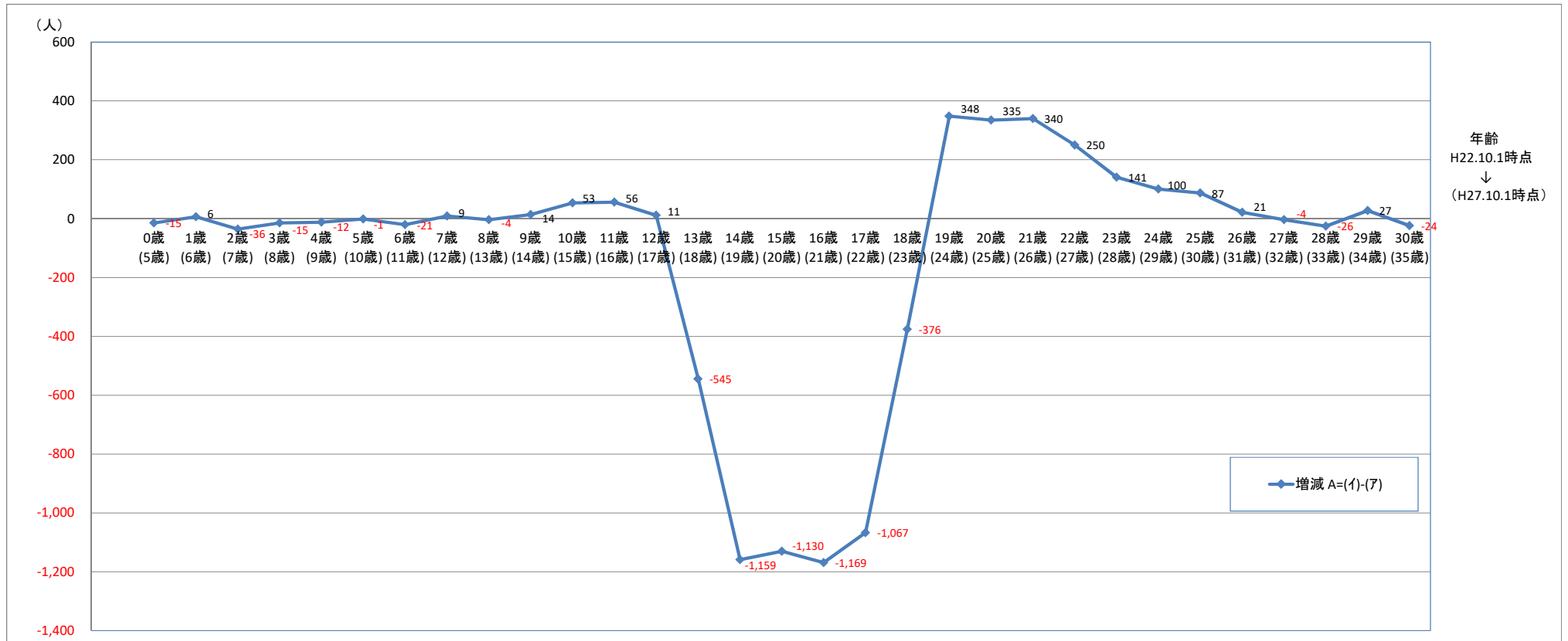
参 考 資 料 目 次

- 資料 1 - 1 但馬地域人口増減数（平成22年10月→平成27年10月）
- 資料 1 - 2 GDPに占める観光GDPの地域別割合
- 資料 1 - 3 但馬地域における専門職大学の設置に関する要望書（写）
（平成28年8月 豊岡市、養父市、朝来市、香美町、新温泉町 ）
- 資料 1 - 4 第2次但馬定住自立圏共生ビジョン（抜粋）
- 資料 1 - 5 産業界等からの人材育成の要望
- 資料 1 - 6 但馬地域専門職大学設立準備委員会設置要綱
- 資料 1 - 7 兵庫県但馬地域における専門職大学基本構想
- 資料 1 - 8 兵庫県地域創生関係主要計画での位置づけ
- 資料 1 - 9 訪日外客数の推移（日本政府観光局）
- 資料 1 - 10 明日の日本を支える観光ビジョン 概要
（明日の日本を支える観光ビジョン構想会議）
- 資料 1 - 11 令和元年度版観光白書（抜粋）
- 資料 1 - 12 訪日外国人の消費動向 2018年次報告書（観光庁）（抜粋）
- 資料 1 - 13 Phocuswright White Paper
“Escaping the Sidelines:Tours & Activities Get Going”
August 2018
- 資料 1 - 14 「楽しい国 日本」の実現に向けて（提言） 概要
（「楽しい国 日本」の実現に向けた観光資源活性化に関する検討会議）
- 資料 1 - 15 観光ビジョン実現プログラム2019の概要
- 資料 1 - 16 文化芸術基本法（平成13年12月7日号外法律第148号）（抜粋）
- 資料 1 - 17 劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（平成24年法律第49号）（抜粋）
- 資料 1 - 18 平成26年度地域の公立文化施設実態調査報告書（抜粋）
（一般財団法人「地域創造」）
- 資料 1 - 19 「舞台芸術人材の育成及び活用について」
文化審議会文化政策部会報告書（抜粋）
- 資料 1 - 20 平成28年度 劇場、音楽堂等の活動状況に関する調査報告書
（公益財団法人全国公立文化施設協会）

- 資料 1 - 21 平成28年度版 情報通信白書 (抜粋)
- 資料 1 - 22 国際観光芸術専門職大学 (仮称) 設置に関するアンケート調査
【事業所対象】 (概要)
- 資料 1 - 23 令和元年版「観光白書」 (国土交通省) (抜粋)
- 資料 1 - 24 宿泊分野における有効求人倍率 (平成29年度) (観光庁)
- 資料 1 - 25 国際観光芸術専門職大学 (仮称) 設置に関するアンケート調査
【事業所対象】 (詳細版)
- 資料 1 - 26 観光立国推進基本計画 (平成24年3月30日閣議決定) (抜粋)
- 資料 2 - 1 国際観光芸術専門職大学 (仮称) 設置に関するアンケート調査
【高校生対象】 (概要)
- 資料 2 - 2 出入国管理及び難民認定法 (昭和26年10月4日政令第319号) (抜粋)、
出入国管理法及び難民認定法施行規則 (昭和56年10月28日号外法務省令
第54号) (抜粋)
- 資料 2 - 3 留学生の在籍管理の徹底に関する新たな対応方針
(文部科学省・出入国在留管理庁 2019年6月11日)
- 資料 4 - 1 DP・CP・教育課程の対応表
- 資料 5 - 1 公立大学法人兵庫県立大学教職員就業規程 (抜粋)
- 資料 6 - 1 カリキュラム配置表 (全科目版)
- 資料 6 - 2 履修モデル、カリキュラム配置表 (履修モデル版)、DP・CP・教育課程の対
応表、履修モデル別の科目編成
(アートマネジャー)
- 資料 6 - 3 履修モデル、カリキュラム配置表 (履修モデル版)、DP・CP・教育課程の対
応表、履修モデル別の科目編成
(観光事業プランナー・マネジャー)
- 資料 7 - 1 芸術文化観光専門職大学教育課程連携協議会規程 (案)
- 資料 8 - 1 大学周辺の体育館等スポーツ施設の位置図
- 資料 8 - 2 時間割表
- 資料 8 - 3 教室使用状況
- 資料 8 - 4 電子ジャーナル一覧
- 資料 10 - 1 芸術文化観光専門職大学の
臨地実務実習に関する実施協定書
- 資料 10 - 2 芸術文化観光専門職大学 臨地実務実習実施計画書 様式

- 資料 10 - 3 臨地実務実習の概要
- 資料 10 - 4 隣地実務実習・連携実務演習等配置表
- 資料 10 - 5 臨地実務実習巡回指導計画表
- 資料 10 - 6 隣地実務実習マニュアル（案）
- 資料 10 - 7 実習支援センター規程（案）
- 資料 11 - 1 自己評価委員会規程（案）
- 資料 15 - 1 教育研究審議会規程（案）
- 資料 15 - 2 教務委員会規程（案）
- 資料 15 - 3 入試広報委員会規程（案）
- 資料 15 - 4 学生生活委員会規程（案）
- 資料 15 - 5 安全衛生委員会規程（案）
- 資料 15 - 6 コンプライアンス委員会規程（案）
- 資料 15 - 7 地域連携委員会規程（案）

但馬地域人口増減数（平成22年10月→平成27年10月）

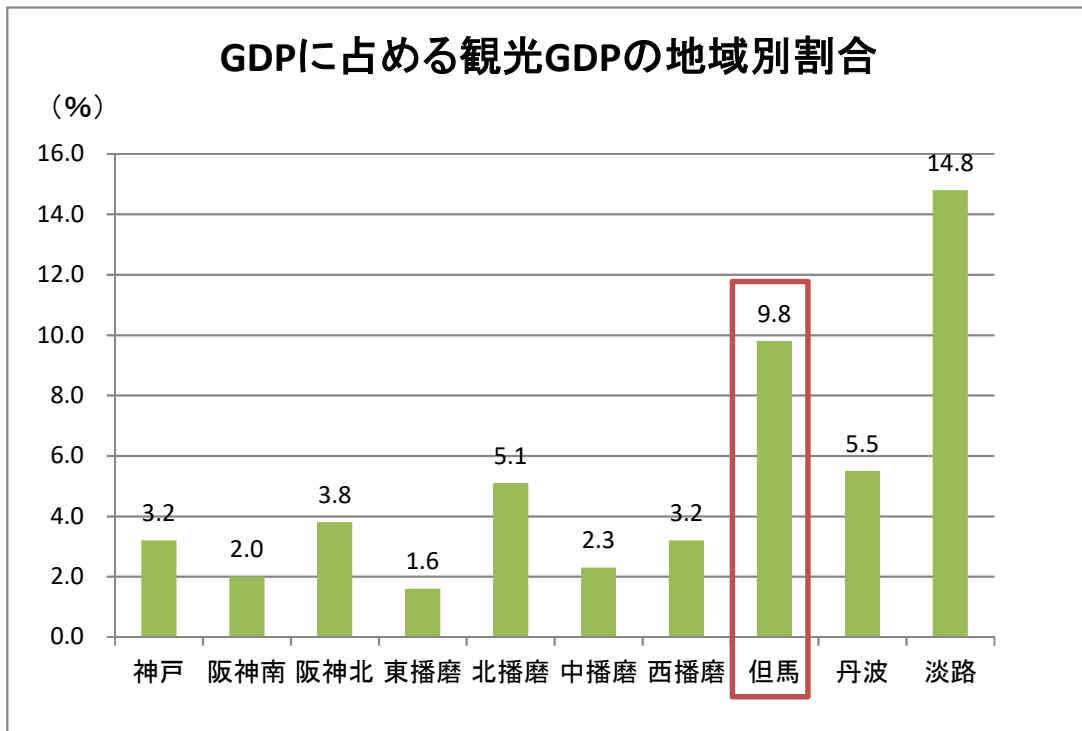


※平成22年10月時点の年齢人口を基準に、5年後の平成27年10月の人口を比較し増減数を算出

資料：国勢調査人口等基本集計（総務省統計局）

（単位：人）

	H22.10時点年齢 (H27.10.時点年齢)	0歳 (5歳)	1歳 (6歳)	2歳 (7歳)	3歳 (8歳)	4歳 (9歳)	5歳 (10歳)	6歳 (11歳)	7歳 (12歳)	8歳 (13歳)	9歳 (14歳)	10歳 (15歳)	11歳 (16歳)	12歳 (17歳)	13歳 (18歳)	14歳 (19歳)	15歳 (20歳)	16歳 (21歳)	17歳 (22歳)	18歳 (23歳)	19歳 (24歳)	20歳 (25歳)	21歳 (26歳)	22歳 (27歳)	23歳 (28歳)	24歳 (29歳)	25歳 (30歳)	26歳 (31歳)	27歳 (32歳)	28歳 (33歳)	29歳 (34歳)	30歳 (35歳)
増減率	A/(7)	-1.1%	0.4%	-2.5%	-1.1%	-0.8%	-0.1%	-1.4%	0.6%	-0.3%	0.8%	3.0%	3.3%	0.6%	-29.1%	-60.0%	-57.7%	-58.7%	-54.3%	-26.3%	49.7%	43.4%	39.5%	24.5%	11.4%	7.4%	6.0%	1.4%	-0.2%	-1.6%	1.8%	-1.4%
人口増減数	A=(7)-(7)	-15	6	-36	-15	-12	-1	-21	9	-4	14	53	56	11	-545	-1,159	-1,130	-1,169	-1,067	-376	348	335	340	250	141	100	87	21	-4	-26	27	-24
H22.10時点人口	(7)	1,375	1,371	1,452	1,382	1,520	1,463	1,482	1,567	1,585	1,711	1,768	1,720	1,831	1,872	1,931	1,960	1,992	1,964	1,431	700	772	860	1,021	1,240	1,355	1,444	1,533	1,653	1,614	1,539	1,754
H27.10時点人口	(7)	1,360	1,377	1,416	1,367	1,508	1,462	1,461	1,576	1,581	1,725	1,821	1,776	1,842	1,327	772	830	823	897	1,055	1,048	1,107	1,200	1,271	1,381	1,455	1,531	1,554	1,649	1,588	1,566	1,730



(資料) 兵庫県統計課「兵庫県民経済計算」、兵庫県観光交流課「兵庫県観光動態調査報告」
兵庫県観光交流課「平成22年兵庫県観光がトライン調査」、(財)日本交通公社「JTB宿泊白書」等から推計



兵庫県知事 井戸敏三様

但馬地域における専門職大学の の設置に関する要望書



平成28年8月

但馬地域3市2町

(豊岡市・養父市・朝来市・香美町・新温泉町)

但馬地域における専門職大学の設置について(要望)

但馬の地方創生の課題

但馬地域では、地方創生、すなわち人口減少対策を最大の課題として、各市町においても懸命に取り組んでいます。

但馬における人口減少の最大の要因は、4年制の高等教育機関がないこと等から高校卒業時に約80%の若者が大学進学等により但馬を離れるなど10代での大幅な転出超過が発生するのに対し、大学卒業時を中心に20代でのUIターンによる回復率がわずか20数パーセントしかないということにあります。

この若年層の減少が未婚率の上昇と相まって少子化をもたらし、減少した子どもたちが成長して高校を卒業する際にまた大量に但馬を離れる、ということの繰り返しによって但馬の人口減少が進んでいます。

但馬の地方創生にとって、4年制の高等教育機関の設置は、若者のUIターン促進とともに、決定的に重要な政策課題となっています。

専門職大学に関する中教審答申

こうした中で、過日、中央教育審議会は、実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関、いわゆる専門職大学の制度化に向けた答申を行いました。

この専門職大学は、地域の産業を支えることによって地域を支える人材の育成を目的とするもので、若者の進学による転出超過の抑制に役立つことはもちろん、但馬の産業の活性化を通じてUIターンの増加にも大きく寄与するものと期待しています。

但馬での専門職大学の可能性

幸い、但馬には、県立但馬技術大学校があり、技術者養成の歴史とノウハウがあります。しかも、ものづくりにおける高レベルの技術者の必要性は、今後但馬のみならず全国的にさらに高まるものと考えられます。

また、但馬では、城崎温泉を中心にインバウンド需要が劇的に増加しつつあり、基幹産業の一つである観光を支える高レベルの人材の必要性が今後ますます高まっていくものと想定されます。特に、日本文化の魅力に魅かれてくる外国人観

光客への対応を考えると、観光を総合的コミュニケーションと捉えた人材の育成は不可欠です。同時に、但馬での実践教育は、観光立国を目指す我が国の地域人材育成の面でも大きな貢献につながるものと考えられます。観光立国を目指す他の国々から留学生を呼び込むことも不可能ではありません。

教師も含め様々な人材が集まることは、但馬全体の活力の源泉にもなります。

県への要望

そこで、兵庫県におかれては、県の但馬地域創生における戦略的取組みとして、ものづくり技術系列、観光コミュニケーション系列等を柱としながら、但馬の強みを生かした、全国や海外からも学生を呼び込めるような魅力的な4年制の専門職大学を但馬に設置いただくよう、強く要望いたします。

なお、設置にあたっては、但馬の市町自らの課題でもあることを十分踏まえ、県と協働して行いたいと考えていますので、この旨申し添えます。

平成 28 年 8 月 9 日

兵庫県知事 井戸 敏三 様

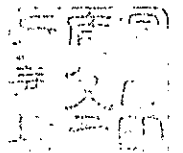
豊岡市長

中貝 宗浩



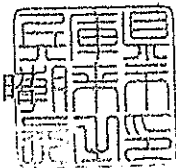
養父市長

広瀬 栄



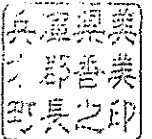
朝来市長

多次 勝昭



美方郡香美町長

浜上 勇人



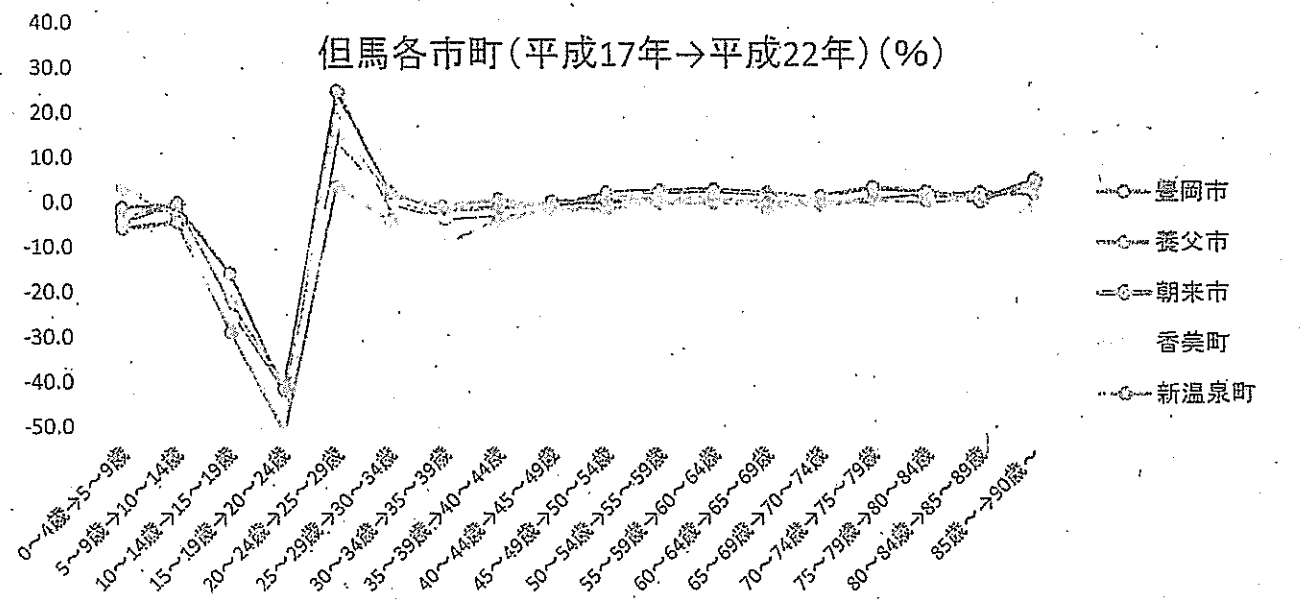
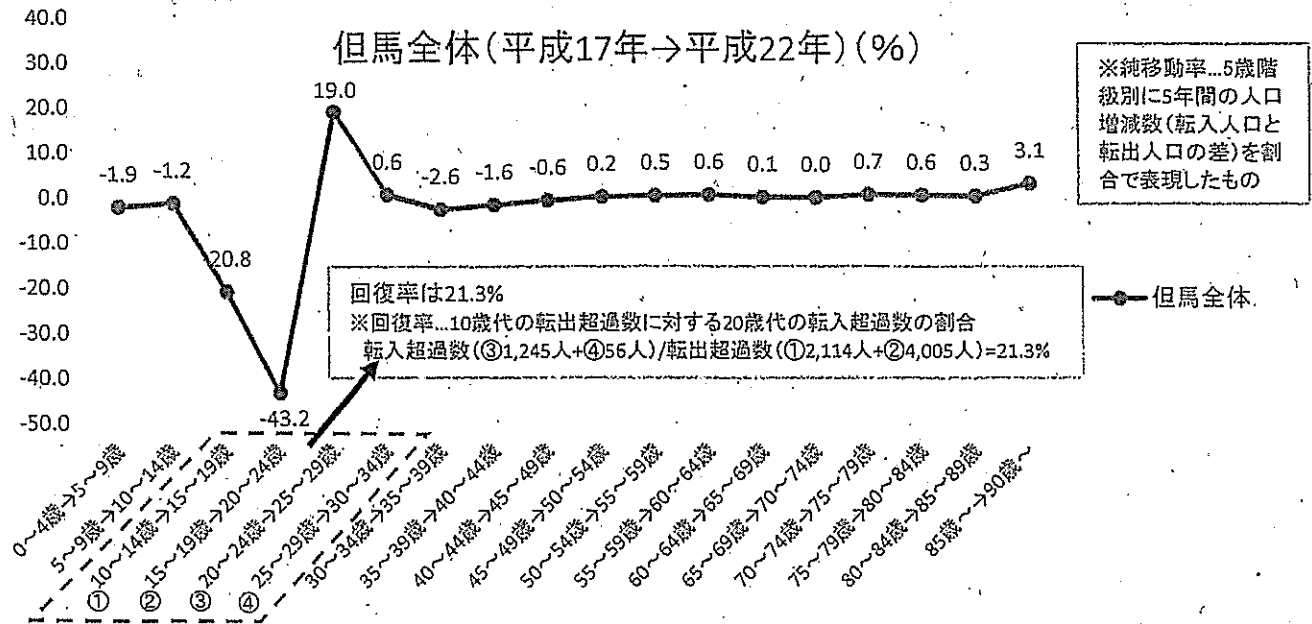
美方郡新温泉町長

岡本 英樹

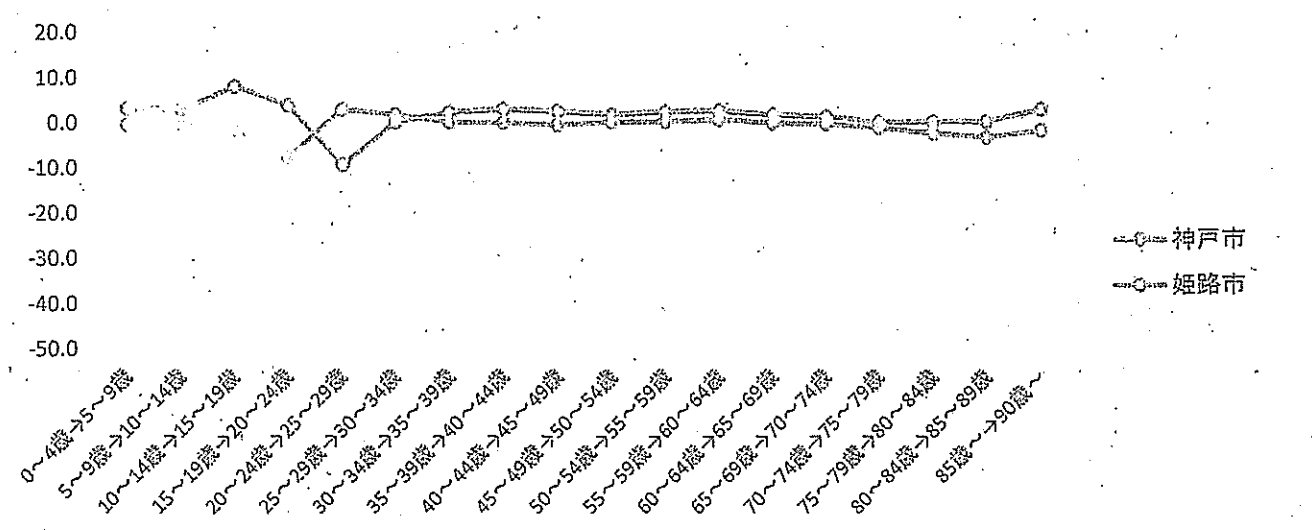


但馬の人口の純移動率(平成17年→平成22年)

(出典：平成22年国勢調査)



(参考) 都市部(神戸市・姫路市)(平成17年→平成22年)(%)



平成27年度 但馬地域高校卒業生の進路

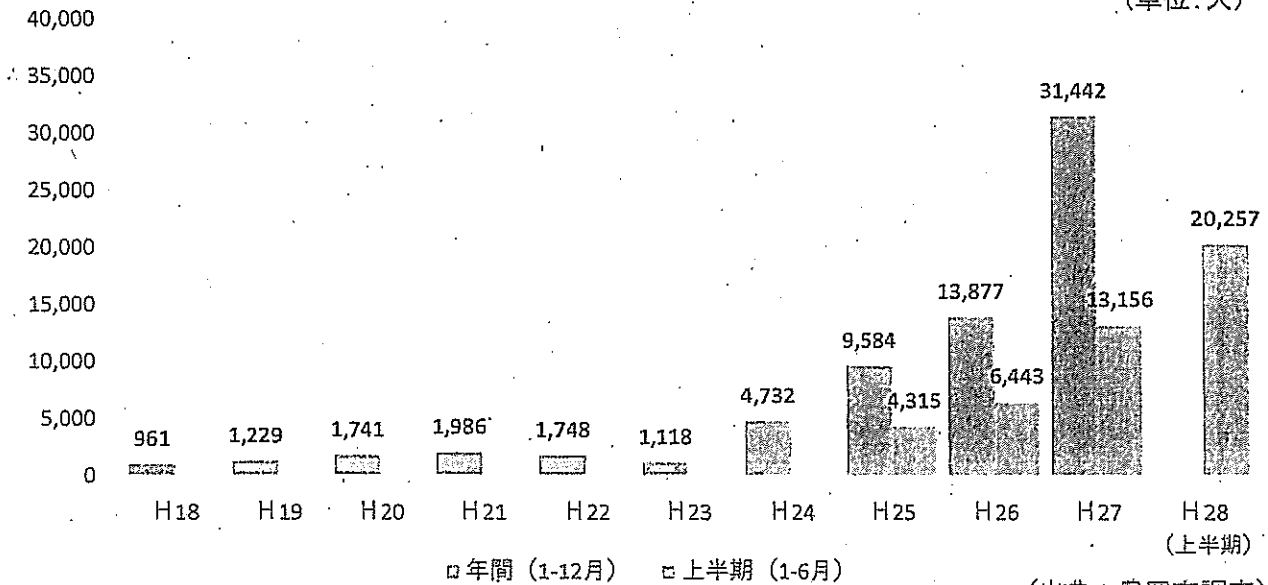
(単位:人)

卒業生数	但馬内			但馬外			就職者のうち不明者
	進学者	就職者 (うち自営・取事従事者数)	就職者	進学者 (希望者含む)	就職者	就職者	
1,627	250	45	205 (50)	1,320	1,209	111	57
100.0%	15.4%	2.8%	12.6%	81.1%	74.3%	6.8%	3.5%

出典：豊岡公共職業安定所
豊岡市調査

城崎温泉外国人宿泊客数

(単位:人)



(出典：豊岡市調査)

平成27年 城崎温泉外国人宿泊客 エリア別シェア

	東アジア	東南アジア	豪州	北米	欧州	その他	計
城崎地域	50.7%	11.6%	5.8%	7.7%	19.9%	4.3%	100%
全国	63.4%	10.3%	2.4%	7.1%	5.5%	11.3%	100%

(出典：豊岡市調査)



豪州・北米・欧州の合計
城崎：33.4% (全国15.0%)

5 取組内容の全体像

(1) 生活機能の強化に係る政策分野

施策分野	連携施策	事業
ア 医療	(ア) 医療体制の確保	医師確保対策就業支度金貸与事業、医師修学資金貸与事業
	(イ) 周産期医療体制及びネットワークの整備	但馬こうのとり周産期医療センターの機能充実、周産期医療ネットワークの構築
	(ウ) 救急医療体制の充実	ドクターカー運行事業、小児救急医療電話相談事業
イ 教育	<u>(ア) 専門職大学の誘致</u>	<u>専門職大学の誘致推進</u>
ウ 産業振興	(ア) 観光の振興	山陰海岸ジオパーク推進事業
	(イ) 農作物被害防止対策等の推進	有害鳥獣対策事業
エ 環境	(ア) 循環型社会の構築	北但ごみ処理施設（クリーンパーク北但）運営事業
オ 防災	(ア) 防災力の向上	災害時相互応援体制の強化

(2) 結びつきやネットワークの強化に係る政策分野

施策分野	連携施策	事業
ア 地域公共交通	(ア) 但馬空港の利用促進	但馬空港利用促進事業
	(イ) 地域公共交通の利用促進	鉄道交通対策事業、広域的な移動手段であるバス路線の確保
イ 圏域内外の住民との交流・移住促進	(ア) 独身男女の出会いの機会の提供	出会いの機会の提供の連携事業

(3) 圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野

施策分野	連携施策	事業
ア 人材の育成	(ア) 圏域の職員育成	職員研修事業

イ 教育

(ア) 専門職大学の誘致

【形成協定の内容】

取組の内容	圏域内に高等教育機関を誘致し、教育環境を充実させることにより、若者の転出抑制やU I ターン促進を図る。
甲の役割	乙や兵庫県、関係市町等と連携し、専門職大学の誘致を積極的に進め、取組の調整を図る。
乙の役割	甲や関係市町等と連携し、専門職大学の誘致を積極的に進める。

【施策単位の成果指標】

目標	専門職大学の誘致
----	----------

【具体的な取組内容】

事業名	専門職大学の誘致推進					関係市町名
事業概要	但馬地域の地方創生の戦略的取組として、但馬の強みを生かした、全国や海外からも学生を呼び込める魅力的な4年制の専門職大学の誘致を推進する。					全市町
成果	高等教育機関である専門職大学の設置は、地域産業を担う高度な専門的職業人材の育成や地元企業に就職する若者を増やすなど地方創生の面からも大きな効果をもたらすことが期待される。					
事業費 (千円)	H29	H30	H31	H32	H33	計
	3,888					3,888
豊岡市	3,888					3,888
養父市						
朝来市						
香美町						
新温泉町						
国県補助事業等の名称、補助率等 地方創生交付金						
関係市町の役割分担に係る基本的な考え 関係市町等が連携し、専門職大学を誘致するために積極的に取組を行う。						

地元産業界等からの人材育成の要望

○平成 29 年度 専門職大学構想検討会の委員発言

- ・現場では、サービスもしながらコンシェルジュの役割も担う人材が必要。観光分野に携わるものが文化の知識を身につけ、サービスを提供することが必要。(旅館業)
- ・ナイトカルチャー、アムステルダムナイトメアのような文化の新しいプログラムを作っていく人材が必要。(シンクタンク)
- ・アートと観光がどう融合しているのか、将来何を提供できるのかを明確に示すことが大学として重要。
城崎の何を伝えていくのかというようなコンセプトワークができる学生を作ることができれば。アートを学ばばそういったヒントにつながるのではないか。(旅館業)

○平成 30 年度 専門職大学設立準備委員会での委員発言

- ・デジタルマーケティングや I T 関係の知識が観光地経営には必要だと実感している。そういった知識を持って我々の業界に入ってくれる人材があれば非常にありがたい。(旅館業)
- ・既存の方程式では解けないようなものをアートの発想で解決していくという、今の教育機関では対応できないような人材を養成して欲しい。(文化施設)
- ・現場を体験して仕事をし、成果も出したという学生は、雇用側としては、最も欲しい人材。(旅館業・リゾート業)
- ・観光にしても、起業家としても「稼ぐ」というのが私たちのスタンス。そういう力を持った人材育成をしていただけるのが一番ありがたい。(商工団体)
- ・座学と併せて、スキーやスノーボード、マリンアクティビティの講義で資格を取得し、即戦力として使える人材が欲しい。(旅館業・リゾート業)
- ・アートと、観光で全体最適をマネジメントするプロフェッショナルをつくっていくのが良い。(大学理事)

- ・観光立国の目標達成には今までの延長ではなく、現状をブレークスルーできるような人材を輩出できれば、専門職大学としては意義がある。その中で、芸術とか演劇なんかの情報を踏まえて、多様性であるとか、コミュニケーション能力というのがとても大事になってくる。(旅館業)
- ・演劇の手法を活用し、観光とともに地域経営やコミュニケーション能力を身につけて欲しい。(旅館業)
- ・観光協会の現状は、会長も理事も兼業であり、これといった成果の上げられない団体が多い。その地域の新しい価値を創造するような行動に出られることは非常にまれである。
専門職大学の地域リサーチ&イノベーションセンターと観光協会が連携し、将来、協会のマネージャーとして活躍できる人材がほしい。
そういう人材が配置された協会ができて、互いに連携すれば面白いことが出来る。(旅館業・リゾート業)
- ・インバウンドを含めたどういった商品開発をしていくのか、どうやって地域を巻き込んでいくのか、といった課題に対応する人材は圧倒的に不足している。
文化ホールの成功には貸館だけでは不可能で、アートマネジメントの能力のある人材が必要。(行政)
- ・インバウンド対策として、お茶とかお花など日本の文化を教えるということが必要。(旅館業)
- ・事業再生を手がけているが、観光業界に銭勘定がわかる人材が非常に少ない。(旅館業・リゾート業)

但馬地域専門職大学設立準備委員会設置要綱

(設置)

第1条 但馬地域における専門職大学（以下「専門職大学」という。）の設立を円滑に進めるため、「但馬地域専門職大学設立準備委員会」（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 専門職大学の教育課程及び教育方法に関すること
- (2) 専門職大学の学部学科の構成及び入学定員に関すること
- (3) 専門職大学の教員組織の編成及び教員選考に関すること
- (4) 専門職大学の管理運営体制に関すること
- (5) 専門職大学の施設・設備等の整備に関すること
- (6) 専門職大学の入学者選抜に関すること
- (7) その他専門職大学の設立に必要な事項に関すること

(組織)

第3条 委員会は、別表に掲げる委員で組織する。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により決定する。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議（以下「会議」という。）は委員長が招集する。ただし、第1回の会議の招集については、兵庫県企画県民部専門職大学準備室長が招集する。

- 2 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 3 委員は、事故その他やむを得ない理由により会議に出席できないときは、あらかじめ委員長の承認を得て、代理人を出席させることができる。
- 4 委員会に、オブザーバーを置くことができる。
- 5 委員長が必要と認めたときは、会議に委員以外の者の出席を求めることができる。

(専門部会)

第6条 委員会は、必要に応じて専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会は、学識経験者その他委員のうちから、委員長が指名する者（以下「専門部会委員」という。）で組織する。

- 3 部会長は、委員長が指名する。
- 4 部会長及び部会の会議については、第4条第3項及び前条の規定を準用する。

(謝金)

第7条 委員又は専門部会委員が、会議その他の委員会の職務に従事したときは、別に定めるところにより、謝金を支給する。

- 2 第5条第3項又は第6条第4項の規定に基づき、代理人が会議に出席したときは、代理人に対して、委員又は専門部会委員と同額の謝金を支給する。
- 3 第5条第5項又は第6条第4項の規定に基づき、委員長又は部会長が必要と認めた委員又は専門部会委員以外の者が会議に出席したときは、委員又は専門部会委員と同額の謝金を支給する。

(旅費)

第8条 委員又は専門部会委員が、委員会の職務を行うために、会議に出席し、又は旅行したときは、旅費を支給する。

- 2 前項の旅費の額は、兵庫県職員等の旅費に関する条例(昭和35年兵庫県条例第44号)の規定により支給する額とする。
- 3 第5条第3項又は第6条第4項の規定に基づき、代理人が会議に出席したときは、代理人に対して、旅費を支給する。
- 4 第5条第5項又は第6条第4項の規定に基づき、委員長又は部会長が必要と認めた委員又は専門部会委員以外の者が委員会の職務を行うために、会議に出席したときは、旅費を支給する。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、兵庫県企画県民部専門職大学準備室専門職大学準備課において処理する。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成30年5月9日から施行する。

(この要綱の失効)

- 2 この要綱は、平成33年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成30年5月21日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成31年3月28日から施行する。

附 則
(施行期日)

この要綱は、令和元年6月28日から施行する。

別表 (第3条関係)

(五十音順)

区 分	氏 名	役 職
行 政	荒木 一聡	兵庫県副知事
産業界	一ノ本 達己	(株)マックアース代表取締役 CEO ((一社) やぶ市観光協会顧問)
教 育	今井 一之	県立豊岡高等学校長
有識者	上野 久二	地域科学研究会高等教育情報センター関西圏支部長
有識者	高橋 一夫	近畿大学経営学部教授
文 化	田口 幹也	城崎国際アートセンター館長
行 政	多次 勝昭	南但広域行政事務組合管理者 (朝来市長)
行 政	中貝 宗治	但馬自治会会長 (豊岡市長)
産業界	中村 暁	但馬地域商工会振興協議会会長
産業界	西村 総一郎	(株)西村屋代表取締役社長 (全国旅館ホテル生活衛生同業組合連合会青年部長)
有識者	平田 オリザ	劇作家・演出家
有識者	藤野 一夫	神戸大学大学院国際文化学研究科教授
有識者	薬袋 真人	学校法人甲南学園理事
有識者	山田 桂一郎	JTIC.SWISS 代表

基本情報

大学名称：国際観光芸術専門職大学(仮称)
設置場所：豊岡市山王町17番10
開学時期：2021年4月を目標
学部学科名称：文化・観光創造学部
文化・観光創造学科(仮称)
定員：入学定員80人、収容定員320人

大学理念

(基本目標)

舞台芸術の学修で得た能力を基礎として、地域と協働し、多彩な地域資源を活かし、芸術文化を通じた新たな価値を創造できる専門職業人材を育成するとともに、イノベーションで地域課題を解決するプラットフォーム機能を発揮し、地域の発展と繁栄、ひいては新たな国際社会の形成に貢献する大学を目指す。

(目指す大学像)

- ①地域資源を活かしたビジネスやアート分野で新たな価値を創造できる自立した人材を育成し、地域の経済的発展、芸術文化を通じた豊かな県民生活の実現に貢献
②舞台芸術の技法を活かしたコミュニケーション力の向上に取り組むとともに、地域産業の現場での実習を中心とした学びを通じて高度な専門職業人材を育成

(既存大学との違い)

- ①専門スキルとビジネススキルを併せ持ったプロフェッショナルの養成 ②事業活動現場における実践教育中心の教育課程

教育目標

(育成する人材像)

戦略的視野に立つて自らスタートアップに挑戦したり、組織の業務改革を企画、実行できる、次に掲げる専門職業人材

- ①舞台芸術の学修から得られる豊かな感性やコミュニケーション力等を基礎として、多彩な地域資源の魅力を最大限に引き出した観光ビジネスモデルを創造
②公共文化施設等のアートマネジメントやパフォーミングアーツの創造・実践活動にあたりながら、アートと地域をプロジェクトマネジメントでつなぎ、社会に新たな価値を創造

大学の特色

1 国公立大学初、演劇を本格的に学び、これを基礎に観光・芸術文化分野で事業創造する高等教育機関

●国公立大学初、観光と芸術文化分野で事業創造を展開する新たな専門職業人材を育成する1学科2コース制の4年制高等教育機関を創設

2 演劇の手法を取り入れたコミュニケーション力の強化

●1年次に全員が「演劇コミュニケーション演習」を履修。実践と理論を通じたパフォーミングアーツの全体像を学ぶ中でコミュニケーション力を強化

3 自立する力を磨き、生きる力を身につける教育の展開

①社会・地域ニーズにフォーカスした教育の実践

観光地経営

【ニーズ】

様々な地域資源を組み合わせた魅力ある観光地経営及びその担い手育成

【教育展開】

- 観光地域づくりを推進するプラットフォーム機能を持つ拠点を形成
●DMOを中心とした観光地経営の担い手となる専門職業人材を育成

文化創造

【ニーズ】

文化ホール等の有効活用、文化政策の効果的な推進及びその担い手育成

【教育展開】

- 地域文化政策を推進するプラットフォーム機能を持つ拠点を形成
●アートマネジメントを中心とした文化創造の担い手となる専門職業人材を育成

②地域課題を解決するプラットフォーム機能の発揮

地域リサーチ&イノベーションセンター(仮称)の設置
インキュベーション・コンサルティング・シンクタンク機能を発揮

- 大学版DMOによる企画開発、起業・新事業展開の支援等、事業創造活動を通じて地域経済の活性化に貢献

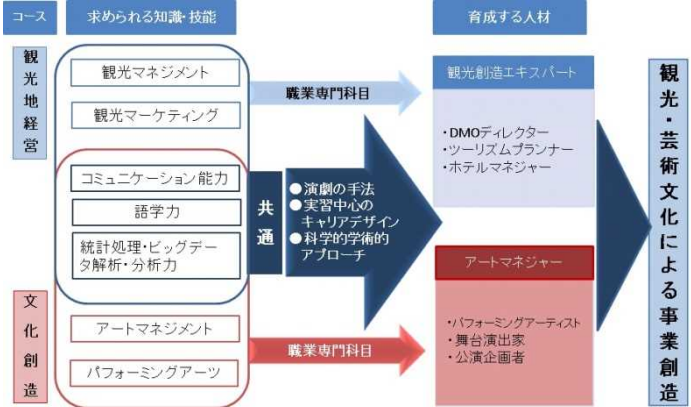
- 文化ホール等の有効活用、アートマネジメントを支援
●地方自治体等の文化政策に対する総合的支援
これらの支援活動を通じて地域の文化振興に貢献

4 次代を担うグローバル人材の養成

●ローカルな特性が生み出す独自のモノや価値を世界に向けて発信できる人材を育成 (実践的な語学教育、海外留学プログラム等)

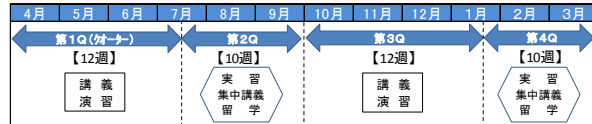
5 実習中心の実践的な教育課程

- 多彩な地域資源を活用し、地域産業と連携した充実した実習プログラムを展開
●行政、住民、学生が一体となった国際フェスティバル実習を全コースに導入
●アクティブラーニングによる実践的かつ体系的な実習プランを提供



1 60分授業による実習・演習を中心としたクォーター制の導入

- ①クォーター制による講義と実習との体系的なカリキュラム編成
②主体的な学びを深める講義+演習の60分2コマ連続授業の実施



2 新たな価値創造を実現する学修内容

- 1年次=問題を発見する「気づく」力
2年次=課題を絞り、解決に向けたアイデアを創造する「考える」力
3年次=解決策を絞り込む「創る」力
4年次=実現性のあるプロジェクトに仕立てていく「生かす」力

3 多角的に思考する力と実践的課題解決力を培う教育課程

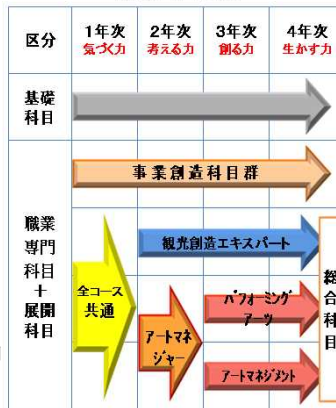
- ①「知の巨人に触れる科目」や演劇コミュニケーション演習など、特色あるリベラルアーツ関連科目
②事業創造に繋がるICT教育
③農業・食、スポーツをはじめ「たじま学」等応用による価値創造のための関連科目

4 グローバルリテラシーの修得

①専門職業人材として活躍できる実践的な語学教育

教育内容・方法

履修科目構成



- ②学生全員が体験できる海外留学プログラム
③学生寮における留学生との交流促進

5 起業家精神の育成

- ①地域リサーチ&イノベーションセンター(仮称)を活用し、起業家精神を育成する取組を積極的に実施
②地域のインキュベーション施設等と連携し、起業意欲のある学生の在学中及び卒業後の起業を支援

6 1年次の原則全寮制

- ①生活交流を通じた自律性・社会性・コミュニケーション能力を養い、反転授業における事前学習等の場として学生寮を設置
②1年次学生は原則全員入寮

7 充実した学修サポート体制

- ①1年次に少人数制の初年次ゼミを開設し担当教官がきめ細かく指導
②実習支援センター(仮称)による円滑な実習支援
③キャリアサポートセンター(仮称)による適切なキャリア開発支援
④遠隔授業などによる学修機会の提供

8 社会人の学び直し

- ①学び直しや職場復帰が可能となる学習機会を提供し、社会人等を対象とした科目等履修制度の設定

施設

1 充実した学修・研究施設

- ①劇場(舞台運営演習・演劇発表)
②スタジオ(身体表現演習)
③教室(大中小、連結・分割仕様)
④情報演習室
⑤PBL(課題探求型学習)演習室
⑥ラーニング・commons 等

2 各種センター(仮称)

- ①実習支援センター
②地域リサーチ&イノベーションセンター
③キャリアサポートセンター
④国際交流センター
⑤エクステンションセンター

3 学生寮

- シェアハウス方式
●招聘研究者も含め定員100人
●交流スペースを整備

兵庫県但馬地域における専門職大学基本構想

平成 3 0 年 1 1 月

兵 庫 県

目 次

1	設置の趣旨・必要性	
	(1) 地域の状況	1
	(2) 背景	1
	(3) 必要性	
	① 但馬地域をフィールドにした観光地域づくりの展開	2
	② 舞台芸術の創造活動による豊かな地域社会の実現	3
	③ 観光と芸術文化で新たな価値を創造する知と人材育成の拠点	3
2	大学の理念	
	(1) 基本目標	4
	(2) 目指す大学像	4
	(3) 既存大学との違い	
	① 専門スキルとビジネススキルを併せ持ったプロフェッショナルの養成	4
	② 事業活動現場における実践教育中心の教育課程	5
3	教育目標	
	(1) 育成する人材像	6
	(2) 卒業までに身につけるべき能力	6
4	大学の特色	
	(1) 国公立大学初、演劇を本格的に学び、これを基礎に観光・芸術文化分野 で事業創造する高等教育機関	7
	(2) 演劇の手法を取り入れたコミュニケーション力の強化	7
	(3) 自立する力を磨き、生きる力を身につける事業創造支援の展開	
	① 社会・地域ニーズにフォーカスした教育の実践	8
	② 地域課題の解決を実現するプラットフォーム機能	8
	(4) 次代を担うグローバル人材の養成	9
	(5) 実習中心の実践的な教育課程	9
5	教育内容・方法	
	(1) 60分授業による実習・演習を中心としたクォーター制の導入	11
	(2) 新たな価値創造を実現する学修内容	11
	(3) 多角的に思考する力と実践的課題解決力を培う教育課程	
	① 「気づき」を与え、学びを深めるリベラルアーツ関連科目	13
	② 事業創造に繋がるICT教育	13
	③ 応用による価値創造のための関連科目	13
	(4) グローバルリテラシーの修得	
	① 専門職業人材として活躍できる実践的な語学教育	13
	② 学生全員が体験できる海外留学プログラム	13
	③ 学生寮における留学生との交流促進	14
	(5) 起業家精神の育成	14
	(6) 1年次の原則全寮制	14
	(7) 充実した学修サポート体制	
	① 初年次ゼミによるきめ細かな指導	14
	② 実習支援	14
	③ キャリア開発支援	15
	④ 遠隔授業などによる学修機会の提供	15
	(8) 社会人の学び直し	15
6	入学者の受入方針	15
7	地域貢献	
	(1) 地域課題の解決支援	16
	(2) 地域の小学校、中学校、高等学校との連携	16
	(3) 県民講座等の開設	16
8	各種センターの設置	17
9	場所・施設	17
10	開学時期	18
11	大学、学部・学科の名称	18

1 設置の趣旨・必要性

(1) 地域の状況

兵庫県は、歴史、風土、産業などの違う摂津（神戸・阪神）、播磨、但馬、丹波、淡路の個性豊かな五国から構成され、北は日本海に面し、南は瀬戸内海から淡路島を介して太平洋へと続き、大都市から農山村、離島まで様々な地域と多様な気候と風土を有することから「日本の縮図」と言われている。

これら五国の自然、文化、伝統芸能、食等の「ひょうごオンリーワン資源」を活かしたツーリズム、健康やものづくりなど地域に根ざした産業と結びついたツーリズムなど、兵庫ならではのツーリズムが展開され、国内外から人々が訪れ、兵庫を体感している。

このうち、専門職大学の設置を予定している兵庫県北部の但馬地域は、コウノトリ但馬空港をはじめ、北近畿豊岡自動車道、山陰近畿自動車道といった社会基盤が整備され、交通の利便性も飛躍的に向上している。コウノトリが舞う美しい田園風景、世界ジオパークに認定された山陰海岸ジオパーク、日本遺産に認定された近代化産業遺産「鉱石の道」など、世界に誇る多彩な自然、風土、歴史、産業等の豊かな地域資源が存在しており、多様なツーリズムの可能性を有するとともに、都市住民がストレスフルな都市環境から解放され、安らぎを得られる場としても期待される場所である。

また、兵庫県は、芸術文化振興ビジョンの下、「芸術文化立県ひょうご」の実現に向け、芸術文化が息づき地域を元気にする社会づくりを推進しており、芸術文化センター、尼崎青少年創造劇場「ピッコロシアター」等、県民が芸術文化に親しみ、表現する場が県下各地に整備されている。

特に、但馬地域においては、近畿最古の芝居小屋「永楽館」の歌舞伎や「葛畑座」を舞台とした“せきのみや子ども歌舞伎”など脈々と伝統文化が息づいており、また、「城崎国際アートセンター」に滞在する国内外アーティストによる創作活動、試演会など、様々な芸術体験を通じ、但馬全域を壮大な舞台として多様な主体による交流の拡大と、国内外に向けた但馬、兵庫の魅力発信が進展している。

(2) 背景

<変化する時代、社会への対応>

時代、社会の移り変わりに伴い、「モノ」消費から「コト」消費へとパラダイムが転換している中であるからこそ、既存の文化、産業、社会、ライフスタイル等の概念にとらわれず、世界につながる新たな付加価値を創造できる人材の育成が求められている。

また、地域の産業をリードし、地域の稼ぐ力を引き出す日本版DMOに期待が集まっており、これを担う人材育成が必要であるとともに、関西が一体となって「アジアの文化観光首都・関西」を目指し、国際観光振興と文化振興を推進する中、観光と芸術文化で事業創造できる次世代を担うプロデューサーの育成が急務となっている。

＜変化する地域への対応＞

多彩な観光資源を有する兵庫県においては、これらの資源を最適に組み合わせた、より魅力の高い観光地域づくりが必要であり、その担い手となる人材の育成が急務となっている。あわせて、芸術・文化的な感性を持って地域資源を活かした多様なイノベーションやしごとの創出が喫緊の課題となっている。

一方で、但馬地域には4年制の高等教育機関がなく、少子高齢化の進む中、若者の都市部への流出が顕著となっている。地域創生の観点から、地域を担う若者の確保、地域の人材への投資拡充、若者のアイデア、機動力を活かした地域の活性化につながる取り組みが求められている。

＜地域文化拠点の活性化＞

劇場等の文化施設は、人々が集い、感動と希望をもたらし、創造性を育み、共に生きる絆を形成するための地域の文化拠点である。しかしながら、劇場等の施設で営まれる文化芸術活動もいわゆる貸し館公演が中心であり、舞台芸術の創造活動の実施や鑑賞機会の提供など、劇場等の持つ本来の機能が十分発揮されていないとの指摘もある。そこで、平成24年6月、「劇場、音楽堂等の活性化に関する法律」（平成24年法律第49号）が制定され、劇場等をいわば「公共財」として守り育てていくとともに、そこで行われる舞台芸術に関する活動、事業等を行うために必要な人材の養成、確保が求められている。

（3）必要性

① 但馬地域をフィールドにした観光地域づくりの展開

但馬地域は、山陰海岸ジオパークをはじめ、美しい自然や遺産、脈々と息づく歴史や伝統文化など、魅力あふれる多彩なツーリズム資源に恵まれており、多様化する旅行者のニーズに応え、テーマ性・ストーリー性のある「コト消費」にマッチしたツーリズムを具現化することができる。

そのために、地域と大学が一体となって、地域の稼ぐ力を引き出せるDMOを拠点としつつ、様々な地域資源を最適に組み合わせた観光地域づくりに取り組む。

② 舞台芸術の創造活動による豊かな地域社会の実現

高度経済成長期に整備された劇場・文化ホール等の建替需要が高まる中、そのリニューアル期を捉え、施設の機能強化、活性化等による舞台芸術の創造活動の充実を図り、もって心豊かな県民生活及び活力ある地域社会の実現に取り組む。

③ 観光と芸術文化で新たな価値を創造する知と人材育成の拠点

但馬地域において、観光と芸術文化で地域の魅力を最大限に引き出し、新たな価値を創造することで地域の課題に応じていくオープンプラットフォームを形成するとともに、その担い手となる専門職業人材を育成する。

2 大学の理念

(1) 基本目標

舞台芸術の学修で得たコミュニケーション力などを基礎として、地域を支える多様な主体との連携を強化し、協働しながら多彩な地域資源を活かし、芸術文化を通じた新たな価値を創造することができる専門職業人材を育成する。

あわせて、大学と地域が一体となって創造するイノベーションで課題解決を図るプラットフォーム機能を発揮し、地域の発展と繁栄、ひいては新たな国際社会の形成、人類の幸福に貢献する大学となることを目指す。

(2) 目指す大学像

- ① 兵庫県の地域資源を活かしたビジネスやアート分野で新たな価値を創造できる自立した人材を育成し、地域の経済的発展、芸術文化を通じた豊かな県民生活の実現に貢献する大学を目指す。
- ② 舞台芸術の技法を活かしたコミュニケーション力の向上に取り組むとともに、地域産業の現場での実習を中心とした学びを通じて高度な専門職業人材を育成する大学を目指す。

(3) 既存大学との違い

① 専門スキルとビジネススキルを併せ持ったプロフェッショナルの養成

第4次産業革命による産業構造や就業構造の変革、急速なグローバル化に対応できる柔軟で質の高い専門職業人材が求められている。特に、観光に携わる職業のように他者との協調、共感、サービス志向性が必要な職、また、芸術に携わる職業のように抽象的な概念を整理・創出するための能力が要求される職は、人工知能等での代替は難しいものと考えられており、将来的な人材需要も見込まれるところである。

本学では、観光及び芸術文化に係る専門スキルを養うとともに、ビジネススキルを培い、自立する力、生きる力を身につけるべく、観光に求められる「ホスピタリティ」、芸術文化を生み出す「クリエイティビティ」、事業創造に必要な「マネジメントスキル」という3つの能力を学修する。これらの修得により、就業構造の変化によるジョブ型雇用へのシフト、企業内教育訓練の縮小にも対応した人材を育むことができる。

あわせて、その知識・技能をもって、自ら新たな事業の創出、新規市場の開拓に挑戦する、実践力、機動力のある人材を育成する。

② 事業活動現場における実践教育中心の教育課程

理論にも裏付けられた実践力の育成を図るために、地域の産業界と密接に連携し、事業活動現場での実践的な教育を強化し、大学での座学講義と相互にフィードバックして学びの深化を図る。

実習を重視した実践的な教育を展開することで、スペシャリスト志向の学生にとっても魅力のある進路や、専門高校との連携による新たな進学ルートを創出できる。また、教育課程の編成、実施体制の整備にあたって地域産業界等との連携を図ることから、地域のニーズに即応した担い手の養成に資する。

3 教育目標

(1) 育成する人材像

コミュニティを取り巻く環境や社会ニーズの変化に柔軟かつ的確に対応できる思考を持ちながら、戦略的視野に立って自らスタートアップに挑戦、また組織の業務改革を企画、実行できる、次に掲げる専門職業人材を育成することを目標とする。

- ① 舞台芸術の学修から得られる豊かな感性やコミュニケーション力等を基礎として、多彩な地域資源の魅力を最大限に引き出した観光ビジネスモデルを創造できる人材
- ② 公共文化施設等のアートマネジメントやパフォーミングアーツの創造・実践活動にあたりながら、アートと地域をプロジェクトマネジメントでつなぎ、社会に新たな価値を創造できる人材

(2) 卒業までに身につけるべき能力

教育目標を達成するために、次の能力を修得できる教育を展開する。

- ① 観光・芸術文化に関する専門職業人材として必要な実践的な知識・技能
- ② 多様化、グローバル化が進展する中で、個性を発揮し魅力ある豊かな地域社会の実現に資するグローバルリテラシー（コミュニケーション力を含む）
- ③ 高度な情報処理技能を駆使しながら、地域の諸課題の解決に必要な情報を適切に収集、分析し、イノベーションを創出することで、その課題の解決を図る意欲と実践力
- ④ 専攻する領域の知見・技術をもとに、論理的かつ合理的思考に基づくマネジメント能力を発揮し、観光・芸術文化による事業創造を通じた稼ぐ力
- ⑤ 観光・芸術文化への強い関心と、社会や地域の担い手としての自覚を持ち、高い職業倫理のもとで専門的知識・技能を生かした責任ある行動

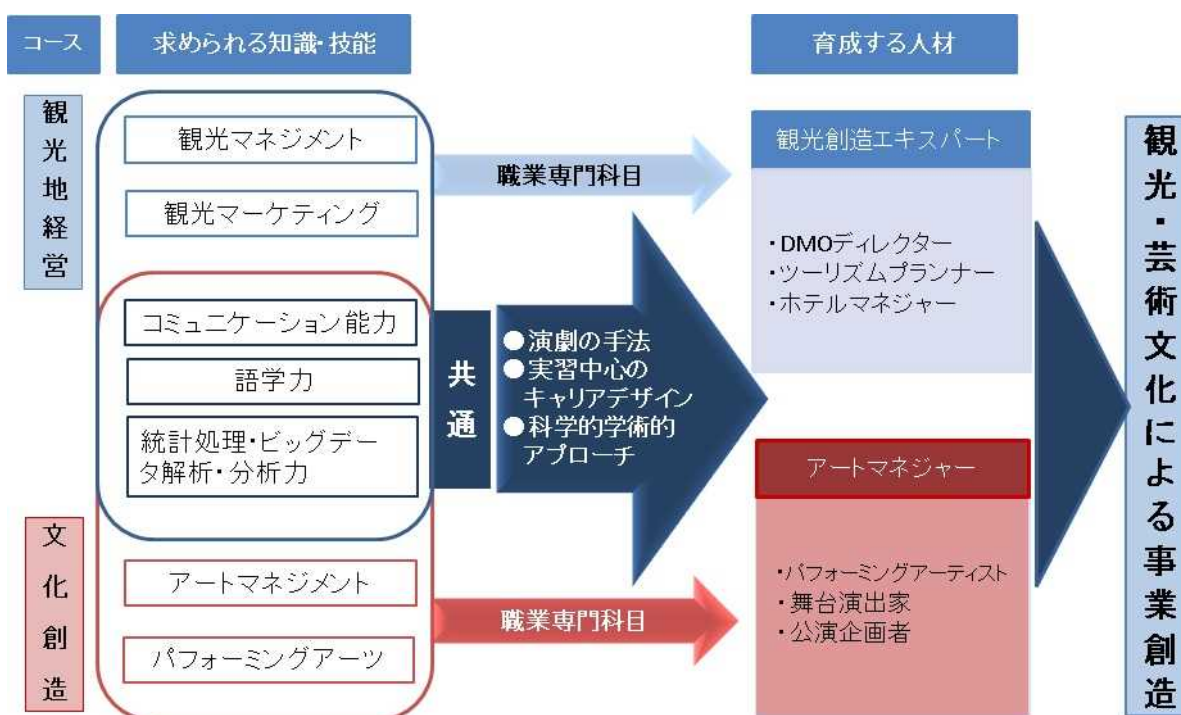
4 大学の特色

(1) 国公立大学初、演劇を本格的に学び、これを基礎に観光・芸術文化分野で事業創造する高等教育機関

国公立大学で初めて、本格的に演劇を学ぶことが出来、その学びを基礎に観光と芸術文化分野により事業創造を展開する新たな専門職業人材を育成する4年制高等教育機関を創設する。

観光と芸術文化を2学科で展開するのではなく、1学科でのコース制により教育課程を編成する。地域において魅力ある資源を活かし新たな価値を創造するという観点から、観光と芸術文化を素材として、多角的に思考する力を培うとともに、実践的な課題解決力を修得させ、事業創造を担う人材を育成する。

効果的な修学を行うため、入学定員は80人、収容定員は320人とする。



(2) 演劇の手法を取り入れたコミュニケーション力の強化

1年次には全員が「演劇コミュニケーション演習」を履修し、実際に身体を動かすワークショップ形式の授業を織り交ぜながら、実践と理論を通じたパフォーマンスアートの全体像を学び、現代芸術の本質について理解を深める中で、学生のコミュニケーション力を磨き、現代社会を生きぬく人間力を養っていく。

(3) 自立する力を磨き、生きる力を身につける事業創造支援の展開

① 社会・地域ニーズにフォーカスした教育の実践

【観光地経営】

地域の産業をリードし、地域の稼ぐ力を引き出すことができる日本版DMOに対する期待がますます高まる中、多様な主体との合意形成を図りつつ、様々な地域資源を最適に組み合わせた観光地の一体的なブランディング、魅力ある情報発信・プロモーション、実効性の高い観光戦略を進める、観光地経営を担う人材の育成が急務となっている。

本学は、地域住民、産業界、行政等が一体となって旅行者を招き入れる観光地域づくりのプラットフォームとしての機能を発揮するとともに、機能強化を図られたDMOを中心とした観光地経営に焦点を絞った教育を行い、観光地経営の担い手となる専門職業人材を育成する。

【文化創造】

従来型の貸し館公演中心の文化施設運営に対する反省も踏まえ、文化事業の効果的な企画・制作、文化施設の魅力ある運営など、アートマネジメントに対する関心が一層高まっており、芸術の創造サイド及び芸術の享受サイドの両者をつなぐ役割を担うアートマネジャーの育成が急務となっている。

なお、パフォーマーが自立するために、また、文化施設において質の高いパフォーマンスを持続的に提供していくためには、収益性も視野に入れた運営が必要となる。

本学は、県民ニーズに即した劇場・文化ホール等の運営支援のほか、地域文化政策の計画・推進支援など、地域の文化振興に係るプラットフォームとしての機能を発揮するとともに、アートマネジメントを中心に持続可能な地域の文化創造に焦点を絞った教育を行い、アートマネジャーや実演芸術の創造活動の担い手となる専門職業人材を育成する。

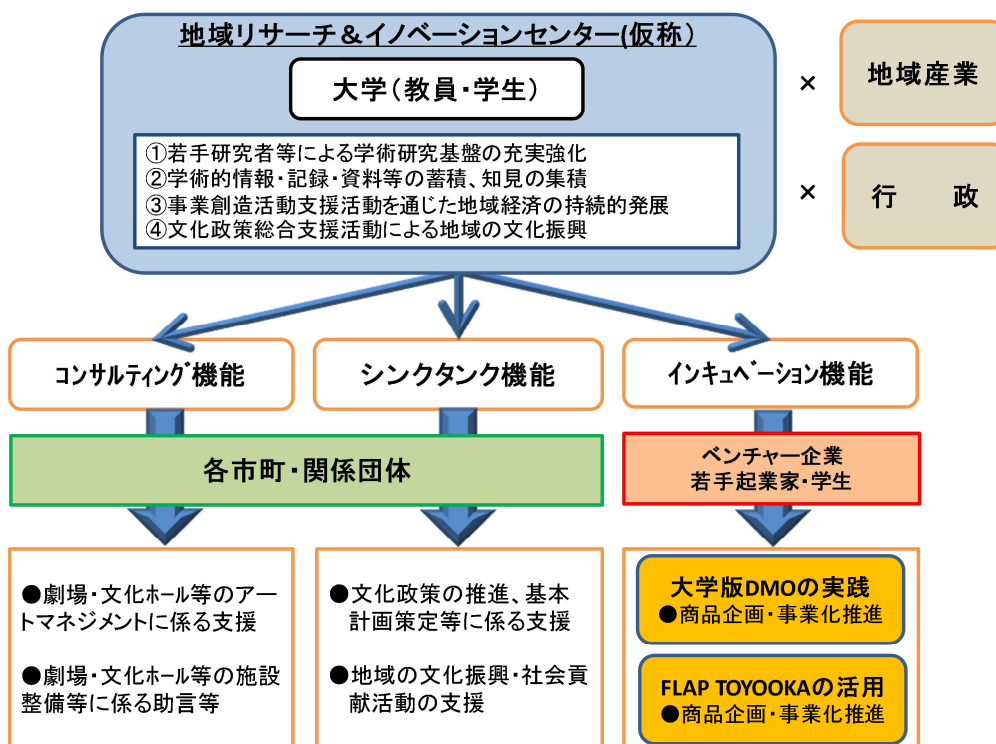
② 地域課題の解決を実現するプラットフォーム機能

オープンプラットフォームの役割を担う拠点施設として、コンサルティング機能、シンクタンク機能、インキュベーション機能を持ち合わせた地域リサーチ&イノベーションセンター（仮称）を学内に設置する。

また、インキュベーション機能として、コワーキングスペース「FLAP TO YOOKA」を効果的に活用し、大学版DMOによる企画開発など、事業創造活動を通じて地域の活性化に貢献する。

あわせて、この地域リサーチ&イノベーションセンター（仮称）については、

コンサルティング機能を有するハブ施設として、県下の劇場等における充実した文化芸術活動を支援するとともに、シンクタンク機能を発揮し、地方自治体の文化政策に対する総合的な支援を展開することで地域の文化振興に貢献する。



(4) 次代を担うグローバル人材の養成

急激なグローバル化や国際環境の大きな変化に適切に対応し、積極的な役割を果たし、これからの国際社会において経済的、文化的地位を維持、発展させ、活力ある地域を保ち続けていくためには、高い語学力と国際的に通用する専門知識・技能を兼ね備えたグローバル人材の育成が不可欠である。

インターネット、SNS等の普及により、地域や個から世界に向けて情報発信ができる今、ローカルな特性が生み出す独自のモノや価値こそ、グローバル市場で輝く可能性を有している。

そこで、次代を担うグローバル人材の養成に向けて、グローバルリテラシーを培うために、専門職業人材として活躍できる実践的な語学教育、学生全員が体験できる海外留学プログラム、学生寮における留学生との交流促進等を実施する。

(5) 実習中心の実践的な教育課程

兵庫県が世界に誇る文化施設や多彩な地域資源を活用した、地域産業と連携した充実した実習プログラムを展開する。地域の自治体、関係団体と学生が一体と

なって国際演劇祭を運営するなど、現場での体験実習に重点を置いたアクティブラーニングによる実践的かつ体系的な実習プランを提供する。

なお、十分な実習時間を確保し、その効果を高めるために、クォーター制を導入し、第2、第4クォーターにおいて独創的な集中プログラムを配置する。

5 教育内容・方法

(1) 60分授業による実習・演習を中心としたクォーター制の導入

学期制は、1学年365日を4期に区分するクォーター制を採用する。

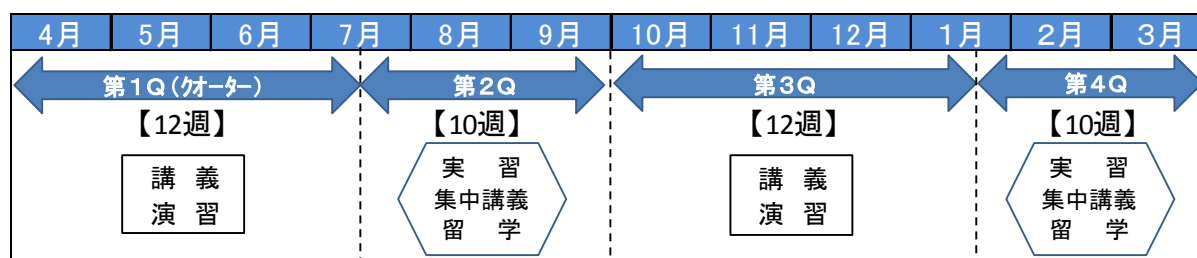
第1クォーター及び第3クォーターは、12週で編成することとし、講義、演習科目を配置する。

第2クォーター及び第4クォーターは、10週で編成することとし、著名な講師による集中講義を実施するとともに、臨地実習及び海外留学プログラムへ参加する期間とする。なお、この期間は、学生の興味や関心に応じた選択制による学修機会を提供することにより、留学やボランティアなど学生の主体的な活動に充てることを可能とする。

授業時間は1授業を60分とする。

授業は、講義を中心とする学修、演習を中心とする学修をセット（60分+60分）するなど、学生が主体的かつ能動的に学びを深めることができるしくみを導入する。

このように、クォーター制による講義と実習との体系的なカリキュラムの編成、60分間の2コマ連続による授業の実施により、教育効果を極限に高めていく。

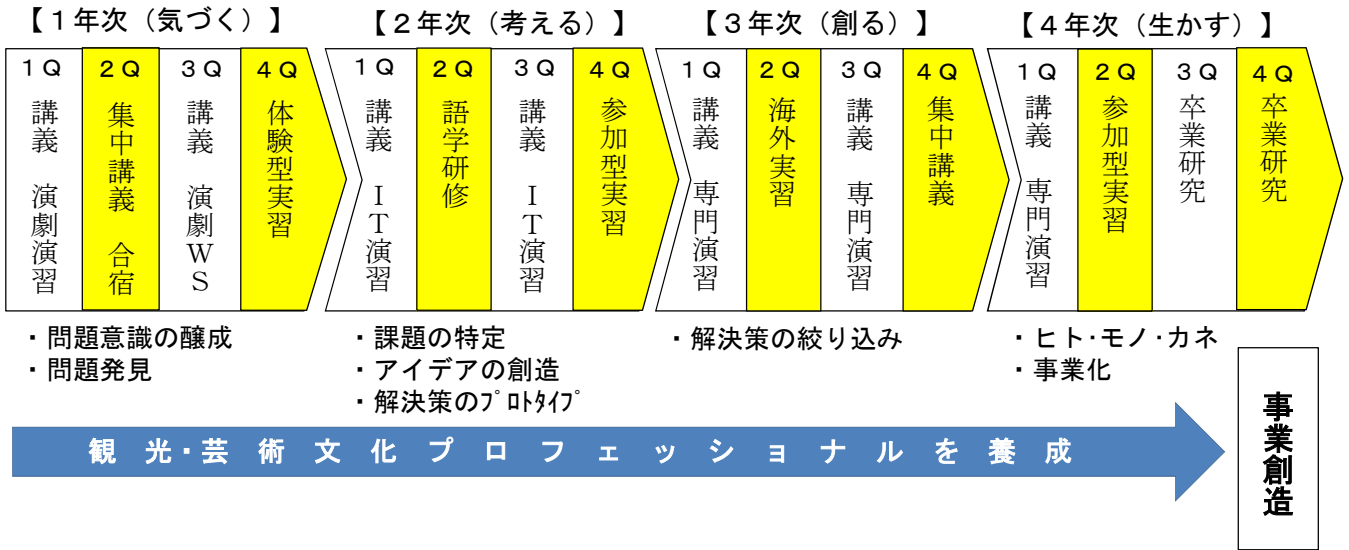


(2) 新たな価値創造を実現する学修内容

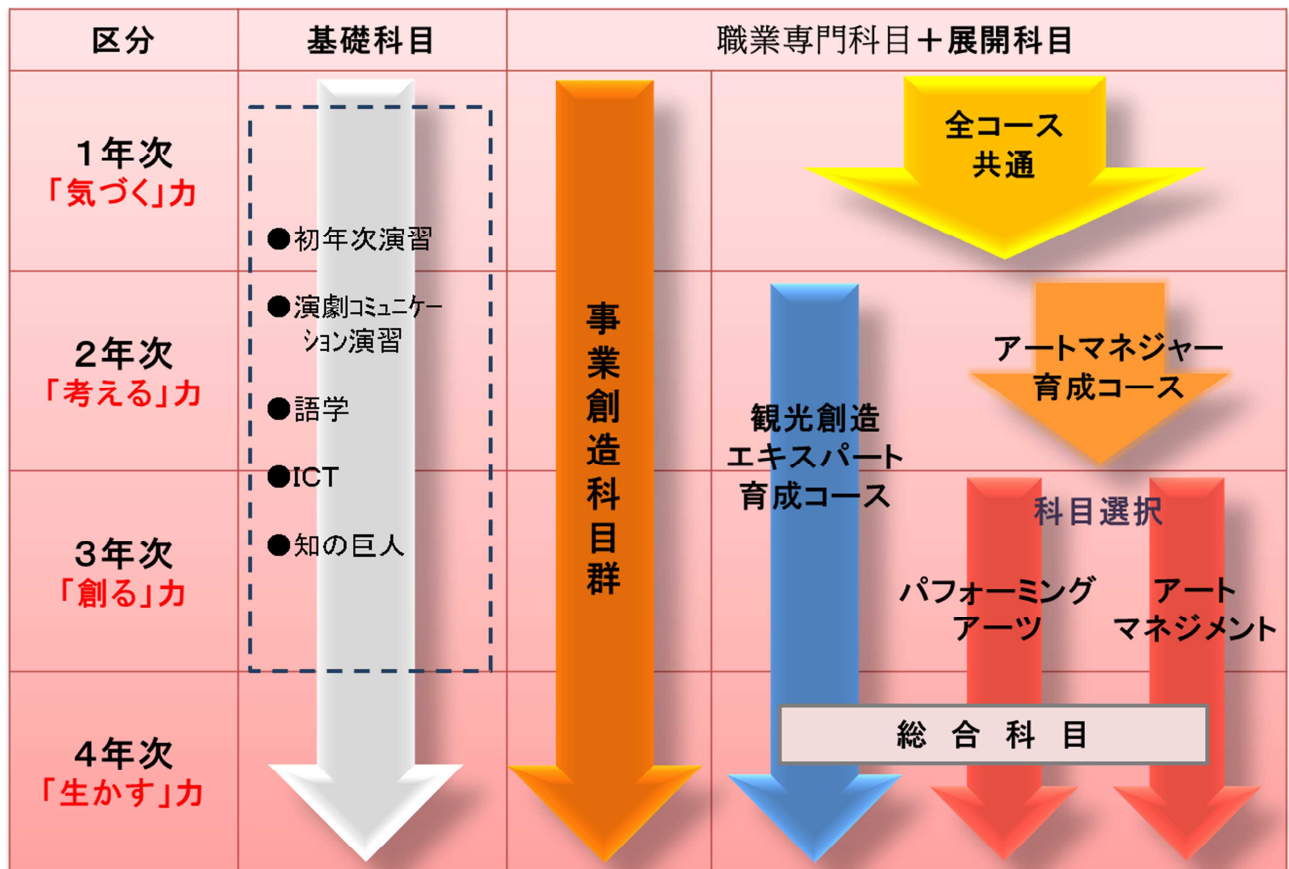
クォーター制の特徴を生かしつつ、年次に応じた適切な学修内容を組み合わせることにより、1年次は問題を発見する「気づく」力、2年次はその中から課題を特定し、解決に向けたアイデアを創造する「考える」力、3年次は解決策を絞り込む「創る」力、4年次は「ヒト」「モノ」「カネ」を最適にマネジメントし、解決策に息を吹き込み、実現性のあるプロジェクトに仕立てていく「生かす」力を効果的に身につけることができる学修内容を設定する。

このように、4年間の学びを通じ、観光と芸術文化が融合した新たな価値を創造し、自らの夢や志を実現する力を育成するために、職業専門教育について、1年次は観光・芸術文化分野でコースを分けることなく共通で両分野を学修することとし、全学年を通して両コースともに事業創造科目を履修する。

《学修イメージ》



《履修科目構成イメージ》



(3) 多角的に思考する力と実践的課題解決力を培う教育課程

① 「気づき」を与え、学びを深めるリベラルアーツ関連科目

従来型の「人文」「社会」「自然」といった教養科目ではなく、社会における様々な課題への関心と課題探求力を高めるため、著名な講師による講義など「知の巨人に触れる科目」の設定や、演劇の手法によるコミュニケーション演習の実施など、特色あるリベラルアーツ関連科目を設定する。

② 事業創造に繋がるICT教育

地域課題を解決するために、学生が自立的、自発的に必要な情報を吟味し、収集・処理した上、結果を分析できる能力を養い、イノベーションの創出に向けたICTに係る知識・技能を修得する。

そのために、課題を明確に特定し設定する能力、情報通信技術やソフトウェアを使いこなすことができる情報リテラシー、プレゼンテーション能力、情報発信技能等を身につけることができる科目を設定する。

③ 応用による価値創造のための関連科目

但馬地域の豊かな自然、歴史、文化などの地域資源等を学ぶ「たじま学」、農業体験、食文化、スポーツ体験を組み込んだ講義・実習など、観光・芸術文化分野の職業専門に関連する知識・技能を活かし応用することで、観光地経営及び文化創造を、より発展的に新たな価値創造に導く科目を設定する。

(4) グローバルリテラシーの修得

① 専門職業人材として活躍できる実践的な語学教育

卒業時には、観光及び芸術文化分野に係る実践英語を使いこなせる職業人材として、グローバルかつ多様な主体に向けたパフォーマンス、マネジメントができるスキルを修得する。

そのために、TOEICに加えて独自の評価基準・方法を設け、定期的なアセスメントで教学プロセスをフォローしていく。

また、海外での留学体験、インバウンドに対応した実習、留学生等との異文化交流等を活かしつつ、演劇等も採り入れながら「使って学ぶ」プロセスに重点を置いた実践力養成のためのカリキュラムデザインとする。

なお、英語のほか、中国語、韓国語などの語学プログラムを設定する。

② 学生全員が体験できる海外留学プログラム

実践的な対話力や国際感覚を養うとともに、自ら課題解決に当たる姿勢を確立するため、1、2年次は、主に語学研修、3、4年次は、海外の観光・文化施設

での実習など効果的かつ実践的なプログラムを設置する。

③ 学生寮における留学生との交流促進

学生寮においては、日本人学生と留学生が共同生活を行い、身近な生活を通じて外国人とのコミュニケーション力を日常的に養うとともに、多様な価値観や異なる文化の相互理解を促進する。

(5) 起業家精神の育成

観光・芸術文化分野で事業創造をめざす人材を育成する専門職大学として、地域リサーチ&イノベーションセンター（仮称）を活用し、充実した教養教育や実習による課題探求型学修、演劇の手法を用いたコミュニケーション能力演習など、起業家精神を育成する取組を積極的に行う。

また、コワーキングスペース「FLAP TOYOOKA」等と連携し、起業意欲のある学生の在学中及び卒業後の起業を支援する。

(6) 1年次の原則全寮制

学修に集中できる環境を確保し、学生同士の生活交流を通じて自律性・社会性・コミュニケーション能力を養うとともに、反転授業における事前学習等のグループディスカッションを行う場として学生寮を設置し、1年次の学生は原則全員が入寮することとする。

2年次以降の学生については、希望者の中から選考のうえ1年次の学生の指導役としてレジデント・アシスタントを入寮させ、下級生を指導することで、安全安心な寮生活の確保、リーダーシップの体得を図るしくみとする。

(7) 充実した学修サポート体制

① 初年次ゼミによるきめ細かな指導

大学の学修への円滑な接続を行うとともに、4年間の学修の土台となる基礎を着実に身につけられるよう、1年次に少人数制の初年次ゼミを開設し、担当指導教官によるきめ細かな指導を実施する。

② 実習支援

学生が安心かつ円滑に、学修効果の高い実習を遂行できるよう、実習先の確保、アテンド、連絡調整、学生との学修相談、教育補助など実習の事前、事後を含め、学生一人ひとりに対して丁寧かつ的確な対応を図る。そのため、実習支援センター（仮称）を設置し、実習助手を配置する。

③ キャリア開発支援

学生個々の適正・能力に基づく将来ビジョンの設定と、その実現に向けた学修面、就職面の支援を一貫して実施できるよう、キャリアサポートセンター（仮称）を設置し支援する。

④ 遠隔授業などによる学修機会の提供

他の大学等と連携した授業や遠隔地の講師によるオンライン授業などを実施することにより、多彩で充実した学修機会を提供する。

（８）社会人の学び直し

県民が、個人のライフサイクルに合わせ、より長いスパンで何歳になっても学び直しや職場復帰が可能となる学習機会を提供するとともに、成長分野等で求められる人材に必要な能力の育成、現場レベルでの改善やイノベーションを牽引していく人材の養成強化に貢献するため、社会人等を対象とした科目等履修制度を設け、学修成果の評価として履修証明を交付する制度を構築する。

6 入学者の受入方針

以下の方針により、アートや地域資源を活かした新たな価値創造を通じて、自らの夢を実現し、地域の課題を解決しようとする意欲を有する入学者を受け入れる。

- ① 高校までに学習した基礎学力を身につけている人
- ② 専門職大学での学修に必要な柔軟な思考による創造力、判断力、コミュニケーション力を身につけている人
- ③ グローバルな視野をもって異なる文化や多様な価値観に対する理解を深め、交流を促進しようとする強い意欲を持っている人
- ④ 地域の経済活動に積極的に参画し、地域の課題解決に取り組もうとする強い意欲を持っている人
- ⑤ 専門的職業人となるために必要な知識と技能の修得に強い意欲を持っている人

7 地域貢献

(1) 地域課題の解決支援

若手研究者、高度専門職業人の人材養成、学術研究基盤の充実強化、新たな価値創造活動の拠点となる地域リサーチ&イノベーションセンター（仮称）が、オープンな体制のもとにシンクタンク機能を発揮し、観光、芸術文化に関する知見、学術的な記録、資料等を蓄積するとともに、地域経済の発展、地域の文化政策の振興に寄与する。

また、地域をフィールドとして学生が実習等を実施し、ともに地域課題の解決にあたることにより、新たな発想に基づく地域活性化への取組が期待できる。

(2) 地域の小学校、中学校、高等学校との連携

地域の小学校、中学校との連携について、既に、豊岡市では学校と連携したコミュニケーション教育に力を入れており、特に小学校 6 年生と中学校 1 年生では、全員が演劇の授業を受け、通常の学校教育や地域では得られない知的刺激を供与している。また、高等学校との連携について、豊岡総合高校及び浜坂高校では、既に、演劇を採り入れた授業を展開している。

このように、地域の小学校、中学校、高等学校と連携し、専門職大学が、若年段階からワークショップ等を通じた学びや体験に触れることで、地域の児童・生徒を知的に活性化させ、その探究心を自由に展開させ、知的実力を鍛えていくことができる。

(3) 県民講座等の開設

専門職大学に招聘する著名な知識人による講義について、可能な範囲で県民講座として学外の県民も参加可能とする。

また、県民の生涯学習の場として、大学教員による県民向け講座を開設する。

さらに、大学発の舞台芸術、展覧会、国際芸術祭など、多くの県民に公開する事業を実施し、地域に感動や希望、喜びを提供していく。

8 各種センターの設置

学内に以下のセンターを設置する。

※名称はすべて仮称

組織名	概要
実習支援センター	実習先のコーディネートや学生等の実習に係る支援業務を実施
地域リサーチ&イノベーションセンター	地域のシンクタンクとして、観光産業を中心としたイノベーションの支援や文化施設の受託研究など大学の知的資源の活用による地域課題解決の支援を実施。併せて、学生の実習の場として活用
キャリアサポートセンター	学生の将来ビジョン実現に向けた学修支援と就職支援を一貫して実施
国際交流センター	学生への言語教育支援や海外留学プログラム開発・コーディネート、留学生の学修・生活支援を実施
エクステンションセンター	学生の将来ビジョン実現に向けた資格取得への支援を実施

9 場所・施設

豊岡市山王町 17 番 10 に建設する。

以下の内容を含む施設整備計画を検討する。また、隣接地に学生寮を整備し、学舎と一体的に運用管理する。

【諸室機能の概要】

	主な室等
教育部門	図書室、劇場（舞台運営演習・演劇発表）、スタジオ（身体表現演習）、教室（大中小、連結・分割仕様）、情報演習室、PBL（課題探求型学習）演習室、ラーニング・commons、研究室 等
管理運営部門	事務室、学長室、会議室、キャリアセンター 等
その他	生協等福利施設、電気・機械室 等
学生寮	シェアハウス方式、招聘研究者も含め定員 100 名程度、交流スペースを整備

10 開学時期

2021年4月の開学を目標とする。

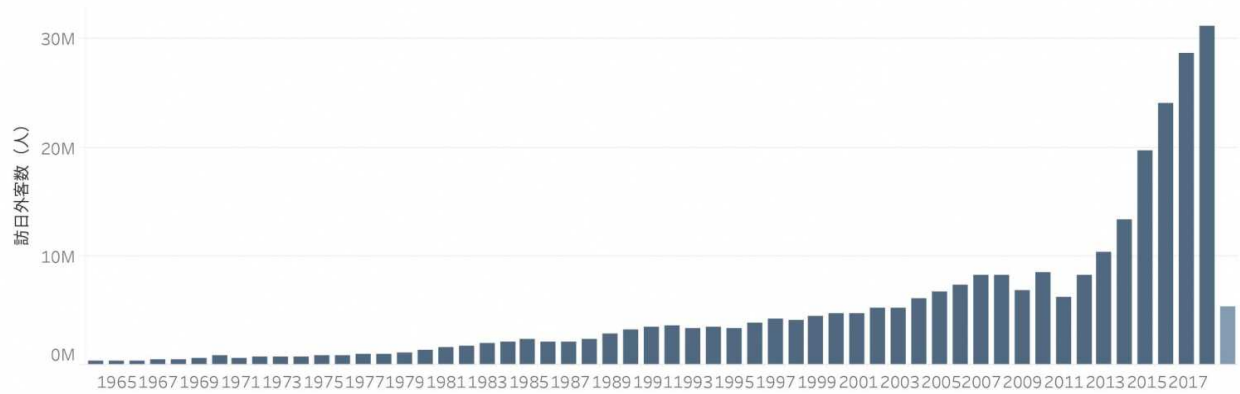
11 大学、学部・学科の名称

大学の名称は国際観光芸術専門職大学（仮称）、学部・学科の名称は文化・観光創造学部文化・観光創造学科（仮称）とし、いずれも正式名称は基本構想策定後に決定する。

芸術文化観光専門職大学の兵庫県地域創生関係主要計画での位置付け

本県関係主要計画	本学に関する規定内容
<p>兵庫県地域創生戦略（第一期）</p> <p>〈平成 27(2015)～平成 31(2019)〉</p>	<p>○アクションプラン（H31）</p> <p>基本目標 6-(5) 地域や産業を支える人材力の充実</p> <p>「① 次代を担う人材の育成 イ 大学の機能強化」</p> <p>基本目標 8-(1) 安心で豊かな暮らしの質の向上</p> <p>「① 高度で多彩な兵庫の教育の充実」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>専門職大学構想（但馬）の推進</u>
<p>兵庫県地域創生戦略（第二期）（案）</p> <p>〈令和 2(2020)～令和 6(2024)〉</p>	<p>○重点目標 2-(1) 地域資源を活かした交流人口の拡大</p> <p>「ウ 観光客受入基盤の整備」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>観光ボランティア等のおもてなし人材の育成や、国際観光芸術専門職大学（仮称）による観光産業の基盤を支える人材の育成</u> <p>○重点目標 3-(1) 芸術文化が身近に感じられる地域づくり</p> <p>「ア 芸術文化に親しむ機会の充実」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>国際観光芸術専門職大学（仮称）の開学を契機とした、劇場・文化施設等の有効活用を促進するアートマネジメント人材の育成</u>
<p>兵庫 2030 年の展望*</p> <p>※2030 年のめざす姿や新たな兵庫づくりの基本方針等</p> <p>〈平成 30（2018）年 10 月策定〉</p>	<p>○4 未来に挑む人づくり</p> <p>「大学等の機能強化」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>専門職大学の設置推進</u> <p>○10 交流五国</p> <p>「五国の資源を活かしたツーリズムの促進」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>専門職大学等を通じた人材の育成（ホテル・旅館の経営をマネジメントする人材、舞台芸術や地域の文化振興事業を企画・運営する人材等）</u>
<p>兵庫 2030 年の展望 リーディングプロジェクト</p> <p>〈令和 2(2020)～令和 12(2030)〉</p>	<p>○基本方針Ⅱ-9 つながる芸術文化プロジェクト</p> <p>「〔但馬〕但馬まるごと芸術の郷プロジェクト」</p> <p>○地域版リーディングプロジェクト</p> <p>「〔但馬〕但馬まるごと芸術の郷プロジェクト」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>豊岡演劇祭や国際観光芸術専門職大学（仮称）と連携した芸術文化イベントを但馬全域で展開し、内外の人々がつながる「芸術の郷づくり」を推進</u> <p>○基本方針Ⅲ-13 体験ツーリズムプロジェクト</p> <p>「受入基盤の強化」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>国際観光芸術専門職大学（仮称）等を通じた観光人材の育成強化</u>
<p>ひょうごツーリズム戦略 （公益社団法人ひょうご観光本部）</p> <p>〈令和 2(2020)～令和 4(2022)〉</p>	<p>○重点施策Ⅱ 受入環境の整備促進</p> <p>「2 観光客受入基盤の整備」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>国際観光芸術専門職大学（仮称）における観光ビジネスが展開できる人材育成</u>
<p>第 3 期ひょうご教育創造プラン （兵庫県教育基本計画）</p> <p>〈平成 31(2019)～令和 5(2023)〉</p>	<p>○基本方針 1「生きる力」を育む教育の推進</p> <p>「(7) 高等教育（大学）の推進」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>国際観光芸術専門職大学（仮称）の設立準備をすすめるとともに、魅力の発信に取り組む。</u>
<p>活力あるふるさと兵庫実現 プログラム</p> <p>〈平成 29(2017)～令和 3(2021)〉</p>	<p>○3-8-1 職業能力開発プログラム</p> <p>「(1) 高度な職業能力の育成」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 目標：世界に通用する専門職大学の開設を検討 ・ 施策・事業：<u>但馬地域における専門職大学設立準備の推進</u>

年別 訪日外客数の推移



データ更新日:2019/05/31 4:25:16

- ◆訪日外客とは、国籍に基づく法務省集計による外国人正規入国者から、日本を主たる居住国とする永住者等の外国人を除き、これに外国人一時上陸客等を加えた入国外国人旅行者のことである。駐在員やその家族、留学生等の入国者・再入国者は訪日外客に含まれる。乗員上陸数は含んでいない。
- ◆2007年以降の「観光客」の数値には「一時上陸客（通過客）」が含まれる。
訪日ビザを取得せずに日本での短期滞在が認められている国からの「一時上陸客」は、従来「観光客」に含まれており、「一時上陸客」の人数を別途把握することは不可能であった。それに加え、韓国、台湾、香港等からの短期滞在者に対する訪日ビザの免除措置が取られたことにより、近年、「一時上陸客」の該当者が「観光客」に組み込まれるようになり、「一時上陸客」は激減した。
「一時上陸客」の日本での滞在が短期間であるとは言え、事実上観光客と行動が同様である実態に鑑み、2007年以降は「一時上陸客」を「観光客」に加え、「観光客」の定義を変更することとした。
- ◆1964年～2017年は確定値、2018年1月～2019年2月は暫定値である。

出典：日本政府観光局 (JNTO)

(単位：人)

年	訪日外客数	年	訪日外客数
1999	4,437,863	2009	6,789,658
2000	4,757,146	2010	8,611,175
2001	4,771,555	2011	6,218,752
2002	5,238,963	2012	8,358,105
2003	5,211,725	2013	10,363,904
2004	6,137,905	2014	13,413,467
2005	6,727,926	2015	19,737,409
2006	7,334,077	2016	24,039,700
2007	8,346,969	2017	28,691,073
2008	8,350,835	2018	31,191,856

これまでの議論を踏まえた課題

- 我が国の豊富で多様な観光資源を、誇りを持って磨き上げ、その価値を日本人にも外国人にも分かりやすく伝えていくことが必要。
- 観光の力で、地域の雇用を生み出し、人を育て、国際競争力のある生産性の高い観光産業へと変革していくことが必要。
- CIQや宿泊施設、通信・交通・決済など、受入環境整備を早急に進めることが必要。
- 高齢者や障がい者なども含めた、すべての旅行者が「旅の喜び」を実感できるような社会を築いていくことが必要。

「観光先進国」への「3つの視点」と「10の改革」

視点 1

「観光資源の魅力を極め、地方創生の礎に」

- **「魅力ある公的施設」を、ひろく国民、そして世界に開放**
 - ・赤坂や京都の迎賓館などを大胆に公開・開放
- **「文化財」を、「保存優先」から観光客目線での「理解促進」、そして「活用」へ**
 - ・2020年までに、文化財を核とする観光拠点を全国で200整備、わかりやすい多言語解説など1000事業を展開し、集中的に支援強化
- **「国立公園」を、世界水準の「ナショナルパーク」へ**
 - ・2020年を目標に、全国5箇所の公園について民間の力も活かし、体験・活用型の空間へと集中改善
- **おもな観光地で「景観計画」をつくり、美しい街並みへ**
 - ・2020年を目途に、原則として全都道府県・全国の半数の市区町村で「景観計画」を策定

視点 2

「観光産業を革新し、国際競争力を高め、我が国の基幹産業に」

- **古い規制を見直し、生産性を大切にする観光産業へ**
 - ・60年以上経過した規制・制度の抜本見直し、トップレベルの経営人材育成、民泊ルールの整備、宿泊業の生産性向上など、総合パッケージで推進・支援
- **あたらしい市場を開拓し、長期滞在と消費拡大を同時に実現**
 - ・欧州・米国・豪州や富裕層などをターゲットにしたプロモーション、戦略的なビザ緩和などを実施
 - ・MICE誘致・開催の支援体制を抜本的に改善
 - ・首都圏におけるビジネスジェットの受入環境改善
- **疲弊した温泉街や地方都市を、未来発想の経営で再生・活性化**
 - ・2020年までに、世界水準DMOを全国100形成
 - ・観光地再生・活性化ファンド、規制緩和などを駆使し、民間の力を最大限活用した安定的・継続的な「観光まちづくり」を実現

視点 3

「すべての旅行者が、ストレスなく快適に観光を満喫できる環境に」

- **ソフトインフラを飛躍的に改善し、世界一快適な滞在を実現**
 - ・世界最高水準の技術活用により、出入国審査の風景を一変
 - ・ストレスフリーな通信・交通利用環境を実現
 - ・キャッシュレス観光を実現
- **「地方創生回廊」を完備し、全国どこへでも快適な旅行を実現**
 - ・「ジャパン・レールパス」を訪日後でも購入可能化
 - ・新幹線開業やコンセクション空港運営等と連動した、観光地へのアクセス交通充実の実現
- **「働きかた」と「休みかた」を改革し、躍動感あふれる社会を実現**
 - ・2020年までに、年次有給休暇取得率70%へ向上
 - ・家族が休暇をとりやすい制度の導入、休暇取得の分散化による観光需要の平準化

「明日の日本を支える観光ビジョン」 施策概要

1 観光資源の魅力を極め、地方創生の礎に

- **魅力ある公的施設・インフラの大胆な公開・開放**
 - ・赤坂や京都の迎賓館に加え、我が国の歴史や伝統に溢れる公的施設を一般向けに公開・開放
- **文化財の観光資源としての開花**
 - ・2020年までに、文化財を核とする観光拠点を全国で200整備、わかりやすい多言語解説など1000事業を展開し、集中的に支援強化
- **国立公園の「ナショナルパーク」としてのブランド化**
 - ・2020年を目標に、全国5箇所の公園について民間の力を活かし、体験・活用型の空間へと集中改善
 - ・2020年までに、外国人利用者数を100万人に
- **景観の優れた観光資産の保全・活用による観光地の魅力向上**
 - ・2020年を目標に、原則として全都道府県、全国の半数の市区町村で「景観計画」を策定
 - ・歴まち法の重点区域などで無電柱化を推進
- **滞在型農山漁村の確立・形成**
 - ・日本ならではの伝統的な生活体験と非農家を含む農村地域の人々との交流を楽しむ「農泊」を推進し、2020年までに全国の農山漁村で50地域創出
- **地方の商店街等における観光需要の獲得・伝統工芸品等の消費拡大**
 - ・2020年までに、商店街等において、50箇所で街並み整備、1500箇所で外国人受入環境整備
 - ・2020年までに、外国人受入可能な伝統的工芸品産地を100箇所に以上
- **広域観光周遊ルートの世界水準への改善**
 - ・修景や体験プログラム開発等に国から専門家チーム（パシフィックチーム）を派遣
- **東北の観光復興**
 - ・東北6県の外国人宿泊者数を2020年150万人泊（2015年の3倍）に

2 観光産業を革新し、国際競争力を高め、我が国の基幹産業に

- **観光関係の規制・制度の総合的な見直し**
 - ・通訳案内士、予約オペレーター、宿泊業等の抜本見直し
- **民泊サービスへの対応**
 - ・現行制度の枠組みにとらわれない宿泊法制度の抜本見直し（本年6月中目途に検討会とりまとめ）
- **産業界ニーズを踏まえた観光経営人材の育成強化**
 - ・2020年までに、トップレベルの経営人材の恒常的な育成拠点を大学院段階（MBAを含む）に形成
- **宿泊施設不足の早急な解消及び多様なニーズに合わせた宿泊施設の提供**
 - ・旅館等におけるインフラ投資などを促進
- **世界水準のDMOの形成・育成**
 - ・2020年までに、世界水準DMOを全国で100形成
- **「観光地再生・活性化ファンド」の継続的な展開**
 - ・観光まちづくりに関する投資や人材支援を安定的・継続的に提供できる体制を整備
- **次世代の観光立国実現のための財源の検討**
 - ・観光施策に充てる国の追加的な財源確保策を検討
- **訪日プロモーションの戦略的高度化**
 - ・海外著名人の日本文化体験映像を海外キー局で配信
- **インフラ観光促進のための多様な魅力の対外発信強化**
 - ・在外公館や放送コンテンツなどを活用した情報発信
- **MICE誘致の促進**
 - ・政府レベルでの誘致支援体制の構築
- **ビザの戦略的緩和**
 - ・中国、フィリピン、ベトナム、インド、ロシアの5ヶ国を対象
- **訪日教育旅行の活性化**
 - ・「2020年までに4万人から5割増」の早期実現
- **観光教育の充実**
 - ・総合的な学習の時間等における教材の作成・普及
- **若者のアウトバウンド活性化**
 - ・若者割引等のサービス開発を通じた海外旅行の推進

3 すべての旅行者が、ストレスなく快適に観光を満喫できる環境に

- **最先端技術を活用した革新的な出入国審査等の実現**
 - ・世界最高水準の顔認証技術の導入などを促進
- **民間のまちづくり活動等による「観光・まち一体再生」の推進**
 - ・宿泊施設や観光バス乗降場等の整備促進
- **キャッシュレス環境の飛躍的改善**
 - ・2020年までに、主要な観光地等における「100%のクレジットカード対応化」などを実現
- **通信環境の飛躍的向上と誰もが一人歩きできる環境の実現**
 - ・無料Wi-Fi環境とSIMカードの相互補完の利用促進
- **多言語対応による情報発信**
 - ・中小事業者のWEBサイトの約半分を多言語化
- **急患等にも十分対応できる外国人患者受入体制の充実**
 - ・2020年までに、外国人患者受入体制が整備された医療機関を全国100箇所整備（現在の約5倍）
- **「世界一安全な国、日本」の良好な治安等を体感できる環境整備**
 - ・外国語対応可能な警察職員の配置等の体制整備
- **「地方創生回廊」の完備**
 - ・「ジャパン・レールパス」を訪日後でも購入可能に
- **地方空港のゲートウェイ機能強化とLCC就航促進**
 - ・複数空港の一体運営（コンセッション等）の推進
- **クルーズ船受入の更なる拡充**
 - ・2020年に訪日クルーズ旅客を500万人に
- **公共交通利用環境の革新**
 - ・主要な公共交通機関の海外インターネット予約を可能に
- **休暇改革**
 - ・2020年までに年次有給休暇の取得率を70%に
- **利用者に合わせたエバーグリーン化の推進**
 - ・高い水準のエバーグリーン化と心のバリアフリーを推進

新たな目標値について

安倍内閣3年間の成果

戦略的なビザ緩和、免税制度の拡充、出入国管理体制の充実、航空ネットワーク拡大など、**大胆な「改革」**を断行。

- ・ **訪日外国人旅行者数**は、**2倍増の約2000万人**に
(2012年) 836万人 ⇒ (2015年) 1974万人
- ・ **訪日外国人旅行消費額**は、**3倍増の約3.5兆円**に
1兆846億円 ⇒ 3兆4771億円

新たな目標への挑戦！

訪日外国人旅行者数

2020年： **4,000万人**
(2015年の約2倍)

2030年： **6,000万人**
(2015年の約3倍)

訪日外国人旅行消費額

2020年： **8兆円**
(2015年の2倍超)

2030年： **15兆円**
(2015年の4倍超)

地方部での外国人延べ宿泊者数

2020年： **7,000万人泊**
(2015年の3倍弱)

2030年： **1億3,000万人泊**
(2015年の5倍超)

外国人リピーター数

2020年： **2,400万人**
(2015年の約2倍)

2030年： **3,600万人**
(2015年の約3倍)

日本人国内旅行消費額

2020年： **21兆円**
(最近5年間の平均から約5%増)

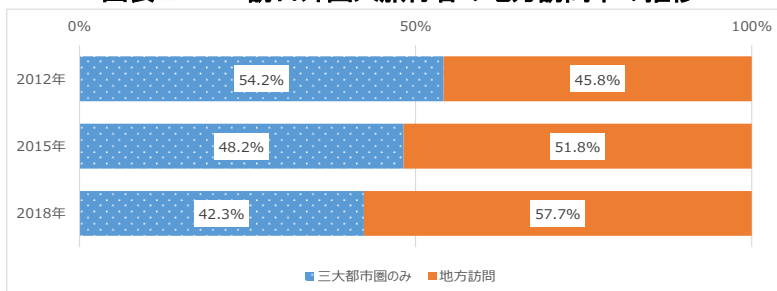
2030年： **22兆円** 3
(最近5年間の平均から約10%増)

第2節 地方を訪問する訪日外国人旅行者の増加とコト消費の動向 (地方部を訪問する訪日外国人旅行者の割合が半数を超える)

我が国を訪れる訪日外国人旅行者は、その人数が増加しているのみならず、日本の国内における訪問先も年々多様化し、面的な広がりを見せている。こうした動きに伴い、訪問先を三大都市圏とそれ以外の地方部に分けた場合、地方部を訪れる訪日外国人旅行者の割合が年々高まっている。

観光庁の訪日外国人消費動向調査によると、2012年（平成24年）に我が国を訪れた訪日外国人旅行者のうち、54.2%は三大都市圏のみを訪問先としていたが、その割合は2015年（平成27年）には48.2%となり、地方部を訪れる訪日外国人旅行者の割合が、三大都市圏のみを訪れる割合を上回った。2018年（平成30年）には、地方部を訪れる訪日外国人旅行者の割合は更に高まり、57.7%に達している。

図表Ⅱ-5 訪日外国人旅行者の地方訪問率の推移

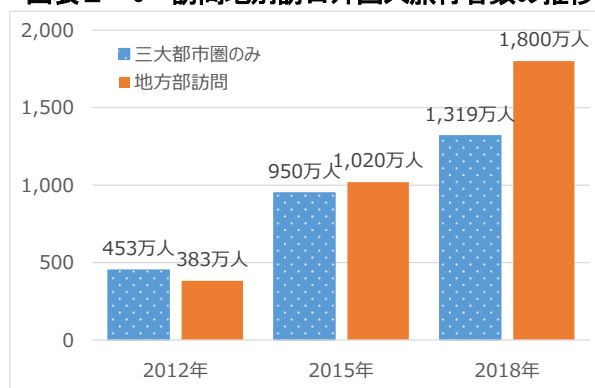


資料：観光庁「訪日外国人消費動向調査」、日本政府観光局「訪日外客数」に基づき観光庁作成

注1：三大都市圏とは、「東京、神奈川、千葉、埼玉、愛知、大阪、京都、兵庫」の8都府県を、地方部とは三大都市圏以外の道県をいう。

訪日外国人旅行者の訪問先について、人数で比較すると、2012年（平成24年）には、都市部のみを訪問する訪日外国人旅行者の人数が453万人であったのに対し、地方部を訪問する人数は383万人と、都市部のみを訪問する人数を下回っていたが、その後、地方部を訪問する訪日外国人旅行者の人数が急速に増加し、2015年（平成27年）には1,020万人と、2012年（平成24年）の2.7倍となり、都市部のみを訪問する人数である950万人を上回った。2018年（平成30年）には地方部を訪問する人数は1,800万人にまで増加し、三大都市圏のみを訪問する人数である1,319万人の1.4倍となった。

図表Ⅱ-6 訪問地別訪日外国人旅行者数の推移



資料：観光庁「訪日外国人消費動向調査」、日本政府観光局「訪日外客数」に基づき観光庁作成

注1：三大都市圏とは、「東京、神奈川、千葉、埼玉、愛知、大阪、京都、兵庫」の8都府県を、地方部とは三大都市圏以外の道県をいう。

(訪日外国人旅行者の関心が多様化し、特に「地方型コト消費」への関心が高まっている)

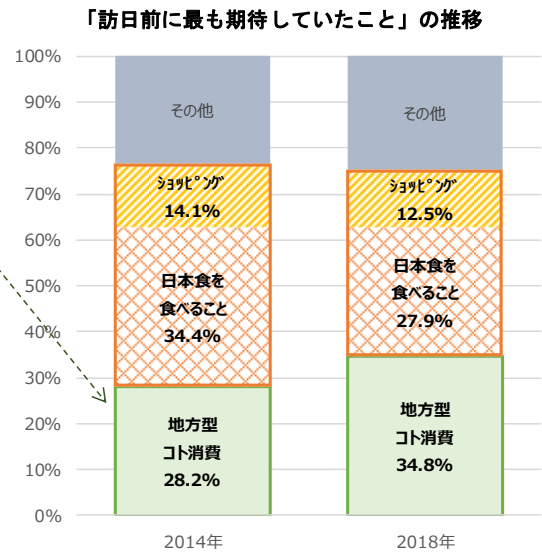
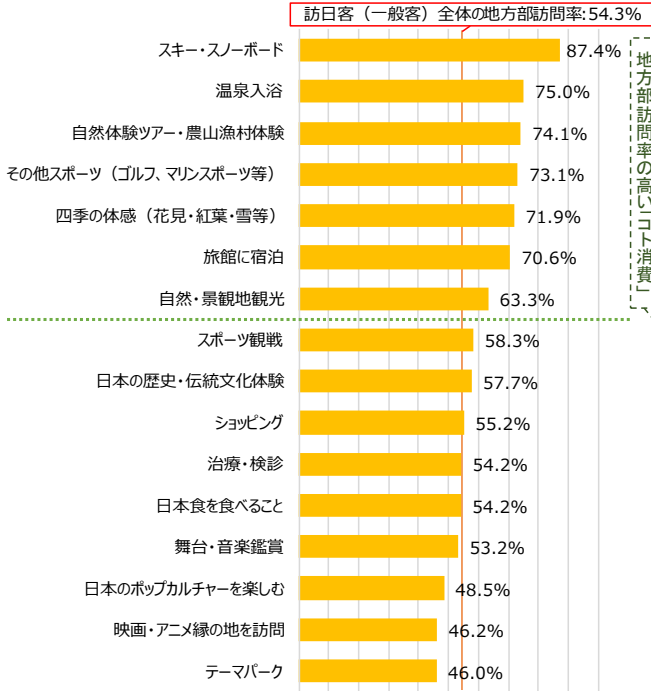
このように、地方を訪れる訪日外国人旅行者が増加していることについては、その背景の一つとして、訪日外国人旅行者の関心が多様化し、様々な「コト消費」への関心が高まっていることが考えられる。

訪日外国人旅行者が「訪日前に最も期待していたこと」は、2014年（平成26年）には「日本食を食べること」と「ショッピング」を合わせた割合が48.5%と約半数を占めていたが、2018年（平成30年）には40.4%に減少しており、その分、訪日外国人旅行者の関心の対象が多様化していることがうかがえる。

「コト消費」を行う訪日外国人旅行者は、一般的に地方部への訪問率が高く、例えば「スキー・スノーボード」では87.4%、「温泉入浴」では75.0%と、全体平均の54.3%を大きく上回っている。そこで、地方部訪問率が60%を超えるコト消費を「地方型コト消費」とし、「訪日前に最も期待していたこと」が「地方型コト消費」であった訪日外国人旅行者の割合をみると、2014年（平成26年）から2018年（平成30年）にかけて、28.2%から34.8%へと増加しており、地方訪問につながりやすい「コト消費」への関心が特に高まっていることがわかる。

図表Ⅱ-7 訪日外国人旅行者による「コト消費」と地方訪問との関係

訪日外国人旅行者（一般客）の主な「今回したこと」別地方訪問率（2018年）



資料：観光庁「訪日外国人消費動向調査」に基づき観光庁作成

注1：三大都市圏とは、「東京、神奈川、千葉、埼玉、愛知、大阪、京都、兵庫」の8都府県を、地方部とは三大都市圏以外の道県をいう。

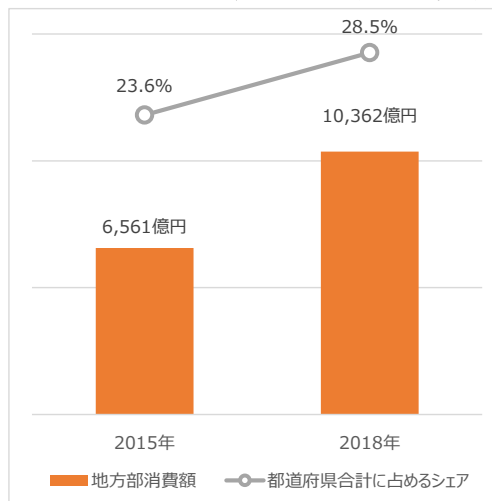
注2：それぞれの選択肢について、「今回したこと」として選んだ訪日外国人旅行者のうち、地方部を訪問した人の割合。

注3：「今回したこと」として選択した訪日外国人旅行者の地方部訪問率が60%以上となる項目を「地方型コト消費」として分類した。

（地方部での訪日外国人旅行消費額は3年間で1.6倍に拡大）

地方部を訪れる訪日外国人旅行者の増加とともに、地方部における訪日外国人旅行消費額も増加しており、2015年（平成27年）から2018年（平成30年）にかけて、6,561億円から1兆362億円へと、3年間で1.6倍に拡大している。また、地方部での訪日外国人旅行消費額の都道府県合計に占めるシェアは、同期間で23.6%から28.5%へと約5ポイント上昇した。

図表Ⅱ-8 地方部における訪日外国人旅行消費額及びシェア



資料：日本政府観光局「訪日外客数」及び観光庁「訪日外国人消費動向調査」に基づき観光庁作成

注1：三大都市圏とは、「東京、神奈川、千葉、埼玉、愛知、大阪、京都、兵庫」の8都府県を、地方部とは三大都市圏以外の道県をいう。

(コト消費が地方部の都道府県への訪問率を大幅に引き上げている)

次に、「コト消費」が、具体的にどの都道府県への訪問率を高めるかを確認するため、各都道府県について、それぞれの「コト消費」の体験の有無別に算出した訪問率に基づき、体験した場合の訪問率が体験の有無に関わらない全体平均の何倍になるかを算出した。倍率が高いほど、その都道府県において、当該「コト消費」による訪日外国人旅行者の誘引力が高いことが示される。

その結果、「スキー・スノーボード」では、新潟県が最も高い11.91倍で、次いで長野県の7.72倍、山形県の4.89倍、北海道の4.38倍、岩手県の3.92倍の順となり、スノーリゾートが多く分布する地域が上位に挙げられた。「四季の体感(花見・紅葉・雪等)」では、岩手県が最も高い4.23倍で、次いで青森県の3.68倍、秋田県の3.64倍、栃木県の2.59倍、山形県の2.59倍の順となり、上位の多くを東北地方の県が占めた。「自然体験ツアー・農山漁村体験」では、愛媛県が最も高い3.36倍で、次いで富山県の3.17倍、岐阜県の3.09倍、「温泉入浴」では、鹿児島県が最も高い2.46倍で、次いで大分県の2.39倍、岩手県の2.34倍、「旅館に宿泊」では、島根県が最も高い2.53倍で、次いで鳥取県の2.42倍、岐阜県の2.42倍、「その他スポーツ(ゴルフ・マリンスポーツ等)」では、鹿児島県が最も高い5.30倍で、次いで沖縄県、愛媛県の順となった。

図表Ⅱ-9 コト消費の誘引力の高い地域

スキー・スノーボード					四季の体感(花見・紅葉・雪等)					自然体験ツアー・農山漁村体験				
順位	倍率(A/B)	訪問率(%)		順位	倍率(A/B)	訪問率(%)		順位	倍率(A/B)	訪問率(%)				
		した人の平均(A)	全体平均(B)			した人の平均(A)	全体平均(B)			した人の平均(A)	全体平均(B)			
1位	新潟県	11.91	6.90	0.58	1位	岩手県	4.23	1.09	0.26	1位	愛媛県	3.36	1.12	0.33
2位	長野県	7.72	22.43	2.91	2位	青森県	3.68	1.98	0.54	2位	富山県	3.17	3.09	0.98
3位	山形県	4.89	1.50	0.31	3位	秋田県	3.64	0.92	0.25	3位	岐阜県	3.09	8.34	2.70
4位	北海道	4.38	36.34	8.29	4位	栃木県	2.59	3.79	1.46	4位	石川県	3.07	5.78	1.88
5位	岩手県	3.92	1.01	0.26	5位	山形県	2.59	0.80	0.31	5位	広島県	2.79	8.62	3.08

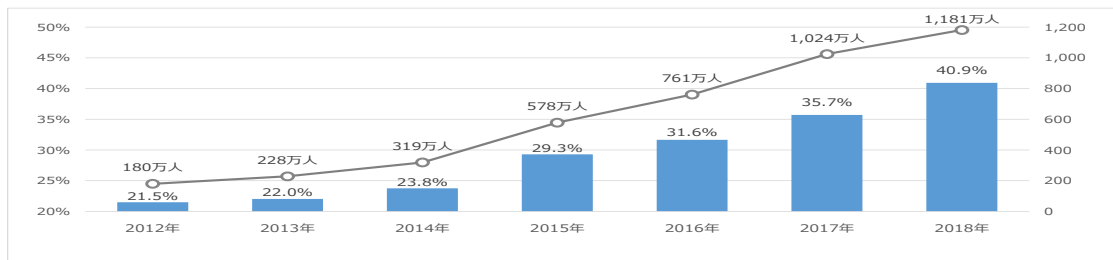
温泉入浴					旅館に宿泊					その他スポーツ(ゴルフ・マリンスポーツ等)				
順位	倍率(A/B)	訪問率(%)		順位	倍率(A/B)	訪問率(%)		順位	倍率(A/B)	訪問率(%)				
		した人の平均(A)	全体平均(B)			した人の平均(A)	全体平均(B)			した人の平均(A)	全体平均(B)			
1位	鹿児島県	2.46	2.43	0.99	1位	島根県	2.53	0.31	0.12	1位	鹿児島県	5.30	5.25	0.99
2位	大分県	2.39	10.55	4.41	2位	鳥取県	2.42	0.62	0.26	2位	沖縄県	4.70	32.61	6.93
3位	岩手県	2.34	0.60	0.26	3位	岐阜県	2.42	6.53	2.70	3位	愛媛県	3.25	1.08	0.33
4位	富山県	2.30	2.24	0.98	4位	富山県	2.34	2.29	0.98	4位	秋田県	2.66	0.67	0.25
5位	宮崎県	2.23	1.02	0.45	5位	石川県	2.33	4.40	1.88	5位	高知県	2.65	0.50	0.19

資料：観光庁「訪日外国人消費動向調査」(2018年(平成30年)全国調査)に基づき観光庁作成
注1：体験した場合の訪問率の全体の訪問率に対する倍率が大きい上位5位の都道府県。

(訪日外国人旅行者による「コト消費」は年々拡大)

「コト消費」が訪日外国人旅行者の消費額をどの程度高めるかについて、確認を行った。まず、訪日外国人消費動向調査の結果から、「コト消費」の要素が最も強い「娯楽サービス費」の購入率をみると、2012年(平成24年)には21.5%であったが、その後年々拡大し、2018年(平成30年)には40.9%と、6年間で1.9倍になっており、「コト消費」を楽しむ訪日外国人旅行者の増加傾向が読み取れる。

図表Ⅱ-10 娯楽サービス費購入率の推移

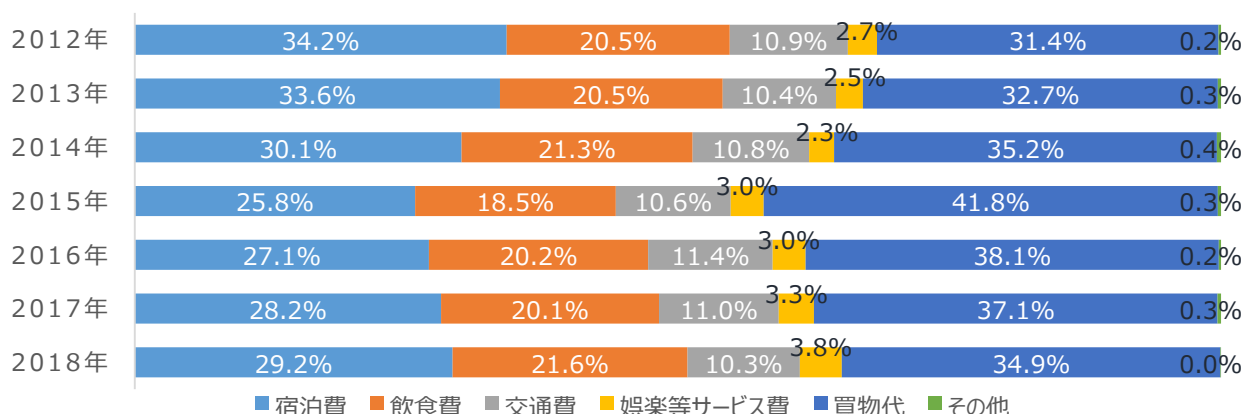


資料：観光庁「訪日外国人消費動向調査」、日本政府観光局「訪日外客数」に基づき観光庁作成

注1：2018年(平成30年)より、サービス消費をより詳細に把握するため「娯楽サービス費」に「温泉・温浴施設・エステ・リラクゼーション」「マッサージ・医療費」等の費目を追加し「娯楽等サービス費」としたため、数値の比較には留意が必要である。

また、訪日外国人旅行消費額の費目別構成比の推移をみると、娯楽サービス費の割合は、2015年（平成27年）以降4年連続で拡大し、2018年（平成30年）には3.8%となっている。

図表Ⅱ-11 訪日外国人旅行消費額費目別構成比の推移



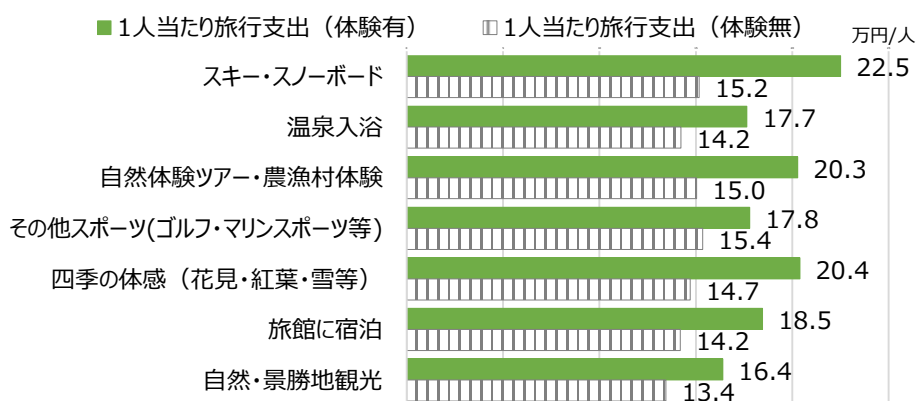
資料：観光庁「訪日外国人消費動向調査」

注1：2018年（平成30年）より、サービス消費をより詳細に把握するため「娯楽サービス費」に「温泉・湯浴施設・エステ・リラクゼーション」「マッサージ・医療費」等の費目を追加し「娯楽等サービス費」としたため、数値の比較には留意が必要である。

（「コト消費」は訪日外国人旅行者の1人当たり消費単価を増加させている）

次に、それぞれの「コト消費」の体験の有無別に、訪日外国人旅行者1人当たりの消費単価を算出した。その結果、いずれの「コト消費」についても、体験した場合の消費単価がしなかった場合を上回った。「スキー・スノーボード」は、体験の有無による消費単価の差が特に大きく、体験した場合の消費単価は22万5,056円と、しなかった場合の15万1,699円より7万3,356円高かった。また、「自然体験ツアー・農漁村体験」を体験した場合の消費単価は20万2,789円と、しなかった場合の15万397円より5万2,392円高かった。さらに、「四季の体感（花見・紅葉・雪等）」を体験した場合の消費単価は20万4,021円と、しなかった場合の14万7,122円より5万6,899円高かった。

図表Ⅱ-12 主な「コト消費」の体験有無別1人当たり旅行支出



資料：観光庁「訪日外国人消費動向調査」（2018年（平成30年））に基づき観光庁作成

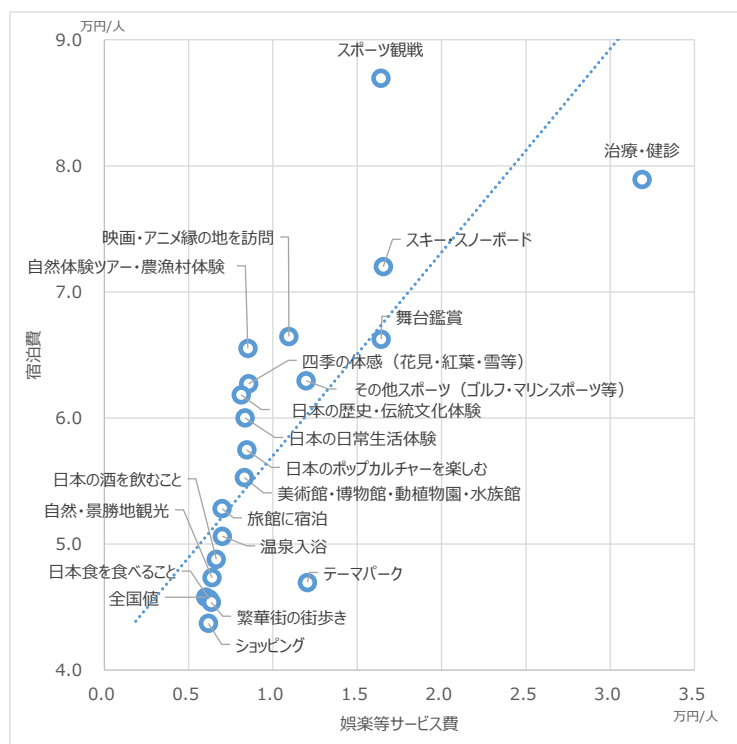
（「コト消費」は娯楽等サービス費以外の消費も増加させ、消費額全体を拡大させている）

「コト消費」による消費額の増加は、旅行消費額のうち、主に「娯楽等サービス費」において生じるが、他の宿泊費や交通費等でも、体験しない場合と比較して消費額が高めに出る傾向にある。これは、「コト消費」を行うに当たり、その場所での宿泊や、移動を必要とする場合が多いためであると考えられる。

そこで、体験した「コト消費」別に、訪日外国人旅行者1人当たりの「娯楽等サービス費」と「宿泊費」との関係性を散布図により確認した。その結果、「コト消費」により「娯楽等サービス費」が増加すれば、「宿泊費」もそれに伴って増加する傾向があることが分かった。また、体験した「コト消費」別に、「娯楽等サービス費」と娯楽等サービス費を除いた1人当たり旅行支出との関係性を散布図により確認すると、「コト消費」により「娯楽等サービス費」が増加すれば、それ以外の旅行支出も増加する傾向にあることが分かった。

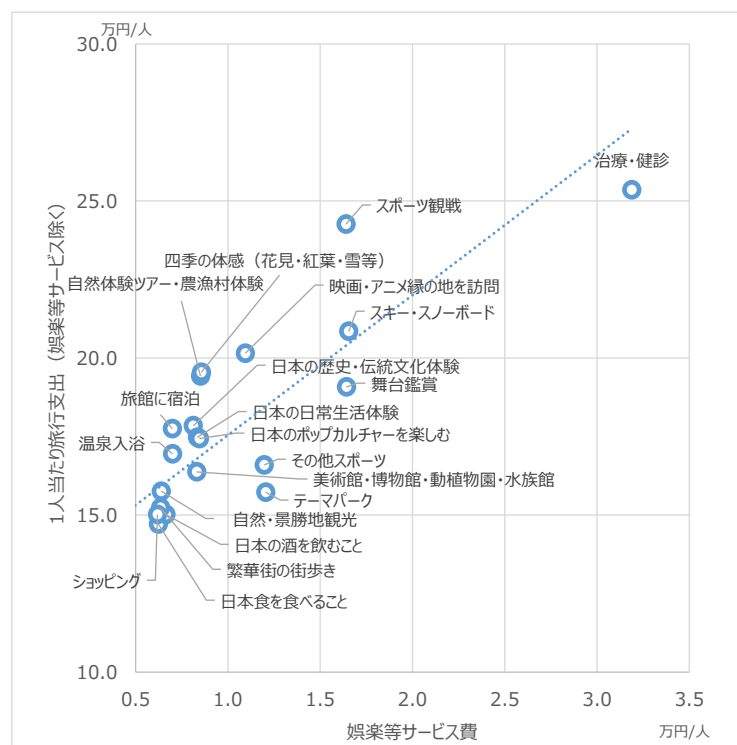
また、「スポーツ観戦」については、体験した人の「娯楽等サービス費」の支出が比較的多いことに加え、他の項目よりも、「宿泊費」や娯楽等サービス費を除いた1人当たり旅行支出が多い傾向もある。

図表Ⅱ-13 今回の訪日旅行中にしたこと別 娯楽等サービス費と宿泊費との関係



資料：観光庁「訪日外国人消費動向調査」(2018年(平成30年))に基づき観光庁作成

図表Ⅱ-14 今回の訪日旅行中にしたこと別 娯楽等サービス費と1人当たり旅行支出(娯楽等サービス費を除く)との関係



資料：観光庁「訪日外国人消費動向調査」(2018年(平成30年))に基づき観光庁作成

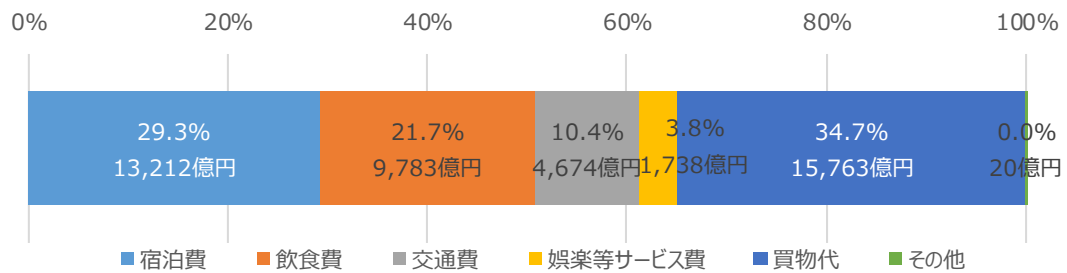
このように、「コト消費」は、娯楽等サービス費のみならず、他の費目の消費額を増加させることを通じて、訪日外国人旅行者による消費額全体を増加させる効果があると言える。

また、ラグビーワールドカップ 2019 日本大会や 2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会については、旅行支出の多いスポーツ観戦者の訪日旅行の増加が見込まれることから、旅行消費拡大の好機となると考えられる。

訪日外国人消費動向調査 2018年調査結果の概要

2018年 訪日外国人旅行消費額 4兆5,189億円

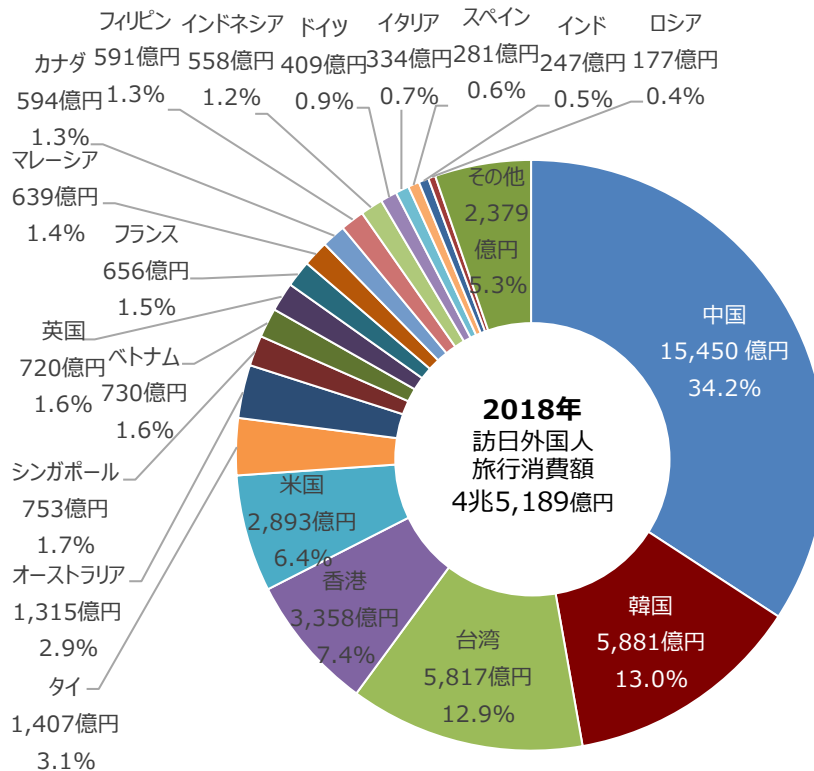
- 2018年の訪日外国人旅行消費額^{注1}は総額で4兆5,189億円と推計される。
- 訪日外国人旅行消費額を費目別にみると、宿泊料金が29.3%、飲食費が21.7%、買物代が34.7%を占める。



旅行消費額の多い国・地域 ①中国 ②韓国 ③台湾

- 国籍・地域別では、①中国 ②韓国 ③台湾 ④香港 ⑤米国の順で旅行消費額が高い。
- 上位5カ国・地域で、訪日外国人旅行消費額全体の73.9%を占める。

【図表】国籍・地域別の訪日外国人旅行消費額と費目別構成比



注1) 訪日外国人(クルーズ客を含む)が日本滞在中に支払った旅行中支出に、パッケージツアー参加費に含まれる国内収入分を推計して加算している(ただし、クルーズ客は旅行中支出のみ計上)。なお、日本の航空会社および船舶会社に支払われる国際旅客運賃は含まない。

■ 2018年 訪日外国人(一般客)の旅行支出 **153,029** 円／人

- 2018年における訪日外国人の旅行支出は1人当たり平均153,029円と推計される。
- 主な国籍・地域別では、韓国78,084円、台湾127,579円、香港154,581円、中国224,870円、米国191,539円である。
- 費目別にみると、買物代51,256円が最も高く、次いで宿泊費45,787円、飲食費33,748円の順で高い。

【図表】国籍・地域別の訪日外国人1人当たり旅行支出と旅行消費額

2018年暦年

国籍・地域	a. 1人当たり旅行支出		b. 訪日外国人旅行者数 ^{注3}		c. 訪日外国人旅行消費額 (=a×b) (億円)
	(円／人)	前年比 ^{注2}	(人)	前年比	
全国籍・地域	153,029	-0.6%	28,854,053	10.0%	44,155
韓国	78,084	8.8%	7,525,853	5.6%	5,876
台湾	127,579	1.4%	4,487,436	4.4%	5,725
香港	154,581	1.0%	2,165,311	-0.8%	3,347
中国	224,870	-2.4%	6,476,719	21.8%	14,564
タイ	124,421	-1.7%	1,129,456	14.7%	1,405
シンガポール	172,821	5.2%	435,029	8.7%	752
マレーシア	137,612	1.4%	463,367	7.3%	638
インドネシア	141,419	9.3%	393,754	13.0%	557
フィリピン	121,921	7.3%	473,079	13.0%	577
ベトナム	188,376	2.8%	387,199	25.9%	729
インド	161,423	2.5%	152,495	15.1%	246
英国	220,929	2.6%	324,679	7.2%	717
ドイツ	191,736	5.2%	212,906	11.9%	408
フランス	215,786	1.6%	303,952	13.4%	656
イタリア	223,555	16.8%	149,273	19.3%	334
スペイン	237,234	11.6%	118,378	18.9%	281
ロシア	188,256	-5.5%	93,599	22.0%	176
米国	191,539	5.2%	1,507,362	10.9%	2,887
カナダ	183,218	2.1%	322,487	8.2%	591
オーストラリア	242,041	7.2%	541,870	11.3%	1,312
その他	199,728	-6.1%	1,189,849	9.4%	2,376
一般客					
クルーズ客	44,227	-	2,337,803	-4.5%	1,034
全体			31,191,856	8.7%	45,189

注2) 2018年より調査方法を変更したため、本頁の「前年比」は参考値。

注3) 出典：日本政府観光局(JNTO)「訪日外客数」(暫定値)、法務省「出入国管理統計」船舶観光上陸許可数
一般客の旅行者数は、訪日外客数からクルーズ客の人数(船舶観光上陸許可数)を除いたもの。

(5) 費目別にみる旅行支出

- 一般客の費目別旅行支出（パッケージ内訳を含む）を国籍・地域別にみると、「飲食費」はスペインで6.2万円、「買物代」は中国で11.2万円と高い（図表2-7）。

図表2-7 費目別にみる一般客1人当たり旅行支出（国籍・地域別）

国籍・地域	【費目別旅行支出】						
	旅行支出 総額	宿泊費	飲食費	交通費	娯楽等 サービス 費	買物代	その他
全国籍・地域	153,029	45,787	33,748	16,160	6,011	51,256	67
韓国	78,084	24,974	19,961	7,636	3,917	21,549	47
台湾	127,579	35,312	28,190	13,548	5,059	45,441	30
香港	154,581	45,625	36,887	16,683	5,063	50,287	36
中国	224,870	47,854	39,984	16,834	7,998	112,104	95
タイ	124,421	36,836	27,740	15,033	4,416	40,248	149
シンガポール	172,821	63,311	41,406	19,890	6,467	41,691	54
マレーシア	137,612	44,950	30,400	16,371	6,466	39,422	3
インドネシア	141,419	48,117	29,156	20,946	5,585	37,599	17
フィリピン	121,921	31,448	30,074	14,459	6,077	39,596	268
ベトナム	188,376	55,818	43,846	18,900	5,923	63,649	240
インド	161,423	75,371	34,026	21,864	3,747	26,415	0
英国	220,929	100,692	56,050	33,172	8,341	22,641	34
ドイツ	191,736	84,555	47,536	28,333	5,974	25,250	87
フランス	215,786	85,544	56,933	33,438	7,358	32,472	41
イタリア	223,555	87,652	57,803	39,204	7,552	31,057	287
スペイン	237,234	92,543	62,129	42,159	7,620	32,783	0
ロシア	188,256	62,710	43,837	22,038	7,973	51,554	143
米国	191,539	82,286	50,630	27,318	7,865	23,406	34
カナダ	183,218	74,857	47,469	27,579	7,993	25,176	144
オーストラリア	242,041	99,175	58,878	34,892	16,171	32,688	236
その他	199,728	84,529	48,463	29,455	6,354	30,912	14

- 一般客の費目別旅行消費額（パッケージ内訳を含む）を国籍・地域別にみると、いずれの費目も中国が最も高くなっている。特に「買物代」は7,261億円と他の国籍・地域に比べ突出して高い（図表2-8）。
- 旅行消費額の費目別構成比をみると、インドや英国、ドイツ、米国、カナダ、オーストラリアでは「宿泊費」の割合が4割超と高い傾向がみられる。中国では「買物代」が49.9%と高い割合を占める。

図表2-8 費目別にみる一般客の旅行消費額（国籍・地域別）

国籍・地域	【費目別旅行消費額】							【費目別旅行消費額 構成比】(ヨコ計100%)					
	消費額 総額	宿泊費	飲食費	交通費	娯楽等 サービス 費	買物代	その他	宿泊費	飲食費	交通費	娯楽等 サービス 費	買物代	その他
全国籍・地域	44,155	13,211	9,738	4,663	1,734	14,789	19	29.9%	22.1%	10.6%	3.9%	33.5%	0.0%
韓国	5,876	1,880	1,502	575	295	1,622	4	32.0%	25.6%	9.8%	5.0%	27.6%	0.1%
台湾	5,725	1,585	1,265	608	227	2,039	1	27.7%	22.1%	10.6%	4.0%	35.6%	0.0%
香港	3,347	988	799	361	110	1,089	1	29.5%	23.9%	10.8%	3.3%	32.5%	0.0%
中国	14,564	3,099	2,590	1,090	518	7,261	6	21.3%	17.8%	7.5%	3.6%	49.9%	0.0%
タイ	1,405	416	313	170	50	455	2	29.6%	22.3%	12.1%	3.5%	32.3%	0.1%
シンガポール	752	275	180	87	28	181	0	36.6%	24.0%	11.5%	3.7%	24.1%	0.0%
マレーシア	638	208	141	76	30	183	0	32.7%	22.1%	11.9%	4.7%	28.6%	0.0%
インドネシア	557	189	115	82	22	148	0	34.0%	20.6%	14.8%	3.9%	26.6%	0.0%
フィリピン	577	149	142	68	29	187	1	25.8%	24.7%	11.9%	5.0%	32.5%	0.2%
ベトナム	729	216	170	73	23	246	1	29.6%	23.3%	10.0%	3.1%	33.8%	0.1%
インド	246	115	52	33	6	40	0	46.7%	21.1%	13.5%	2.3%	16.4%	0.0%
英国	717	327	182	108	27	74	0	45.6%	25.4%	15.0%	3.8%	10.2%	0.0%
ドイツ	408	180	101	60	13	54	0	44.1%	24.8%	14.8%	3.1%	13.2%	0.0%
フランス	656	260	173	102	22	99	0	39.6%	26.4%	15.5%	3.4%	15.0%	0.0%
イタリア	334	131	86	59	11	46	0	39.2%	25.9%	17.5%	3.4%	13.9%	0.1%
スペイン	281	110	74	50	9	39	0	39.0%	26.2%	17.8%	3.2%	13.8%	0.0%
ロシア	176	59	41	21	7	48	0	33.3%	23.3%	11.7%	4.2%	27.4%	0.1%
米国	2,887	1,240	763	412	119	353	1	43.0%	26.4%	14.3%	4.1%	12.2%	0.0%
カナダ	591	241	153	89	26	81	0	40.9%	25.9%	15.1%	4.4%	13.7%	0.1%
オーストラリア	1,312	537	319	189	88	177	1	41.0%	24.3%	14.4%	6.7%	13.5%	0.1%
その他	2,376	1,006	577	350	76	368	0	42.3%	24.3%	14.7%	3.2%	15.5%	0.0%

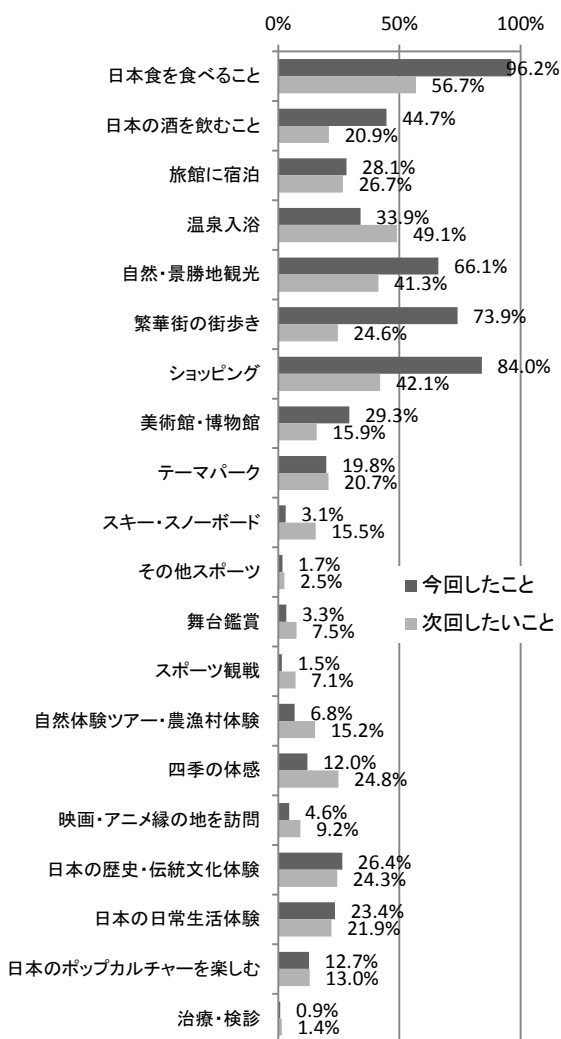
(2) 今回したことと次回したいこと

- 今回の日本滞在中にしたことでは、「日本食を食べること」「ショッピング」「繁華街の街歩き」「自然・景勝地観光」の順で選択率が高い(図表 6-3)。
- 次回日本を訪れた時にしたいことでは、「日本食を食べること」「温泉入浴」「ショッピング」「自然・景勝地観光」の順で選択率が高い。

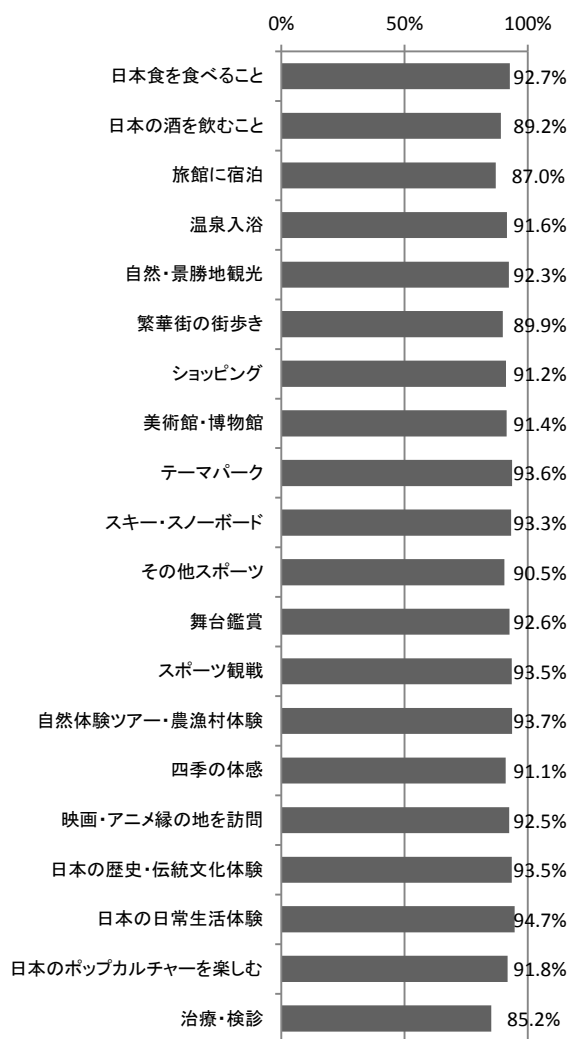
(3) 今回したことの満足度

今回の日本滞在中にしたことの満足度を尋ねた結果、「満足した」と回答した人の割合は「日本の日常生活体験」(94.7%)、「自然体験ツアー・農漁村体験」(93.7%)、「テーマパーク」(93.6%)、「日本の歴史・伝統文化体験」(93.5%)、「スポーツ観戦」(93.5%)の順で多かった(図表 6-4)。

図表 6-3 今回したことと次回したいこと
(全国籍・地域、複数回答)



図表 6-4 今回した人のうち満足した人の割合
(全国籍・地域、複数回答)



Escaping the Sidelines: Tours & Activities Get Going

Introduction

For many of those in the business of assessing the overall health and state of the travel industry, just two key segments have attracted the lion's share of attention: air and hotel. The disproportionate attention given to how travelers get where they're going and where they sleep once they arrive is not unwarranted; indeed, air and hotel combined account for nearly three fourths of global travel market share, and distribution in each of these segments has been completely upended by advances in technology over the last two decades.

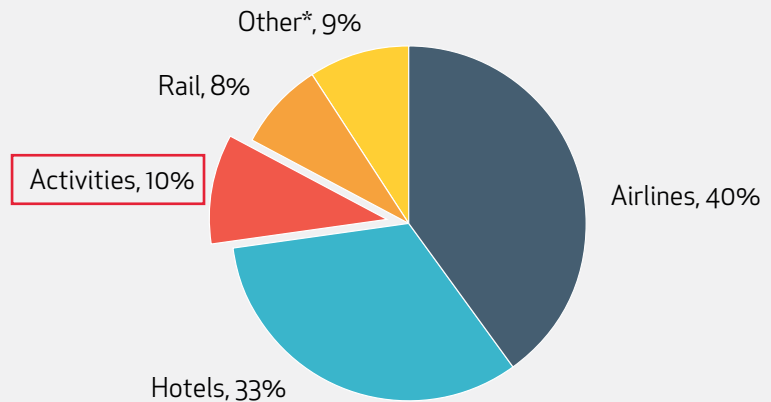
But it's what travelers do after they get to their destination that can make or break the experience. Whether it's getting up close and personal with priceless art treasures, snorkeling on a pristine coral reef, or getting first-hand cooking tips from a renowned chef, in-destination activities are often the most memorable parts of the travel experience, and the reason for leaving home in the first place. No wonder, then, that the tours and activities category has begun to grab its share of the limelight. Over the past several years, some of the biggest names in travel (along with hundreds of technology startups) have turned their attention to the segment, while hundreds of millions in investment dollars have flowed to tours and activities aggregators, online resellers, reservations systems and other online intermediaries.

This paper, drawing on key research and insights from Phocuswright's *Tours & Activities Come of Age: Global Travel Activities Marketplace 2014-2020*, explores the state of the tours and activities segment. We shed light on the massive in-destination activities opportunity; reveal key challenges the segment faces; outline how technology is fundamentally reshaping the tours and activities distribution landscape; and explain why, though online bookings clearly represent the future for tours and activities, not all online booking platforms are created equal.

A Market on the Move

The global travel activities market – the amount travelers spend in destination while traveling – includes tours, attractions, events, activities (excluding dining and shopping) and transportation. This segment represented 10% of the global travel market in 2016, a larger share than either the rail, car rental and cruise segments (see Figure 1).

Figure 1:
Global Travel Market Share by Segment

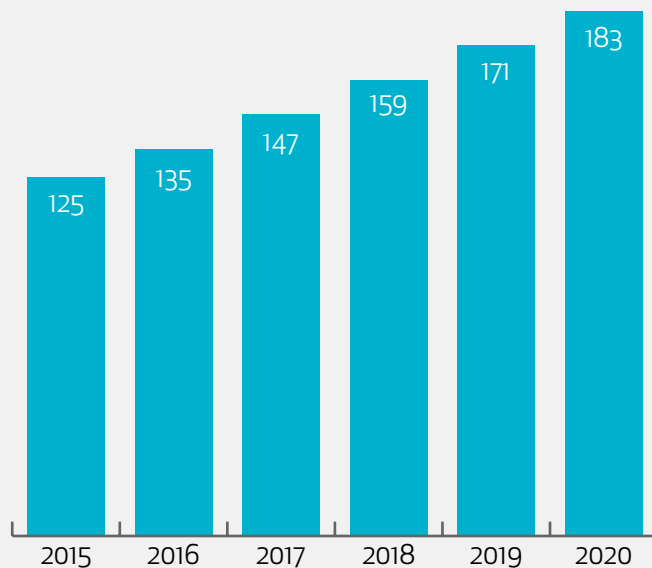


Notes: Data as of 2016. *Other includes car rental and cruise and package tour operators in select markets.

Source: Phocuswright's *Tours & Activities Come of Age: The Global Travel Activities Marketplace 2014-2020*

Tours, activities and attractions (henceforth referred to as tours and activities, or T&A) represent 70% of the global travel activities segment, with the remainder including sporting events, performing arts and ground transportation. Both the global travel activities market, and the tours and activities sub-category are growing faster than the overall travel industry. Steady advances over the next several years will take the worldwide travel activities market to \$183 billion by 2020 (see Figure 2).

Figure 2:
Global Travel Activities Bookings (US\$B), 2015-2020



Source: Phocuswright's *Tours & Activities Come of Age: The Global Travel Activities Marketplace 2014-2020*

「楽しい国 日本」の実現に向けて(提言) 概要

総論

○日本の観光における体験型コンテンツの重要性

- ・訪日外国人旅行消費額に占める**娯楽サービス費の割合は、諸外国と比較して低い(3.3%(2017年))**。
- ・地域固有の自然、文化やエンターテインメントに触れる「楽しい体験」の要素＝「**体験型コンテンツ**」によって、**滞在の長期化、消費額の向上、地方誘客を促進**。体験型コンテンツ市場を**観光産業の大きな柱**として育成。

○マーケティングの視点の必要性

- ・体験型コンテンツに関わる民間事業者が、世界の市場動向を把握しつつ、旅行者のニーズを把握して「誰に」「何を」提供するか戦略に基づき事業を展開することが必要。

○体験型コンテンツの造成と価格設定の考え方

- ・**地域固有の「場・資源」と、宿泊、飲食、音楽、アート等の「機能・コンテンツ」を掛け合わせ、提供するサービスに見合った適切な価格設定を行うことが必要。**

○流通のあり方と広告の手法

- ・旅前・旅中の旅行者に対して、情報提供から予約、決済までスムーズに行われるよう、**訪日外国人旅行者向けに情報提供、決済システムの見直し**を早急に進めるべき。

○人材の確保・育成と安定した雇用、経営基盤の確立

- ・観光産業全体の人材育成をレベルアップさせ、**体験型コンテンツ市場にも若手人材が進むようにすること、ガイド人材の拡充が重要。**
- ・事業者の経営安定化に向け、**市場の全体像を把握するための調査**に着手。

○目指すべき目標

- ・訪日外国人旅行消費額**8兆円**の目標達成に向け、**世界での最高水準(オーストラリア、アメリカ)**を目指す。

○今後の進め方

- ・今後も体験型コンテンツ市場の形成・発展に向け、**国等の関係者が引き続き環境整備に向けた検討を推進**。関係省庁間の**連携も重要**。



長期公演が行われているナンバーワンパフォーマン (WA!! フェルサ・ブルータ)

(c) 2017 WA!! Japan Production Comm

提言に盛り込まれた主な施策

各論

地域の観光資源を活用した体験型コンテンツの定番化

地域固有の自然の活用

外国語対応可能なアウトドアガイド育成・活用の検討



日本の生活・文化体験

日本文化に関するイベント情報等のオープンデータ化



お祭りの外国人への開放

外国人参加枠を設ける祭りの希望聴取・誘客プロモーションの実施



新たな体験型コンテンツの掘り起し

ナイトタイムエコノミー

2次交通、安心安全の確保等を検討する官民の協議会の設置



ビーチの活用

通年利用に向けたニーズ・課題調査、協議会の設置



体験型観光の充実を支える取組

チケット購入の容易化

観光案内所でのチケット販売の促進、モバイル対応化



VR・AR

訪日前・中のVRを活用したプロモーション



「観光ビジョン実現プログラム2019」の概要

これまでの経緯

- 平成28年3月30日、明日の日本を支える観光ビジョン構想会議（議長：内閣総理大臣）において、「明日の日本を支える観光ビジョン」を決定。
訪日外国人旅行者数2020年4,000万人、2030年6,000万人等の新たな目標を設定。
- 「観光ビジョン実現プログラム」は、新たな観光ビジョン等を踏まえ、政府の今後1年を目途とした行動計画として、毎年、観光立国推進閣僚会議（主宰：内閣総理大臣）において決定。

概要

- 昨年8月から本年5月にかけて、観光戦略実行推進会議（議長：内閣官房長官）を計10回開催。
※平成30年8月から9月までの計3回は、
内閣総理大臣にもご出席いただき、「非常時の外国人旅行者の安全・安心確保のための緊急対策」を決定。
- 会議における有識者の意見等を踏まえ、政府の今後1年を目途とした取組を「観光ビジョン実現プログラム2019」として、第11回観光立国推進閣僚会議（令和元年6月14日持ち回り開催）において決定。



「観光ビジョン実現プログラム2019」の概要

訪日外国人旅行者数2020年4,000万人、2030年6,000万人などの目標の確実な達成のため、①外国人が楽しめる環境整備、②外国人が喜ぶ観光コンテンツの充実、③日本政府観光局と地域（自治体・観光地域づくり法人※）の適切な役割分担と連携強化等に取り組み、外国人の地方への誘客・消費拡大等に一層力を入れて取り組んでいく。

1.外国人が真の意味で楽しめる仕様に変えるための環境整備



外国人に伝わる多言語解説

Wi-Fiの環境整備

3.日本政府観光局と地域（自治体・観光地域づくり法人※）の適切な役割分担と連携強化



グローバルキャンペーン等の先進的プロモーション

2.地域の新しい観光コンテンツの開発



体験型宿泊コンテンツ(城泊等)

スノーリゾート活性化

4.出入国の円滑化等



顔認証システムなどによる出入国の迅速化

※DMO(Destination Management/Marketing Organization)の呼称。

「観光ビジョン実現プログラム2019」の概要

1. 外国人が真の意味で楽しめる仕様に変えるための環境整備

- ・多言語対応、Wi-Fi環境等のスピーディな整備（観光戦略実行推進会議で作成した工程表を随時更新）（観光地、地方鉄道等、文化財・国立公園、農泊）
- ・MaaS（鉄道・バスなどを一体的に検索・予約・決済できるシステム）、観光地までのアクセス（バス・タクシー・レンタカー等）の充実
- ・「稼ぐ」旅館・ホテルに向けた生産性向上（1人が複数業務を兼務できるシステム構築など）、外国人人材活用等
- ・昨年9月の「非常時の外国人旅行者の安全・安心確保のための緊急対策」の確実な実現

2. 地域の新しい観光コンテンツの開発

- ・「日本博」を全国各地で開催し、国宝・重要文化財の展示・活用などを実施
- ・国立公園の滞在環境の向上（民間カフェ等の導入など）、自然体験コンテンツの充実（マリモツツアーなど）等
- ・公的施設の公開時間延長（皇居東御苑など）、民間活用（新宿御苑の民間カフェの導入など）
- ・三の丸尚蔵館の展示スペースの抜本拡大（2025年全館開館予定）
- ・東京国立博物館改革とその横展開、国等有する地方ゆかりの名品の地方美術館・博物館等での展示拡大
- ・「農泊」らしい農家民宿や古民家の整備、農業体験などのコンテンツの充実
- ・リビング・ヒストリー（文化財について、歴史的な出来事や当時の生活を再現する新たなコンテンツを開発）
- ・城泊・寺泊、グランピング（規制緩和、好事例の横展開）
- ・スノーリゾート活性化・旅館再生（多言語対応、設備更新の金融支援等）

2. (続き) 地域の新しい観光コンテンツの開発

- ・クルーズ客の満足度向上に向けた体験プログラムの開発や地元商店街への誘導など
- ・ナイトタイム（夜間に楽しめるイベント、交通手段確保）
- ・観光列車、サイクルトレイン等の導入促進
- ・医療ツーリズムの推進

3. 日本政府観光局と地域（自治体・観光地域づくり法人※）の適切な役割分担と連携強化

- ・自治体・観光地域づくり法人の役割の明確化（1. 2. に掲げる着地整備が主体）
- ・日本政府観光局が各地域の情報・魅力を海外に向けて一元的に発信するための体制強化
- ・日本政府観光局が各地域に提供するデジタルマーケティング（ウェブサイトの閲覧履歴等を分析して各国や分野別の関心や傾向をつかむ）の強化
- ・欧米豪を中心とするグローバルキャンペーンの東アジア（中・韓ほか）などへの強化
- ・更に幅広い地域からの誘客に向けた新市場開拓（中東、中南米）

※DMO (Destination Management/Marketing Organization) の呼称。

4. 出入国の円滑化等

- ・顔認証システムなどによる出入国の迅速化
- ・ビザの戦略的緩和、免税店拡大（電子申請の支援）
- ・空港の発着回数増（羽田：4万回、成田：4万回）、那覇空港第2滑走路新設、海外からの地方空港への直行便の就航促進
- ・観光地の混雑対策（観光スポットの混雑状況をスマホで閲覧できるシステム、早朝時間帯の活用など）

○文化芸術基本法（抜粋）

〔平成十三年十二月七日号外法律第百四十八号〕

〔文部科学大臣署名〕

（基本理念）

第二条

10 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術により生み出される様々な価値を文化芸術の継承、発展及び創造に活用することが重要であることに鑑み、文化芸術の固有の意義と価値を尊重しつつ、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の各関連分野における施策との有機的な連携が図られるよう配慮されなければならない。

（地方公共団体の責務）

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、文化芸術に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（関係者相互の連携及び協働）

第五条の三 国、独立行政法人、地方公共団体、文化芸術団体、民間事業者その他の関係者は、基本理念の実現を図るため、相互に連携を図りながら協働するよう努めなければならない。

（文化芸術推進基本計画）

第七条 政府は、文化芸術に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、文化芸術に関する施策に関する基本的な計画（以下「文化芸術推進基本計画」という。）を定めなければならない。

（文化芸術に係る教育研究機関等の整備等）

第十七条 国は、芸術家等の養成及び文化芸術に関する調査研究の充実を図るため、文化芸術に係る大学その他の教育研究機関等の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

（地方公共団体の施策）

第三十五条 地方公共団体は、第八条から前条までの国の施策を勘案し、その地域の特性に応じた文化芸術に関する施策の推進を図るよう努めるものとする。

○劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（抜粋）

[平成二十四年六月二十七日号外法律第四十九号]

（劇場、音楽堂等を設置し、又は運営する者の役割）

第四条 劇場、音楽堂等を設置し、又は運営する者は、劇場、音楽堂等の事業（前条に規定する劇場、音楽堂等の事業をいう。以下同じ。）を、それぞれその実情を踏まえつつ、自主的かつ主体的に行うことを通じて、実演芸術の水準の向上等に積極的な役割を果たすよう努めるものとする。

（実演芸術団体等の役割）

第五条 実演芸術に関する活動を行う団体及び芸術家（以下「実演芸術団体等」という。）は、それぞれその実情を踏まえつつ、自主的かつ主体的に、実演芸術に関する活動の充実を図るとともに、劇場、音楽堂等の事業に協力し、実演芸術の水準の向上等に積極的な役割を果たすよう努めるものとする。

（国の役割）

第六条 国は、この法律の目的を達成するため、劇場、音楽堂等に係る環境の整備その他の必要な施策を総合的に策定し、及び実施する役割を果たすよう努めるものとする。

（地方公共団体の役割）

第七条 地方公共団体は、この法律の目的を達成するため、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び当該地方公共団体の区域内の劇場、音楽堂等を積極的に活用しつつ実施する役割を果たすよう努めるものとする。

（劇場、音楽堂等の関係者等の相互の連携及び協力等）

第八条 劇場、音楽堂等を設置し、又は運営する者、実演芸術団体等その他の関係者（次項及び第十六条第二項において「劇場、音楽堂等の関係者」という。）並びに国及び地方公共団体は、この法律の目的を達成するため、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、この法律に基づく施策を策定し、及び実施するに当たっては、劇場、音楽堂等の関係者の自主性を尊重するものとする。

（国及び地方公共団体の措置）

第九条 国及び地方公共団体は、この法律の目的を達成するため、必要な助言、情報の提供、財政上、金融上及び税制上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

（国際的に高い水準の実演芸術の振興等）

第十条 国は、国際的に高い水準の実演芸術の振興並びに我が国にとって歴史上又は芸術上価値が高い実演芸術の継承及び発展を図るため、次に掲げる施策その他必要な施策を講ずるものとする。

一 独立行政法人を通じて劇場、音楽堂等の事業を行うこと。

二 地方公共団体が講ずる劇場、音楽堂等に関する施策、劇場、音楽堂等を設置し、又は運営する民間事業者（次項及び第十二条第二項において「民間事業者」という。）が行う劇場、音楽堂等の事業及び実演芸術団体等が劇場、音楽堂等において行う実演芸術に関する活動への支援を行うこと。

- 2 前項に定めるもののほか、国は、地方公共団体及び民間事業者に対し、その求めに応じて、我が国の実演芸術の水準の向上に資する事業を行うために必要な知識又は技術等の提供に努めるものとする。

（国際的な交流の促進）

第十一条 国は、外国の多彩な実演芸術の鑑賞の機会が国民に提供されるようにするとともに、我が国の実演芸術の海外への発信を促進するため、我が国の劇場、音楽堂等が行う国際的な交流への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

（地域における実演芸術の振興）

第十二条 地方公共団体は、地域の特性に応じて当該地域における実演芸術の振興を図るため、劇場、音楽堂等の事業の実施その他の必要な施策を講ずるものとする。

- 2 国は、国民がその居住する地域にかかわらず等しく、実演芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造することができるよう、前項の規定に基づき地方公共団体が講ずる施策、民間事業者が行う劇場、音楽堂等の事業及び実演芸術団体等が劇場、音楽堂等において行う実演芸術に関する活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

（人材の養成及び確保等）

第十三条 国及び地方公共団体は、制作者、技術者、経営者、実演家その他の劇場、音楽堂等の事業を行うために必要な専門的能力を有する者を養成し、及び確保するとともに、劇場、音楽堂等の職員の資質の向上を図るため、劇場、音楽堂等と大学等との連携及び協力の促進、研修の実施その他の必要な施策を講ずるものとする。

（国民の関心と理解の増進）

第十四条 国及び地方公共団体は、劇場、音楽堂等において行われる実演芸術に対する国民の関心と理解を深めるため、教育活動及び啓発活動の実施その他の必要な施策を講ずるものとする。

- 2 国及び地方公共団体は、この法律に基づく施策を実施するに当たっては、国民の理解を得るよう努めるものとする。

（学校教育との連携）

第十五条 国及び地方公共団体は、学校教育において、実演芸術を鑑賞し、又はこれに参加することができるよう、これらの機会の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

1. 本調査対象施設の概況

設置主体からの回答により、本調査で把握した全国の公立文化施設（本調査対象施設）は、館数で3,588館、施設の内容を単位として、「専用ホール」、「その他ホール」、「美術館」、「練習場・創作工房」を合わせた延べ施設数は3,949施設である。

3,588館の都道府県別の立地状況は下記に示すとおりである。

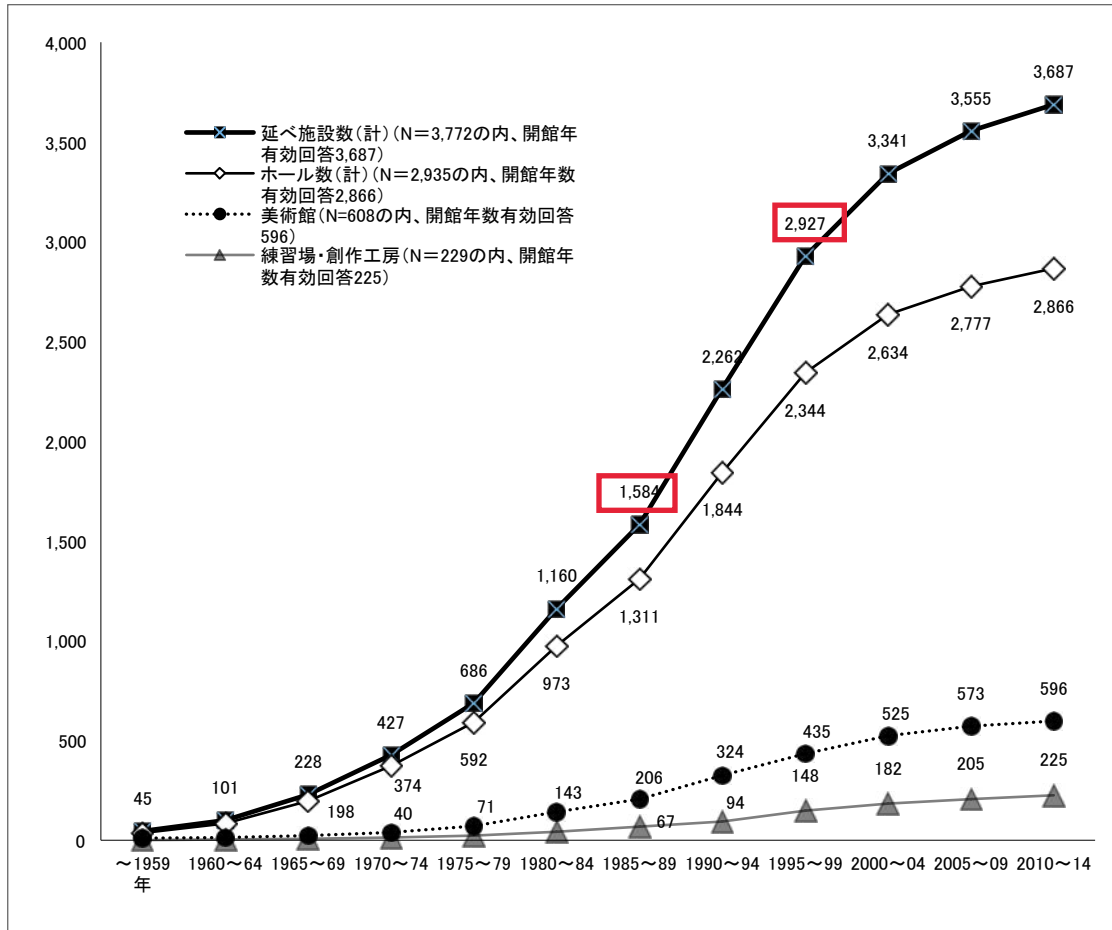
各館の立地状況（館数、％）

立地	館数	構成比	立地	館数	構成比
全体	3,588	100.0	三重県	52	1.4
北海道	211	5.9	滋賀県	54	1.5
青森県	53	1.5	京都府	59	1.6
岩手県	62	1.7	大阪府	117	3.3
宮城県	66	1.8	兵庫県	131	3.7
秋田県	33	0.9	奈良県	58	1.6
山形県	52	1.4	和歌山県	19	0.5
福島県	93	2.6	鳥取県	37	1.0
茨城県	86	2.4	島根県	59	1.6
栃木県	49	1.4	岡山県	95	2.6
群馬県	64	1.8	広島県	84	2.3
埼玉県	131	3.7	山口県	69	1.9
千葉県	117	3.3	徳島県	28	0.8
東京都	185	5.2	香川県	33	0.9
神奈川県	106	3.0	愛媛県	71	2.0
新潟県	90	2.5	高知県	35	1.0
富山県	71	2.0	福岡県	138	3.8
石川県	74	2.1	佐賀県	32	0.9
福井県	34	0.9	長崎県	52	1.4
山梨県	63	1.8	熊本県	65	1.8
長野県	128	3.6	大分県	45	1.3
岐阜県	98	2.7	宮崎県	41	1.1
静岡県	108	3.0	鹿児島県	71	2.0
愛知県	140	3.9	沖縄県	29	0.8

(4) 施設の開館年

施設の開館年を内容別にみていくと、まず全体としては1990年から99年までに開館した施設（特に前半）が多く、全体の36.4%を占める。次いで1980年代、2000年代となるが、2000年代後半から2010年代にかけては大きく開館施設数が減少している。個別施設についてもほぼ同様の傾向となっているが、「練習場・創作工房」のみは、ピークが1990年代後半と若干遅れている。

開館年別施設数（施設の内容別）（累計）



	有効回答数	1959	1960	1965	1970	1975	1980	1985	1990	1995	2000	2005	2010
施設数(館数)	3,338	43	50	115	186	241	425	385	632	592	371	180	118
延べ施設数	3,687	45	56	127	199	259	474	424	678	665	414	214	132
ホール数(計)	2,866	35	50	113	176	218	381	338	533	500	290	143	89
専用ホール	1,432	21	38	75	93	90	160	153	296	270	124	60	52
その他ホール	1,434	14	12	38	83	128	221	185	237	230	166	83	37
美術館	596	10	3	10	17	31	72	63	118	111	90	48	23
練習場・創作工房	225	0	3	4	6	10	21	23	27	54	34	23	20

第3章 アートマネジメント人材等の育成と活用の方策

1. 基本的な考え方

(1) アートマネジメント人材等の育成と活用の必要性

- 舞台芸術についてとらえた場合、アートマネジメントとは、劇場・音楽堂等や文化芸術団体などにおいて、芸術家の創造性、舞台芸術を享受する鑑賞者を中心とする地域社会、及びそれらを支えるリソースとの連携・接続を図ることにより、文化芸術の創り手と受け手をつなぐ役割を果たしながら、継続的組織として芸術的価値を追求しつつ経営を行っていくことである。中間支援組織や行政において舞台芸術活動を支える機能も、広義のアートマネジメントの概念に含まれる。
- また、劇場・音楽堂等における照明、音響、舞台操作機構等の舞台技術は、舞台芸術の創造や上演活動を支えるとともに、舞台を安全に利用するための管理や運用、舞台設備・舞台備品の管理や維持など、舞台芸術を支える上で重要な役割を担っている。
- これらのアートマネジメントや舞台技術に携わる人材については、我が国の場合、大学等における専門的な教育の歴史も浅く、未だ質・量ともに分野に偏りがあり、劇場・音楽堂等や文化芸術団体などでの育成も十分ではない。また、劇場・音楽堂等や文化芸術団体などにおいてアートマネジメント人材等を登用し、その能力を十分に発揮させるなどの人材の活用面にも課題が多い。舞台芸術活動を支え、発展させていく上で、アートマネジメントの重要性が高まってきている中、アートマネジメント人材等の育成及び活用を図るための方策を講ずることが急務になっている。
- これからアートマネジメントの役割を担っていこうと希望する人材の育成にかかる基礎的な教育に加えて、現職者がキャリアの様々な段階で、社会の変化に対応したキャリアの充実を図るため、また、関連職種からのキャリアチェンジを図るための研修も幅広く行う必要がある。

(2) アートマネジメント人材等に求められる資質と能力

- アートマネジメント人材等の職務内容は多岐にわたり、その態様も様々であるが、アートマネジメント人材等の育成に当たっては、舞台芸術活動の現場の需要を踏まえつつ、例えば、次のような点を重視した資質・能力の向上を図る必要がある。
 - ・ 文化芸術の本質を理解する感性や能力とともに、幅広い知識と興味を持ち、芸術家を支え、鑑賞者や地域社会のニーズをくみ上げ、魅力的な公演等の企画・制作等を行う能力
 - ・ 文化芸術の価値を鑑賞者や地域住民、行政、企業等にわかりやすく発信していく能力
 - ・ 公的助成や寄附者の支援、企業協賛など文化芸術のための資金を獲得する能力
 - ・ 会計、著作権等関連法務に関する知識・経験を持ち、芸術性と経済性を両立し

た経営ができる能力

- ・ 舞台技術者については、質の高い舞台芸術の創造や公演を安全かつ円滑に運営する能力

(3) 今後重視すべき視点

- アートマネジメント人材等については、これまで、大学等における育成とともに、劇場・音楽堂等や文化芸術団体などにおける活用が進められてきたが、上記のようにアートマネジメント人材等の育成及び活用が重要な政策課題となっている。
- 今後は、次のような基本的な考え方の下、大学等や劇場・音楽堂等、文化芸術団体などはもとより、国や地方公共団体、企業等が連携・協力しながら、アートマネジメント人材等の育成及び活用を図っていくことが重要である。
 - ・ 舞台芸術活動の現場において求められる実践的な資質・能力を有するアートマネジメント人材等の計画的・体系的な育成を促進する。
 - ・ 芸術家とアートマネジメント人材等が連携・協力して創造活動を行い、発信できるよう、劇場・音楽堂等や文化芸術団体などにおけるアートマネジメント人材等の積極的な活用を推進する。
 - ・ アートマネジメント人材等が自らの才能を伸ばし、能力を最大限発揮できる環境を整備する。その際、文化芸術に関わるすべての人材が、アートマネジメント機能が不可欠であるという認識を持てるように促す。

2. アートマネジメント人材等をめぐる現状と課題

(1) 大学等における人材育成

○ 大学等でアートマネジメントに関する講座，コース等を置いている学部，大学院は増えてきており，その教育内容を見ると，主な内容が教育学的なもの，社会学的なもの，公共政策学的なものなど，大学それぞれにおいて多様であるものの，必ずしも劇場・音楽堂等や文化芸術団体などの経営とリンクしたものとなっておらず，文化芸術活動の現場において求められる実践的な資質・能力の育成につながっていないとの指摘がある。

また，文化庁が調査を行った「アートマネジメント人材の育成と活用の状況（調査結果）」^{*1} 及び「アートマネジメント研修の実施状況について」^{*2}（以下「文化庁調査結果」という。）によると，アートマネジメントに関する講座，専攻，コース等を開設していると回答があった学校48校のうち，体系的・総合的なカリキュラムを設置していると回答があった学校は29校であり，全体として見てみると，必ずしもアートマネジメント人材等を育成するための体系的・総合的なカリキュラムが整備されているとは言えない。

○ 大学等における教育体制に関しては，文化庁調査結果によると，アートマネジメントに関する講座，専攻，コース等を開設していると回答があった学校48校のうち，専任教員を配置していると回答があった学校は27校であり，全体として見てみると，必ずしも十分な教育体制が整えられているとは言えない。

○ また，アートマネジメントの理論と実践の両面の修得の観点から，劇場・音楽堂等や文化芸術団体などにおける実習・インターンシップが有益であると考えられるが，文化庁調査結果によると，アートマネジメントに関する講座，専攻，コース等を開設していると回答があった学校48校のうち，劇場・文化ホール等への実習・インターンシップをプログラムの一つとして取り入れていると回答があった学校は28校であり，実習・インターンシップを実施している場合でも，実習期間は平均で20日となっている。

○ アートマネジメント人材等の育成を図る上で，人材の育成を担う大学等と活用を図る劇場・音楽堂等や文化芸術団体などの相互理解・交流が重要と考えられるが，文化庁調査結果によると，大学等は，劇場・音楽堂等や文化芸術団体などにおける学生の積極的な採用や実習・インターンシップの受け入れなどを重視する一方で，

*1 平成19年10月から11月に，教育現場や文化施設等におけるアートマネジメント人材の育成と活用について状況を把握することを目的として調査を実施。調査対象は，①文化施設214施設，うち回収135施設，②実演団体168団体，うち回収73団体，③NPO法人111法人，うち回収41法人，④大学・大学院，専門学校165校，うち回収74校となっている。

*2 平成19年10月から11月に，アートマネジメント研修を実施している地方公共団体，公立文化施設，大学，財団法人，NPO法人，企業等を対象として，研修プログラム内容，研修期間，対象者等について調査を実施。

劇場・音楽堂等や文化芸術団体などは、大学等に共同企画の実施や現場を知る専任教員の増員等を求めるなど、育成側と活用側の意思疎通に課題が見られる。

(2) 現職の研修環境

- 現職のアートマネジメント人材等に対する研修については、国や地方公共団体、公立文化施設、財団法人、大学などが様々な研修を実施しているが、一般的な内容のもの、期間が短いものも多く、必ずしも現場のニーズを十分踏まえた内容となっていないとの指摘もある。文化庁調査結果によると、アートマネジメント人材の育成を目的とする研修を実施しているとの回答があった機関21機関のうち、劇場・音楽堂等の職員などを対象とした長期の専門的な研修を実施している機関は2機関にとどまっている。
- また、劇場・音楽堂等や文化芸術団体などでは、近年効率化などのために職員数が減ってきており^{*1}、仕事を通じた訓練も難しくなっている一方で、研修に参加したくてもなかなか日程が確保できず、旅費等の予算的な制約もあることから、研修が受けにくいという現場の実態がある。
- アートマネジメント人材等の資質・能力の向上を図る上で、現職研修が重要な役割を果たしていることに鑑み、今後、研修内容の強化や研修を受けやすい環境づくりを進めていくことが重要である。

(3) 劇場・音楽堂等や文化芸術団体などにおける人材活用

- 劇場・音楽堂等や文化芸術団体などにおいては、限られた人数で運営に当たっており、従事者一人で担当する仕事の範囲も広いため、特定の分野だけではなく、幅広くアートマネジメントに関する知識・技能を修得し、問題解決能力を身に付けることが求められる。
- アートマネジメント人材等が学習や経験を積んでも、必ずしも処遇などに反映されるとは限らず、何かを学んだとして、それがその後どうつながっていくのかというキャリアアップの目標を持ちにくい状況にある。
- また、劇場・音楽堂等や文化芸術団体などの機関の長等の文化芸術に関する理解が十分とは言えず、アートマネジメントの機能を十分発揮することが困難な状況にあるところも散見される。
- 各地で多くの劇場・音楽堂等が整備されてきたが、理念や目標、事業や運営の評

*1 平成17年度社会教育調査では、平成11年から17年にかけて、文化会館数は7.7%増加しているが、職員数は1.2%増にとどまっている。

価値基準が明確になっていないこともあり、公立文化施設では指定管理者制度の導入により、住民サービスの向上への貢献、経費の縮減などの管理面が強調される反面、事業内容の充実が重視されない傾向^{*1}がある。

また、劇場・音楽堂等のハード面の整備に伴い、フランチャイズをつくるために動き出した文化芸術団体もある一方で、公的助成等に頼って、地域における活動拠点の形成に向けた取組など文化芸術活動の活性化に向けたマネジメントの積極的な努力を怠っている文化芸術団体も見受けられる。

- 大学等でアートマネジメント人材等を育成しても、活用側の劇場・音楽堂等や文化芸術団体などでは限られた人員で運営しなければならないことから、現場の経験が重視される傾向にあり、学生の就職の受け皿が少なく、学生が現場に入っていく状況にある。文化庁調査結果によると、アートマネジメント関連の業務に就職する卒業生の割合は4分の1程度にとどまっている。
- また、アートマネジメント人材等の定期的な採用が少ないなど^{*2}、大学等と現場をつなぐ仕組みが整えられておらず、学生が働きたいと思っても安定的に働けないことが多いことから、単純に育成する人数を増やしても失業者を増やすだけになりかねない恐れがある。

(4) 舞台技術の継承や革新への対応

- 1980年代以降、公立文化施設の設置数が増え^{*3}、公演の形態もその都度スタッフを雇うという形に舞台制作の在り方が変化した結果、舞台技術者の継続的な育成が難しくなっている。また、舞台技術に関する共通のルールが未整備で、そのノウハウが劇場・音楽堂等で蓄積されておらず、安全管理上の問題などが生じる恐れが懸念されている。
- 熟練した舞台技術者は団塊の世代に多く、今後大量に引退が見込まれる中で、必ずしもその技術や経験を受け継ぐ若手人材が育っていない。
その一方で、舞台芸術における上演施設、演出空間の高機能化、演出の多様化等に伴い、舞台の機材や技術の改良・発達が進んでおり、舞台技術者が新たな機材や

*1 社団法人全国公立文化施設協会が実施した指定管理者制度導入の効果に関する調査研究報告書（平成19年3月）では、指定管理者の評価において重視する項目の比較において、①設置者側、指定管理者側ともに重視度が高い領域に「地域文化の向上への貢献」及び「住民サービスの向上への貢献」が、②設置者側の重視度の方が高い領域に「経費の縮減」が、③設置者側、指定管理者側ともに重視度が低い領域に「事業内容の充実」及び「経営効率の向上」が、各々入っている。

*2 文化庁調査結果では、アートマネジメント人材を置いている文化施設等の数は全体の68%となっている。また、定期的な採用を行っている文化施設等は15%となっている。

*3 社団法人全国公立文化施設協会の調査では、公立文化施設新規設置件数が1945年以前から1975年までの累計で457件となっているが、その後、1976年～1980年で215件、1981年～1985年で338件、1986年～1990年で284件、1991年～1995年で435件と大幅に増加している。

技術に的確に対応していくことも求められている。

- 指定管理者制度の導入に際して、公立文化施設の設置者の中には、上演施設の維持管理、運営に際して舞台技術専門家の重要性をあまり認知しておらず、必ずしも専門性の高い舞台技術専門家の配置を条件付けていないところがあり、専門家の人材配置や研修機会の確保が妨げられる傾向にあるのではないかという懸念が広がっている。
- 質の高い舞台芸術の創造や公演のために舞台技術が不可欠であるにもかかわらず、舞台芸術を裏から支え業績を上げている舞台技術者に光が十分当たっておらず、モチベーションの維持・向上が課題となっている。

(5) アートマネジメント関連情報の発信と共有化

- アートマネジメントに携わる人材や舞台技術者に関する情報については、国や地方公共団体、劇場・音楽堂等、文化芸術団体、中間支援組織、企業等による情報提供が行われているものの、アートマネジメント人材等の需要や、大学等における人材育成、現職研修、関係機関等の情報が、それを必要とする関係者の間で十分共有されているとは言い難い。例えば、アートマネジメント人材等として、どこにどのような人がいるのかという情報が少なく、同じ人ばかりに仕事が偏る傾向が生じるなど、人材の育成や活用に当たっての課題となっている。

(6) 地方文化行政の在り方

- 文化行政の在り方として、地域における行政の継続的な政策運営が欠如する傾向が見られる。地方公共団体の文化行政の担当者は、専門的な知識や経験に乏しく、2、3年の短期間で入れ替わることが多いため、ノウハウの蓄積が困難になっている。
- 地域においてアートマネジメントを円滑に進めるためには、行政組織の中に地域で文化芸術をどう活かすかを十分に把握し、専門的なノウハウや知識・経験を有する行政官を配置するとともに、文化芸術に関わるすべての人材が、アートマネジメントの視点を持てるように促していくことが重要である。

(7) 地域における文化芸術活動の発信

- 県民文化祭等の地域における文化芸術活動も幅広く行われてきているが、地域の祭りやイベント、学校行事なども含め、文化的なまちづくりを行っていくためには、地域社会のニーズをくみ上げ、魅力ある公演等を実現できるアートマネジメント機能の充実が重要である。

〔国公立施設〕

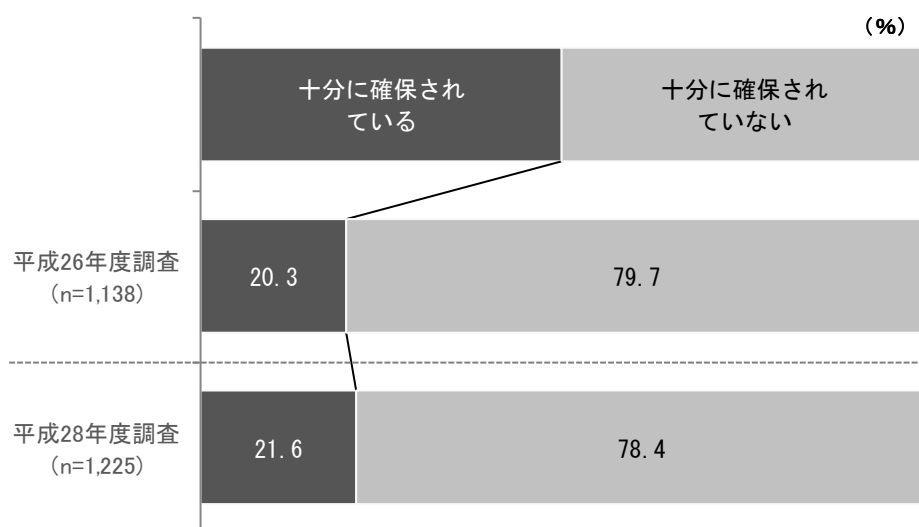
4. 専門的人材の確保

(1) 専門的人材の確保について

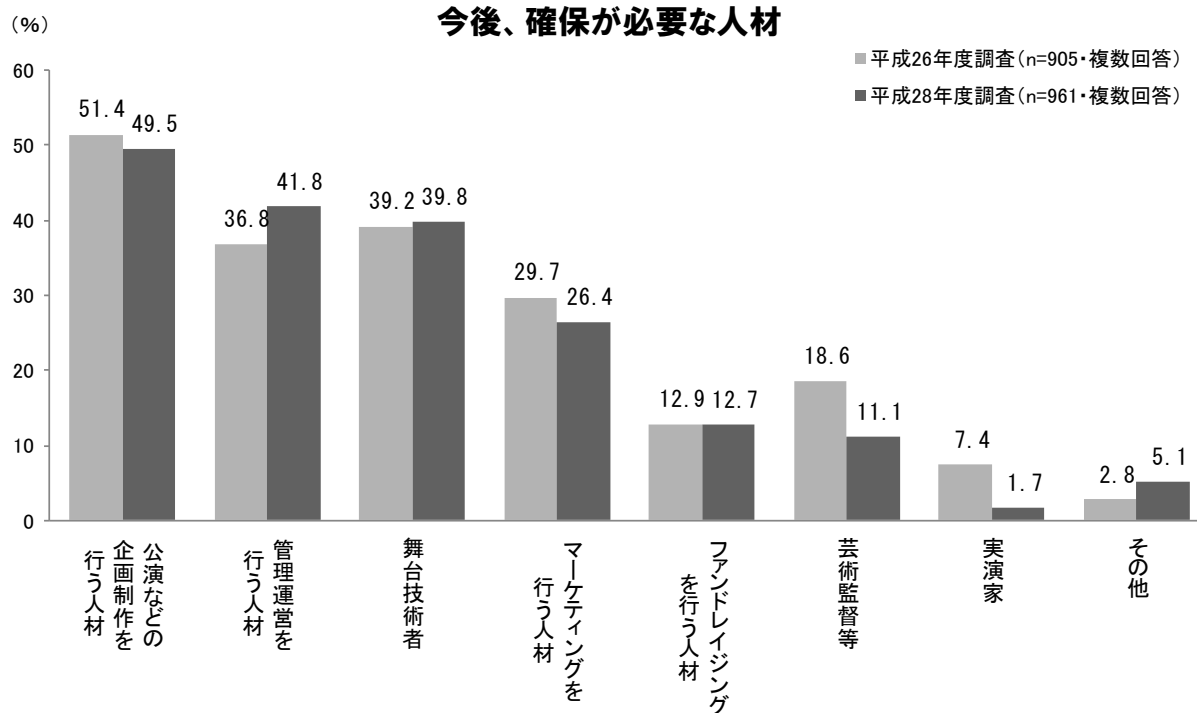
専門的な人材については、今回調査では21.6%が「十分に確保されている」、78.4%が「十分に確保されていない」との回答になっている。前回調査と殆ど差はない。

「今後確保が必要な人材」としては、「公演などの企画制作を行う人材」が49.5%で最も多く、ついで「管理運営を行う人材」(41.8%)、「舞台技術者」(39.8%)、「マーケティングを行う人材」(26.4%)と並んでいる。前回調査と比較すると「管理運営を行う人材」と回答した館の割合が増えている。その他の人材の内容は、「オールマイティな人」「社会教育主事」「学芸員」「生涯学習関係」「教育普及関係」「システム担当」など多様である。

専門的人材の確保



今後、確保が必要な人材



設置団体別にみると、「政令指定都市」「市・特別区(30万人以上)」では「十分に確保されている」という回答が3割を超えて若干多い。また、有効回答数が少ない「国」を除いた数値をみると、「マーケティングを行う人材」「ファンドレイジングを行う人材」では設置団体の規模が大きい館の方が回答率が高く、逆に「舞台技術者」については設置団体の規模が小さい方が回答割合が大きい。また、文化芸術系の主催事業実施の状況でみると、公演回数が多いほど「マーケティングを行う人材」「ファンドレイジングを行う人材」が必要という声が多くなり、逆に公演回数が少ないほど「舞台技術者」が必要という回答が増える傾向がみられる。

補助金の活用の有無では、活用がある方が「マーケティングを行う人材」「ファンドレイジングを行う人材」が必要という回答が多い。

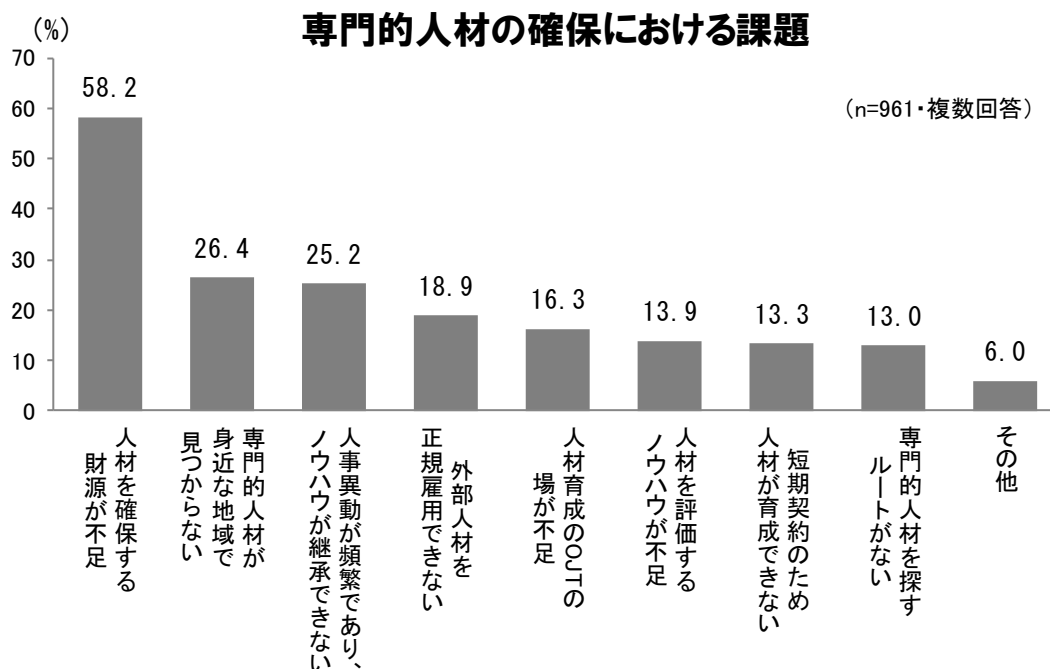
[表 4-1] 専門的人材の確保

	n 数	十分 に 確保 されて いる (%)	十分 に 確保 されて いない (%)	今後、確保が必要な人材(複数回答)										
				回答施設数 (件)	芸術監督等 (%)	公演などの企画制作 を行う人材 (%)	管理運営を行う人材 (%)	マーケティングを 行う人材 (%)	ファンドレイジング を行う人材 (%)	舞台技術者 (%)	実演家 (%)	その他 (%)		
国公立施設全体	1,225	21.6	78.4	961	11.1	49.5	41.8	26.4	12.7	39.8	1.7	5.1		
設置団体別	国	x	-	100.0	x	-	50.0	100.0	50.0	50.0	50.0	-	-	
	都道府県	99	21.2	78.8	78	12.8	50.0	43.6	42.3	28.2	37.2	2.6	1.3	
	政令指定都市	115	33.9	66.1	76	6.6	57.9	44.7	26.3	18.4	21.1	5.3	11.8	
	市・特別区	30万人以上	133	30.1	69.9	93	18.3	50.5	54.8	30.1	17.2	30.1	2.2	9.7
		10万人～30万人未満	267	21.0	79.0	211	9.5	52.6	44.5	29.9	15.2	30.3	1.4	4.3
		10万人未満	406	19.2	80.8	328	11.0	48.8	36.9	25.3	9.1	46.0	0.9	4.0
町村等	203	14.8	85.2	173	11.0	42.8	38.2	15.0	4.0	53.8	1.2	4.6		
最大ホール 席数別	1,000席以上	433	23.6	76.4	331	16.0	58.6	44.1	36.0	18.7	36.9	1.2	3.9	
	500席～1,000席未満	539	19.7	80.3	433	10.6	46.0	40.0	20.6	9.2	43.2	2.1	5.5	
	500席未満	253	22.1	77.9	197	4.1	42.1	42.1	23.4	10.2	37.1	1.5	6.1	
文化芸術系 主催事業実施	実施有無いずれかに「あり」	936	19.6	80.4	753	12.1	55.9	42.5	30.3	15.3	40.4	2.1	4.5	
	公演回数 1～3	174	20.1	79.9	139	7.2	43.2	46.0	11.5	5.0	48.2	1.4	5.0	
	公演回数 4～10	265	21.1	78.9	209	10.0	53.6	37.8	26.8	12.4	43.5	1.0	4.3	
	公演回数 11～20	199	17.6	82.4	164	15.9	56.1	45.1	33.5	15.9	36.0	3.7	4.9	
	公演回数 21以上	298	19.1	80.9	241	14.1	65.1	42.7	41.9	23.2	36.1	2.5	4.1	
補助金等の活用あり	428	18.2	81.8	350	15.4	61.1	43.1	37.7	22.6	38.6	3.1	5.1		

※国は回答施設数が少ないためn数を非表示

(2) 専門的人材の確保における課題

専門的人材の確保における課題としては、「人材を確保する財源が不足」(58.2%)という回答が最も多く、かなり離れて「専門的人材が身近な地域で見つからない」(26.4%)、「人事異動が頻繁でノウハウが継承できない」(25.2%)、「外部人材を正規雇用できない」(18.9%)などと続く。設置団体別にみると、規模が大きい団体ほど「短期契約のため人材が育成できない」という回答が多くなっている。その他としては「設置団体職員が配置されるためそもそも専門人材が採用できない」「指定管理の期間の問題で採用できない」「雇用枠がない」など。



【表 4-2】 専門的人材の確保における課題

(%)

		n数	専門的人材を探すルートがない	人材を評価するノウハウが不足	人材育成の場が不足	人材を確保する財源が不足	人事異動が頻繁であり、ノウハウが継承できない	外部人材を正規雇用できない	専門的人材が身近な地域で見つからない	短期契約のため人材が育成できない	その他	
国公立施設全体		961	13.0	13.9	16.3	58.2	25.2	18.9	26.4	13.3	6.0	
設置団体別	国	x	-	-	50.0	50.0	-	-	-	-	-	
	都道府県	78	12.8	19.2	21.8	64.1	15.4	21.8	30.8	21.8	7.7	
	政令指定都市	76	5.3	18.4	30.3	53.9	14.5	19.7	17.1	18.4	7.9	
	市特別区	30万人以上	93	17.2	11.8	20.4	57.0	25.8	14.0	17.2	14.0	10.8
		10万人~30万人未満	211	14.2	16.1	17.1	63.5	21.3	13.7	22.7	14.7	5.2
		10万人未満	328	14.0	11.9	12.8	58.2	24.7	19.8	29.3	12.5	5.8
町村等	173	11.0	12.1	11.0	51.4	39.9	24.9	32.9	6.9	3.5		
最大ホール席数別	1,000席以上	331	16.0	16.9	19.6	61.6	19.6	19.9	33.5	13.3	4.5	
	500席~1,000席未満	433	11.5	12.0	13.9	56.1	28.2	18.5	23.1	13.6	6.7	
	500席未満	197	11.2	13.2	16.2	56.9	27.9	18.3	21.8	12.7	7.1	
文化芸術系主催事業実施	実施有無いずれかに「あり」	753	14.6	15.0	17.1	60.2	25.5	19.7	28.2	14.6	5.6	
	公演回数 1~3	139	15.8	11.5	10.8	50.4	34.5	20.9	28.8	16.5	8.6	
	公演回数 4~10	209	16.7	13.9	16.3	58.9	27.8	25.8	25.4	12.0	5.3	
	公演回数 11~20	164	13.4	15.9	16.5	64.6	20.1	15.2	30.5	12.2	4.9	
	公演回数 21以上	241	12.9	17.4	22.0	63.9	22.0	16.6	28.6	17.4	4.6	
補助金等の活用あり	350	15.4	19.4	20.0	67.1	22.9	19.1	27.7	13.4	5.7		

※国は回答施設数が少ないためn数を非表示

〔私立施設〕

4. 専門的人材の確保

(1) 専門的人材の確保

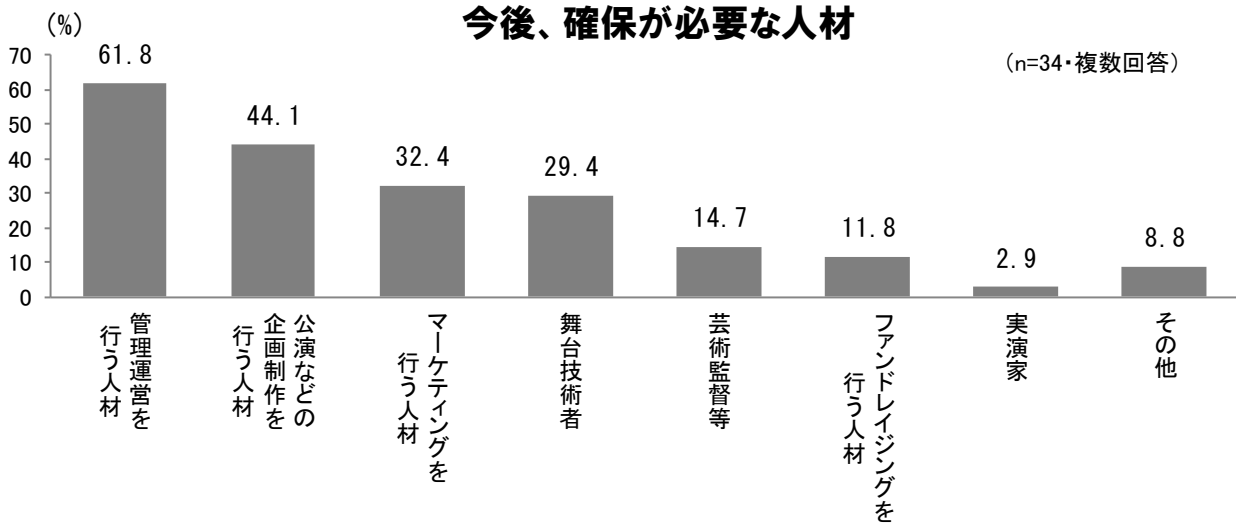
専門的人材の確保については「十分に確保されている」(44.3%)、「確保されていない」(55.7%)となっており、若干ではあるが、確保されていないという館が多い。

今後確保が必要な人材としては「管理運営を行う人材」が61.8%と最も高く、ついで「企画制作」の44.1%、「マーケティング」の32.4%、「舞台技術者」の29.4%と続く。

専門的人材の確保



今後、確保が必要な人材

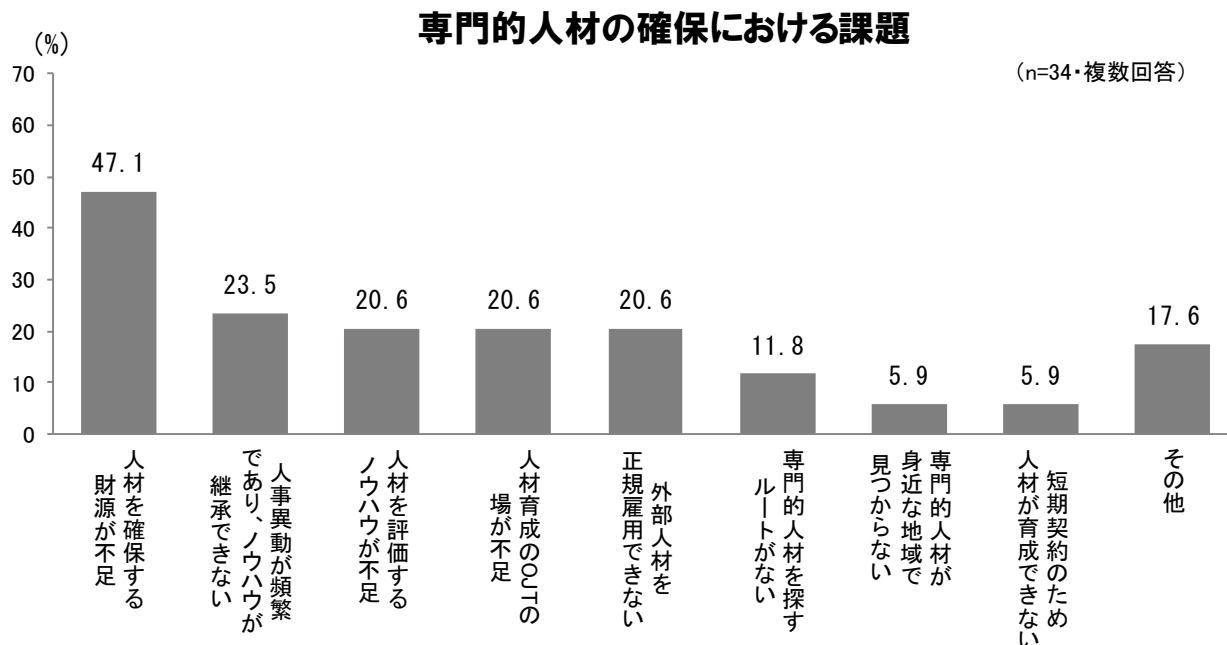


[表 4-1] 専門的人材の確保

	n数	十分に確保されている (%)	十分に確保されていない (%)	今後、確保が必要な人材 (複数回答)								
				回答施設数 (件)	芸術監督等 (%)	公演などの企画制作を行う人材 (%)	管理運営を行う人材 (%)	マーケティングを行う人材 (%)	ファンドレイジングを行う人材 (%)	舞台技術者 (%)	実演家 (%)	その他 (%)
私立施設	61	44.3	55.7	34	14.7	44.1	61.8	32.4	11.8	29.4	2.9	8.8

(2) 専門的人材の確保における課題

専門的人材の確保における課題としては「財源不足」が47.1%と最も高く、ついで「人事異動が頻繁でノウハウが継承できない」23.5%、その次に「人材を評価するノウハウが不足」「OJT の場が不足」「外部人材を正規雇用できない」が全て20.6%で並んでいる。



[表 4-2] 専門的人材の確保における課題

(%)

	n数	専門的人材を探すルートがない	人材を評価するノウハウが不足	人材育成のOJTの場が不足	人材を確保する財源が不足	人事異動が頻繁であり、ノウハウが継承できない	外部人材を正規雇用できない	専門的人材が身近な地域で見つからない	短期契約のため人材が育成できない	その他
私立施設	34	11.8	20.6	20.6	47.1	23.5	20.6	5.9	5.9	17.6

第4節 必要とされるスキルの変化と求められる教育・人材育成のあり方

前節まで、人工知能(AI)の進化や普及が私たちの生活や仕事にどのような変化や影響をもたらすかを、様々な角度から展望してきた。本節では、これらの変化の中で今後どのようなスキルや人材が必要になり、それに対してどのような対応が必要になるかを明らかにした後、今後の教育や人材育成として何が求められているかを検証する。

1 人工知能(AI)普及の更なる拡大に向けて

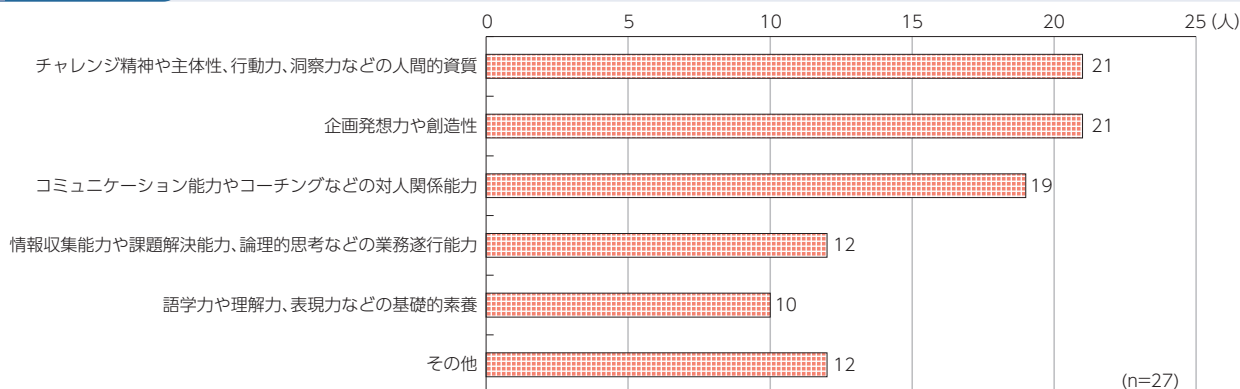
人工知能(AI)の活用にはさまざまなステップがあるため、人工知能(AI)の活用が一般化する時代に求められる人材や能力は、多岐にわたる可能性がある。

例えば、人工知能(AI)の企画・設計・開発においては、人工知能(AI)を活用する対象を選定し、システムをデザインすることが重要になるが、そのような場面では、より良い企画を発想、創造することなどが必要とされる。一方、アルゴリズムを設計・開発する場面では、課題解決能力、論理的思考などが必要とされる。また、人工知能(AI)の運用においては、カルチャーやビジネスの考え方が異なる組織間の意向を調整することが重要になるが、そのような場面では、多様な他者と円滑なコミュニケーションを行えることなどが必要とされる一方、率先した導入を推進する場面では、何事にもチャレンジしたり、自ら率先して行動することなどが必要とされる。

1 人工知能(AI)の普及に求められる人材と必要な能力

人工知能(AI)の活用が一般化する時代に求められる能力として、特に重要だと考えるものは何かを有識者に対して尋ねたところ、「業務遂行能力」や「基礎的素養」よりも、「チャレンジ精神や主体性、行動力、洞察力などの人間的資質」や「企画発想力や創造性」を挙げる人が多かった(図表4-4-1-1)。

図表4-4-1-1 人工知能(AI)の活用が一般化する時代における重要な能力

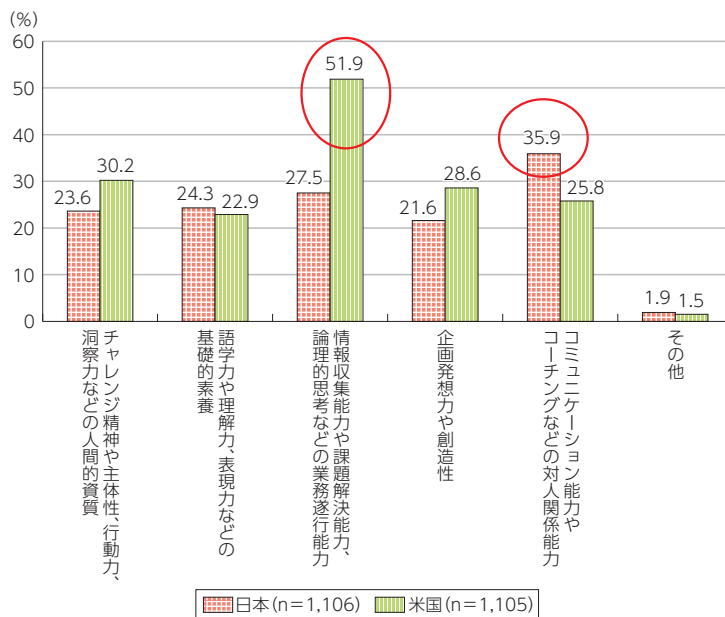


(出典) 総務省「ICTの進化が雇用と働き方に及ぼす影響に関する調査研究」(平成28年)

日米の就労者に対しても同様に、人工知能(AI)の活用が一般化する時代に求められる能力として、特に重要だと考えるものは何かを尋ねた。米国の就労者は「情報収集能力や課題解決能力、論理的思考などの業務遂行能力」が求められると回答した人が51.9%と圧倒的に多い。一方、日本の就労者は「コミュニケーション能力やコーチングなどの対人関係能力」が求められると回答した人が35.9%と一番多くなった。

慶應義塾大学商学部山本勲教授へのインタビューで「海外では、タスクとスキルの関係を整理し、そのタスクにマッチしたスキルを持った人がそのタスクを担っています」「日本の就労者が仕事の中でいろいろなタスクを行っているのは事実です」というコメントを頂いた。日本と米国では業務遂行上求められることが異なっており、自身が持つスキルとマッチしているタスクを完遂することが第一目標である米国に対して、日本ではスキルの有無に関わらず多様なタスクを遂行することが求められている。その差が米国では「業務遂行能力」を重視しているが、日本では「対人関係能力」を重視しているという違いとして現れている可能性がある（図表4-4-1-2）。

図表4-4-1-2 人工知能（AI）の活用が一般化する時代における重要な能力



（出典）総務省「ICTの進化が雇用と働き方に及ぼす影響に関する調査研究」（平成28年）より作成

本章第3節の労働政策研究・研修機構の松本真作特任研究員のインタビューにて「仕事をする上で必要な最も基本的な要素は、意欲（前向きな姿勢）と人間関係（円滑にコミュニケーションできること）であり、このことは人工知能（AI）が広く実用化されても変わることはない、基礎であり土台であるといえます」とのコメントを頂いた。同様に、今回実施した有識者アンケートの際にも「AIだけを特別視する理由はない」や「人工知能が一般化する時代にあっても、人間としての基本的な能力は常に高いことが望ましいことは変わらないと思われる」とのコメントが挙がっており、人工知能（AI）だから特別な資質能力が必要とされるよりは、これまで同様に意欲やコミュニケーションといった基本的な資質が重要になるとと思われる。

一方で、今回インタビューを行った有識者のうち、人工知能（AI）の専門家である、東京大学大学院新領域創成科学研究所の杉山将教授、東京大学大学院工学系研究科の松尾豊准教授から、これからの人工知能（AI）の普及に向けて、以下のようなコメントを頂いた。

東京大学大学院新領域創成科学研究所 杉山将教授

－人工知能研究の環境は厳しい。日本では研究を志す学生が少なく、人が育っていない。

東京大学大学院工学系研究科 松尾豊准教授

－ディープラーニングは、今後様々な分野で実用化されていくと予想される。このため、実用化に従事する優秀な人材が特に求められている。

また、有識者の方からも「AIを設計したり作り出せる人材が必要となる。AIはどこからか自然に湧いてくるものではない」や「AIの開発・設計に携わる人の責務は重要である」とのコメントが挙げられているとおり、人工知能（AI）の研究・開発や実用化に携わる人材が求められている。人工知能（AI）は第三次ブームをむかえて、これから本格的な実用化が進んでいくとみられる。そのための開発や実用化に向けた取組を進めていく人材が求められている。

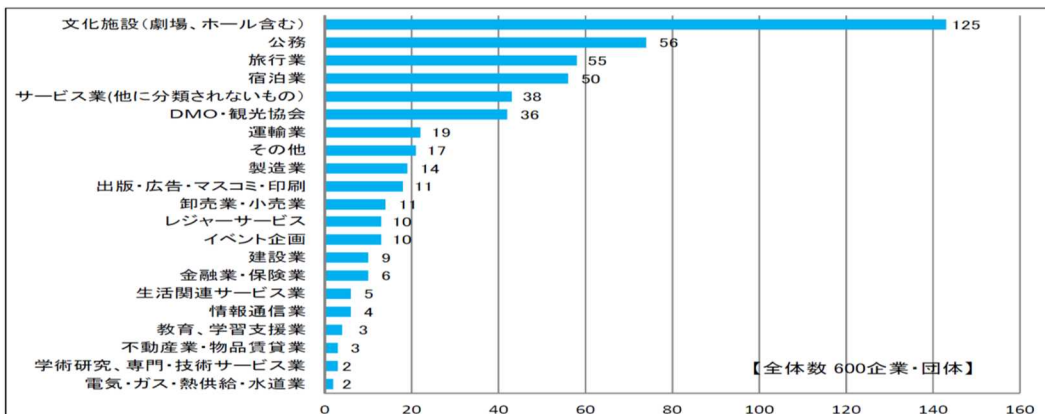
芸術文化観光専門職大学(仮称)設置に関するアンケート調査結果【事業所対象】概要

1. 調査概要

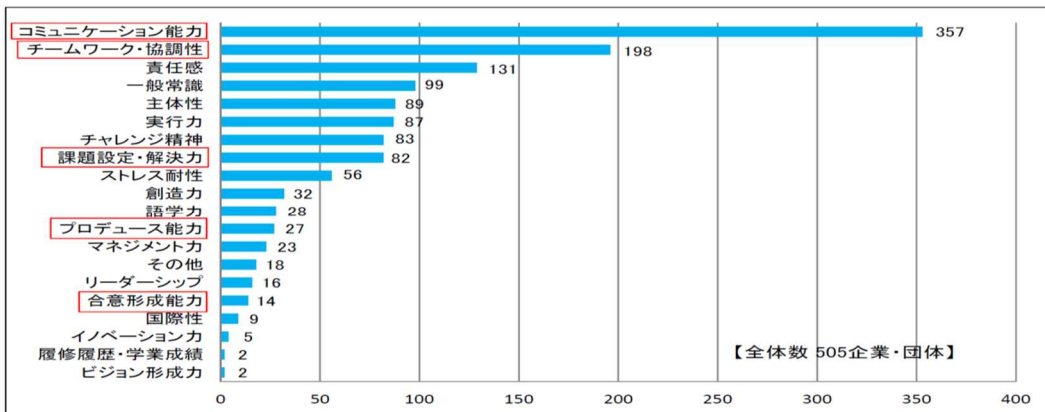
調査対象		企業・団体の採用担当者		
調査エリア		全国47都道府県		
調査方法		郵送調査		
調査対象数	区分	初回調査	追加調査(注)	計
	依頼数	2,000 企業・団体	333 企業・団体	2,000 企業・団体
	回収数(率)	505 企業・団体(25%)	95 企業・団体(29%)	600 企業・団体(30%)
調査時期		令和元年5~7月	令和2年8月	—

(注) 初回調査未回答企業・団体のうち、芸術文化及び観光分野に関連すると思われる業種を中心に、本学の卒業生に対する採用の意向に限定したアンケートを再度実施

2. 回答企業・団体の業種

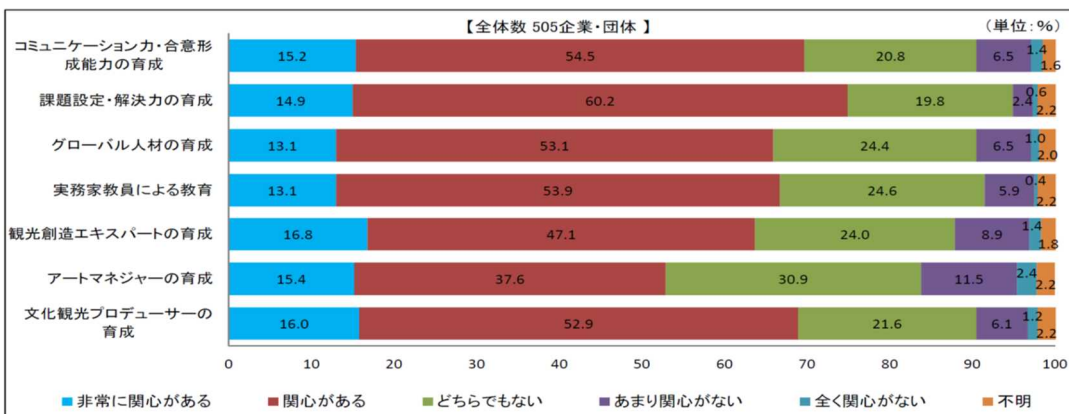


3. 採用したい学生の資質、能力等(複数回答可)



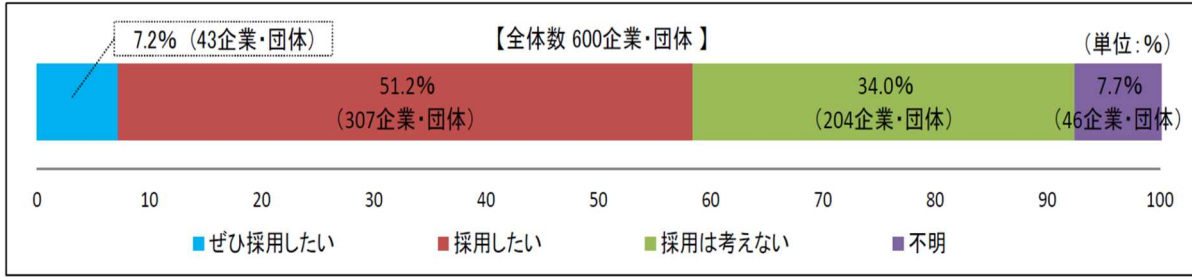
※初回調査のみの質問項目のため、505 企業・団体による集計

4. 芸術文化観光専門職大学(仮称)の「特色」に関する関心



※初回調査のみの質問項目のため、505 企業・団体による集計

5. 芸術文化観光専門職大学(仮称)卒業生に対する採用意向



6. 「ぜひ採用したい」「採用したい」と回答した企業・団体の内訳

(単位:件・%)

区分	合計	ぜひ採用したい	採用したい	小計	採用は考えない	不明
芸術文化分野	230	9	117	126	79	25
	100.0	3.9	50.9	54.8	34.3	10.9
アートマネジャー (文化施設、イベント企画)	156	4	70	74	65	17
	100.0	2.6	44.9	47.4	41.7	10.9
アーツカウンシル・ディレクター (公務)	74	5	47	52	14	8
	100.0	6.8	63.5	70.3	18.9	10.8
観光分野	191	22	99	121	61	9
	100.0	11.5	51.8	63.4	31.9	4.7
観光事業プランナー・マネジャー (旅行業、レジャーサービス、運輸業、宿泊業)	149	22	87	109	32	8
	100.0	14.8	58.4	73.2	21.5	5.4
DMOディレクター (DMO・観光協会)	42	-	12	12	29	1
	100.0	-	28.6	28.6	69.0	2.4
芸術文化及び観光分野 計	421	31	216	247	140	34
	100.0	7.4	51.3	58.7	33.3	8.1
その他の業種	179	12	91	103	64	12
	100.0	6.7	50.8	57.5	35.8	6.7
合計	600	43	307	350	204	46
	100.0	7.2	51.2	58.3	34.0	7.7

上段は件数、中段()は定員80人に対する倍率、下段は割合(%)

7. 採用を考える場合の毎年の採用想定人数

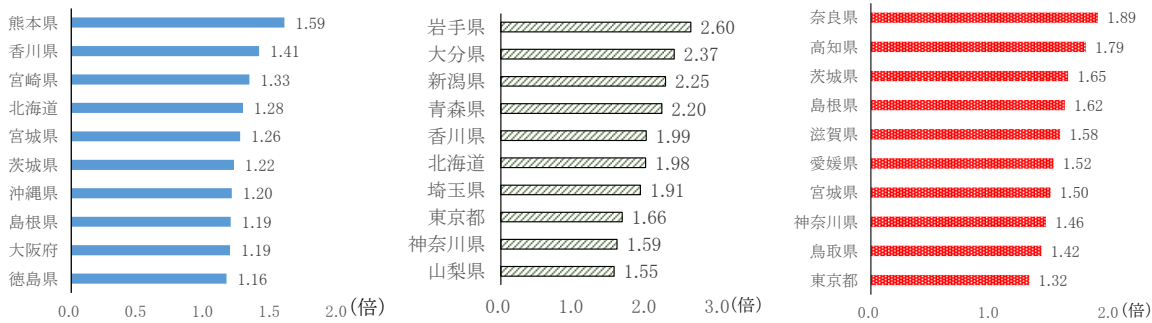
区分	1名	2名	3名	4名	5名以上	採用想定人数(注)
芸術文化分野	17件	9件	0件	1件	1件	44人
アートマネジャー (文化施設、イベント企画)	13件	9件	0件	0件	1件	36人
アーツカウンシル・ディレクター (公務)	4件	0件	0件	1件	0件	8人
観光分野	29件	18件	7件	2件	3件	109人
観光事業プランナー・マネジャー (旅行業、レジャーサービス、運輸業、宿泊業)	27件	18件	7件	2件	3件	107人
DMOディレクター (DMO・観光協会)	2件	0件	0件	0件	0件	2人
芸術文化及び観光分野 計	46件	27件	7件	3件	4件	153人 (1.9)
その他の業種	25件	8件	2件	0件	2件	57人
合計	71件	35件	9件	3件	6件	210人 (2.6)

※ 下段()は定員80人に対する倍率

(注) 採用想定人数は、「5名以上」→ 5名、「未確定」「不明」→ 0名で算出

図表Ⅱ- 31 観光関連産業における常用雇用者数の変化（都道府県別）
（2012年（平成24年）→2016年（平成28年））

(1) 旅行業 (2) 公園、遊園地 (3) 自動車賃貸業

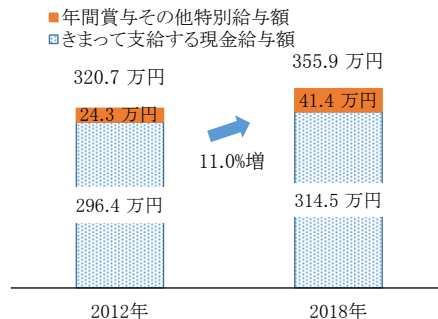


資料：総務省・経済産業省「平成28年経済センサス-活動調査」、「平成24年経済センサス-活動調査」に基づき観光庁作成

（宿泊業の賃金は人手不足や労働生産性の向上等を背景に上昇）

次に、外国人旅行者の増加が我が国の労働者の賃金に与える影響を検証するため、厚生労働省の賃金構造基本統計により、宿泊業における賃金の状況を確認した。その結果、2012年（平成24年）には、宿泊業における1人当たりの「きまって支給する現金給与額」が年間で296万4千円、「年間賞与その他特別給与額」が年間で24万3千円で、合計で320万7千円であったが、2018年（平成30年）には「きまって支給する現金給与額」が年間で314万5千円、「年間賞与その他特別給与額」が年間で41万4千円で、合計で355万9千円となり、合計でみると賃金は6年間で11.0%上昇している。このうち、特に「年間賞与その他特別給与額」の伸びが大きく、単独では51.3%上昇している。なお、全産業平均は、「きまって支給する現金給与」と「年間賞与その他特別給与額」との合計で497万2千円であり、依然として平均を下回っている。

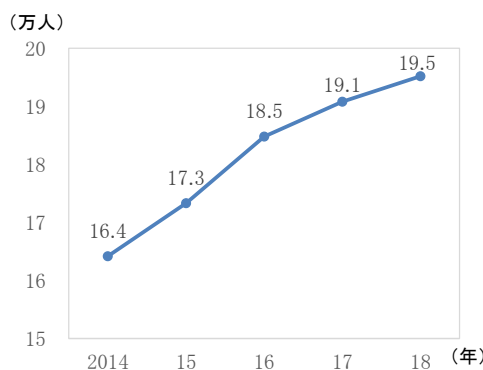
図表Ⅱ- 32 宿泊業における賃金の変化（2012年（平成24年）→2018年（平成30年））



資料：厚生労働省「賃金構造基本統計」に基づき観光庁作成

また、厚生労働省の職業安定業務統計により、宿泊業の新規求人数の推移を確認すると、2014年（平成26年）の新規求人数は16.4万人であったが、その後右肩上がりに増加し、2018年（平成30年）には19.5万人と、4年間で18.9%増加した。

図表Ⅱ- 33 宿泊業の新規求人数の推移



資料：厚生労働省「職業安定業務統計」に基づき観光庁作成

宿泊分野における有効求人倍率(平成29年度)

(単位:人、倍)

職業分類(小分類)	有効求人数	有効求職者数	有効求人倍率 (求人/求職)
旅館・ホテル支配人	6,311	2,794	2.26
飲食物給仕係	924,027	128,972	7.16
旅館・ホテル・乗物接客員	223,721	55,859	4.01
合 計	1,154,059	187,625	6.15
(参考)職業計	28,997,798	20,982,347	1.38

(出典)厚生労働省「職業安定業務統計」

(注) 数値は全て常用(パート含む)、原数値。

「常用」とは、雇用契約において、雇用期間の定めがない又は4か月以上の雇用期間が定められているものをいう。

採用意向等調査結果の集計【事業所対象】(詳細版)

採用を考える場合の毎年の採用人数 (人材需要に関するアンケートのクロス集計)

(単位:件)

区 分		採用を考える場合の毎年の採用人数					採用人数 合計(注)
		1名	2名	3名	4名	5名以上	
芸術文化分野 (①+②)		17	9	-	1	1	44人
①アートマネジャー	文化施設 (劇場、ホール含む)	11	5	-	-	1	26人
	イベント企画	2	4	-	-	-	10人
	計	13	9	-	-	1	36人
②アーツカウンシル ・ディレクター	公務	4	-	-	1	-	8人
観光分野 (③+④)		29	18	7	2	3	109人
③観光事業プランナー ・マネジャー	旅行業	11	6	1	-	-	26人
	レジャーサービス	2	1	1	-	-	7人
	運輸業	2	3	-	-	1	13人
	宿泊業	12	8	5	2	2	61人
	計	27	18	7	2	3	107人
④DMOディレクター	DMO・観光協会	2	-	-	-	-	2人
芸術文化及び観光分野 計 (①+②+③+④)		46	27	7	3	4	153人 (1.9)
⑤その他の業種		25	8	2	-	2	57人
出版・広告・マスコミ・印刷		4	-	1	-	-	7人
卸売業・小売業		1	2	-	-	-	5人
建設業		5	1	1	-	-	10人
製造業		1	1	-	-	-	3人
金融業・保険業		-	-	-	-	1	5人
情報通信業		-	1	-	-	-	2人
不動産業・物品賃貸業		-	-	-	-	-	0人
電気・ガス・熱供給・水道業		-	-	-	-	-	0人
生活関連サービス業		-	-	-	-	-	0人
教育、学習支援業		-	-	-	-	-	0人
学術研究、専門・技術サービス業		-	-	-	-	-	0人
サービス業(他に分類されないもの)		6	1	-	-	-	8人
その他		4	1	-	-	1	11人
不明		4	1	-	-	-	6人
合 計		71	35	9	3	6	210人 (2.6)

※ 下段()は定員80人に対する倍率

観光立国推進基本計画（平成 24 年 3 月 30 日閣議決定）（抜粋）

3. 政府全体により講ずべき施策

3-1 基本的考え方

観光立国推進本部の下、関係省庁をはじめとする関係者が政府全体として連携しつつ推進すべき施策について、以下のとおり定めることとする。

これらの施策の推進に当たっては、観光庁が中心となって関係者の緊密な連携を確保するよう必要な働きかけ等を行うものとする。

3-2 国際競争力の高い魅力ある観光地域の形成

(一) 国際競争力の高い魅力ある観光地域の形成

(略)

(二) 観光資源の活用による地域の特性を生かした魅力ある観光地域の形成

(略)

⑥ 温泉その他文化、産業等に関する観光資源の保護、育成及び開発

ア 温泉の保護並びに可燃性天然ガスによる災害の防止及び適正な利用の確保

温泉は、古くから国民の療養、保養及び休養等に広く利用されてきている貴重な自然資源であり国内のみならず国際的にも関心が高い観光資源であるが、拡大する温泉利用による資源枯渇のおそれや温泉の採取等に伴い発生する可燃性天然ガスによる災害のおそれがあることから、大自然の恵みである温泉を将来世代に引き継ぐため温泉の保護対策及び可燃性天然ガスによる災害の防止対策の充実を図るための調査研究等を推進する。

また、多様化する国民のニーズに対応するため、利用者が好みの温泉の種類や温泉地を容易に選択できるよう、温泉の成因等の科学的な情報を発信するとともに、利用者にとって魅力ある温泉地をつくり、はぐくむための施策を展開する。

イ 文化観光の推進

文化観光とは、日本の歴史、伝統といった文化的な要素に対する知的欲求を満たすことを目的とする観光である。観光立国の実現のためには、観光による交流を単に一回限りの異文化、風習との出会いにとどめることなく、より深い相互理解につなげていくことが重要である。このため、国においては、文化財や歴史的風土に関する観光資源を活用した観光交流への取組を促進する。

ウ 地域の伝統芸能等の活用

財団法人地域伝統芸能活用センターによる「地域伝統芸能全国フェスティバル」の開催や地域伝統芸能の海外公演を通じた訪日観光プロモーション事業等により地域に伝承されてきた伝統芸能や伝統行事を発信することにより、地域の伝統芸能等の魅力を活用した文化観光を推進する。

エ 舞台芸術の振興、情報発信等

歌舞伎や文楽、能楽等の伝統的な芸能及び国際的に比肩しうる高い水準のオペラ、バレエ、演劇等の現代舞台芸術は観光資源となり得るものであり、これを広く国民に提供するため、国立劇場、新国立劇場や地域の劇場・音楽ホール及びトップレベルの芸術団体における創造発信等を推進する。

また、国立劇場、国立能楽堂等において、訪日外国人旅行者が伝統的な芸能を気軽に鑑賞できるようサービスの充実を図る。

オ 国民の各種文化活動の発表、競演、交流の場の提供

国民が行っている各種の文化活動を全国的規模で発表、競演、交流する場を設けることにより、観光交流の拡大を図る。

カ 外国人富裕層向けの和のコンテンツの情報発信

外国人富裕層を誘致するため、富裕層向けの伝統芸能・工芸・文化・旅館・食等の「本物の和」のコンテンツの情報発信などの取組を推進する。

キ 産業観光の推進

産業観光とは、歴史的・文化的価値のある工場等やその遺構、機械器具、最先端の技術を備えた工場等を対象とした観光で、学びや体験を伴うものである。このため、地域における産業観光資源を巡るツアーの造成や遺構の優れた価値の普及等の取組のほか、全国レベルでも産業観光推進懇談会や全国産業観光推進協議会において、これらの取組を推進する活動が行われている。

今後、特色ある地域の産業や工場、商店街、異業種等の幅広い事業者の連携など、個別の事業者では対応が困難な立ち上がり期における共通基盤づくり等の新たな観光・集客サービスの開発を支援する動きを一段と加速する。

ク スポーツツーリズムの推進

スポーツツーリズムとは、スポーツを「観る」「する」ための旅行に加え、スポーツを「支える」人々との交流や、旅行者が旅先で多様なスポーツを体験できる環境の整備も含むものであり、国内旅行需要の喚起やゴルフ、スキー等スポーツへの指向性の高い外国人旅行者の訪日促進に寄与するものである。

MICE推進の要となる国際スポーツイベントの招致活動は、訪日プロモーションやシティセールスと連動することで相乗効果を有するものである。

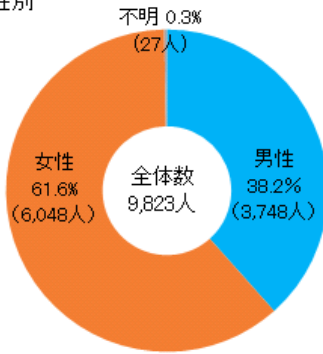
このため、平成23年度に策定された「スポーツツーリズム推進基本方針」に基づき、地域スポーツコミッションの設立を促すとともに、情報の集約・発信、国際スポーツイベントの誘致・開催支援などを担うスポーツツーリズム推進連携組織を創設する。また、2019年のラグビーワールドカップの日本招致成功の経験を活かし、2020年の東京オリンピック・パラリンピックの招致に取り組む。

国際観光芸術専門職大学(仮称)設置に関する
アンケート調査結果【高校生対象】概要

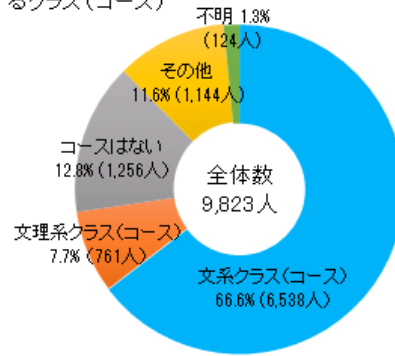
1. 調査概要

調査対象	高校2年生
調査エリア	兵庫県、他8県
調査方法	高校留置き調査
調査対象数	依頼数 (依頼校)
	11,360人 (66校)
調査対象数	回収数 (回収校)
	9,823人(64校)
調査時期	令和元年5月~7月

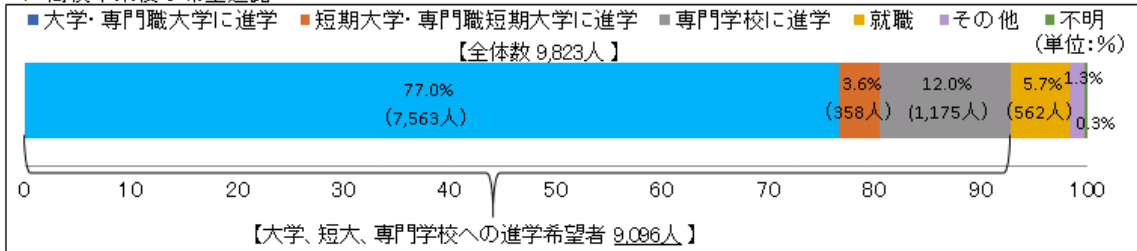
2. 性別



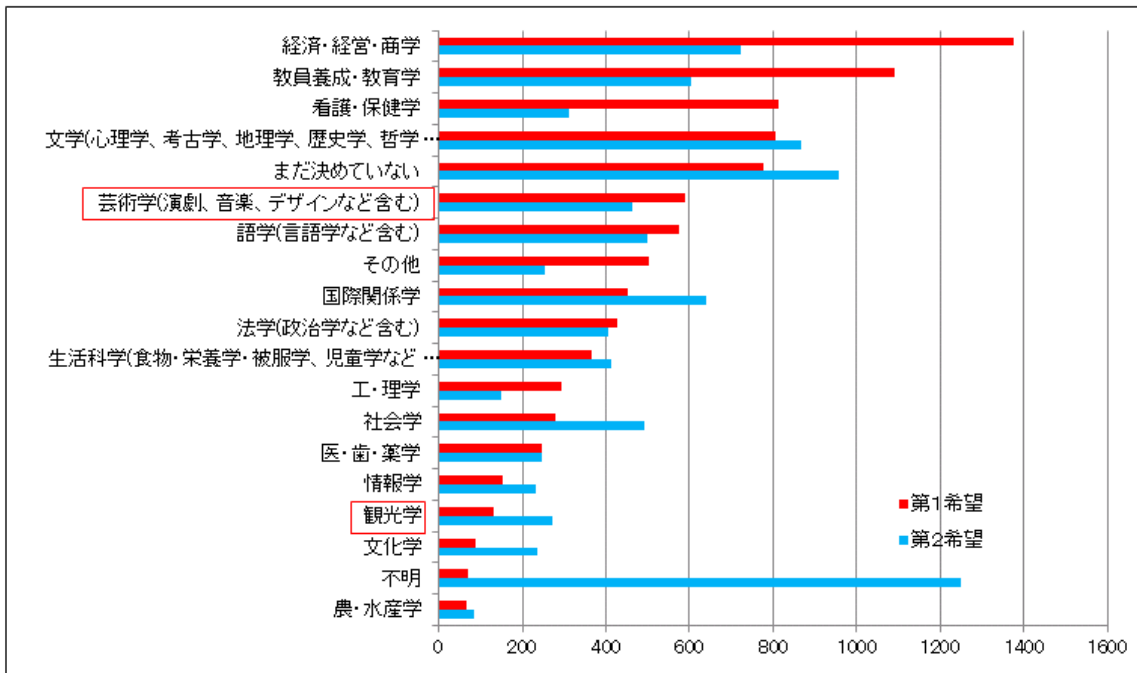
3. 所属するクラス(コース)



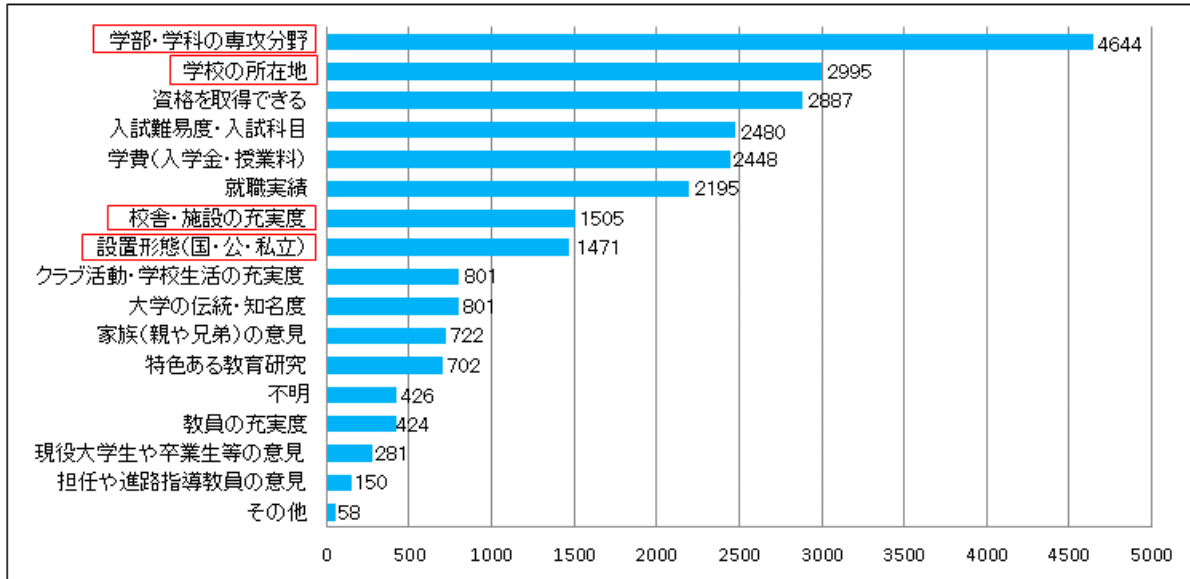
4. 高校卒業後の希望進路



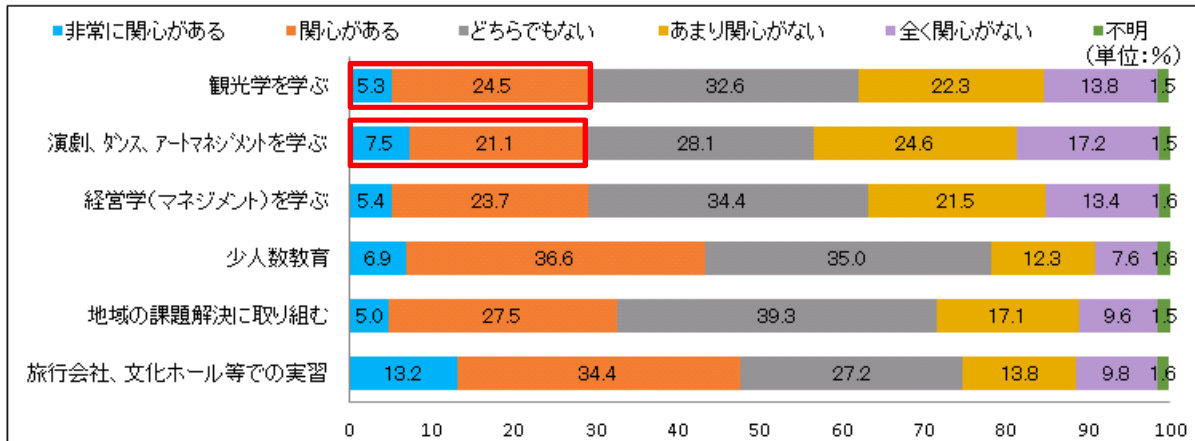
5. 進学を希望する学部



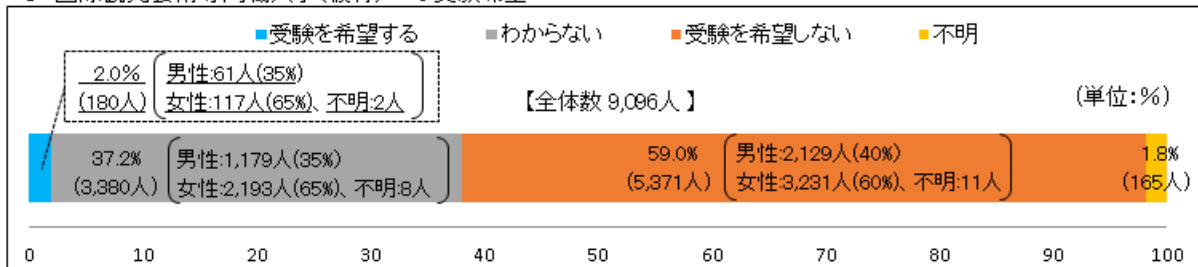
6. 進学先の選定基準(複数回答可)



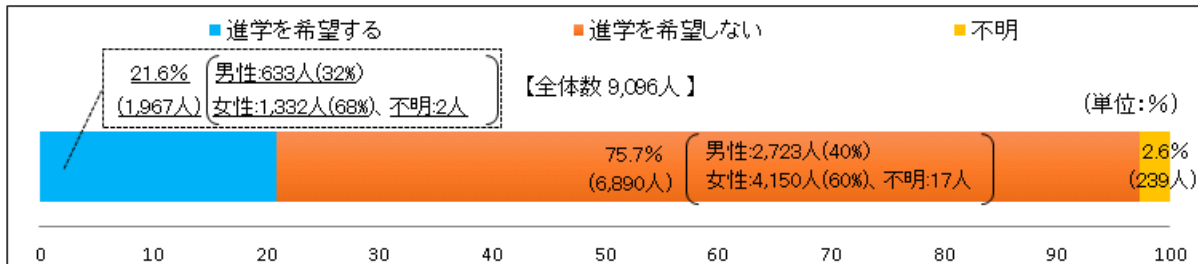
7. 国際観光芸術専門職大学(仮称)の特色に対する関心度



8. 国際観光芸術専門職大学(仮称)への受験希望



9. 国際観光芸術専門職大学(仮称)に合格した場合の進学希望



10. 国際観光芸術専門職大学(仮称)を「受験希望」かつ「合格した場合の進学希望」



【アンケート調査の詳細分析結果】

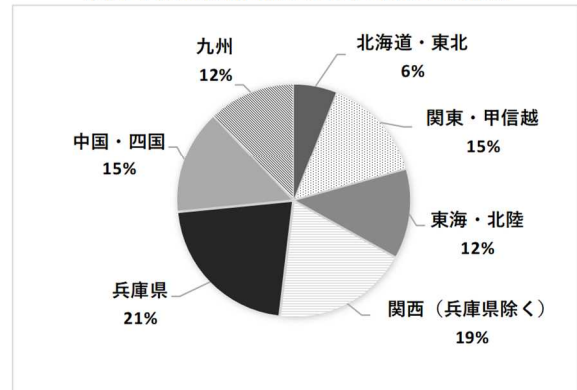
※「観光学を学ぶことができる」及び「演劇、ダンス、アートマネジメント（文化政策、ホール運営等）を学ぶことができる」の両方に「非常に関心がある」又は「関心がある」とした者の本学への進学意向

	合計	進学を希望する	進学を希望しない	不明
全体	1,298人	629人	645人	24人
受験を希望する	112人	106人	5人	1人
受験を希望しない	430人	70人	355人	5人
わからない	746人	450人	284人	12人
不明	10人	3人	1人	6人

【本学への高校生からの資料請求者数(累計)及び高等学校地域別内訳】

地域	2020年3月31日現在		2020年8月15日現在	
	件数	割合	件数	割合
北海道・東北	78	7.3%	194	6.0%
関東・甲信越	178	16.6%	477	14.7%
東海・北陸	124	11.5%	403	12.4%
関西(兵庫県除く)	177	16.5%	610	18.8%
兵庫県	232	21.6%	699	21.5%
中国・四国	148	13.8%	472	14.5%
九州	138	12.8%	390	12.0%
合計	1,075	—	3,245	—

(高等学校地域別内訳(2020年8月15日現在))



○出入国管理及び難民認定法（抜粋）〔昭和二十六年十月四日政令第三百十九号〕

（活動の範囲）

第十九条 別表第一の上欄の在留資格をもつて在留する者は、次項の許可を受けて行う場合を除き、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に掲げる活動を行つてはならない。

- 一 （略）
- 二 別表第一の三の表及び四の表の上欄の在留資格をもつて在留する者 収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動
- 2 出入国在留管理庁長官は、別表第一の上欄の在留資格をもつて在留する者から、法務省令で定める手続により、当該在留資格に応じ同表の下欄に掲げる活動の遂行を阻害しない範囲内で当該活動に属しない収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動を行うことを希望する旨の申請があつた場合において、相当と認めるときは、これを許可することができる。この場合において、出入国在留管理庁長官は、当該許可に必要な条件を付することができる。
- 3 出入国在留管理庁長官は、前項の許可を受けている者が同項の規定に基づき付された条件に違反した場合その他その者に引き続き当該許可を与えておくことが適当でないと認める場合には、法務省令で定める手続により、当該許可を取り消すことができる。
- 4 （略）

（所属機関による届出）

第十九条の十七 別表第一の在留資格をもつて在留する中長期在留者が受け入れられている本邦の公私の機関その他の法務省令で定める機関（次条第一項に規定する特定技能所属機関及び労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和四十一年法律第百三十二号）第二十八条第一項の規定による届出をしなければならない事業主を除く。）は、法務省令で定めるところにより、出入国在留管理庁長官に対し、当該中長期在留者の受入れの開始及び終了その他の受入れの状況に関する事項を届け出るよう努めなければならない。

別表第一

一～三 （略）

四

在留資格	本邦において行うことができる活動
留学	<u>本邦の大学、高等専門学校、高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）若しくは特別支援学校の高等部、中学校（義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程を含む。）若しくは特別支援学校の中学部、小学校（義務教育学校の前期課程を含む。）若しくは特別支援学校の小学部、専修学校若しくは各種学校又は設備及び編制に関してこれらに準ずる機関において教育を受ける活動</u>
研修	本邦の公私の機関により受け入れられて行う技能等の修得をする活動（二の表の技能実習の項の下欄第一号及びこの表の留学の項の下欄に掲げる活動を除く。）

家族滞在	一の表、二の表又は三の表の上欄の在留資格（外交、公用、特定技能（二の表の特定技能の項の下欄第一号に係るものに限る。））、技能実習及び短期滞在を除く。）をもつて在留する者又はこの表の留学の在留資格をもつて在留する者の扶養を受ける配偶者又は子として行う日常的な活動
------	--

五 （略）

○出入国管理及び難民認定法施行規則（抜粋）

〔昭和五十六年十月二十八日号外法務省令第五十四号〕

（所属機関による届出）

第十九条の十六 法第十九条の十七に規定する法務省令で定める機関は、教授、高度専門職、経営・管理、法律・会計業務、医療、研究、教育、技術・人文知識・国際業務、企業内転勤、介護、興行、技能、留学又は研修の在留資格をもつて在留する中長期在留者が受け入れられている機関（当該中長期在留者の受入れに関し、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和四十一年法律第百三十二号）第二十八条第一項の規定による届出をしなければならない事業主を除く。）とする。

- 2 前項に規定する機関が法第十九条の十七の届出をするときは、別表第三の四の表の上欄に掲げる受入れの状況に至った日から十四日以内に、当該受入れの状況に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる事項を記載した書面を地方出入国在留管理に提出するものとする。
- 3 前条第三項の規定は、前項に規定する書面の提出をする場合について準用する。

別表第三の四（第十九条の十六関係）

- 一 （略）
- 二

留学の在留資格をもつて在留する中長期在留者の受入れの状況	事項
受入れの開始	一 中長期在留者の氏名等 二 中長期在留者の受入れを開始した年月日
五月一日における受入れ	中長期在留者の氏名等
十一月一日における受入れ	中長期在留者の氏名等
受入れの終了	一 中長期在留者の氏名等 二 中長期在留者の受入れを終了した年月日 三 卒業、退学、除籍その他の中長期在留者の受入れの終了に係る事由

留学生の在籍管理の徹底に関する新たな対応方針

2019年6月11日
文部科学省
出入国在留管理庁

- 我が国の外国人留学生は修学を目的に来日して高度な知識・技能を身に付け、多様な活躍の機会を得ることが期待される。
- 我が国での就労を目的とする留学生を安易に受入れることは、留学生本人の不利益につながるるとともに、受入機関の教育活動・在籍管理・学校運営への支障が生じる可能性がある。また、適正な留学目的で来日する留学生も含めた、留学生制度全体の信頼・信用の失墜につながる。
- このため、留学生の在籍管理の徹底について、政府・大学等が一体となって対策を講じることが必要

現状の課題

- ① 所在不明者や所在不明を理由とした除籍者が多く発生し、不法滞在、不法就労等につながっている実態が懸念される

1. 正規・非正規・別科の留学生受入れに共通した対応方針

(1) 留学生の在籍管理状況の迅速・的確な把握と指導の強化

- ◆ 各大学等への通知発出により在籍管理の徹底を再要請 措置済
- ◆ 退学者・除籍者・所在不明者の定期報告の実施方法の見直し 措置済
- ◆ 所在不明者等の発生状況に応じて在籍管理状況を調査、必要な改善指導を実施

実態把握の手順

- ① 長期欠席者（1カ月）の状況に応じて、原因分析と対応策の報告を要請
- ② 不法残留者、退学者、除籍者、所在不明者等の発生状況に応じてヒアリング、実地調査等を実施
- ③ 在籍管理が不十分な場合、改善指導

(2) 在籍管理の適正を欠く大学等に対する在留資格審査の厳格化 （法務省令等の改正）

- ◆ 1（1）の改善指導の結果、改善が見られない場合、在籍管理非適正大学として、法務省に通告

- ◆ 「在籍管理非適正大学」及び3年連続「慎重審査対象校」（注）とされた大学等については、改善が認められるまでの間、留学生への在留資格「留学」の付与を停止し、大学等名を文部科学省と同時に公表
- ◆ 「慎重審査対象校」の判断基準の見直し及び同校の留学生の在留資格審査において、経費支弁能力に関する資料に加え、日本語能力について試験による証明を求めることを検討

（注）慎重審査対象校とは、不法残留者数等にかんがみ、留学生の経費支弁能力等について慎重な審査を行う大学等を指す

※ 上記の他、文部科学省として、不法残留者等の発生状況を踏まえた私立大学等経常費補助金の減額・不交付措置の導入、在籍管理の適正を欠く大学等への制裁の強化（奨学金枠の削減、該当大学名の公表、政府主催の留学フェアへの参加制限）等

文部科学省の対応策

出入国在留管理庁の対応策

資料2-3

2. 非正規・別科・専門学校への追加的対応方針

(1) 非正規や別科（専ら日本語教育を行うもの以外）等を活用する学校への対応方針

(2) 専ら日本語教育を行う別科（留学生別科）への対応方針

現状の課題

② 学部研究生、別科（専ら日本語教育を行うもの以外）、専門学校を、実質的に進学のための予備教育課程として運用し、日本語能力が十分でない留学生を受入れている実態が懸念される

③ 専ら日本語教育を行う留学生別科について、教育の質確保や留学生の適正な受入れのための仕組みがない

文部科学省の対応策

◆ 実質的に大学学部進学のための予備教育課程として運用されていないか、大学入学相当（日本語能力試験N2相当）の日本語能力を入学時に求めているかについて確認、法務省に通告

確認の観点

- ・入学時の日本語能力要件（日本語能力試験N2相当）
- ・履修科目の正規課程科目との同一性
- ・日本語科目のレベル ・経費支弁能力の確認方法 等

◆ 専門学校についても所轄庁（都道府県）が同様の情報把握や地方出入国在留管理局への提供を行うよう、所轄庁に要請、あわせて確認の観点など必要なノウハウを提供

◆ 専ら日本語教育を行う留学生別科について、日本語教育機関に関する法務省の告示基準に準じた上陸基準省令に基づく基準を策定

準用する告示基準の要素の例

- ・学則 ・教育課程
- ・生徒数 ・教員・事務職員
- ・施設・設備（校地・校舎、教室等）
- ・入学者の募集・選考
- ・在籍管理 ・抹消の基準 等

出入国在留管理庁の対応策

◆ 大学学部進学のための予備教育を受ける場合は、上陸基準省令上の研究生・聴講生による在留資格「留学」の対象外とする
(2(2)の留学生別科の新上陸基準での受入れに移行)
※これにより、日本語教育機関から実質的に日本語予備教育を受ける学部研究生等に進学した場合には在留期間の更新ができなくなる。

◆ 専門学校についても、文部科学省、地方出入国在留管理局及び所轄庁との情報共有等の連携の枠組により、在籍管理が不適切な専門学校が判明した場合には、1(2)と同様に、改善が認められるまでの間、留学生への在留資格「留学」の付与を停止し、専門学校名を所轄庁と同時に公表

◆ 留学生別科の教育施設・設備、教員の資質等が基準に適合するかどうかを確認、法務省に通告

◆ 専ら日本語教育を行う留学生別科で受け入れる留学生の在留資格審査においては、当該別科が文部科学省による基準適合性の確認を受けていることを許可の要件とする

【上陸基準省令の改正】

科目区分	授業科目の名称	配当年次	単位数		授業形態		ディプロマ・ポリシー																			
			必修	選択	講義	演習	基礎的な知識・技能及び対話的コミュニケーション能力			芸術文化マネジメント能力			観光マネジメント能力			価値創造の能力			地域においてユニバーサルな社会づくりを推進する能力							
							初年次教育	言語リテラシー	情報処理リテラシー	文化施設の運営及び舞台芸術を中心に芸術文化に関する専門的知識・技能を身に付けさせる	舞台芸術を中心とした活動を通じて芸術文化の振興及び地域の活性化に寄与する実践的な方法論を修得させる	芸術文化に関する幅広い知識・技能を身に付けさせるとともに、芸術文化が社会に果たす役割を考察させる	観光におけるマネジメントの基礎的な専門知識・技能を身に付けさせるとともに、観光地域づくりや観光産業を取り巻く現状や課題を考察させる	地域を取り巻く現状や課題を考察させるとともに、地域創生に関する知識・技能、課題解決のための方法論を身に付けさせる	基礎的な経営の知識・技能を身に付けさせる	芸術文化と観光による新たな価値創造の好循環が地域創生に果たす役割、意義を理解させ、芸術文化及び観光の視点を生かして地域活性化に取り組み能力を養成する	年齢層、障害の有無、文化や風土、国籍の違いなどがかわりなく、全ての人々が地域社会の一員として尊重され、お互いに支え合い一人ひとりが持つ力を発揮し、自分らしく生き抜くことができる社会づくりに関する知識を身に付けさせる	環境保全にも配慮した安全で安心な暮らしが確保され、全ての人々にとって利用しやすく、質が高い、持続可能な社会づくりに関する知識を身に付けさせる								
実験・実習	演習	専任職業人として必要リテラシーを身に付けさせる	創造性を喚起させるための基礎となる教養を身に付けさせる	対話的コミュニケーション能力を養成する	文化施設の運営及び舞台芸術を中心に芸術文化に関する専門的知識・技能を身に付けさせる	舞台芸術を中心とした活動を通じて芸術文化の振興及び地域の活性化に寄与する実践的な方法論を修得させる	芸術文化に関する幅広い知識・技能を身に付けさせるとともに、芸術文化が社会に果たす役割を考察させる	観光におけるマネジメントの基礎的な専門知識・技能を身に付けさせるとともに、観光地域づくりや観光産業を取り巻く現状や課題を考察させる	地域を取り巻く現状や課題を考察させるとともに、地域創生に関する知識・技能、課題解決のための方法論を身に付けさせる	基礎的な経営の知識・技能を身に付けさせる	芸術文化と観光による新たな価値創造の好循環が地域創生に果たす役割、意義を理解させ、芸術文化及び観光の視点を生かして地域活性化に取り組み能力を養成する	年齢層、障害の有無、文化や風土、国籍の違いなどがかわりなく、全ての人々が地域社会の一員として尊重され、お互いに支え合い一人ひとりが持つ力を発揮し、自分らしく生き抜くことができる社会づくりに関する知識を身に付けさせる	環境保全にも配慮した安全で安心な暮らしが確保され、全ての人々にとって利用しやすく、質が高い、持続可能な社会づくりに関する知識を身に付けさせる													
「●」必修/「◎」選択必修/「○」選択							カリキュラム・ポリシー [基礎科目]			カリキュラム・ポリシー [職業専門科目]			カリキュラム・ポリシー [展開科目]													
② 職業専門科目	演劇史	1②	1	○																						
	文化政策概論	1③	2	○																						
	批評論	2①	2	○																						
	芸術文化と著作権、法、契約	2②	1	○																						
	美学美術史	2③	2	○																						
	世界の文化政策	2③	2	○																						
	映像メディア論	2④	1	○																						
	企業メセナ論	3①	2	○																						
	アートキャリア英語	3①	2	○																						
	民俗芸能論	3②	1	○																						
	音楽文化論	3③	2	○																						
	現代アート論	3③	2	○																						
	文化産業論	3③	2	○																						
	舞台芸術入門	2①	2	○																						
	演劇入門	2①	2	○																						
	空間デザイン入門	2①	2	○																						
	演劇教育入門	2③	2	○																						
	演技論	2③	2	○																						
	身体表現論	2③	2	○																						
	舞台芸術論	3①	2	○																						
	舞台美術論	3①	2	○																						
	パフォーマンスキャリア英語	3①	2	○																						
	演劇教育論	3③	2	○																						
小計(23科目)	-	0	42	-																						
② 職業実践科目	舞台芸術基礎実習	1③	2																							
	舞台芸術実習A	2①	2																							
	舞台芸術実習B	2③	2																							
	舞台芸術実習C	3①	2																							
	舞台芸術実習D	3③	2																							
	劇場プロデュース実習1	2④	2																							
	劇場プロデュース実習2	3②	2																							
	文化政策実習	3②	2																							
	総合芸術文化実習	4②	4																							
	身体コミュニケーション実習	1①	2																							
	演劇ワークショップ実習A	1②	2																							
	演劇ワークショップ実習B	1④	2																							
	演劇ワークショップ実習C	2②	2																							
	演劇ワークショップ実習D	2④	2																							
	ダンスワークショップ実習A	1②	2																							
	ダンスワークショップ実習B	1④	2																							
	ダンスワークショップ実習C	2②	2																							
	ダンスワークショップ実習D	2④	2																							
	海外実習B	2②	2																							
小計(19科目)	-	0	40	-																						
小計(106科目)	-	23	193	-																						
③ 展開科目	世界を知る	1③	2	○																						
	地域の医療と福祉	1③	2	○																						
	持続可能な社会	1③	2	○																						
	地域コミュニティ論	2①	2	○																						
	国際防災論	2①	2	○																						
	NPO・NGOと国際社会	2②	2	○																						
	多文化社会の社会教育	2③	2	○																						
	兵庫の教訓を踏まえた防災	3②	2	○																						
	ジオパークと地域	3②	2	○																						
	コウトリの野生復帰と地域	3③	2	○																						
	地域資源の保全と活用	3③	2	○																						
	地域情報論	3③	2	○																						
国際環境論	3③	2	○																							
小計(13科目)	-	0	26	-																						
④ 科総目合	総合演習	4①③	4																							
	小計(1科目)	-	4	0	-																					
合計(146科目)	-	46	247	-																						

ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、教育課程の対応表

資料4-1-2

(芸術文化・観光学部 芸術文化・観光学科)

【主となる専攻(観光分野)】

科目区分	授業科目の名称	配当年次	単位数		授業形態		ディプロマ・ポリシー														
			必修	選択	講義	演習	実験・実習	基礎的な知識・技能及び対話的コミュニケーション能力			観光マネジメント能力			芸術文化マネジメント能力			価値創造の能力			地域においてユニバーサルな社会づくりを推進する能力	
								学士(専門職)として必要となる教養、言語・情報リテラシーを身に付け、状況に応じて活用することができる。	多様なステークホルダーの考え方や立場を理解した上、対話を通じて合意形成に導く技能を身に付けている。	観光の事業特性を理解し、他産業とのマネジメントの違いが理解できる。	観光地域づくりの意義を理解し、観光を通じて地域の活性化を図っていくこととする態度を有する。	マーケティング、経営学の基礎的な知識・理論を身につけ、観光事業の実務に適用していくことができる。	観光ビジネスにおける現実の課題を解決するための総合的判断ができる。	文化施設の運営及び舞台芸術を中心に芸術文化に関する基礎的な知識を身に付けて、芸術文化を観光に生かし、地域の活性化を図ろうとする態度を有している。	日本における文化政策や芸術文化を取り巻く現状や課題を理解したうえで、観光産業における実務に適用できる。	芸術文化が社会に果たす役割を理解して、地域の魅力づくりにつなげる姿勢を有している。	芸術文化及び観光が地域の活性化にどのような役割を果たすかについて問題意識を持ち、それを追究していく強い意志を持っている。	マネジメント、マーケティング、事業創造に関する基礎的な理論・知識を身に付け、事業活動について継続性を担保する手法や、新たな価値を生み出していく意義について理解している。	芸術文化及び観光に関する知見を生かし、芸術文化と観光に関する事業活動を通じて交流人口を拡大し、地域を活性化する方策を考案することができる。	多様性を理解し、共感し、他者と協調・協働して行動することができ、相互に支え合い、一人ひとりが持てる力を発揮し、活動できる社会づくりに取り組む姿勢を有している。	率先して、安心・安全の確保、環境の保全・改善に取り組む姿勢を有している。
							専門職人として必要なリテラシーを身に付けさせる	創造性を喚起させるための基礎となる教養を身に付けさせる	対話的コミュニケーション能力を養成する	観光に関する幅広い知識を身に付けさせるとともに、観光地域づくりや観光産業を取り巻く現状や課題を考察させる	観光地域及び観光産業におけるマーケティング、マネジメントに関する専門的な知識・技能を身に付けさせ、観光産業の生産性と地域における観光の活性化の向上のための方法論を修得させる	課題解決の能力を修得させる	文化施設の運営及び舞台芸術を中心に芸術文化に関する基礎的な専門知識・技能を身に付けさせるとともに、芸術文化が社会に果たす役割を考察させる	地域を取り巻く現状や課題を考察させるとともに、地域創生に関する知識・技能、課題解決のための方法論を身に付けさせる	基礎的な経営の知識・技能を身に付けさせる	芸術文化と観光による新たな価値創造の好循環が地域創生に果たす役割、意義を理解させ、芸術文化及び観光の視点を生かして地域活性化に取り組む能力を養成する	年齢層、障害の有無、文化や風土、国籍の違いなどにかかわらず、全ての人が地域社会の一員として尊重され、お互いに支え合い一人ひとりが持てる力を発揮し、自分らしく生き抜くことができる社会づくりに関する知識を身に付けさせる	環境保全にも配慮した安全で安心な暮らしが確保され、全ての人がとって利用しやすく、質の高い、持続可能な社会づくりに関する知識を身に付けさせる			
							初年次教育	言語リテラシー	情報処理リテラシー												
							カリキュラム・ポリシー【基礎科目】			カリキュラム・ポリシー【職業専門科目】			カリキュラム・ポリシー【展開科目】								
							「●」必修/「◎」選択必修/「○」選択														
①基礎科目	コミュニケーション演習	1①、③	3						●												
	知と表現のデザイン	1①、③	2																		
	情報処理演習	1①、③	2																		
	統計学	1①	2																		
	社会調査学	1①	2																		
	ICT演習	2①、③	2																		
	データサイエンス演習	3①	1																		
	英語1A	1①	3					●													
	英語1B	1③	3					●													
	英語2A	2①	2					●													
	英語2B	2③	2					●													
	中国語	2①	2					○													
	韓国語	2③	2					○													
	日本語	1①	2					○													
	英語合宿	1②	1					○													
	海外語学研修A	1-2-3④	2					○													
	海外語学研修B	1-2-3②	2					○													
海外語学研修C	1-2-3②	2					○														
小計(26科目)	-	19	28	-																	
②職業専門科目	社会学	1-2②	1					●													
	言語表現論	1-2②	1					○													
	地域とつながる歴史学	1-2②	1					○													
	政治学	1-2②	1					○													
	文学	1-2②	1					○													
	経済学	1-2②	1					●													
	美学	1③	2					○													
	芸術学	1③	2					○													
	小計(17科目)	-	23	11	-																
	マネジメント入門	1①	2													●					
	アカウンティング入門	1③	2													●					
	事業創造入門	2①	2													●					
	観光事業概論	1①	2						●		●										
	観光産業マーケティング論	2①	2						●		●										
観光サービスマネジメント論	2①	2						●		●											
アートマネジメント概論	1①	2										●									
パフォーミングアーツ概論	1①	2										◎									
文化施設運営論	2①	2										●									
芸術文化と観光	1①	1										●				●					
建築関連法令と著作権	2②	1										○									
地域創生論	2③	2										●					●				
芸術文化・観光プロジェクト実習1	1②	2						●		●					●			●			
芸術文化・観光プロジェクト実習2	2②	2						○		○					○			○			
芸術文化・観光プロジェクト実習3	3②	2						○		○					○			○			
芸術文化・観光プロジェクト実習4	4②	2						○		○					○			○			
専門演習	3①、③	4						●		●					●			●			
小計(17科目)	-	23	11	-																	

科目区分	授業科目の名称	配当年次	単位数		授業形態	ディプロマ・ポリシー												
			必修	選択		基礎的な知識・技能及び対話的コミュニケーション能力	観光マネジメント能力	芸術文化マネジメント能力	価値創造の能力	地域においてユニバーサルな社会づくりを推進する能力								
						学士(専門職)として必要となる教養、言語・情報リテラシーを身に付け、状況に応じて活用することができる。	多様なステークホルダーの考え方や立場を理解した上、対話を通じて合意形成に導く技能を身に付けている。	観光の事業特性を理解し、他産業とのマネジメントの違いが理解できる。	観光地域づくりの意義を理解し、観光を通じて地域の活性化を図っていくこととする態度を有する。	マーケティング、経営学の基礎的な知識・理論を身につけて、観光事業の実務に適用していくことができる。	観光ビジネスにおける現実の課題を解決するための総合的判断ができる。	文化施設の運営及び舞台芸術を中心に芸術文化に関する基礎的な知識を身に付けて、芸術文化を観光に生かし、地域の活性化を図ろうとする態度を有している。	日本における文化政策や芸術文化を取り巻く現状や課題を理解したうえで、観光産業における実務に適用できる。	芸術文化が社会に果たす役割を理解して、地域の魅力づくりにつなげるようとする姿勢を有している。	芸術文化及び観光が地域の活性化にどのような役割を果たすかについて問題意識を持ち、それを追究していく強い意志を持っている。	マネジメント、アカウンティング、事業創造に関する基礎的な理論・知識を身に付け、事業活動について継続性を担保する手法や、新たな価値を生み出していく意義について理解している。	芸術文化及び観光に関する知見を生かし、芸術文化を通じて交流人口を拡大し、地域を活性化させる方策を考案することができる。	多様性を理解し、共感し、他者と協調・協働して行動することができ、相互に支え合い、一人ひとりが持てる力を発揮し、活動できる社会づくりに取り組む姿勢を有している。
						専門職人として必要なリテラシーを身に付けさせる	創造性を喚起させるための基礎となる教養を身に付けさせる	対話的コミュニケーション能力を養成する	観光に関する幅広い知識を身に付けさせるとともに、観光地域づくりや観光産業を取り巻く現状や課題を考察させる	観光地域及び観光産業におけるマーケティング、マネジメントに関する専門的な知識・技能を身に付けさせ、観光産業の生産性と地域における観光の活性化の向上のための方法論を修得させる	課題解決の能力を修得させる	文化施設の運営及び舞台芸術を中心に芸術文化に関する基礎的な専門的知識・技能を身に付けさせるとともに、芸術文化が社会に果たす役割を考察させる	地域を取り巻く現状や課題を考察させるとともに、地域創生に関する知識・技能、課題解決のための方法論を身に付けさせる	基礎的な経営の知識・技能を身に付けさせる	芸術文化と観光による新たな価値創造の好循環が地域創生に果たす役割、意義を理解させ、芸術文化及び観光の視点を生かして地域活性化に取り組む能力を養成する	年齢層、障害の有無、文化や風土、国籍の違いなどがかわりなく、全ての人々が地域社会の一員として尊重され、お互いに支え合い一人ひとりが持てる力を発揮し、自分らしく生き抜くことができる社会づくりに関する知識を身に付けさせる	環境保全にも配慮した安全で安心な暮らしが確保され、全ての人々にとって利用しやすく、質が高い、持続可能な社会づくりに関する知識を身に付けさせる	
「●」必修/「◎」選択必修/「○」選択						カリキュラム・ポリシー [基礎科目]				カリキュラム・ポリシー [職業専門科目]				カリキュラム・ポリシー [展開科目]				
共通	リーダーシップ論	2①		2	○													
	グローバルリーダー入門	2①		2	○													
	アントレプレナーシップ論	2③		2	○													
	ビジネスアカウンティング論	2③		2	○													
	組織マネジメント論	3①		2	○													
	コーチング論	3①		2	○													
	地域イノベーション論	3①		2	○													
	リスクマネジメント論	3③		2	○													
	人的資源管理論	3④		1	○													
	地域創生実習	2④		2		臨												
	創造性開発演習	3①		2		○												
	地域イノベーション実習	3②		2		臨												
	地域連携実習	4②		2		○												
	小計(13科目)		0	25														
	②職業専門科目	観光政策論	1③		2	○				◎								
観光交通論		1③		2	○				◎									
ニューツーリズム論		1③		2	○				◎									
観光経営学		1③		1	○				◎									
観光産業分析		1③		1	○				◎									
旅行産業論		2①		2	○				◎									
宿泊産業論		2①		2	○				◎									
エリアマネジメント論		2①		2	○				◎									
観光社会学		2①		2	○				◎									
デスティネーションマネジメント論		2③		2	○				◎									
観光地理学		2③		2	○				◎									
観光マーケティング分析論		2③		2	○				◎									
観光メディア論		3①		2	○				◎									
観光キャリア英語		3①		2	○				◎									
マネジメントキャリア英語		3①		2	○				◎									
観光デジタルマーケティング論		3②		2	○				◎									
デスティネーションマーケティング論		3③		2	○				◎									
旅行者心理学		3③		2	○				◎									
ブランド論	3③		2	○				◎										
インバウンドマーケティング論	3③		2	○				◎										
小計(20科目)		0	38															
職業実践科目	社会調査演習	1①③		2		臨												
	観光資源実習	1②		1		臨												
	観光交通実習1	1④		2		臨												
	観光交通実習2	2④		2		臨												
	旅行事業実習1	2②		2		臨												
	旅行事業実習2	3②		2		臨												
	宿泊業実習1	2②		4		臨												
	宿泊業実習2	2④		4		臨												
	海外実習A	2②		2		臨												
	ホスピタリティ実習	2④		8		臨												
観光プロモーション演習	3①		2		連													
デスティネーション実習	3②		2		臨													
観光情報演習	3③		2		○													
観光プロジェクト立案演習	3③		2		連													
小計(14科目)		0	37															

科目区分	授業科目の名称	配当年次	単位数		授業形態		ディプロマ・ポリシー																
			必修	選択	講義	演習	基礎的な知識・技能及び対話的コミュニケーション能力			観光マネジメント能力			芸術文化マネジメント能力			価値創造の能力			地域においてユニバーサルな社会づくりを推進する能力				
							学士(専門職)として必要となる教養、言語・情報リテラシーを身に付け、状況に応じて活用することができる。	多様なステークホルダーの考え方や立場を理解した上、対話を通じて合意形成に導く技能を身に付けている。	観光の事業特性を理解し、他産業とのマネジメントの違いが理解できる。	観光地域づくりの意義を理解し、観光を通じて地域の活性化を図っていくこととする態度を有する。	マーケティング、経営学の基礎的な知識・理論を身につけ、観光事業の実務に適用していくことができる。	観光ビジネスにおける現実の課題を解決するための総合的判断ができる。	文化施設の運営及び舞台芸術を中心に芸術文化に関する基礎的な知識を身に付けて、芸術文化を観光に生かし、地域の活性化を図ろうとする態度を有している。	日本における文化政策や芸術文化を取り巻く現状や課題を理解したうえで、観光産業における実務に適用できる。	芸術文化が社会に果たす役割を理解して、地域の魅力づくりにつなげる役割を果たすことについて問題意識を持ち、それを追究していく強い意志を持っている。	芸術文化及び観光が地域の活性化にどのような役割を果たすかについて問題意識を持ち、それを追究していく強い意志を持っている。	マネジメント、アカウンティング、事業創造に関する基礎的な理論・知識を身に付け、事業活動について継続性を担保する手法や、新たな価値を生み出していく意義について理解している。	芸術文化及び観光に関する知見を生かし、芸術文化と観光に関する事業活動を通じて交流人口を拡大し、地域を活性化させることができる。	多様性を理解し、共感し、他者と協調・協働して行動することができ、相互に支え合い、一人ひとりが持てる力を発揮し、活動できる社会づくりに取り組む姿勢を有している。	率先して、安心・安全の確保、環境の保全・改善に取り組む姿勢を有している。			
専門職業人として必要なリテラシーを身に付けさせる	創造性を喚起させるための基礎となる教養を身に付けさせる	対話的コミュニケーション能力を養成する	観光に関する幅広い知識を身に付けさせるとともに、観光地域づくりや観光産業を取り巻く現状や課題を考察させる	観光地域及び観光産業におけるマーケティング、マネジメントに関する専門的な知識・技能を身に付けさせ、観光産業の生産性と地域における観光の活性化の向上のための方法論を修得させる	課題解決の能力を修得させる	文化施設の運営及び舞台芸術を中心に芸術文化に関する基礎的な専門的知識・技能を身に付けさせるとともに、芸術文化が社会に果たす役割を考察させる	地域を取り巻く現状や課題を考察させるとともに、地域創生に関する知識・技能、課題解決のための方法論を身に付けさせる	基礎的な経営の知識・技能を身に付けさせる	芸術文化と観光による新たな価値創造の好循環が地域創生に果たす役割、意義を理解させ、芸術文化及び観光の視点を生かして地域活性化に取り組む能力を養成する	年齢層、障害の有無、文化や風土、国籍の違いなどにかかわらず、全ての人々が利用できる、質が高い、持続可能な社会づくりに関する知識を身に付けさせる	環境保全にも配慮した安全で安心な暮らしが確保され、全ての人々が利用しやすく、質が高い、持続可能な社会づくりに関する知識を身に付けさせる												
「●」必修/「◎」選択必修/「○」選択		カリキュラム・ポリシー [基礎科目]		カリキュラム・ポリシー [職業専門科目]		カリキュラム・ポリシー [展開科目]																	
② 職業専門科目	演劇史	1②	1	○																			
	文化政策概論	1③	2	○																			
	批評論	2①	2	○																			
	芸術文化と著作権、法、契約	2②	1	○																			
	美学美術史	2③	2	○																			
	世界の文化政策	2④	2	○																			
	映像メディア論	2④	1	○																			
	企業メセナ論	3①	2	○																			
	アートキャリア英語	3①	2	○																			
	民俗芸能論	3②	1	○																			
	音楽文化論	3③	2	○																			
	現代アート論	3③	2	○																			
	文化産業論	3④	2	○																			
	舞台芸術入門	2①	2	○																			
	演劇入門	2①	2	○																			
	空間デザイン入門	2①	2	○																			
	演劇教育入門	2③	2	○																			
	演技論	2③	2	○																			
	身体表現論	2③	2	○																			
	舞台芸術論	3①	2	○																			
舞台美術論	3①	2	○																				
パフォーマンスキャリア英語	3①	2	○																				
演劇教育論	3③	2	○																				
小計(23科目)	-	0	42	-																			
② 職業専門科目	舞台芸術基礎実習	1③	2	○																			
	舞台芸術実習A	2①	2	○																			
	舞台芸術実習B	2③	2	○																			
	舞台芸術実習C	3①	2	○																			
	舞台芸術実習D	3③	2	○																			
	劇場プロデュース実習1	2④	2	○																			
	劇場プロデュース実習2	3②	2	○																			
	文化政策実習	3②	2	○																			
	総合芸術文化実習	4②	4	○																			
	身体コミュニケーション実習	1①	2	○																			
	演劇ワークショップ実習A	1②	2	○																			
	演劇ワークショップ実習B	1④	2	○																			
	演劇ワークショップ実習C	2②	2	○																			
	演劇ワークショップ実習D	2④	2	○																			
	ダンスワークショップ実習A	1②	2	○																			
	ダンスワークショップ実習B	1④	2	○																			
	ダンスワークショップ実習C	2②	2	○																			
	ダンスワークショップ実習D	2④	2	○																			
	海外実習B	2②	2	○																			
小計(19科目)	-	0	40	-																			
小計(106科目)	-	23	193	-																			
③ 展開科目	世界を知る	1③	2	○																			
	地域の医療と福祉	1③	2	○																			
	持続可能な社会	1③	2	○																			
	地域コミュニティ論	2①	2	○																			
	国際防災論	2①	2	○																			
	NPO・NGOと国際社会	2②	2	○																			
	多文化社会の社会教育	2③	2	○																			
	兵庫の教訓を踏まえた防災	3②	2	○																			
	ジオパークと地域	3②	2	○																			
	コウノリの野生復帰と地域	3③	2	○																			
	地域資源の保全と活用	3③	2	○																			
	地域情報論	3③	2	○																			
	国際環境論	3③	2	○																			
小計(13科目)	-	0	26	-																			
④ 科総目合	総合演習	4①③	4	○																			
	小計(1科目)	-	4	0	-																		
合計(146科目)	-	46	247	-																			

公立大学法人兵庫県立大学教職員就業規程（抜粋）

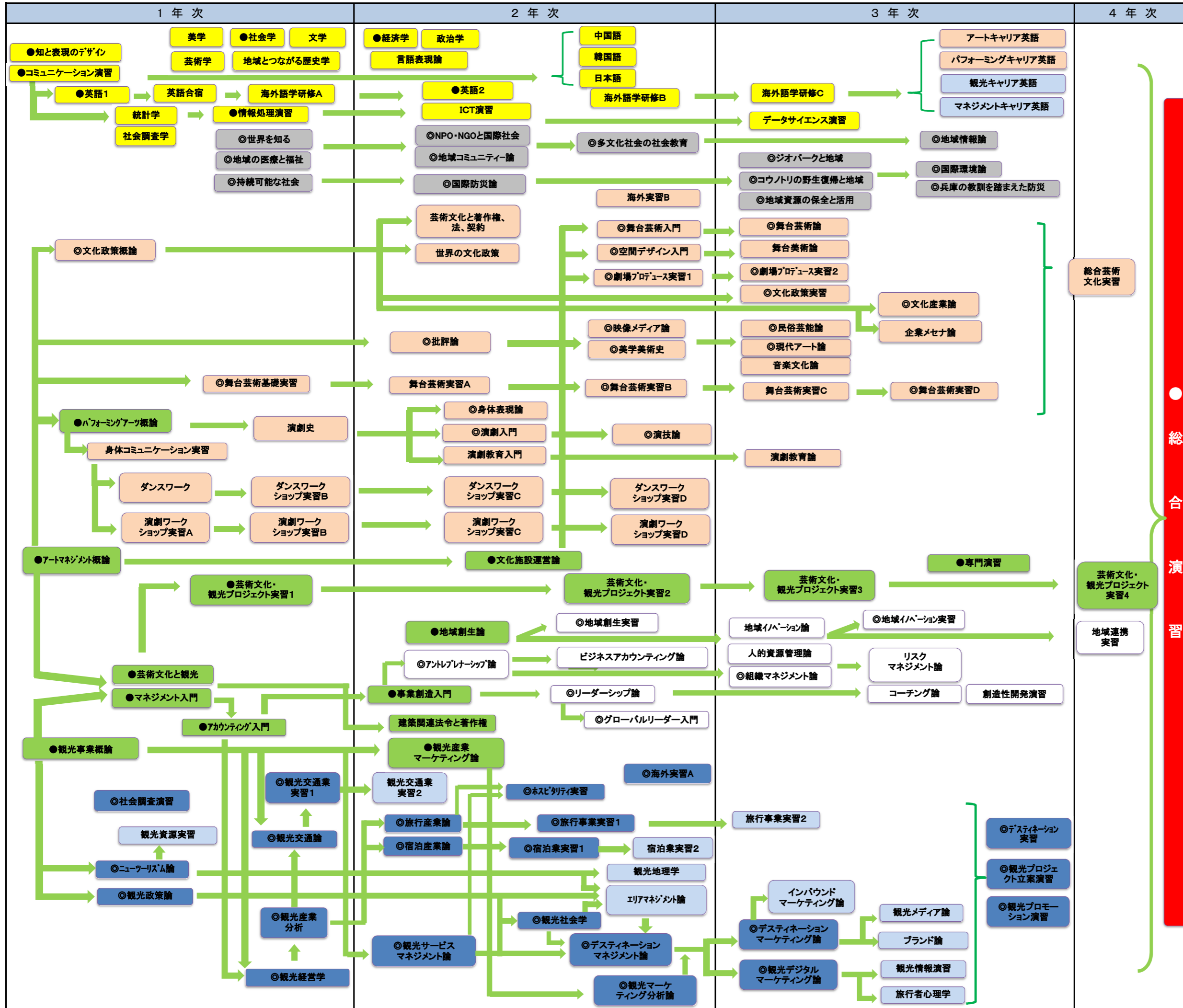
（定年）

第 22 条 教職員の定年は、次に掲げるとおりとする。

- （1）教員 満 65 歳
- （2）職員 満 60 歳（次号の職員を除く。）
- （3）保安員、用務員 満 63 歳

2 前項第 1 号の規定にかかわらず、特別の必要がある場合にあつては、法人が別に定めることができる。

ディプロマポリシーに掲げる能力を養成するため以下のカリキュラムを編成する。



学位	DP	専攻人材像	全学人材像
芸術文化学士(専門職)	<ul style="list-style-type: none"> コミュニケーション能力 芸術文化マネジメント能力 芸術文化学士(専門職)に求められる観光マネジメント能力 価値創造の能力 進化する能力 	<p>芸術文化と地域社会を橋渡しし、地域の魅力をより一層引き出す知識、技法、創造活動全体を意味する芸術文化の推進に貢献する。観光文化と観光事業活動の推進を通じて、両分野双方の視点を創出し、地域活性化における観光文化と観光事業活動の推進に貢献する。</p>	<p>地域活性化における観光文化と観光事業活動の推進を通じて、両分野双方の視点を創出し、地域活性化における観光文化と観光事業活動の推進に貢献する。</p>
観光文化学士(専門職)	<ul style="list-style-type: none"> コミュニケーション能力 観光マネジメント能力 観光文化・観光プロジェクト実習に求められる観光文化マネジメント能力 価値創造の能力 進化する能力 	<p>観光文化のマネジメントの特性を理解し、実践的な知識、技法、創造活動全体を意味する観光文化の推進に貢献する。観光文化と観光事業活動の推進を通じて、両分野双方の視点を創出し、地域活性化における観光文化と観光事業活動の推進に貢献する。</p>	<p>観光文化と観光事業活動の推進を通じて、両分野双方の視点を創出し、地域活性化における観光文化と観光事業活動の推進に貢献する。</p>

基礎科目 (Yellow)

展開科目 (Grey)

職業専門科目 (Blue)

観光系 (Light Blue)

観光系クロスオーバー科目 (Dark Blue)

コア科目 (Green)

共通科目 (White)

芸術文化系 (Orange)

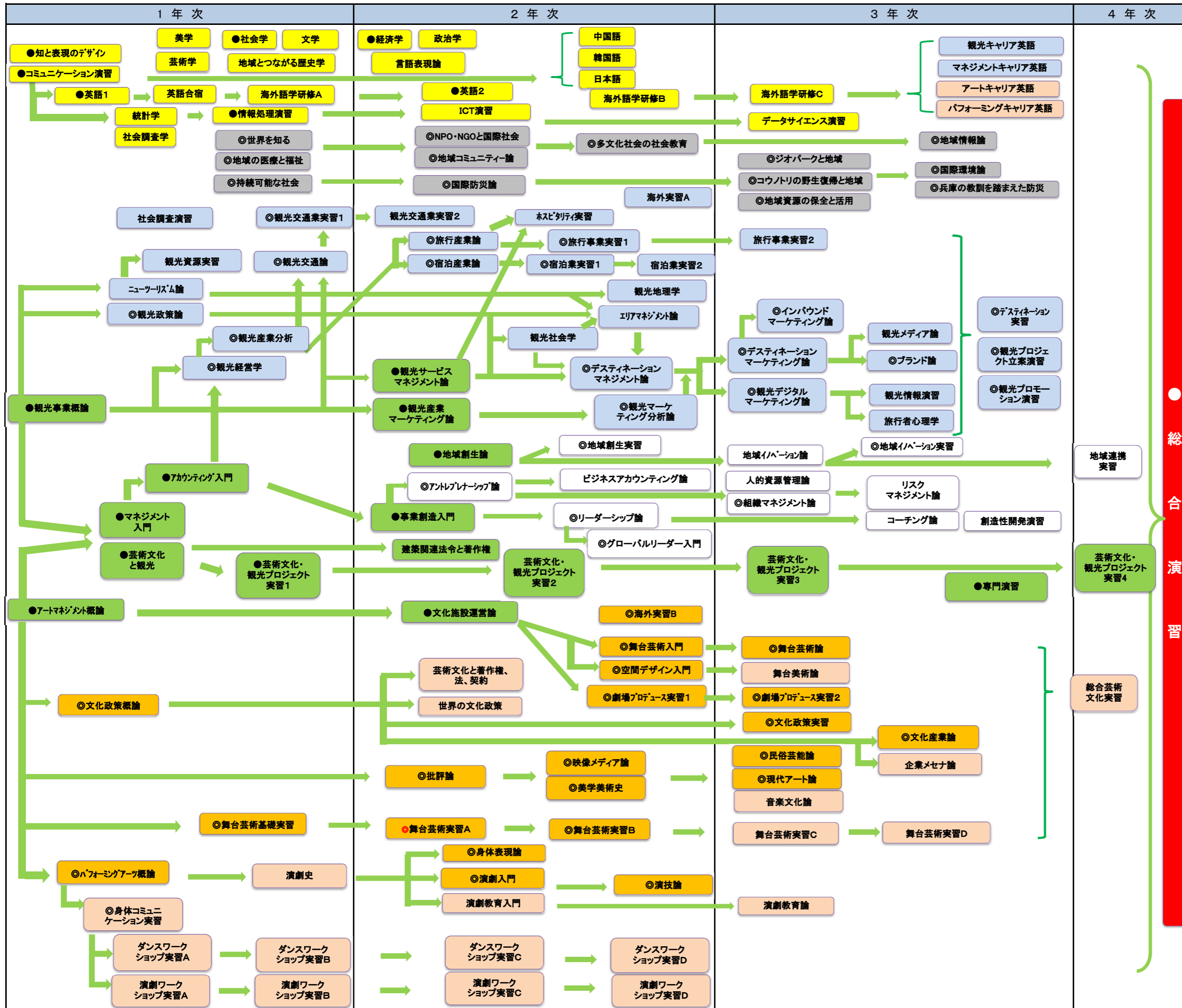
総合科目 (Red)

● : 必修科目

◎ : 選択必修科目

無印 : 選択科目

ディプロマポリシーに掲げる能力を養成するため以下のカリキュラムを編成する。



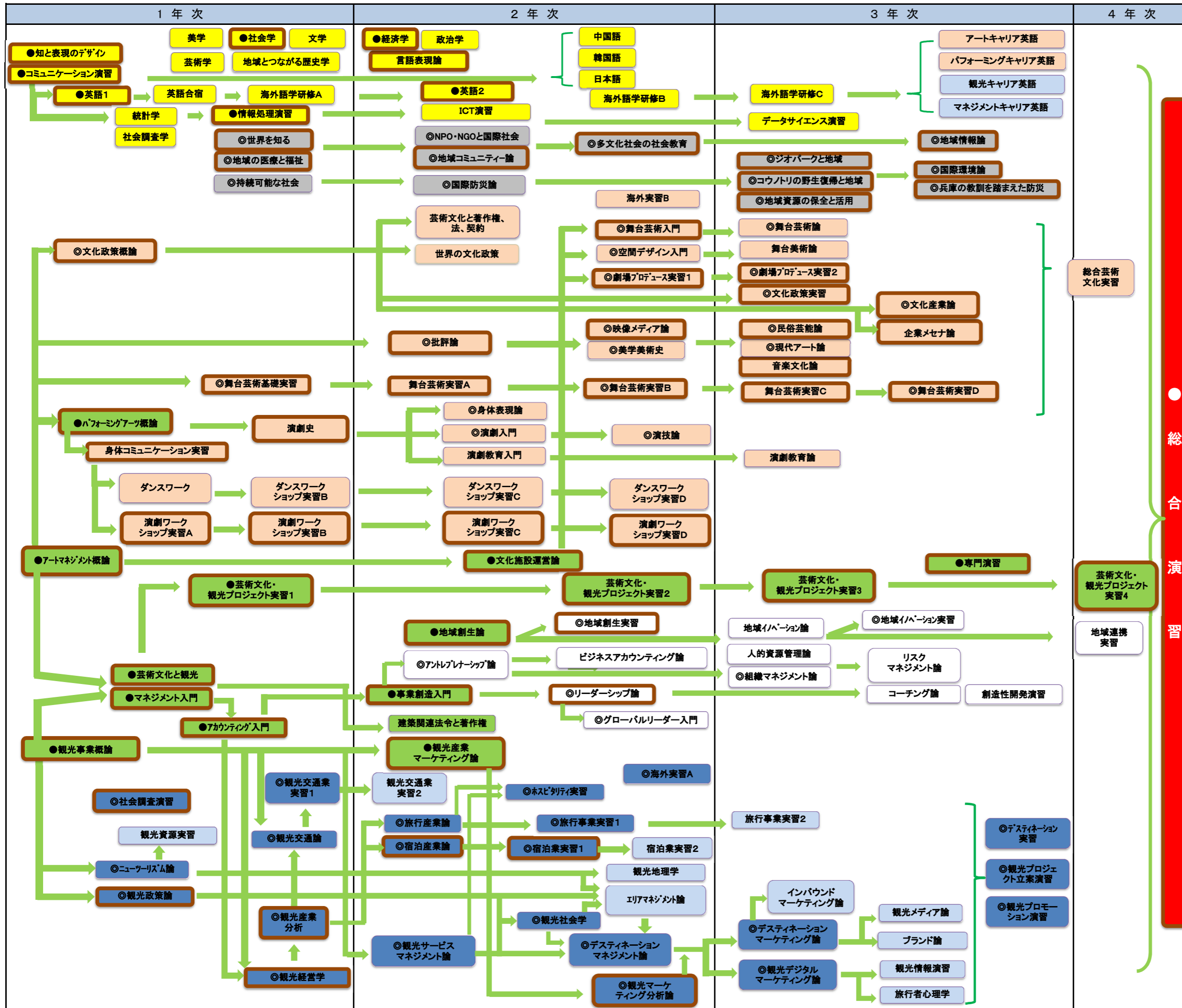
学位	DP	専攻人材像	全学人材像
観光学士(専門職)	<ul style="list-style-type: none"> コミュニケーション能力 観光マネジメント能力 観光学士(専門職)に求められる能力 価値創造能力 地域においてユニバーサルな社会づくりを推進する能力 	<p>観光分野の学びを徹底し、理論的かつ実践的な知識とスキルを身につけ、地域活性化の推進に貢献できる観光専門職業人として、観光の果たす役割を理解し、両分野双方の視点を創出し、芸術文化における観光に関する事業活動を推進することで地域の新たな活力を創出する人材</p>	<p>地域活性化における芸術文化と観光に関する事業活動を推進することで地域の新たな活力を創出する人材</p>
芸術文化学士(専門職)	<ul style="list-style-type: none"> コミュニケーション能力 芸術文化マネジメント能力 芸術文化学士(専門職)に求められる能力 価値創造能力 地域においてユニバーサルな社会づくりを推進する能力 	<p>芸術文化と地域社会を橋渡しし、地域の魅力を高めることにより新たな価値を創造できる専門職業人として、観光の果たす役割を理解し、両分野双方の視点を創出し、芸術文化における観光に関する事業活動を推進することで地域の新たな活力を創出する人材</p>	<p>地域活性化における芸術文化と観光に関する事業活動を推進することで地域の新たな活力を創出する人材</p>

- 基礎科目 (Yellow)
- 展開科目 (Light Blue)
- 職業専門科目系 (Dark Blue)
- 観光系 (Light Blue)
- コア科目 (Green)
- 共通科目 (White)
- 芸術文化系 (Light Orange)
- クロスオーバー科目 (Yellow)
- 総合 (Red)
- : 必修科目
- ◎: 選択必修科目
- 無印: 選択科目

区分	1年次				2年次				3年次				4年次				実習	臨実	計	総計		
	第1Q	第2Q	第3Q	第4Q	第1Q	第2Q	第3Q	第4Q	第1Q	第2Q	第3Q	第4Q	第1Q	第2Q	第3Q	第4Q						
基礎科目	必修 コミュニケーション演習 知と表現のデザイン 情報処理演習 英語1A	1 1 1 3	1 1 1 3	2 1 1 3	英語2A	2	1 英語2B	2										0	0	19	20	
	選択						言語表現論	1										0	0	1		
コア科目群	必修 マネジメント入門 観光事業概論 アートマネジメント概論 パフォーミングアーツ概論 芸術文化と観光	2 2 2 2 1	2 2 2 2 1	2 2 2 2 1	事業創造入門 観光産業マーケティング論 文化施設運営論	2 2 2	地域創生論	2	専門演習	2	専門演習	2						2	2	25	31	
	選択 必修 選択						芸術文化・観光プロジェクト実習2	2			芸術文化・観光プロジェクト実習3	2			芸術文化・観光プロジェクト実習4	2		0	0	0		6
共通	選択 必修 選択				リーダーシップ論	2												0	0	2	4	
	職業実践科目 選択 必修 選択							地域創生実習	2									2	2	2		0
職業専門科目 観光系科目群	選択 必修 選択			観光政策論 観光経営学 観光産業分析	2 1 1	宿泊産業論	2	観光マーケティング分析論	2									0	0	8	14	
	職業実践科目 選択 必修 選択							宿泊実習1	4									4	4	6		0
芸術文化系科目	選択 必修 選択			文化政策概論	2	批評論 舞台芸術入門	2 2	映像メディア論	1	民俗芸能論	1	文化産業論	2					0	0	10	41	
	職業実践科目 選択 必修 選択							劇場プロデュース実習1	2	劇場プロデュース実習2 文化政策実習	2 2	舞台芸術実習D	2					14	12	14		0
展開科目	選択 必修			世界を知る 地域の医療と福祉	2 2	地域コミュニティー論	2	多文化社会の社会教育	2	兵庫の教訓を踏まえた防災 ジオパークと地域	2	コウノトリの野生復帰と地域 地域資源の保全と活用 地域情報論 国際環境論	2 2 2 2				0	0	20	20		
	総合科目 必修											総合演習	2		総合演習	2		0	0	4	4	
卒業要件単位数		18	6	22	2	20	10	10	7	6	11	16	0	2	2	2	0	40	30	134	134	
		48				47				33				6								

芸術文化分野カリキュラム配置表(履修モデル版)

ディプロマポリシーに掲げる能力を養成するため以下のカリキュラムを編成する。



学位	DP	専攻人材像	全学人材像
芸術文化学士(専門職)	<ul style="list-style-type: none"> コミュニケーション能力 芸術文化マネジメント能力 芸術文化学士(専門職)に求められる観光マネジメント能力 価値創造の能力 進化する能力 	<p>芸術文化と地域社会を橋渡しし、地域の魅力をより一層に引き出す知識、技法、創造活動全体を意味する芸術文化の果たす役割を理解し、両分野双方の視点を創出し、地域活性化における観光に関する事業活動を推進することで地域新たな活力を創出する人材</p>	<p>地域活性化における観光に関する事業活動を推進することで地域新たな活力を創出する人材</p>
観光学士(専門職)	<ul style="list-style-type: none"> コミュニケーション能力 観光マネジメント能力 観光文化(専門職)に求められる観光文化マネジメント能力 価値創造の能力 進化する能力 	<p>観光の学問的特徴を理解し、実践的な知識、技法、創造活動全体を意味する観光の果たす役割を理解し、両分野双方の視点を創出し、地域活性化における観光に関する事業活動を推進することで地域新たな活力を創出する人材</p>	<p>地域活性化における観光に関する事業活動を推進することで地域新たな活力を創出する人材</p>

基礎科目 (Yellow)

展開科目 (Grey)

職業専門科目系 (Light Blue)

観光系クロスオーバー科目 (Dark Blue)

コア科目 (Green)

共通科目 (White)

芸術文化系 (Light Orange)

総合科目 (Red)

履修科目 (Orange border)

● : 必修科目

◎ : 選択必修科目

無印 : 選択科目

履修モデル別の科目編成

●必修、◎選択必修、○選択

		アートマネジャー				
就職先区分		公共文化施設管理者、民間指定管理事業者、メディア産業、イベント企画会社、劇団				
職種		文化施設コーディネーター、アートマネジャー、アートディレクター				
役割		①公演等の企画意図を理解し、公演や作品等に適切に表現 ②優れた感性とセンスを生かし、集客力のある公演や作品等を企画・構成・制作 ③魅力的な実演芸術を通じて人々を引きつけ、地域の賑わいを創出 ④マーケティング、顧客獲得・拡大、営業・渉外・広報等のマネジメント ⑤芸術文化の受け手と作り手を結ぶコーディネート				
区分	分類	科目	区分	身に付く知識・技能		
基礎	対話的コミュニケーション能力	コミュニケーション演習	●	対話を通じての関係者間の合意形成能力		
	初年次教育	知と表現のデザイン	●	大学での学びの姿勢、将来に向けたキャリアデザインを形成		
	教養、言語・情報リテラシー	情報処理演習		●	基礎的な情報処理に関する知識・技能を修得	
		英語 1 英語 2		●	外国人との必要なコミュニケーションを図る能力を養成	
		社会学		●	人間の活動が地域社会に及ぼす影響を考察する能力を養成	
		言語表現論		○	言語を根源的・実践的に考察	
		経済学		●	芸術文化、観光の事業を経済活動として捉え、考察する能力を養成	
職業専門	共通 (専門知識・技能)	マネジメント入門	●	マネジメントの基礎理論を学修		
		アカウンティング入門	●	会計に関する基礎知識を修得		
		事業創造入門	●	新たな価値創造(新規事業の創造)に関する基礎理論を修得		
	観光 (専門知識・技能)	観光事業概論	●	観光産業に関する事業内容、課題、動向等の知識を修得		
		観光産業マーケティング論	●	観光産業の特性に応じたマーケティングの理論を学修		
	芸術文化 (専門知識・技能)	アートマネジメント概論	●	芸術文化と様々な分野とのつながりを理解。文化施設運営の実務に関する基礎知識を修得		
		パフォーミングアーツ概論	●	パフォーミングアーツの意味するところに関する基礎的な知識		
		文化施設運営論	●	文化施設の企画運営に関する知識・技能。実践に向けた土台を形成		
	共通 (専門知識・技能)	芸術文化と観光	●	芸術文化と観光が地域活性化に果たす役割、学修する意義を考察		
		地域創生論	●	地域の発展に向けた理論、手法等に関する知識を修得		
		芸術文化・観光プロジェクト実習 1	●	国際演劇祭をフィールドに、芸術文化、観光を活用した取組を実践する知識・技能を養成		
		芸術文化・観光プロジェクト実習 2	○			
		芸術文化・観光プロジェクト実習 3	○			
		芸術文化・観光プロジェクト実習 4	○			
		専門演習	●	芸術文化及び観光により地域活性化を図る専門知識。研究課題の収集、研究方法		
	共通(経営に関する専門知識・技能)	リーダーシップ論	◎	リーダーシップに関する実践的な能力を養成		
	共通(地域創生に関する専門知識・技能)	地域創生実習	◎	地方自治体における地域創生の取組について実習		
	観光 (観光ビジネス能力に関する専門知識・技能)	観光政策論	◎	観光政策のあり方について多角的な視座を獲得		
		観光経営学	◎	経営学を概観し、基礎的な理論や知識、フレームワークを観光関連企業にあてはめて学修		
		観光産業分析	◎	個別の観光産業の学びを深めるためのビジネスモデルの理論と知識を修得		
		宿泊産業論	◎	宿泊産業を俯瞰し、現状と課題、将来のあり方を考察		
		観光マーケティング分析論	◎	汎用性の高い統計分析手法・表現方法を学修		
		社会調査演習	◎	企画・立案を行うために必要な調査・分析などの手法を学修		
		宿泊実習 1	◎	宿泊産業の現場実習を通じて課題や改善策を考察		
		芸術文化 (芸術文化創造・マネジメント能力に関する専門知識・技能)	演劇史	○	古今東西の劇場と演劇の歴史	
			文化政策概論	◎	日本の文化政策の現状と課題、芸術文化の公共性について理解	
	批評論		◎	表現者・アートマネジャー・プロデューサーに求められる批評力を養成		
	映像メディア論		◎	写真、映画、テレビ、ビデオ(7-ト)などの映像メディアの生成、普及、変容などを社会との関わりから考察		
	企業メセナ論		○	企業メセナの今日的な課題を分析、社会との関わりを多角的に考察		
	民俗芸能論		◎	祭礼を含む多様な民俗芸能の保存と活用を考察		
	音楽文化論		○	音楽文化の基礎的素養を身につけ、良質な音楽芸術を媒介・普及するアートマネジャー技法等を修得		
	文化産業論		◎	芸術文化と産業・経済の関係について歴史・理論等を多角的に考察		
	舞台芸術入門		◎	舞台芸術全般に関する基礎知識		
舞台芸術基礎実習	◎		舞台芸術の制作・創作に関する全般的知見(体験的基礎知識)			
舞台芸術実習 A	○		ステージマネージャーに関する知識と技能			
舞台芸術実習 B	◎		演劇の実作に関する知識と技能			
舞台芸術実習 C	○		ダンスの実作に関する知識と技能			
舞台芸術実習 D	◎		新作の作り方と発信の仕方(クリエーションとプレゼンテーションの知識と技能)			
劇場プロデュース実習 1	◎		劇場現場での実習を通じて劇場運営に関する職業能力を養成			
劇場プロデュース実習 2	◎		劇場現場での実習を通じて劇場運営に関する職業能力を養成			
文化政策実習	◎		地方自治体の文化政策の現状・課題、具体的な対応策を検討			
身体コミュニケーション実習	○		身体感覚に基づくコミュニケーションのあり方			
演劇ワークショップ実習 A	○		俳優の心構え・身構え			
演劇ワークショップ実習 B	○		演出家やドramatizerのスキル(発想力や指導力、言葉の運用能力等)			
演劇ワークショップ実習 C	○	演技や演出の急所を捉える能力				
演劇ワークショップ実習 D	○	演劇ワークショップファシリテーター、教育コーディネーターの知識と技能				
展開	創造的な役割を果たすための応用能力	世界を知る	◎	世界の政治経済、歴史、宗教等に関する知見を修得		
		地域の医療と福祉	◎	地域医療、福祉に関する知識を修得		
		地域コミュニティ論	◎	地域コミュニティの課題、公共性の領域における活動概念を理解		
		多文化社会の社会教育	◎	国内外の様々な社会教育施設(公民館、図書館、博物館)による共生へ向けた取り組みを学修		
		兵庫の教訓を踏まえた防災	◎	阪神淡路大震災の教訓を踏まえ、災害への備えを学修		
		ジオパークと地域	◎	ジオパークを題材に、地質・地形と文化・産業等の活動を理解		
		コウノトリの野生復帰と地域	◎	コウノトリと人が共生する地域の環境課題等を理解		
		地域資源の保全と活用	◎	地域資源の発見・保全・活用に関する基礎知識を修得		
		地域情報論	◎	地域情報を解析し、地域の実情を理解		
		国際環境論	◎	グローバルな環境問題を読み解く基礎知識を修得		
		総合	教育課程の集大成	総合演習	●	分野の異なる複数の教員の指導による演習を通じて価値創造の力を身につける

区分	1年次				2年次				3年次				4年次				実習	臨実	計	総計					
	第1Q	第2Q	第3Q	第4Q	第1Q	第2Q	第3Q	第4Q	第1Q	第2Q	第3Q	第4Q	第1Q	第2Q	第3Q	第4Q									
基礎科目	必修	コミュニケーション演習 知と表現のデザイン 情報処理演習 英語1A	1 1 1 3	1 1 1 3	コミュニケーション演習 知と表現のデザイン 情報処理演習 英語1B	2 1 1 3	2 1 1 3	英語2A	2	経済学	1	英語2B	2					0	0	19					
	選択			地域とつながる歴史学	1													0	0	1					
コア科目群	必修	マネジメント入門 観光事業概論 アートマネジメント概論 芸術文化と観光	2 2 2 1	2 2 2 1	アカウンティング入門 事業創造入門 観光産業マーケティング論 観光サービスマネジメント論 文化施設運営論	2 2 2 2 2	2 2 2 2 2	地域創生論	2				専門演習	2						2	2	25			
	選択必修	パフォーミング アーツ概論	2															0	0	2					
	選択							芸術文化・観光プロジェクト実習2 建築関連法令と著作権	2 1					芸術文化・観光プロジェクト実習3	2			4	4	5					
共通	職業理論科目	選択必修											組織マネジメント論	2				0	0	2					
	職業実践科目	選択必修										地域創生実習	2					2	2	2					
	職業理論科目	選択																0	0	0					
	職業実践科目	選択																0	0	0					
観光系科目群	職業理論科目	選択必修			観光政策論 観光交通論 観光経営学 観光産業分析	2 2 1 1	2 2 1 1	旅行産業論 宿泊産業論	2 2				観光デジタルマーケティング論	2	デスティネーションマーケティング論	2				0	0	16			
	職業実践科目	選択必修					観光交通実習1	2		旅行事業実習1 宿泊実習1	2 4		観光プロモーション演習	2	デスティネーション実習	2	観光プロジェクト立案演習	2		14	14	14			
	職業実践科目	選択										観光交通実習2 宿泊実習2	2 4		旅行事業実習2	2			8	8	8				
	職業理論科目	選択															文化産業論	2		0	0	6			
芸術文化系科目	職業理論科目	選択			文化政策概論	2													0	0	0				
	職業実践科目	選択必修					空間デザイン入門	2											0	0	0				
	職業実践科目	選択必修			身体コミュニケーション実習	2		舞台芸術基礎実習	2				劇場プロデュース実習1	2		文化政策実習	2		10	8	10				
職業実践科目	選択																	0	0	0					
展開科目	選択必修			世界を知る 地域の医療と福祉 持続可能な社会	2 2 2	2 2 2	国際防災論	2					兵庫の教訓を踏まえた防災 ジオパークと地域	2 2	2 2 2 2				0	0	20				
総合科目	必修																総合演習	2		総合演習	2	0	0	4	4
卒業要件単位数		17	4	25	2	20	10	6	10	6	14	16	0	2	0	2	0	40	38	134	134				

48

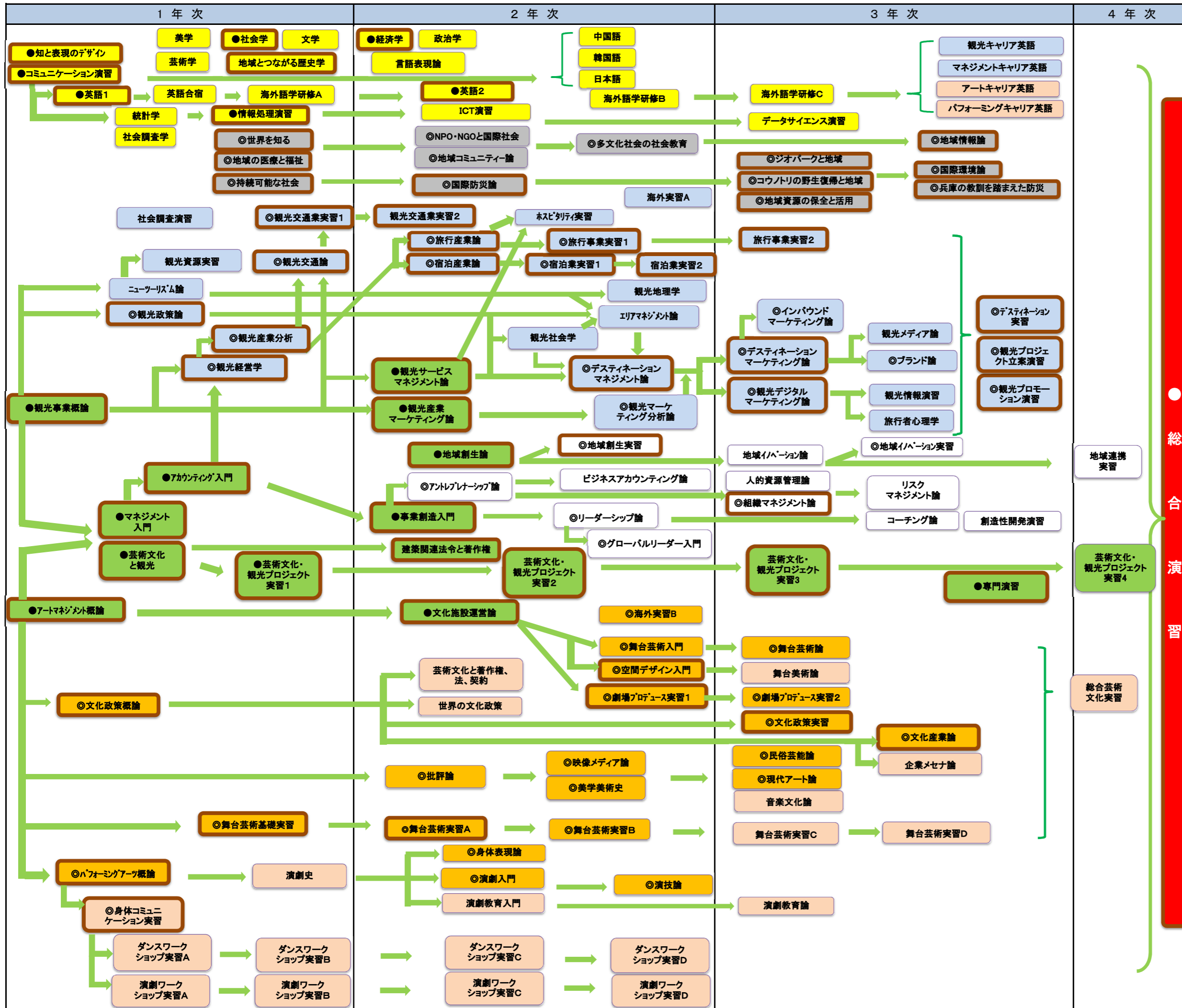
46

36

4

観光分野カリキュラム配置表（履修モデル版）

ディプロマポリシーに掲げる能力を養成するため以下のカリキュラムを編成する。



学位	DP	専攻人材像	全学人材像
観光学士（専門職）	<ul style="list-style-type: none"> コミュニケーション能力 観光マネジメント能力 観光学士（専門職）に求められる芸術文化マネジメント能力 価値創造能力 地域においてユニバーサルな社会づくりを推進する能力 	<p>観光分野の学びを徹底し、理論的かつ実践的な力を身につけて、観光の果たす役割を理解し、両分野双方の視点を創出し、芸術文化における観光に関する事業活動を推進することで、地域新たな活力を創出する人材</p>	<p>地域活性化における観光文化と観光に関する事業活動を推進することで、地域新たな活力を創出する人材</p>
芸術文化学士（専門職）	<ul style="list-style-type: none"> コミュニケーション能力 芸術文化マネジメント能力 芸術文化学士（専門職）に求められる観光マネジメント能力 価値創造能力 地域においてユニバーサルな社会づくりを推進する能力 	<p>芸術文化と地域社会を橋渡しし、地域の魅力を創出し、観光の発展に貢献する人材</p>	<p>地域活性化における観光文化と観光に関する事業活動を推進することで、地域新たな活力を創出する人材</p>

基礎科目 (Yellow)

展開科目 (Light Blue)

職業専門科目系 (Dark Blue)

観光系 (Light Green)

コア科目 (Green)

共通科目 (White)

芸術文化系 (Light Orange)

クロスオーバー科目 (Yellow-Orange)

総合 (Red)

履修科目 (Orange border)

必修科目 (Black dot)

選択必修科目 (Circle with dot)

選択科目 (No mark)

科目区分	授業科目の名称	配当年次	単位数		授業形態		ディプロマ・ポリシー													
			必修	選択	講義	演習	基礎的な知識・技能及び対話的コミュニケーション能力			観光マネジメント能力			芸術文化マネジメント能力			価値創造の能力			地域においてユニバーサルな社会づくりを推進する能力	
							学士(専門職)として必要となる教養、言語・情報リテラシーを身に付け、状況に応じて活用することができる。	多様なステークホルダーの考え方や立場を理解した上、対話を通じて合意形成に導く技能を身に付けている。	観光の事業特性を理解し、他産業とのマネジメントの違いが理解できる。	観光地域づくりの意義を理解し、観光を通じて地域の活性化を図っていくこととする態度を有する。	マーケティング、経営学の基礎的な知識・理論を身につけ、観光事業の実務に適用していくことができる。	観光ビジネスにおける現実の課題を解決するための総合的判断ができる。	文化施設の運営及び舞台芸術を中心に芸術文化に関する基礎的な知識を身に付けて、芸術文化を観光に生かし、地域の活性化を図ろうとする態度を有している。	日本における文化政策や芸術文化を取り巻く現状や課題を理解したうえで、観光産業における実務に適用できる。	芸術文化が社会に果たす役割を理解して、地域の魅力づくりにつなげる姿勢を有している。	芸術文化及び観光が地域の活性化にどのような役割を果たすかについて問題意識を持ち、それを追究していく強い意志を持っている。	マネジメント、アカウンティング、事業創造に関する基礎的な理論・知識を身に付け、事業活動について継続性を担保する手法や、新たな価値を生み出していく意義について理解している。	芸術文化及び観光に関する知見を生かし、芸術文化と観光に関する事業活動を通じて交流人口を拡大し、地域を活性化させることができる。	多様性を理解し、共感し、共働きと協働・協働して行動することができ、相互に支え合い、一人ひとりが持てる力を発揮し、活動できる社会づくりに取り組む姿勢を有している。	率先して、安心・安全の確保、環境の保全・改善に取り組む姿勢を有している。
実験・実習	専門職業人として必要なリテラシーを身に付けさせる	創造性を喚起させるための基礎となる教養を身に付けさせる	対話的コミュニケーション能力を養成する	観光に関する幅広い知識を身に付けさせるとともに、観光地域づくりや観光産業を取り巻く現状や課題を考察させる	観光地域及び観光産業におけるマーケティング、マネジメントに関する専門的な知識・技能を身に付けさせ、観光産業の生産性と地域における観光の活性化の向上のための方法論を修得させる	課題解決の能力を修得させる	文化施設の運営及び舞台芸術を中心に芸術文化に関する基礎的な専門知識・技能を身に付けさせるとともに、芸術文化が社会に果たす役割を考察させる	地域を取り巻く現状や課題を考察させるとともに、地域創生に関する知識・技能、課題解決のための方法論を身に付けさせる	基礎的な経営の知識・技能を身に付けさせる	芸術文化と観光による新たな価値創造の好循環が地域創生に果たす役割、意義を理解させ、芸術文化及び観光の視点を生かして地域活性化に取り組む能力を養成する	年齢層、障害の有無、文化や風土、国籍の違いなどがかかわりなく、全ての人々が地域社会の一員として尊重され、お互いに支え合い一人ひとりが持てる力を発揮し、自分らしく生き抜くことができる社会づくりに関する知識を身に付けさせる	環境保全にも配慮した安全で安心な暮らしが確保され、全ての人々にとって利用しやすく、質が高い、持続可能な社会づくりに関する知識を身に付けさせる								
「●」必修/「◎」選択必修/「○」選択							カリキュラム・ポリシー [基礎科目]			カリキュラム・ポリシー [職業専門科目]			カリキュラム・ポリシー [展開科目]							
② 職業専門科目	文化政策概論	1③	2	○																
	文化産業論	3③	2	○																
	空間デザイン入門	2①	2	○																
	小計(3科目)	—	0	6	—															
	舞台芸術基礎実習	1③	2		連															
	舞台芸術実習A	2①	2		連															
	劇場プロデュース実習1	2④	2		臨															
文化政策実習	3②	2																		
身体コミュニケーション実習	1①	2		○																
小計(5科目)	—	0	10	—																
小計(44科目)	—	23	67	—																
③ 展開科目	世界を知る	1③	2	○																○
	地域の医療と福祉	1③	2	○																○
	持続可能な社会	1③	2	○																○
	国際防災論	2①	2	○																○
	兵庫の教訓を踏まえた防災	3②	2	○																○
	ジオパークと地域	3②	2	○																○
	コウノトリの野生復帰と地域	3③	2	○																○
	地域資源の保全と活用	3③	2	○																○
	地域情報論	3③	2	○																○
国際環境論	3③	2	○																○	
小計(10科目)	—	0	20	—																
④ 科総目合	総合演習	4①③	4	○		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	小計(1科目)	—	4	0	—															
	合計(65科目)	—	46	88	—															

履修モデル別の科目編成

●必修、◎選択必修、○選択

		観光事業プランナー・マネジャー			
就職先区分	旅行業、レジャーサービス、イベント企画会社、旅行交通業、宿泊業等				
職種	地域づくりプランナー、ツアーオペレーター、ホテルマネージャー				
役割	①マーケットの構造転換に対応し、顧客に選ばれる商品・サービスの開発、企画の立案等を実践 ②内外の顧客獲得、販路拡大につながるマーケティングの実施、プロモーションなど情報発信 ③企業ビジョンに沿った企画を立案・実行 ④ホスピタリティ及び顧客心理の理解 ⑤多様なステークホルダーとの関係構築				
区分	分類	科目	区分	身に付く知識・技能	
基礎	対話的コミュニケーション能力	コミュニケーション演習	●	対話を通じての関係者間の合意形成能力	
	初年次教育	知と表現のデザイン	●	大学での学びの姿勢、将来に向けたキャリアデザインを形成	
	教養、言語・情報リテラシー	情報処理演習		●	基礎的な情報処理に関する知識・技能を修得
		英語1 英語2		●	外国人との必要なコミュニケーションを図る能力を養成
		社会学		●	人間の活動が地域社会に及ぼす影響を考察する能力を養成
		地域とつながる歴史学		○	地域の歴史との関係から現代社会の課題を考察
	経済学		●	芸術文化、観光の事業を経済活動として捉え、考察する能力を養成	
職業専門	共通 (専門知識・技能)	マネジメント入門	●	マネジメントの基礎理論を学修	
		アカウンティング入門	●	会計に関する基礎知識を修得	
		事業創造入門	●	新たな価値創造(新規事業の創造)に関する基礎理論を修得	
	観光 (専門知識・技能)	観光事業概論	●	観光産業に関する事業内容、課題、動向等の知識を修得	
		観光サービスマネジメント論	●	観光産業の特性に応じたサービスマネジメントの理論を学修	
		観光産業マーケティング論	●	観光産業の特性に応じたマーケティングの理論を学修	
	芸術文化 (専門知識・技能)	アートマネジメント概論	●	芸術文化と様々な分野とのつながりを理解。文化施設運営の実務に関する基礎知識を修得	
		パフォーミングアーツ概論	●	パフォーミングアーツの意味するところに関する基礎的な知識	
		文化施設運営論	●	文化施設の企画運営に関する知識・技能。実践に向けた土台を形成	
	共通 (専門知識・技能)	芸術文化と観光	●	芸術文化と観光が地域活性化に果たす役割、学修する意義を考察	
		建築関連法令と著作権	○	建築と各分野の施設に関連する法規制・著作権に関連する法規制の基礎知識を学修	
		地域創生論	●	地域の発展に向けた理論、手法等に関する知識を修得	
		芸術文化・観光プロジェクト実習1	●	国際演劇祭をフィールドに、芸術文化、観光を活用した取組を実践する知識・技能を養成	
		芸術文化・観光プロジェクト実習2	○		
		芸術文化・観光プロジェクト実習3	○		
		専門演習	●	芸術文化及び観光により地域活性化を図る専門知識。研究課題の収集、研究方法	
	共通 (経営に関する専門知識・技能)	組織マネジメント論	◎	組織における人間行動特性等を理解	
	共通 (地域創生に関する専門知識・技能)	地域創生実習	◎	地方自治体における地域創生の取組について実習	
	観光 (観光ビジネス能力に関する専門知識)	観光政策論	◎	観光政策のあり方について多角的な視座を獲得	
		観光交通論	◎	観光交通について概説し、課題・その改善策等を考察	
		観光経営学	◎	経営学を概観し、基礎的な理論や知識、フレームワークを観光関連企業にあてはめて学修	
		観光産業分析	◎	個別の観光産業の学びを深めるためのビジネスモデルの理論と知識を修得	
		旅行産業論	◎	旅行業の現状と課題を概説し、課題整理と将来展望を考察	
		宿泊産業論	◎	宿泊産業を俯瞰し、現状と課題、将来のあり方を考察	
		デスティネーションマネジメント論	◎	デスティネーションマネジメントの構成要素を整理し、観光地経営の方法論を修得	
		観光デジタルマーケティング論	◎	デジタルマーケティングの理論・技法を修得	
		デスティネーションマーケティング論	◎	DMの仕組みを理解し、DMの施策策定能力を養成	
		観光交通実習1	◎	観光交通サービスの実務を通じて業務遂行力を修得	
		観光交通実習2	○	観光交通サービスの実務を通じて業務遂行力を修得	
		旅行事業実習1	◎	旅行サービスの実務を通じて業務遂行力を修得	
		旅行事業実習2	○	旅行サービスの実務を通じて業務遂行力を修得	
		宿泊実習1	◎	宿泊産業の現場実習を通じて課題や改善策を考察	
		宿泊実習2	○		
	観光プロモーション演習	◎	新たな観光プロモーションの手法を考察		
	デスティネーション実習	◎	DMO等の現場で観光商品・サービスの企画開発に取り組む		
	観光プロジェクト立案演習	◎	観光商品・サービスの企画開発に関して演習		
芸術文化 (芸術文化創造・マネジメント能力に関する専門知識・技能)	文化政策概論	◎	日本の文化政策の現状と課題、芸術文化の公共性について理解		
	文化産業論	◎	芸術文化と産業・経済の関係について歴史・理論等を多角的に考察		
	空間デザイン入門	◎	空間デザインに関する基礎知識、ならびにその構想方法、またそれを人と協働する際の手法		
	舞台芸術基礎実習	◎	舞台芸術の制作・創作に関する全般的知見(体験的基礎知識)		
	舞台芸術実習A	◎	ステージマネージャーに関する知識と技能		
	劇場プロデュース実習1	◎	劇場現場での実習を通じて劇場運営に関する職業能力を養成		
	文化政策実習	◎	地方自治体の文化政策の現状・課題、具体的な対応策を検討		
	身体コミュニケーション実習	◎	身体感覚に基づくコミュニケーションのあり方		
展開	創造的な役割を果たすための応用能力	世界を知る	◎	世界の政治経済、歴史、宗教等に関する知見を修得	
		地域の医療と福祉	◎	地域医療、福祉に関する知識を修得	
		持続可能な社会	◎	「持続可能な発展」の理念を理解する	
		国際防災論	◎	世界の自然災害や防災事情を知り、防災・減災の取組を学修	
		兵庫の教訓を踏まえた防災	◎	阪神淡路大震災の教訓を踏まえ、災害への備えを学修	
		ジオパークと地域	◎	ジオパークを題材に、地質・地形と文化・産業等の活動を理解	
		コウノトリの野生復帰と地域	◎	コウノトリと人が共生する地域の環境課題等を理解	
		地域資源の保全と活用	◎	地域資源の発見・保全・活用に関する基礎知識を修得	
		地域情報論	◎	地域情報を解析し、地域の実情を理解	
		国際環境論	◎	グローバルな環境問題を読み解く基礎知識を修得	
総合	教育課程の集大成	総合演習	●	分野の異なる複数の教員の指導による演習を通じて価値創造の力を身につける	

芸術文化観光専門職大学教育課程連携協議会規程（案）

（趣旨）

第1条 この規程は、産業界及び地域社会等と連携して教育課程を編成し、実施するため設置する「芸術文化観光専門職大学教育課程連携協議会（以下「連携協議会」という。）」の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

（審議事項）

第2条 連携協議会は、次に掲げる事項を審議し、芸術文化観光専門職大学学長（以下「学長」という。）に意見を述べるものとする。

- (1) 産業界及び地域社会との連携による授業科目の開設その他の教育課程の編成に関する基本的な事項
- (2) 産業界及び地域社会との連携による授業の実施その他の教育課程の実施に関する基本的な事項及びその実施状況の評価に関する事項

（組織）

第3条 連携協議会は、次に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 学長が指名する教員その他の職員
 - (2) 芸術文化観光専門職大学（以下「本大学」という。）の課程に係る職業に就いている者又は当該職業に関連する事業を行う者による団体のうち、広範囲の地域で活動するものの関係者であって、当該職業の実務に関し豊富な経験を有するもの
 - (3) 地方公共団体の職員、地域の事業者による団体の関係者その他の地域の関係者
 - (4) 臨地実務実習その他の授業科目の開設又は授業の実施において本大学と協力する事業者
 - (5) 本大学の教員その他の職員以外の者であって学長が必要と認めるもの
- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残存期間とする。
- 3 連携協議会の委員長は、委員の互選により選出し、委員長が連携協議会を招集する。
- 4 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代理する。

5 委員は、事故その他やむを得ない事情で連携協議会に出席できないときは、あらかじめ委員長の下承を得て、代理人を出席させることができる。

(開催)

第4条 連携協議会は、定例会議及び臨時会議とする。

2 定例会議は、原則年2回開催する。

3 臨時会議は、委員長が必要があると認めるときに開催する。

4 連携協議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

(委員以外の者の出席)

第5条 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を連携協議会に出席させ、意見を求めることができる。

(守秘義務)

第6条 委員は、学生並びに教職員の個人情報に関する事項及び臨地実務実習受入施設の情報に関する事項については、秘密を漏らしてはならない。

(報告)

第7条 連携協議会で審議した事項について、その結果又は経過を学長に報告するものとする。

(庶務)

第8条 連携協議会の庶務は、事務局において行う。

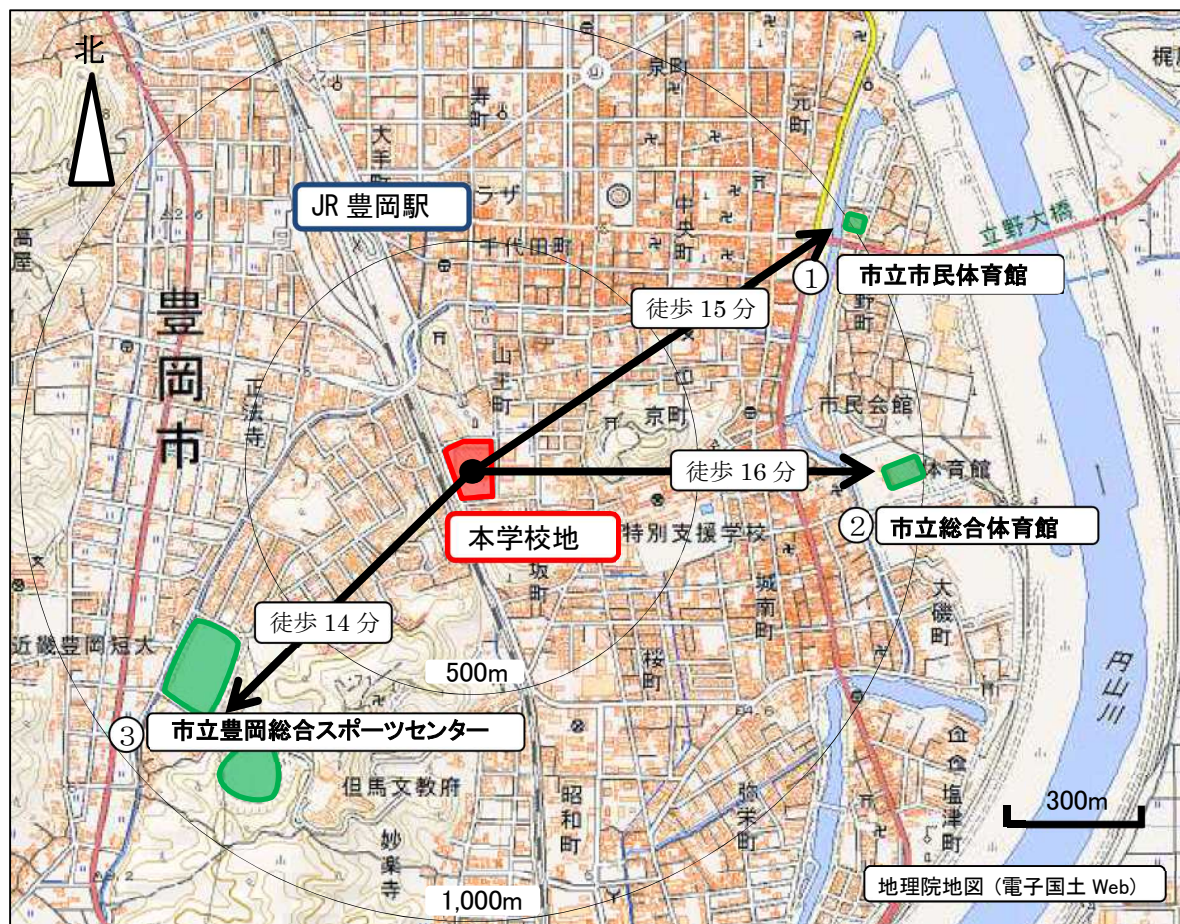
(補則)

第9条 この規程に定めるもののほか、連携協議会の運営に関し必要な事項は、連携協議会が別に定める。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

大学周辺の体育館等スポーツ施設の位置図



大学周辺のスポーツ施設の概要

名 称	区 分	内 容	大学からの距離
①市立市民体育館 (豊岡市立野町1番3号) [開館 9時~22時]	体育館	バレーボールコート2面 バスケットボールコート1面 バドミントンコート4面 卓球コート12面	徒歩 15分(1.3km) 車 6分(1.3km)
②市立総合体育館 (豊岡市大磯町1番75号) [開館 9時~22時]	体育館	バレーボールコート4面 バスケットボールコート2面 バドミントンコート12面 卓球コート24面	徒歩 16分(1.6km) 車 8分(1.8km)
③市立豊岡総合スポーツセンター (豊岡市戸牧359番地) [開場 6時~21時30分]	陸上競技場 野球場 テニスコート	オールウェザートラック 両翼90m、中堅120m 砂入り人工芝4面	徒歩 14分(1.0km) 車 4分(1.1km)

		1限: 9:00~10:00				2限: 10:10~11:10				3限: 11:20~12:20				4限: 13:20~14:20				5限: 14:30~15:30				6限: 15:40~16:40				7限: 16:50~17:50				8限: 18:00~19:00											
第1Q		月								火								水								木								金							
		1	2	3	4	5	6	7	8	1	2	3	4	5	6	7	8	1	2	3	4	5	6	7	8	1	2	3	4	5	6	7	8	1	2	3	4	5	6	7	8
1 年次	基礎	英語1A ③(1) 【川向】	英語1A ③(3) 【川向】	英語1A ③(5) 松井	日本語 ② 姚瑶	英語1A ③(1) 【川向】	英語1A ③(3) 【川向】	英語1A ③(5) 松井		英語1A ③(1) 【川向】	英語1A ③(3) 【川向】																							日本語 ② 姚瑶							
		英語1A ③(2) 松井	英語1A ③(4) 【Adam】	英語1A ③(6) 【Adam】		英語1A ③(2) 松井	英語1A ③(4) 【Adam】	英語1A ③(6) 【Adam】		英語1A ③(2) 松井	英語1A ③(4) 【Adam】	英語1A ③(6) 【Adam】									知と表現のデザイン ①(1.2.3)佐藤 (桑原)・西崎 平田・石井・近藤 野津・井原										知と表現のデザイン ①(4.5.6)佐藤 (桑原)・西崎 平田・石井・近藤 野津・井原										
	コミュニケーション演 習①(3.4) 平田(オ)・杉山 平田(知)・石井	コミュニケーション演 習①(5.6) 平田(オ)・杉山 平田(知)・石井	コミュニケーション演 習①(1.2) 平田(オ)・杉山 平田(知)・石井	社会調査学 ② 西崎	コミュニケーション演 習①(3.4) 平田(オ)・杉山 平田(知)・石井	コミュニケーション演 習①(5.6) 平田(オ)・杉山 平田(知)・石井	コミュニケーション演 習①(1.2) 平田(オ)・杉山 平田(知)・石井				英語1A ③(5) 松井																						情報処理演習 ①(1.2.3) 藤本	情報処理演習 ①(4.5.6) 野津	統計学 ② 【倉本】						
	コア																																								
職業専門	観光実践																																								
	芸文実践	身体コミュニカ 実習②(5.6選) 富田・児玉 木田	身体コミュニカ 実習②(1.2選) 富田・児玉 木田	身体コミュニカ 実習②(3.4選) 富田・児玉 木田		身体コミュニカ 実習②(5.6選) 富田・児玉 木田	身体コミュニカ 実習②(1.2選) 富田・児玉 木田	身体コミュニカ 実習②(3.4選) 富田・児玉 木田																																	
2 年次	基礎																				英語2A ②(1) 【和泉】	英語2A ②(3) 【和泉】	英語2A ②(5) 【和泉】	中国語 ② 姚瑶	英語2A ②(1) 【和泉】	英語2A ②(3) 【和泉】	英語2A ②(5) 【和泉】	中国語 ② 姚瑶													
																						英語2A ②(2) 【山口】	英語2A ②(4) 【山口】	英語2A ②(6) 【Adam】		英語2A ②(2) 【山口】	英語2A ②(4) 【山口】	英語2A ②(6) 【Adam】		中国語 ② 姚瑶											
	コア	事業創造入門 ②(1.2.3)細海 瓶内【佐竹】		事業創造入門 ②(4.5.6)細海 瓶内【佐竹】		文化施設運営 ②(1.2.3) 尾西・近藤		文化施設運営 ②(4.5.6) 尾西・近藤																																	
	共通	観光サービスマ ネジメント②(4.5.6) 小熊		観光サービスマ ネジメント②(1.2.3) 小熊		リーダーシップ論 ② 山中				グローバルリー ダー入門② 細海																															
	観光理論		宿泊産業論 ② 高橋				旅行産業論 ② 小熊		エリアマネジメント 論② 佐藤・高橋																																
	芸文実践				舞台芸術入門 ② 杉山・富田 李・河村		批評論 ② 熊倉		演劇入門 ② 平田(オ)																		空間デザイン 入門② 杉山														
展開																																									
3 年次	基礎																																								
		コア																																							
	共通	創造性開発演 習② 山中	創造性開発演 習② 山中	コーチング論 ② 【岩田】	組織マネジメント 論② 細海	地域イノベーション 論② 佐藤																																			
	観光理論																																								
芸文実践																																									
職業専門	観光実践																																								
	芸文実践																																								
4 年次	総合																																								

(注)○数字は単位数、()内の数字は英語のクラス分けに基づいたクラス番号 【 】は非常勤講師 水曜日は各種委員会を開催予定

教室使用状況

資料8-3

【第1クォーター】

	教室名	1・2限	3・4限	5・6限	7・8限
月曜日	大教室1				
	大教室2				
	大教室3				
	中教室1	観光サービスマネジメント論(4・5・6)			観光サービスマネジメント論(1・2・3)
	中教室2	事業創造入門(1・2・3)			事業創造入門(4・5・6)
	中教室3		宿泊産業論		リーダーシップ論
	中教室4				舞台芸術入門
	中教室5			コーチング論	
	中教室6				組織マネジメント論
	小教室1	英語1A(1)			英語1A(5)
	小教室2	英語1A(2)			英語1A(6)
	小教室3		英語1A(3)		
	小教室4		英語1A(4)		日本語
	小教室5				社会調査学
	小教室6				
	情報語学室	創造性開発演習	創造性開発演習		
	PBL1				
	PBL2				
	PBL3				
	PBL4				
	PBL5				
	PBL6				
	PBL7				
	PBL8				
	劇場				
	実習室1				
	実習室2				
	実習室3				
小劇場					
スタジオ1	コミュニケーション演習(3・4)	コミュニケーション演習(5・6)	コミュニケーション演習(1・2)		
スタジオ2	身体コミュニケーション実習(5・6)	身体コミュニケーション実習(1・2)	身体コミュニケーション実習(3・4)		
火曜日	大教室1				
	大教室2	観光産業マーケティング論(4・5・6)			観光産業マーケティング論(1・2・3)
	大教室3	文化施設運営論(1・2・3)			文化施設運営論(4・5・6)
	中教室1	地域イノベーション論			
	中教室2		旅行産業論		エリアマネジメント論
	中教室3		批評論		グローバルリーダー入門
	中教室4				演劇入門
	中教室5				国際防災論
	中教室6				
	小教室1	英語1A(1)			英語1A(5)
	小教室2	英語1A(2)			英語1A(6)
	小教室3		英語1A(3)		
	小教室4		英語1A(4)		
	小教室5				
	小教室6				
	情報語学室	データサイエンス演習			社会調査演習
	PBL1				観光キャリア英語
	PBL2				マネジメントキャリア英語
	PBL3				アートキャリア英語
	PBL4				パフォーマンスキャリア英語
	PBL5				
	PBL6				
	PBL7				
	PBL8				
	劇場				
	実習室1				
	実習室2				
	実習室3				
小劇場					
スタジオ1	コミュニケーション演習(3・4)	コミュニケーション演習(5・6)	コミュニケーション演習(1・2)		
スタジオ2	身体コミュニケーション実習(5・6)	身体コミュニケーション実習(1・2)	身体コミュニケーション実習(3・4)		
水曜日	大教室1				
	大教室2				
	大教室3				
	中教室1	芸術文化と観光(3・4・5)			
	中教室2		芸術文化と観光(1・2・6)		
	中教室3			観光メディア論	
	中教室4				観光社会学
	中教室5				
	中教室6				
	小教室1	英語1A(1)			
	小教室2	英語1A(2)			英語1A(6)
	小教室3		英語1A(3)		
	小教室4		英語1A(4)		
	小教室5		英語1A(5)		
	小教室6				
	情報語学室				
	PBL1	専門演習	専門演習		
	PBL2	専門演習	専門演習		
	PBL3	専門演習	専門演習		
	PBL4	専門演習	専門演習		
	PBL5	専門演習	専門演習		
	PBL6	専門演習	専門演習		
	PBL7	専門演習	専門演習		
	PBL8	専門演習	専門演習		
	劇場				
	実習室1				
	実習室2				
	実習室3				
小劇場	舞台芸術実習A	舞台芸術実習A			
スタジオ1					
スタジオ2					

	教室名	1・2限	3・4限	5・6限	7・8限
木曜日	大教室1				
	大教室2				
	大教室3				
	中教室1	観光事業概論(4・5・6)		観光事業概論(1・2・3)	
	中教室2		マネジメント入門(1・2・3)		マネジメント入門(4・5・6)
	中教室3		アートマネジメント概論(4・5・6)		アートマネジメント概論(1・2・3)
	中教室4				地域コミュニティー論
	中教室5				空間デザイン入門
	中教室6	知と表現のデザイン(1)			知と表現のデザイン(4)
	小教室1	英語2A(1)			英語2A(5)
	小教室2	英語2A(2)			英語2A(6)
	小教室3		英語2A(3)		中国語
	小教室4		英語2A(4)		
	小教室5	知と表現のデザイン(2)			知と表現のデザイン(5)
	小教室6	知と表現のデザイン(3)			知と表現のデザイン(6)
	情報語学室	ICT演習(4・5・6)			ICT演習(1・2・3)
	PBL1	観光プロモーション演習	観光プロモーション演習	観光プロモーション演習	観光プロモーション演習
	PBL2	観光プロモーション演習	観光プロモーション演習	観光プロモーション演習	観光プロモーション演習
	PBL3				
	PBL4				
	PBL5				
	PBL6				
	PBL7				
	PBL8				
	劇場				
	実習室1				
	実習室2				
	実習室3				
	小劇場			舞台芸術実習C	舞台芸術実習C
	スタジオ1				
スタジオ2					
金曜日	大教室1				
	大教室2				
	大教室3				
	中教室1	パフォーマンスアート概論(4・5・6)			
	中教室2		パフォーマンスアート概論(1・2・3)		
	中教室3	舞台美術論		企業メセナ論	
	中教室4		舞台芸術論		
	中教室5			統計学	
	中教室6				
	小教室1	英語2A(1)		英語2A(5)	
	小教室2	英語2A(2)		英語2A(6)	
	小教室3		英語2A(3)		中国語
	小教室4		英語2A(4)		
	小教室5			日本語	
	小教室6				
	情報語学室	情報処理演習(1・2・3)	情報処理演習(4・5・6)		
	PBL1	観光プロモーション演習	観光プロモーション演習	総合演習	総合演習
	PBL2	観光プロモーション演習	観光プロモーション演習	総合演習	総合演習
	PBL3			総合演習	総合演習
	PBL4			総合演習	総合演習
	PBL5			総合演習	総合演習
	PBL6			総合演習	総合演習
	PBL7			総合演習	総合演習
	PBL8			総合演習	総合演習
	劇場				
	実習室1				
	実習室2				
	実習室3				
	小劇場				
	スタジオ1				
スタジオ2					

【第3クォーター】

	教室名	1・2限	3・4限	5・6限	7・8限	
月曜日	大教室1					
	大教室2					
	大教室3	地域創生論(1・2・3)		地域創生論(4・5・6)		
	中教室1					
	中教室2		観光地理学		観光政策論	
	中教室3	コウノトリの野生復帰と地域			デスティネーションマネジメント論	
	中教室4		インバウンドマーケティング論		世界の文化政策	
	中教室5		地域資源の保全と活用		美学	
	中教室6					
	小教室1	英語1A(1)			英語1A(5)	
	小教室2	英語1A(2)			英語1A(6)	
	小教室3		英語1A(3)			
	小教室4		英語1A(4)			
	小教室5					
	小教室6					
	情報語学室				観光情報演習	観光情報演習
	PBL1					
	PBL2					
	PBL3					
	PBL4					
	PBL5					
	PBL6					
	PBL7					
	PBL8					
	劇場					
	実習室1					
	実習室2					
	実習室3					
小劇場						
スタジオ1	コミュニケーション演習(3・4)		コミュニケーション演習(5・6)	コミュニケーション演習(1・2)		
スタジオ2						
火曜日	大教室1					
	大教室2					
	大教室3					
	中教室1	アントレプレナーシップ論		ビジネスアカウンティング論		
	中教室2	美学美術史		身体表現論		
	中教室3	デスティネーションマーケティング論		国際環境論		
	中教室4		観光マーケティング分析論		世界を知る	
	中教室5		演技論		演劇教育入門	
	中教室6		ブランド論		旅行者心理学	
	小教室1	英語1A(1)			英語1A(5)	
	小教室2	英語1A(2)			英語1A(6)	
	小教室3		英語1A(3)			
	小教室4		英語1A(4)			
	小教室5					
	小教室6					
	情報語学室					
	PBL1					
	PBL2					
	PBL3					
	PBL4					
	PBL5					
	PBL6					
	PBL7					
	PBL8					
	劇場					
	実習室1					
	実習室2					
	実習室3					
小劇場						
スタジオ1	コミュニケーション演習(3・4)		コミュニケーション演習(5・6)	コミュニケーション演習(1・2)		
スタジオ2						
水曜日	大教室1					
	大教室2					
	大教室3					
	中教室1				持続可能な社会	
	中教室2					
	中教室3					
	中教室4					
	中教室5					
	中教室6					
	小教室1	英語1A(1)				
	小教室2	英語1A(2)			英語1A(6)	
	小教室3		英語1A(3)			
	小教室4		英語1A(4)			
	小教室5		英語1A(5)			
	小教室6					
	情報語学室	情報処理演習(4・5・6)				
	PBL1	専門演習	専門演習			
	PBL2	専門演習	専門演習			
	PBL3	専門演習	専門演習			
	PBL4	専門演習	専門演習			
	PBL5	専門演習	専門演習			
	PBL6	専門演習	専門演習			
	PBL7	専門演習	専門演習			
	PBL8	専門演習	専門演習			
	劇場					
	実習室1					
	実習室2					
	実習室3					
小劇場						
スタジオ1						
スタジオ2						

	教室名	1・2限	3・4限	5・6限	7・8限	
木曜日	大教室1					
	大教室2					
	大教室3					
	中教室1	アカウンティング入門(4・5・6)			アカウンティング入門(1・2・3)	
	中教室2	地域情報論				ニューツーリズム論
	中教室3		リスクマネジメント論			文化政策概論
	中教室4					
	中教室5					
	中教室6	知と表現のデザイン(1)			知と表現のデザイン(4)	
	小教室1	英語2A(1)			英語2A(5)	
	小教室2	英語2A(2)			英語2A(6)	
	小教室3		英語2A(3)			韓国語
	小教室4		英語2A(4)			
	小教室5	知と表現のデザイン(2)			知と表現のデザイン(5)	
	小教室6	知と表現のデザイン(3)			知と表現のデザイン(6)	
	情報語学室			情報処理演習(1・2・3)		
	PBL1	観光プロジェクト立案演習		観光プロジェクト立案演習	観光プロジェクト立案演習	観光プロジェクト立案演習
	PBL2	観光プロジェクト立案演習		観光プロジェクト立案演習	観光プロジェクト立案演習	観光プロジェクト立案演習
	PBL3					
	PBL4					
	PBL5					
	PBL6					
	PBL7					
	PBL8					
	劇場					
	実習室1					
	実習室2					
	実習室3					
	小劇場					
	スタジオ1					
スタジオ2						
金曜日	大教室1					
	大教室2					
	大教室3					
	中教室1	観光交通論			文化産業論	
	中教室2	現代アート論				演劇教育論
	中教室3		音楽文化論			地域の医療と福祉
	中教室4					多文化社会の社会教育
	中教室5				観光経営学	
	中教室6				観光産業分析	
	小教室1	英語2A(1)			英語2A(5)	
	小教室2	英語2A(2)			英語2A(6)	
	小教室3		英語2A(3)			韓国語
	小教室4		英語2A(4)			
	小教室5					
	小教室6					
	情報語学室	ICT演習(4・5・6)		社会調査演習	ICT演習(1・2・3)	
	PBL1	観光プロジェクト立案演習		観光プロジェクト立案演習	総合演習	総合演習
	PBL2	観光プロジェクト立案演習		観光プロジェクト立案演習	総合演習	総合演習
	PBL3				総合演習	総合演習
	PBL4				総合演習	総合演習
	PBL5				総合演習	総合演習
	PBL6				総合演習	総合演習
	PBL7				総合演習	総合演習
	PBL8				総合演習	総合演習
	劇場					
	実習室1					
	実習室2					
	実習室3					
	小劇場	舞台芸術基礎実習		舞台芸術基礎実習		
	スタジオ1					
スタジオ2						

電子ジャーナル一覧

番号	タイトル	出版社
1	Tourism Management	Elsevier BV
2	Annals of Tourism Research	Elsevier BV
3	Journal of Destination Marketing & Management	Elsevier BV
4	Drama Review:TDR	The M.I.T. Press
5	Journal of Aesthetics & Art Criticism [Basic Access License]	John Wiley & Sons Ltd. (formerly:Blackwell)
6	New Theatre Quarterly	Cambridge University Press
7	PAJ: A Journal of Performance & Art	The M.I.T. Press

芸術文化観光専門職大学の臨地実務実習に関する実施協定書

芸術文化観光専門職大学（以下「大学」という。）と株式会社〇〇（以下「会社等」という。）は、大学の学生が会社等において会社等の実務に従事することにより行う実習による授業科目（以下「臨地実務実習」という。）の実施について、以下のとおり合意する。

（趣旨）

第1条 この協定は、大学の学生に対して行われる臨地実務実習を大学と会社等が連携して行うことに関する基本的事項を取り決めることを目的として、締結する。

（実施計画）

第2条 臨地実務実習の円滑な実施のため、大学は企業等と協議の上、実施計画を書面で作成するものとする。

2 実施計画には、以下の事項を記載する。

- ① 実習の内容、期間、一日当たりの実習時間及び主たる実習場所
- ② 受け入れる学生の数
- ③ 実習指導者の配置
- ④ 成績評価の基準及び方法
- ⑤ 学生に対する実習手当及び交通費等の取扱い
- ⑥ 実習中の災害補償及び損害賠償責任
- ⑦ その他の臨地実務実習の実施に必要な事項

3 企業等は、実施計画に従い、大学と連携して臨地実務実習を実施するものとする。

4 企業等は、大学の求めがあったときは、あらかじめ大学と企業等が協議して定める方法により、業務の進捗状況について報告するものとする。

（費用負担）

第3条 臨地実務実習に関する費用の負担は、あらかじめ大学と企業等が協議の上、別に定める確認表を作成するものとする。

（指揮命令）

第4条 企業等は、実施計画に定める内容を超えて、企業等の指揮命令下で学生又は大学の教員に労務の提供をさせてはならないものとする。

（企業等秘密の取扱い）

第5条 大学及び学生は、臨地実務実習の実施に伴い知得した企業等の業務・契約・取引先・顧客（利用者）等に関する一切の秘密情報（以下「企業等秘密」という。）を、書面による企業等の事前の同意を得ることなく、臨地実務実習の期間中及び終了後において、第三者に漏洩してはならないものとする。

2 学生は、企業等の事前の同意を得て、臨地実務実習に関する報告に必要な範囲で、企業等秘密を大学に開示することができる。

3 大学は、学生が口頭又は書面でした前項の報告に企業等秘密が含まれる場合は、第1項に定める学生の負う義務と同等の義務を負う。

（秘密等の返還義務）

第6条 大学及び企業等は、臨地実務実習が終了したとき若しくはこの協定書の有効期間を満了したとき、又は相手方から返還等の要求があったときは、相手方の秘密及び相手方から貸与された情報等について、相手方の指示に従い、必ず返還、廃棄又は消去するものとする。

(知的財産権)

第7条 臨地実務実習の実施の過程で、企業等の指導により学生が創出した発明等に係る知的財産権は、企業等に帰属するものとする。

2 企業等は、学生が創出した発明等に関わる知的財産権に対し、企業等の社内規程に基づき、応分の報奨を学生に付与するものとする。

3 大学又は学生が、学会発表、論文発表その他の方法により第1項に規定する発明等について第三者に公表・開示しようとする場合は、事前に企業等の同意を得るものとする。

(改善)

第8条 大学及び企業等は、臨地実務実習の改善の必要があると認めるときは、相手方に改善の協議を申し入れることができ、申し入れられた相手方は必ず協議に応じるものとする。

(委託の禁止)

第9条 企業等は、事前に大学及び企業等の協議の上で大学の書面による承諾を得た場合を除き、業務の一部又は全部の実施を第三者に委託することはできない。

(権利・義務の譲渡の禁止)

第10条 大学及び企業等は、事前に双方協議の上で相手方の書面による承諾を得た場合を除き、この協定上の権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継してはならない。

(安全衛生)

第11条 大学及び企業等は、臨地実務実習中の実習生の災害を防止するために、双方協力するとともに、実習生に自己の安全に十分に留意させるものとする。

2 企業等は、大学と連携して、事前に双方協議の上で決定した災害防止等に必要な講習その他安全衛生管理の措置をあらかじめ講ずるものとする。

(実習中の災害補償及び損害賠償責任)

第12条 大学は、臨地実務実習中の事故等により、実習生が傷害を負った場合又は実習生が企業等、企業等の従業員等若しくは第三者へ損害を与えた場合等に備え、実習生に災害補償保険及び賠償責任保険へ加入させなければならない。当該保険の加入に関して必要な手続は大学が行い、その保険料は実習生が負担するものとする。

2 実習生の臨地実務実習中の事故等については、企業等の故意又は重過失による場合を除き、実習生が加入する保険をもって補償に充てるものとする。

3 実習生が臨地実務実習中に企業等又は第三者へ損害を与えた場合は、実習生の故意又は重過失による場合を除き、実習生が加入する保険をもって補償に充てるものとする。

(損害賠償)

第13条 大学及び企業等は、相手方がこの協定に違反し、または相手方の責めに帰すべき事由により損害を被ったときは、その損害の賠償を相手方に請求することができる。

(有効期間)

第14条 この協定の有効期間は、この協定書の締結日から〇〇年3月31日までとする。ただし、大学及び企業等は、双方協議の上で合意したときは、この協定を1年更新することができるものとする。

(実習の中断)

第15条 大学又は企業等は、相手方又は実習生にこの協定に違反する行為があったとき、その他臨地実務実習を継続しがたい事態が生じたときは、直ちに臨地実務実習を中断することができる。この場合には、速やかに相手方にその旨を通知するものとし、大学及び企業等は、臨地実務実習の再開又は終了に関し誠実に協議するものとする。

(協定の解除)

第 16 条 大学又は企業等は、相手方が信頼関係を破壊する重大な背信行為があったと認められるとき、その他この協定の各条項に違反したときは、この協定を解除することができる。

(協定の解釈)

第 17 条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈等について疑義を生じたときは、大学及び企業等は誠意をもって協議し、これを解決するものとする。

この協定締結の証として本書 2 通を作成し、双方が記名押印の上、それぞれ 1 通を保管するものとする。

〇〇年〇〇月〇〇日

(大学の所在地)

(芸術文化観光専門職大学 学長・氏名)

(企業等の所在地)

(企業等の名称 代表者役職・氏名)

芸術文化観光専門職大学 臨地実務実習に係る費用負担確認表

臨地実務実習科目名	
臨地実務実習施設名	

内容	費用負担区分	負担する場合の金額	備考
被服貸与の有無 クリーニング費用	有 or 無 施設 or 学生	実費 or 定額 (円)	
食事提供の有無 食費	有 or 無 施設 or 学生	実費 or 定額 (円)	
寮等の有無 寮費（宿泊費）	有 or 無 施設 or 学生	実費 or 定額 (円)	
赴任・帰任 旅費の有無 旅費額	有 or 無	実費 or 定額 (円)	
通勤費用	施設 or 学生	実費 or 定額 (円)	
実習手当の有無 実習手当額	有 or 無	時間単価 or 定額支給 (円)	
災害傷害保険 学生教育研究 災害障害保険	学生	実費	学生加入必須
損害賠償保険 学生教育研究災害 障害保険付帯賠償 責任保険	学生	実費	学生加入必須

(注) 必要に応じて項目を追加

芸術文化観光専門職大学 臨地実務実習「宿泊業実習1」実施計画 (No.00)

臨地実務実習施設（主たる実習場所）

名 称 ○○ホテル

所在地 兵庫県○○

1 実習の目的

観光地経営の重要な拠点となるホテルにおいて、全体及び各部門の役割と業務内容を学修することにより、ホテルのホスピタリティ力と各部門の運営能力を修得する。

2 実習の内容

（料飲部門）

- ① ホテル内の料飲部門における顧客対応（155時間）
- ② 料飲部門のマネジメントに関する部門長からのヒアリング（1時間）
- ③ 宿泊業務に関するヒアリング（1時間）
- ④ ホテル全体のマネジメントに関する支配人との意見交換（1時間）
- ⑤ 中間報告及び最終報告における発表（2時間）

（宿泊部門）

- ① ホテル内の宿泊部門における顧客対応（155時間）
- ② 宿泊部門のマネジメントに関する部門長からのヒアリング（1時間）
- ③ 料飲業務に関するヒアリング（1時間）
- ④ ホテル全体のマネジメントに関する支配人との意見交換（1時間）
- ⑤ 中間報告及び最終報告における発表（2時間）

3 実習の期間

○年○月○日から○年○月○日までの間の20日間

土曜、日曜及び祝日に実習を実施する場合は、他の日に振り替えることにより、一週間当たり2日の休日を設ける。

4 一日当たりの実習時間

8時間（休憩時間を除く）

原則として、実習施設の勤務ローテーションに準じることとし、実習施設は具体のローテーション表をあらかじめ実習生及び大学に通知する。

5 受け入れる学生の数

10名（概ね料飲部門5名、宿泊部門5名）

大学は、実習を受ける学生の氏名等について、別紙（様式1）派遣実習生一覧及び（様式2）実習生個人票を実習施設に通知する。

6 実習指導者及び実習補助者の配置

- ① マネジメント部門 実習指導者 ○○
- ② 料飲部門 実習指導者 ○○
- ③ 宿泊部門 実習指導者 ○○

このほか、実習内容ごとの個々の作業には実習補助者を配置する。

7 成績評価の基準及び方法

学生は、教員の指導のもと実習に先立ち(様式3)臨地実務実習に係る実習計画書を作成する。

実習指導者による審査は、別紙(様式4)評価表により行う。

学生による実習中の報告会での報告内容50%、実習への取り組み姿勢や日報の内容などの実習態度30%、レポート20%の評価比率に基づき、担当教員が、科目の到達目標への到達度等を総合的に評価する。

最終的な単位認定にかかる成績評価に当たり、全日程の5分の4以上の出席で単位認定の資格を得るものとする。

8 担当教員による巡回指導等の実施

担当教員は、実習期間中に最低2回(原則として実習生が行う中間報告日及び最終報告日)実習施設を巡回し、実習生との面談及び実習指導者との情報交換等を行う。

9 実習生による日報の提出

実習生は、実習期間中、別紙(様式5)日報により毎日報告書を作成し、別に定める方法により実習指導者及び担当教員に提出する。

10 実習生に対する実習手当及び交通費等の取扱い

実習施設は、実習の開始日から終了日までの期間に行った実習時間を対象とし、別に定めるところにより、実習生に対する実習手当を支給する。

11 実習中の災害補償及び損害賠償責任

- ① 実習生は、大学が指定する災害補償保険及び賠償責任保険へ加入するものとする。
- ② 実習中における実習生の事故等については、事業者の故意又は重過失による場合を除き、実習生が加入する災害補償保険をもって補償に充てる。
- ③ 実習中における実習生による事業者又は第三者への損害については、実習生の故意又は重過失による場合を除き、実習生が加入する賠償責任保険をもって補償に充てる。

12 知的財産権の帰属等の取扱い

- ① 臨地実務実習の実施の過程で実習生が創出した発明等に係る知的財産権は、事業者へ帰属するものとし、事業者は、社内規程に基づき、実習生に対し応分の報奨を与える。
- ② 大学又は実習生が、学会発表、論文発表その他の方法により実習生が創出した発明等について第三者に公表・開示しようとする場合は、事前に事業者の同意を得るものとする。

芸術文化観光専門職大学 臨地実務実習 派遣実習生一覧 (No.00)

年 月 日

(実習施設長) 様

(大学の所在地)
(芸術文化観光専門職大学 学長・氏名)

この度、本学が貴施設において臨地実務実習を行うにあたり、下表に記載の学生を派遣しますので、御指導をお願いします。

1	氏名(フリガナ)	()		
	学 籍 番 号		学 年	
	年 齢		性 別	
2	氏名(フリガナ)	()		
	学 籍 番 号		学 年	
	年 齢		性 別	
3	氏名(フリガナ)	()		
	学 籍 番 号		学 年	
	年 齢		性 別	
4	氏名(フリガナ)	()		
	学 籍 番 号		学 年	
	年 齢		性 別	
5	氏名(フリガナ)	()		
	学 籍 番 号		学 年	
	年 齢		性 別	

芸術文化観光専門職大学 実習生個人票 (学籍No.00000)

令和 年 月 日現在

フリガナ 氏 名				顔写真貼付 (脱帽・無背景) 3 × 4 cm
性 別				
年 齢	満 歳			
実習時の連絡先	〒 ー			
	TEL			
通勤経路	所要時間 (約 時間 分)			
臨地実習歴	実習時期	実習科目	実習内容	
	年 月			
	年 月			
	年 月			
	年 月			
	年 月			
免許・資格				
自己PR				
その他特記事項				

芸術文化観光専門職大学 臨地実務実習に係る実習計画書

氏名(フリガナ)	()		
学 籍 番 号		学 年	
臨地実務実習科目名			
臨地実務実習施設名			
実習目標			
事前学習の概要			
実習内容の概要			
スケジュール			
スケジュール	1 日 目	○日(○)	
	2 日 目		
	3 日 目		
	4 日 目		
	5 日 目		
	6 日 目		
	7 日 目		
	8 日 目		
	9 日 目		
	10 日 目		

(注) 1. 事前に実習担当教員の指導を受けること

芸術文化観光専門職大学 臨地実務実習 評価表

年 月 日

貴学より受入をしました実習生の評価について、下記のとおり報告します。

実習施設名			
実習指導者氏名		役職名	

受入学生氏名		学籍番号			
実習内容					
受入期間	年 月 日 ~		年 月 日		(日間)
実習出欠状況	出席 日	休暇 日	欠勤 日	遅刻 日	早退 日

(注) 全日程の4/5以上の出席で単位認定の有資格者とする。

【評価項目】

評価項目	内容	評定
知識・理解	業務内容を理解した上で、説明ができるか	S A B C D
技能	業務を単独で遂行することができるか	S A B C D
志向・態度	専門業務の修得に取り組んだか	S A B C D
ビジョン形成力	あるべき姿を描き出す力の修得に取り組んだか	S A B C D
コミュニケーション力	多様な人の中で協働する力の修得に取り組んだか	S A B C D
イノベーション力	新たな価値を創造する力の修得に取り組んだか	S A B C D
マネジメント力	最善に業務を遂行する状態を維持する力の修得に取り組んだか	S A B C D

【成績評価基準】 評定の基準は以下のとおり。

評点	S	A	B	C	D
内容	非常に優秀	優秀	標準	基本	不十分
成績評価基準の詳細は、(別紙) ルーブリック 参照					

【実習生に対する全体的な評価】

--

(宿泊業実習1) 成績評価の基準及び方法について

ルーブリック評価表

	A (非常に優秀)	B (優秀)	C (標準)	D (基本)	E (不十分)
知識・理解 〔 宿泊業におけるフロントサービス、料飲・宴会、客室、営業・マーケティング業務の位置づけ、役割及び業務内容の流れについて、他部門と関連づけて説明できる。 〕	・宿泊業の各業務を理解し、指導員と業務遂行に係る会話ができるほか、指導員の補助なく配属先の顧客や従業員等と会話ができる。	・宿泊業の各業務を理解し、指導員と業務遂行に係る会話ができるほか、指導員の補助を有するが配属先の顧客や従業員等と会話ができる。	・宿泊業の各業務を理解し、指導員と業務遂行に係る会話ができるほか、指導員と業務遂行に係る会話ができる。	・宿泊業における各業務を理解し、説明することができる。	・宿泊業における各業務を理解することも、説明することもできない。
技能(業務遂行力) 〔 フロントサービス、料飲・宴会、客室業務について、単独で業務を遂行できる。 〕	・指導員の補助なく、配属先のフロントサービス、料飲・宴会、客室業務の業務を指示通り行うことができるとともに、状況に応じて指示以外の内容にも積極的に取り組むことができる。	・指導員の補助なく、配属先のフロントサービス、料飲・宴会、客室業務の業務を指示通り行うことができるとともに、状況に応じて指示以外の内容にも取り組もうとする。	・指導員の補助なく、配属先のフロントサービス、料飲・宴会、客室業務の業務を指示通り行うことができるとともに、指示以外の内容にも取り組もうとする。	・指導員の補助のもと、配属先のフロントサービス、料飲・宴会、客室業務の業務を指示通り行うことができる。	・指導員の補助があっても、配属先のフロントサービス、料飲・宴会、客室業務の業務を指示通り行うことができない。
志向・態度 〔 業務及びホスピタリティ力の修得に前向きに取り組む。 〕	・勤務時間の遅刻、無断欠勤がない。 ・指導員や実習先施設の他の従業員らに積極的に質問をするなど、業務及びホスピタリティ力の修得に非常に前向きな姿勢を有するほか、積極的に他の従業員の業務を手伝い、顧客の要望に応えようとする。	・勤務時間の遅刻、無断欠勤がない。 ・指導員や実習先施設の他の従業員らに積極的に質問をするなど、業務及びホスピタリティ力の修得に非常に前向きな姿勢を有する。	・勤務時間の遅刻、無断欠勤がない。 ・指導員に質問をするなど、業務及びホスピタリティ力の修得に前向きな姿勢を有する。	・勤務時間の遅刻、無断欠勤がない。 ・業務及びホスピタリティ力の修得に前向きな姿勢を有する。	・勤務時間の遅刻、無断欠勤をする。 ・業務及びホスピタリティ力を修得する姿勢がない。
コミュニケーション力 〔 多様な顧客や従業員の中で協働するコミュニケーション能力の修得に前向きに取り組む。 〕	・自己の考え方を論理的にまとめ、根拠を示して説得力のある方法で十分な内容の情報伝達ができる。	・自己の考え方を論理的にまとめ、説得力のある方法で十分な内容の情報伝達ができる。	・自己の考え方を論理的にまとめ、説得力のある方法で情報伝達ができる。	・論理性や説得力がやや欠けるが、自己の考え方をまとめて、情報伝達できる。	・自己の考え方を論理的で説得力のある方法では情報伝達ができない。

芸術文化観光専門職大学 臨地実務実習 日報

実習科目名	
記入日	年 月 日 ()
学籍番号	
実習生氏名	
実習指導者	
実習担当教員	
実習期間	月 日 () ~ 月 日 ()

実施した実習内容	
----------	--

指導を受けた事項 など	
----------------	--

修得したこと・ 反省・考察・成果 など	
---------------------------	--

誓 約 書

年 月 日

〇〇〇〇株式会社 様

芸術文化観光専門職大学 〇年
学籍番号

実習生氏名 印

この度、私が御社において臨地実務実習（以下「実習」という。）を行うにあたっては、下記事項を遵守することを誓います。

記

- 1 実習期間中は、「芸術文化観光専門職大学の臨地実務実習に関する実施協定書」の規定に従います。
- 2 実習期間中は、御社の就業規則及び諸規則の規定に従います。
- 3 御社の諸規則を守り、実習期間中は実習指導者の指示に従います。
- 4 実習に際しては、次の事項を厳守します。
 - (1) 御社の名誉を毀損するような行動は行いません。
 - (2) 御社の営む事業を妨害するような行動は行いません。
 - (3) 実習中知り得た秘密事項は外部に漏洩しません。
- 5 故意または過失により御社に損害を与えたときは、加入している災害補償保険を用いて弁償します。
- 6 実習中に自己の不注意により災害を受けた場合は、加入している損害賠償保険を用いて自己の責任において処理します。
- 7 実習中は誠意をもって励みます。

以上誓約いたします。

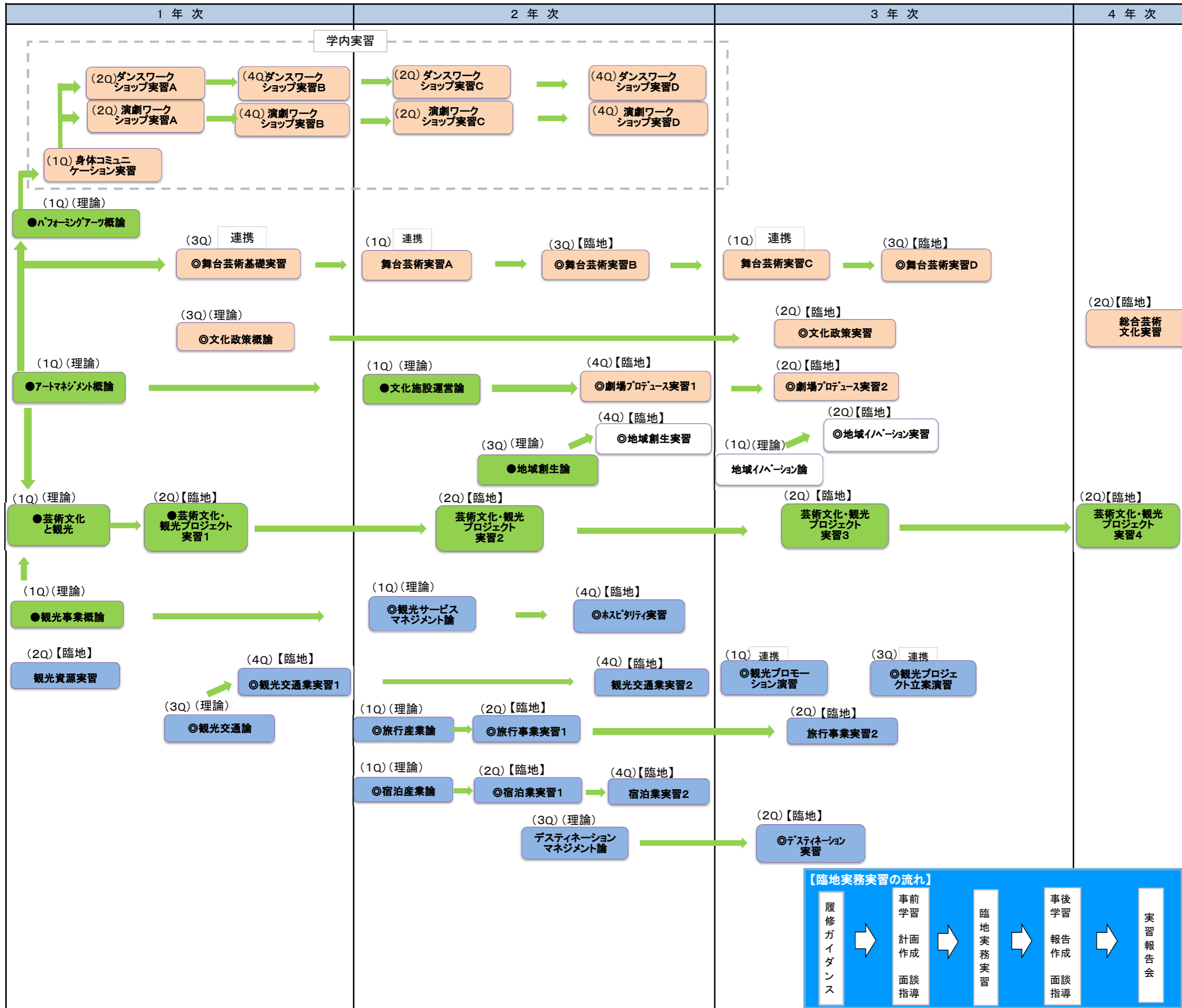
臨地実務実習等の概要について

資料10-3

科目区分	実習の名称	区分	実施期間		単位数	実習先	内容	到達目標
			年次	期間				
コア科目群	芸術文化・観光プロジェクト実習1	臨	1②	10日間	2	演劇祭実行委員会(豊岡演劇祭等)	芸術文化と観光の双方の視点を生かした演劇祭(豊岡演劇祭、鳥の演劇祭、利賀フェスティバル)に係る実習を通じて、地域における芸術文化・観光プロジェクトの全体像を把握し、企画・運営の仕方、住民および観光との関わり方等を知る。これによって国際的フェスティバルにおける芸術文化と観光との関連性を実感するとともに、両分野の連携に関する課題を発見し、その解決と新たな展開に向けての視点を獲得する。具体的には運営のスタッフとして、国内外からの来場者や海外のアーティストの宿泊施設、移動手段における対応など、芸術文化および観光の実務を通じて演劇祭の全体像を把握する。	①国際的な演劇祭における企画・運営の仕方、住民および観光との関わり方等を通じて、地域における芸術文化・観光プロジェクトの全体像を把握できる。 ②国際的な演劇祭を通じて、交流人口の拡大という観光視点を含め、その課題を理解することができる。 ③国際的な演劇祭を通じて、パフォーマンスと結びつくことで生まれる観光の新たな価値に気づくことができる。
	芸術文化・観光プロジェクト実習2	臨	2②	10日間	2	演劇祭実行委員会(豊岡演劇祭等)	グループに分かれて基礎的な知識・技能を学ぶ。具体的には、国際的な演劇祭の運営スタッフとして、個別公演の企画運営、招へい公演の調整、演劇鑑賞者の観光周遊を促進する広報宣伝業務等の実務を行う。また、中間時点で定期的に各グループが課題等を共有する場を設定し、芸術文化と観光の双方の視点を生かした技法についてアイデアを出し合う。これによって、芸術文化・観光プロジェクトが生み出す新たな価値への理解を深め、スタッフワークの実践力の向上を図る。	①演劇祭の全体像をふまえ、アートマネジメント、舞台芸術・技術、観光・情報など芸術文化分野と観光分野の各実務について基礎的な知識・技能を身につけることができる。 ②芸術文化分野と観光分野それぞれの立場から他の実務との連携についてイメージし、芸術文化・観光プロジェクトが生み出す新たな価値を認識することができる。
	芸術文化・観光プロジェクト実習3	臨	3②	10日間	2	演劇祭実行委員会(豊岡演劇祭等)	芸術分野および観光分野を関連させたプロジェクトに、企画運営スタッフの中心として参加する。これにより、芸術文化および観光の両分野に必要な知識と技能を修得し、さらに専門演習や将来の進路と結びつけ、自らの関心分野に即して新たな企画提案ができるように、専任教員が助言・指導を行う。すなわち、実習指導者および実習施設職員が専任教員と協力して企画する芸術文化・観光プロジェクトに、その中心的運営スタッフとして参加し、実習1および実習2の実習生のコーディネートを行う。そこで得られた主体的な共創の経験をもとに、芸術文化と観光の双方の視点から新たな企画提案を行えるように導く。	①芸術文化および観光の両分野に必要な専門知識と技能を身につけることができる。 ②国際的な演劇祭の企画運営スタッフとしてリーダー的な役割を担うことができる。 ③自らの関心、強みを生かし、次年度に向けて芸術文化と観光の双方の視点から新たな企画を提案できる。
	芸術文化・観光プロジェクト実習4	臨	4②	10日間	2	演劇祭実行委員会(豊岡演劇祭等)	芸術文化と観光の双方の視点から芸術文化に磨きをかけ、それを観光に生かすことで地域活力の創出につながる実践能力を養う。本プロジェクトに求められる能力は、演劇祭などの舞台芸術を観光のコンテンツとして活用することだけではない。この能力には、観光の視点に立って新たな芸術作品や企画を生み出す創造力も含まれる。実習3では、実習指導者および実習施設職員が専任教員と協力して企画したプロジェクトの中心的運営を担った。その経験から得られた構想をもとに、実習4では、総合演習とも結びつけ、自らの関心と強みを生かし、芸術文化と観光の双方の視点を生かした新たな企画を実現するために、学生主体の実習を行う。	①芸術文化と観光の双方の視点を生かし、実現可能な企画を立案することができる。 ②フェスティバルを担う様々な職種の中から、自らのこれまでの学修、関心と強みをベースに将来のキャリアイメージを描くことができる。
観光系科目群	観光資源実習	臨	1②	5日間	1	レジャー産業事業者	地域における観光事業の現場を体験し、そこでの実情や課題等を知ることで、2年次以降の学修に繋げるべく、但馬の自然を活かしたスノーケリングやキャンプを通じた施設の運営ノウハウの修得を図る	①但馬地域の観光資源の魅力について具体的に述べることができる。 ②実習先の海や山の自然環境に関する知識を身に付けると同時にそれらを活かした観光振興について考えることができる
	観光交通実習1	臨	1④	10日間	2	交通事業者(鉄道・空港・バス等)	駅や空港等で実務業務の実習を行い、案内業務やバックヤード業務等の交通業務の実務遂行力に加え、ホスピタリティや事業運営に関するノウハウ等の修得を図る	①観光交通の役割、実務の流れについて理解し、説明できる ②観光交通の基本的業務について、遂行できる ③観光交通の可能性や課題の把握に取り組むことができる
	観光交通実習2	臨	2④	10日間	2	交通事業者(鉄道・空港・バス等)	観光交通実習1を履修した学生に対して、旅客業務、予約業務に加え、ツアー企画などに従事し、着地型観光事業や観光地間周遊の現状や課題を理解し、地域における観光交通の役割について理解を深める	①観光交通の役割、実務の流れについて理解し、説明できる ②観光交通の基本的業務について、遂行できる ③観光交通の可能性や課題を把握することができる ④観光交通の業務内容について、積極的に改善を提案することができる ⑤観光交通のツアー企画などについて、主体的に取り組むことができる
	旅行事業実習1	臨	2②	10日間	2	旅行事業者(旅行会社等)	旅行代理店等での旅客業務や予約業務など旅行事業サービスの実習により、旅客業務の仕組みを理解し、ツアー運営などの実務遂行力を修得させる	①旅行業の役割、実務の流れについて理解し、説明できる ②旅行業の基本的業務について、遂行できる ③旅行業の可能性や課題の把握に取り組むことができる
	旅行事業実習2	臨	3②	10日間	2	旅行事業者(旅行会社等)	旅行事業実習1を履修した学生に対して、旅客業務、予約業務に加え、ツアー企画などに従事し、着地型観光事業や観光地間周遊の現状や課題を理解し、地域における旅行業の役割について理解を深める	①旅行業の役割、実務の流れについて理解し、説明できる ②旅行業の基本的業務について、遂行できる ③旅行業の可能性や課題を把握することができる ④旅行業の業務内容について、積極的に改善を提案することができる ⑤旅行業のツアー企画などについて、主体的に取り組むことができる
	宿泊業実習1	臨	2②	20日間	4	宿泊業者(ホテル・旅館)	地元の城崎温泉の旅館をはじめ、県内のリゾートホテル等も実習先に加え、4週間の長期の実習により、観光地の宿泊施設におけるおもてなし、ホスピタリティ能力を修得させる	①宿泊業での現場体験を通じて、宿泊業の業務を体系的に理解するとともに、サービスの流れや各部門の関係性について論じることができる ②宿泊業における技能(業務遂行力)、志向・態度、コミュニケーション力といった基本的な力を身に付けることができる
	宿泊業実習2	臨	2④	20日間	4	宿泊業者(ホテル・旅館)	宿泊業実習1で修得した基礎知識を活かして宿泊施設で実習を行う。その際、宿泊施設における新たなビジョンを構想しつつ、実現可能性の高い観光プランを立案する能力を養う	①宿泊業の業務の体系的な理解に磨きをかけつつ、ビジネスモデルを理解し、課題の発見や業務改善の観点をもって常に業務に取り組むことができる ②宿泊業における知識・理解、技能(業務遂行力)、志向・態度、コミュニケーション力に加え、ビジョン形成力、イノベーション力、マネジメント力を修得することができる
	ホスピタリティ実習	臨	2④	40日間	8	テーマパーク事業者	国内外から多くの来場者があるテーマパークにおいて、施設でのゲストサービスを通じ、観光サービスマネジメントの仕組みと役割を理解し、現場が直面する課題と解決策について理解を深めるとともに、接客業務に必要なホスピタリティなど観光サービスの業務遂行力の修得を目指す。	①観光サービスの役割、実務の流れについて理解し、説明できる ②観光サービスの基本的業務について、遂行できる ③観光サービスの可能性や課題を把握することができる ④観光サービスの業務内容について、積極的に改善を提案することができる
	destination実習	臨	3②	10日間	2	DMO、地方自治体	但馬市町観光部等において、観光資源の現状分析を通じ、各地域への誘客を図る新規観光イベントの企画など、観光行政力の修得を図る	①業種業態の意義や事業の仕組みに対する認識を深め、職業の価値について理解し、説明できる。 ②将来の進路について考えることができる。
	観光プロモーション演習	連	3①		2	DMO	DMOからの講師を招聘し、DMO等の役割を知り、地域、国際都市、広域の各DMOの立場における観光プロモーション計画を具体的に作成することにより、策定能力の修得を目指す	①観光協会、DMO等の立場における観光プロモーション作成能力の修得を目指す。
	観光プロジェクト立案演習	連	3③		2	旅行事業者、イベント企画会社	地域資源の分析力や観光振興プロジェクトやツアー作成などの企画力を修得させる	①観光系事業の商品・サービス提供における一連の業務プロセスを体験することにより、観光系事業の運営について理解することができる。 ②商品・サービスの企画開発や事業計画の作成などの企画立案を行い、事業運営に必要な基礎知識を修得することができる
芸術文化系科目群	劇場プロデュース実習1	臨	2④	10日間	2	公共文化施設管理運営者	城崎国際アートセンターをはじめ様々な文化施設での臨地実務実習を行い、アートマネジメントの実態や課題に向かい合いながら、その実践活動から専門的な知識・技能を身に付けさせる	①劇場の初歩的な業務を実際に行うことができる ②劇場組織、機構・設備、業務の基本について理解し、説明できる ③来場者や関係者との、前向きなコミュニケーションができる ④劇場の地域における役割について事例を挙げて説明できる
	劇場プロデュース実習2	臨	3②	10日間	2	公共文化施設管理運営者	「劇場プロデュース実習1」を履修した学生で、アートマネジメントに関して、専門性を高めるべく、より深く学びたい者に向け、選択必修科目として3年次に「劇場プロデュース実習2」を配置し、芸術文化事業に係る企画制作、広報・宣伝等文化施設のソフト開発・運営等を実践させる	①劇場の業務を実際に行うことができる ②その劇場を使う際のお客様との基本的な打ち合わせ内容を理解し、実施することができる ③劇場のプログラムや役割を理解し、劇場関係者や来場者と適切なコミュニケーションをとることができる ④その劇場と地域との関係を観察し、企画を立てることができる
	総合芸術文化実習	臨	4②	20日間	4	公共文化施設管理運営者	兵庫県立芸術文化センター等の公共文化施設における4週間の長期実習により、高度な実践的マネジメント能力の修得を目指す即戦力のアートマネジメント人材を養成する	①劇場のミッションや公共性について、地域特性や社会変化を踏まえて説明できる ②公演制作業務だけでなく、普段行われている劇場管理業務(安全管理、保守点検、経理、委託契約など)についても説明できる ③課題や新たなニーズ等を発見する目的で、劇場内部だけでなく外部の関係者(プレイガイド、記者等)や地域住民とも、積極的にコミュニケーションすることができる ④劇場芸術によって地域の魅力が再発見され、新たな価値が創出されるような企画を立案できる ⑤劇場内外の状況を総合的に判断し、安全で最適な会場運営に向けて工夫・準備し、行動することができる
	文化政策実習	臨	3②	10日間	2	地方自治体	1年次に「文化政策概論」を履修した学生を念頭に、3年次の選択必修科目として「文化政策実習」を配置し、但馬地域の自治体における文化政策の現状と課題を分析し、新たな文化振興策の企画など文化に係る政策形成能力の修得を図る	①文化振興策の企画立案の基礎となる現状調査、住民調査、先進事例調査等を実施し報告書にまとめることができる ②自治体文化政策の方針に沿った事業の企画案、予算案を作成できる
	舞台芸術基礎実習	連	1③		2	舞台芸術団体(劇団)	劇場や舞台装置、舞台美術、客席などのハード面や、ステージマネージング、広報等の運営などのソフト面の舞台芸術全般を通じ、理論の講義や舞台芸術の実作等も踏まえながら体験的に学修させる	①関連する講義や演習での学びを応用することができる。また、それらを実践感覚をもって検証(反省)することができる。 ②キャスト、ダンサー、パフォーマーの意識、スタッフワークの方法を実際の上演を通して、運営や環境面から見直し、広げ、深めることができる。
	舞台芸術実習A	連	2①		2	舞台芸術団体(劇団)	上演芸術の実作を通じて舞台と観客、俳優同士、技術制作スタッフ間などのコミュニケーションを体験的に検証させる	①舞台芸術基礎実習の到達目標を礎にして、他の環境でもそれを応用することができる。 ②舞台芸術における「演出」の役割と意義について具体的に述べることができる。 ③演出家とコミュニケーションをとることができる。
	舞台芸術実習B	臨	2③	12日間	2	舞台芸術団体(劇団)	日本と世界の現代演劇を考察し、演劇制作に関する各職種を集団で実習することにより、表現者と観客が相互に尊重して集うことのできる場としての演劇作品を制作する。	①表現者としての自立を目指し創作に臨むことができる ②お互いを尊重して、集団での創作活動に臨むことができる ③表現者と観客が集う場の価値を認識し、高めることできる ④近代とは何かを踏まえ、現代演劇について述べることができる
	舞台芸術実習C	連	3①		2	舞台芸術団体(劇団)	舞台、照明、音響、衣装、美術などとの関係性の中で、身体表現を構築するか実作を通じて学ぶ。また、ダンサー、広報担当者などとの意思疎通において必要になるアイデア・コンセプトの言語化を重視し、グループワークの技術と社会性への意識を培う。	①様々な学習の成果を、振付による作品制作に活用することができる。 ②舞台芸術における「振付」の役割と意義、また自身の作品コンセプトや制作における方法論について、理論的に述べられるようになる。 ③ダンサー、舞台技術者から照明/衣装/美術などのアーティストたちまで、様々な協働者と意思疎通を図り、プロジェクトを主導することができる。
舞台芸術実習D	臨	3③	12日間	2	舞台芸術団体(劇団)	振付家の指示や既存の振付作品の動きを再構成することで、新たなダンスシーンをつくり、プレゼンテーションすることにより、知識や経験を実際のダンスクリエイションの現場で応用、検証させる。	①舞台芸術基礎実習の到達目標を礎にして、他の環境でもそれを応用することができる ②海外の振付家や、日本と海外の舞踊に関わる人や事例について、具体的に述べることができる ③振付家に限らず、プロデューサー、舞台監督、制作スタッフなどと円滑にコミュニケーションを取ることができる	
共通科目	地域創生実習	臨	2④	10日間	2	地方自治体	但馬地域の自治体が抱える課題について解決への事業提案を行い、地域課題の解決や新たな発想に基づく地域運営活動に向け、地域創生に係る調査分析力や事業提案力を修得させる	①実習先地域の有する課題について、理解することができる ②社会課題を政策に転換するプロセスについて、理解することができる ③実習先における地域創生の取組について、理解することができる ④事業や施策に関する調査・分析を実施し、改善提案等の企画立案ができる ⑤実習先職員やその関与先との円滑なコミュニケーションを実践できる ⑥自らの体験に基づき、独自の考察を加えたレポートを作成できる ⑦レポートについて、実習先職員等と交えプレゼンテーションを実施できる
	地域イノベーション実習	臨	3②	10日間	2	地域の中小企業	芸術文化及び観光以外の地元企業をフィールドに課題解決策や新たな事業創造の提案を行うなど、イノベーション戦略の展開における課題解決に向けた事業創造提案を導出し、その過程において、事業を創造するプロフェッショナルとしての知識や技能、資質を修得させる	①課題をイノベーションに転換するプロセスについて、理解することができる ②実習先におけるイノベーションの取組や現実的課題について、理解することができる ③必要であれば事業に関する調査・分析を実施し、改善提案等の企画立案ができる ④実習先経営者や社員、その関与先との円滑なコミュニケーションを実践できる ⑤自らの体験に基づき、独自の考察を加えたレポートを作成できる ⑥レポートについて、実習先経営者や社員と交えプレゼンテーションを実施できる

※臨:臨地実務実習
※連:連携実務演習等

ディプロマポリシーに掲げる能力を養成するため以下のカリキュラムを編成する。



学位	DP	専攻人材像	人材像
芸術文化学士（専門職）	<ul style="list-style-type: none"> コミュニケーション能力 芸術文化マネジメント能力 芸術文化学士（専門職）に求められる観光マネジメント能力 価値創造の能力 地域においてユニークな推進する能力 	<p>芸術文化と地域社会を橋渡しし、地域の観光関連事業者と連携するよう努めることにより新たな価値を創造できる専門職業人を育てる。</p> <p>文化マネジメントと地域社会の側面から観光の発展に貢献し、観光の魅力を高め、観光の発展に貢献する。</p>	<p>地域活性化における観光の果たす役割を理解し、両分野双方の視点を創出し、芸術文化と観光に関する事業活動を推進することで地域の新たな活力を創出する人材</p>
観光学士（専門職）	<ul style="list-style-type: none"> コミュニケーション能力 観光マネジメント能力 観光文化の理解 観光文化の推進 観光文化の発展 観光文化の創造 観光文化の発信 観光文化の振興 観光文化の向上 観光文化の発展 観光文化の創造 観光文化の発信 観光文化の振興 観光文化の向上 	<p>観光のマネジメントの特性を理解し、観光の発展に貢献する。</p> <p>観光のマネジメントの特性を理解し、観光の発展に貢献する。</p>	<p>観光の発展に貢献する人材</p>

職業専門科目系 (Blue box)

観光系 (Light blue box)

コア科目 (Green box)

共通科目 (White box)

芸術文化系 (Orange box)

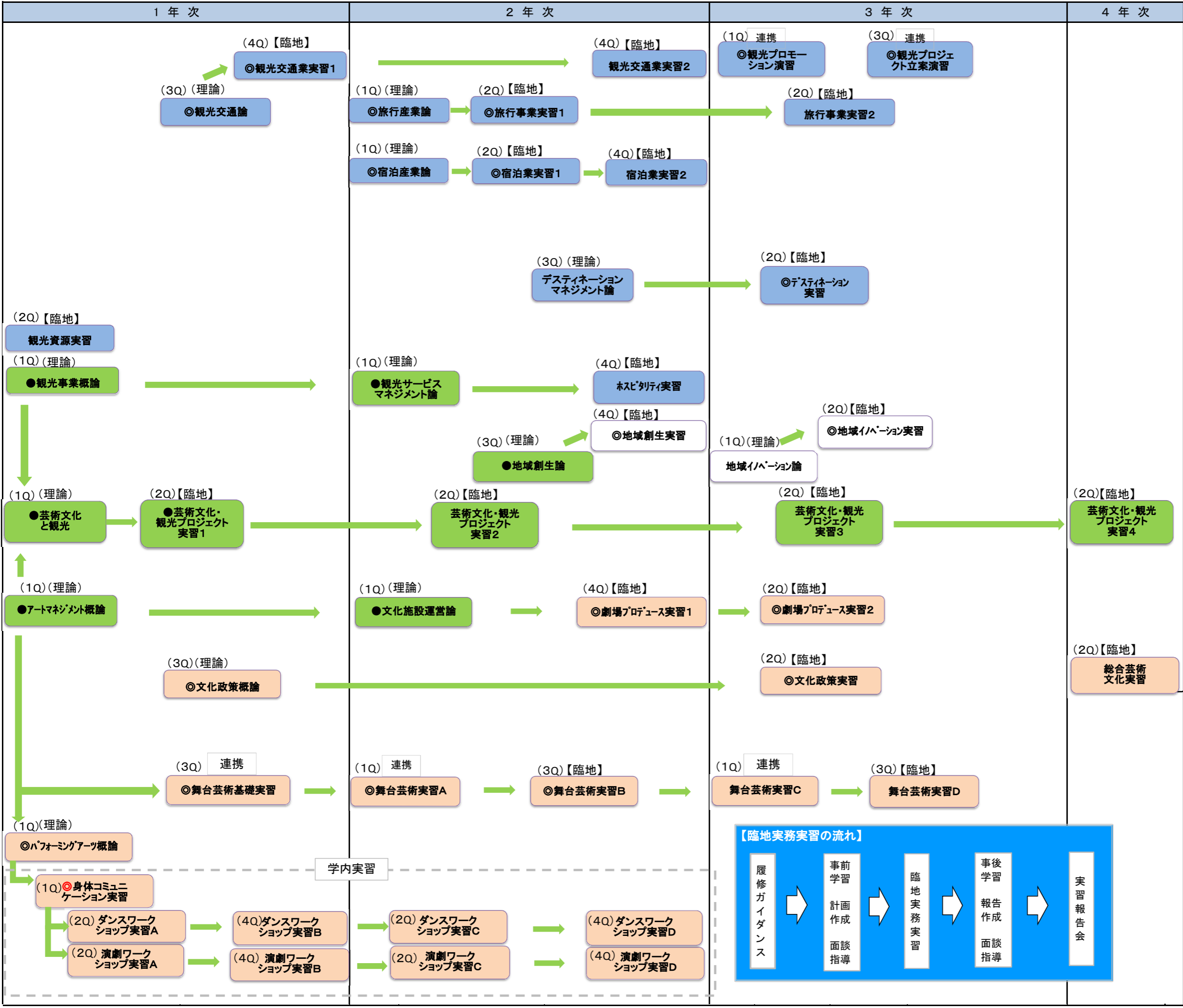
総合科目 (Red box)

● : 必修科目

◎ : 選択必修科目

無印 : 選択科目

ディプロマポリシーに掲げる能力を養成するため以下のカリキュラムを編成する。



学位	DP	専攻人材像	人材像
観光学士（専門職）	<ul style="list-style-type: none"> コミュニケーション能力 観光マネジメント能力 観光学士（専門職）に求められる能力 価値創造 地域においてユニバーサルな社会づくりを推進する能力 	<p>観光分野のマネジメントの特性を理解し、実践的な職業人としての基礎能力や経営学のディシプリンを生かして、新たな観光事業の展開を具現化できる専門職業人</p> <p>観光の学びを徹底し、理論的かつ実践的な職業人としての基礎能力や経営学のディシプリンを生かして、新たな観光事業の展開を具現化できる専門職業人</p>	<p>地域活性化における芸術文化と観光に関する事業活動を推進することで、両分野双方の視点を創出し、人材</p>
芸術文化学士（専門職）	<ul style="list-style-type: none"> コミュニケーション能力 芸術文化マネジメント能力 芸術文化学士（専門職）に求められる能力 価値創造 地域においてユニバーサルな社会づくりを推進する能力 	<p>芸術文化と地域社会を橋渡しし、地域の魅力をより高める価値を創造できる専門職業人</p> <p>マニエーションと観光関連事業者と連携することにより新たな価値を創造できる専門職業人</p>	<p>職業専門科目系</p> <p>観光系</p> <p>コア科目</p> <p>共通科目</p> <p>芸術文化系</p> <p>総合科目</p> <p>● 必修科目</p> <p>◎ 選択必修科目</p> <p>無印 選択科目</p>

臨地実務実習 マニュアル(案)

(令和3年4月版)

芸術文化・観光学部

芸術文化・観光学科

芸術文化観光専門職大学

目 次

I.	実習の目的	1
II.	単位の履修条件	3
III.	実習先の選定	3
IV.	実習の心得	4
V.	事前準備（事前学習）	4
VI.	実習中の注意点	5
VII.	実習後の注意点（事後学習）	7
VIII.	実習日報	7
IX.	実習に関する学修相談	7
X.	臨地実務実習の流れ	8
XI.	実習の記録（各種書式）	
	1. 実習計画書	
	2. 実習生個人票	
	3. 日報	
	4. 評価表	
	5. 誓約書	
	6. 完了報告書	

I. 実習の目的

1. 目的

1) 本学の理念（育成する人材像）

地域活性化における芸術文化と観光の果たす役割を理解し、両分野の視点を生かし、芸術文化と観光に関する事業活動を推進することで地域の新たな活力を創出する人材

2) 本学の实習について

本学における教育課程は、一般の大学に比べ、現場での実務や経験を重視した体系的なカリキュラム編成であり、理論に裏付けられた実践力を育成するため、講義科目との関連性を考慮し、基礎的な知識や技能を修得した上で、実社会で行われている業務の処理能力を修得するよう大学4年間を通して重層的かつ体系的に実習科目が配置されている。

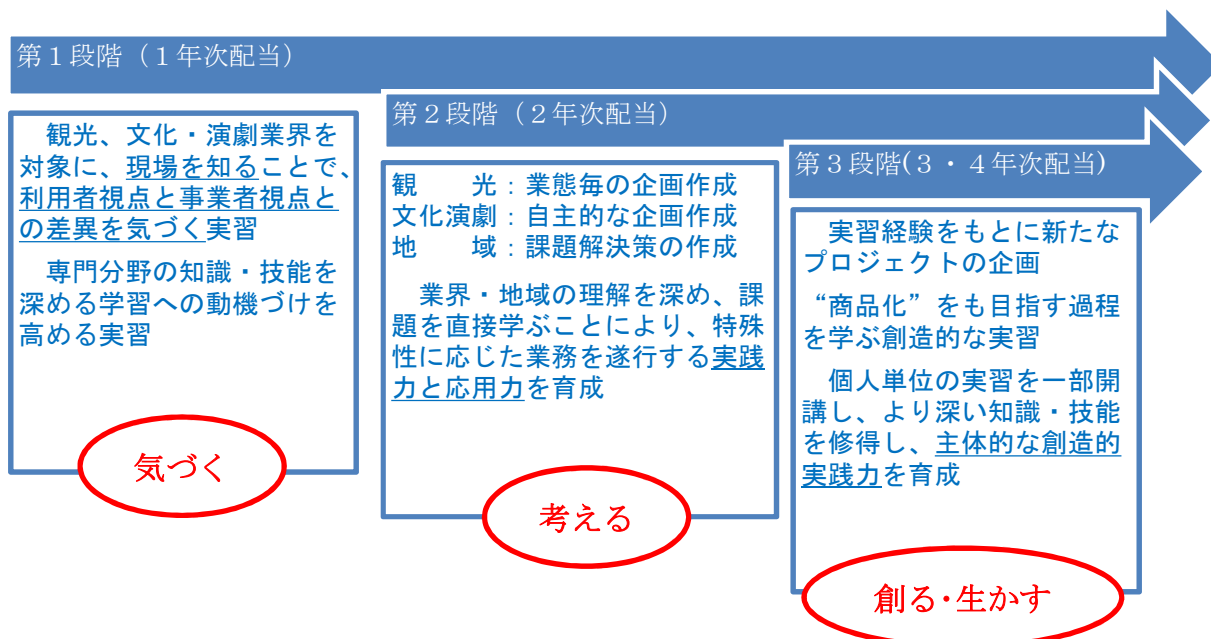
本学の实習では、大学在学中に実社会の多様なステークホルダーの取組を横断的に学ぶことにより、産業界と連携して社会的・職業的自立意識を高め、理論に裏付けられた実践力の育成を図るとともに、実社会のニーズに即応した担い手を養成し、新たな付加価値をもたらす能力を修得することを目的とする。

3) クォーター制を採り入れた段階的かつ重層的に体系化した実践教育

本学では、クォーター制の学期特性を活かし、第1クォーター及び第3クォーターは、主に講義、演習科目、第2クォーター及び第4クォーターは、主に実習及び海外留学プログラム等を配置することにより、系統学修と実践学修を交互に繰り返す「ラーニング・ブリッジング」の手法を取り入れた体系的なカリキュラム編成及び授業の実施方法により、学生の学びを着実に深化させていくこととしている。

また、本学は教育課程の編成、実施体制の整備にあたって地域産業界等との連携を図りつつ、800時間にも及ぶ量的かつ質的にも充実したカリキュラムとなっている。理論科目及びその理論と関連する実習科目を学修することで効果的に理解を深め、学生の関心やキャリア志向に応じ、実習1、2のように段階的な履修により学修の深化を図るほか、単独の分野を長期に履修させるのではなく、「観光系」「芸術文化系」双方の視点から、必ずそれぞれ科目を選択して履修することで、各分野を横断して知見を拡げていく重層的な教育課程となっている。

<実習体系図>



<本学の臨地実務実習科目の配当>

区分	観光	コア	芸術文化		共通
第1段階	観光資源実習(2)① 観光交通業実習1(4)②	芸術文化・観光プロジェクト実習1(2)②（必修）	舞台芸術基礎実習(3)②		
第2段階	観光交通業実習2(4)② 宿泊業実習1(2)④ 宿泊業実習2(4)④ ホスピタリティ実習(4)⑧ 旅行事業実習1(2)②	芸術文化・観光プロジェクト実習2(2)②	舞台芸術実習A(1)② 舞台芸術実習B(3)②		地域創生実習(4)②
第3段階	旅行事業実習2(2)② 観光プロモーション演習(1)② 観光プロジェクト立案演習(3)② テストレーション実習(2)②	芸術文化・観光プロジェクト実習3(2)② 芸術文化・観光プロジェクト実習4(2)②	舞台芸術実習C(1)② 舞台芸術実習D(3)②	劇場プロデュース実習1(4)② 劇場プロデュース実習2(2)② 文化政策実習(2)② 総合芸術文化実習(2)④	地域イノベーション実習(2)②

* 下線付科目は、企業等の講師が大学内で実習を行う連携科目、芸術文化・観光プロジェクト実習1は必修科目。
網掛け白抜き科目は選択必修科目。それ以外は選択科目。
科目名横の（）数字は配当クォーター、○数字は単位数。
第3段階のうち、芸術文化・観光プロジェクト実習4、総合芸術文化実習の2科目は4年次配当。

Ⅱ. 単位の履修条件

1. 履修時間

- 1) 1日8時間を5日間、計40時間の実習で1単位とする。

実習期間により単位数が異なる。(2単位：10日間、4単位：20日間、8単位：40日間)

2. 実施期間

- 1) 第2クォーター及び第4クォーター(舞台芸術基礎実習・実習A～D、演習科目除く)
詳細な日程については、実習施設毎に異なるため、履修登録後の実習先選定時に確定される。

*施設によっては、土曜、日曜及び祝日に実施する場合があるが、その場合は、休日を他の日に振り替えることにより、週休2日体制とする。

3. 単位認定実習記録

- 1) 実習の単位認定は実習評価によって行い、実習評価により合格した学生に所要の単位を認定する。
- 2) 実習日報は実習の履修記録でもあり、単位認定の資料ともなるので、実習期間中の記入を決して怠らず、かつ大切に扱うこと。

Ⅲ. 実習先の選定

1. 学生の希望に基づき、以下の流れで臨地実務実習先を選定する。

- 1) 学生は履修する臨地実務実習科目について、履修登録の際に希望する実習先を登録するものとする。
- 2) 実習支援センターは、各臨地実務実習科目ごとに希望者を抽出し、各科目の責任者たる実習担当専任教員に提示するものとする。
- 3) 実習担当専任教員は、学生の希望を考慮しつつ、実習場所への移動及び受入可能人数等を踏まえ実習先を決定する。1カ所の受入可能人数を超過する場合など、選定に際して学生とのヒアリングの実施、直近までのGPAの活用を行う可能性がある。
- 4) 実習先の決定を受け、実習支援センターは派遣実習生一覧及び実習生個人票を実習先に送付する。

学生は、原則として公共交通機関を利用して実習先へ通うこと。実習施設が遠隔地にあり移動が困難となる場合は、施設側の斡旋する従業員寮や大学が確保する施設近隣の宿泊施設の利用を検討するなど実習開始前に必ず宿泊先を確保すること。(原則、費用は学生負担となるが、一部は施設側からの部屋の提供もあり。)

IV. 実習の心得

1. 実習先の長、実習指導者の指示や指導には、誠実に従うこと。
2. 常に、指導を受けている立場であるという自覚を持って行動し、感謝の気持ちを忘れず、積極的な学習意欲を持ち、謙虚に学ぶ態度を徹底すること。
3. 一部の实習では、実習先と実習生との間に使用従属関係が発生すると見なされる恐れがあるため、実習生に実習手当を支給する施設がある。業務の遂行にあたっては、単に実践技能を修得するだけでなく、実習先へ貢献するという姿勢で臨むこと。
4. 想定外の場面等で判断に迷う場合は、実習先に迷惑がかからないよう必ず実習指導者に相談し、自分だけで問題を処理しようとししないこと。
5. 実習先での処遇や実習内容について、SNS等で絶対に発信したりしないこと。
6. 実習中に入手した企業等の内部情報について、決して外部に漏らすことのないよう守秘義務を徹底すること。

V. 事前準備(事前学習)

1. 学内

実習の心がまえ・必要書類・必要な手続きなどをよく理解し、実習に関する認識を深めること。

2. 実習先

- 1) 配属決定後、担当教員と面談を行い、改めて実習の意義、業務内容を確認する。それらを踏まえ、実習における目標の設定、必要に応じて実習先を事前に訪問するなど実習先のリサーチを十分に行い、実習開始までに実習計画書、個人票、誓約書を作成すること。(必要に応じ教員の作成指導を受けておくこと)
- 2) 実習先への行き方や所要時間を前もってよく調べておくこと。決して遅刻することのないよう、指定時刻の10分前には到着するようにすること。(原則、公共交通機関を利用すること)
- 3) 必要書類・必要な持ち物などについても、確実に確認、準備をしておくこと。
- 4) 実習に差し支えないよう、事前に体調管理を十分に行っておくこと。
(体調不良による欠席は当然公欠にならない。単位認定に影響するため、留意のこと)
- 5) 保険料、実習中の昼食費、交通費または宿泊費などは原則的に全て自己負担となる。

<保険の加入について>

- ・本学では、学生の正課中、通学中等に発生した不慮の事故等に備え、以下の保険に全員加入している。(入学時に大学で一括加入。学生個人での加入は必要なし)

① 学生教育研究災害傷害保険（傷害保険）

正課中、野外活動中、通学中及び施設間移動中に不慮の事故によって、学生が被った傷害に対する保障制度

② 学生教育研究賠償責任保険（賠償責任保険）

正課、野外活動及びその往復で、他人にケガをさせたり、他人の財物を破壊したことにより学生が被る法律上の損害賠償を補填

- ・実習中の事故に対する災害補償及び損害補償について、学生が身体に傷害を被った場合又は他人に傷害を負わせた場合若しくは他人の財物を損壊した場合等には、上記の保険で対応することとなる。速やかに下記まで連絡すること。

*保険適用に関する問い合わせ先は実習支援センター(TEL _____)まで

VI. 実習中の注意点

1. 持ち物

- 1) 実習先から指定されたもの
- 2) 学生証
- 3) 実習マニュアル
- 4) 筆記用具・メモ帳（ポケットに入るぐらいの大きさのものが良い）
- 5) 健康保険証、またはその写し
- 6) 実習先担当者(実習指導者)の連絡先

2. 服装

- 1) 実習先にふさわしく、清潔で落ち着いた印象の服装を心がけること。
※実習先から服装について指示がある場合は、その指示に従うこと。
- 2) 基本的に男子はワイシャツにネクタイ、スラックス(上着が必要な場合もあり)、女子はブラウス、スカート又はスラックス(上着が必要な場合もあり)等、ビジネスにふさわしい、清潔感のある服装を心がけること。

3. 実習期間中

- 1) 実習期間中は、実習指導者の指示に従って行動すること。指示や指導について不明な点がある場合は、質問・相談し、正確な行動をとり、勝手な解釈による行動をしないこと。
- 2) 1日の実習時間については、実習先の一般職員の就業規則に準ずる。就業時間、休憩時間、会議開催時間等を厳守すること。
- 3) 自身の健康管理には十分留意し、規則正しい生活を送ること。遅刻・早退・欠席は、絶対にしないこと。やむを得ず体調不良等になった場合は、必ず事前に実習指導者および実習担当教員に連絡をし、了承を得ること。

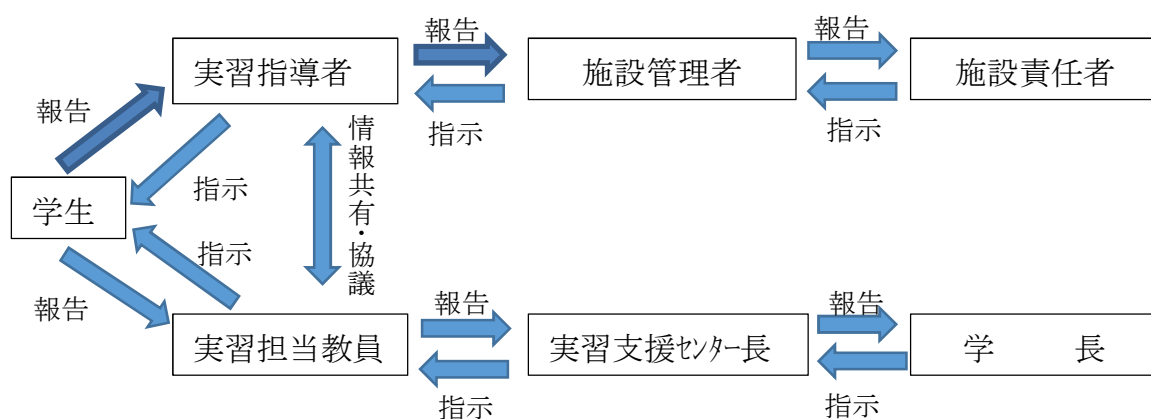
- 4) 礼儀と作法をわきまえ、謙虚で誠実な態度をとるよう留意すること。実習開始・終了時の挨拶を徹底し、特に終了時は、必ず許可を得てから帰ること。
- 5) 毎日、日報に記入し、所定の方法により実習指導者、担当教員に提出すること。
- 6) 実習期間の中間時点で担当教員が巡回指導で施設を訪問するので、相談事項等予め考えておくこと。また、巡回指導以外で、担当教員に相談したい事項が生じた場合は、教員又は実習支援センターに電話、メールなどにより連絡すること。
*中間時点と最終日には、教員同席のもと中間・最終報告会が開催される。準備を怠らず、建設的な意見交換を行うなど、自身の成長に役立てること。
- 7) 実習に関して、緊急事態が発生した場合は、速やかに実習指導者及び担当教員に連絡すること。
- 8) 実習時間中の私用外出・電話連絡などは、実習指導者に断った上で、緊急の場合以外は避けること。
- 9) 実習先の書類や資料等は、決して勝手にコピーをしたり持ち出したりしないこと。
- 10) 設備・備品・書類などの使用については必ず許可を得てから使い、むやみに実習先の備品や消耗品を借りないこと。
- 11) 実習中に与えられたスペース（ロッカー・机・控室など）は、常に整理整頓をしておくこと。
- 12) 自家用車およびバイクでの実習先への通所は禁止。（原則：公共交通機関を利用）

《個人情報への対応・守秘義務》

刑罰に触れる場合があるので特に注意すること。

特に SNS 等による動画の撮影など実習先への迷惑行為は固く禁止する。

＜緊急時の連絡フロー＞



<大学の緊急連絡先>

(月～金 午前 ～午後 まで)

実習支援センター TEL メール

*ただし、第2、第4Qの実習期間中は土、日、祝含む

VII. 実習後の注意点(事後学習)

1. 実習先には、必ずお礼状を出すこと。
 2. 実習終了後、直ちに完了報告書を作成し担当教員の指導を受けること。
 3. 実習を通して得た実習先の情報は、実習終了後も絶対に外部に漏らさないこと。
 4. 実習終了後、実習で知り合った人との個人的接触はしてはならない。その必要や機会がある場合には、勝手な判断で行動せず、担当教員および実習指導者に相談のうえで対応すること。
- ※ 3及び4は刑罰に触れる場合があるので、特に注意すること。

《実習報告会》

実習終了後、実習科目毎に学内で実習報告会を実施するので参加すること。

他の施設を訪問した学生の経験から新たな価値を見いだすとともに、自身の成果を客観視する機会として積極的な姿勢で臨むこと。

(受入実習施設の関係者も可能な限り参加することとなる。)

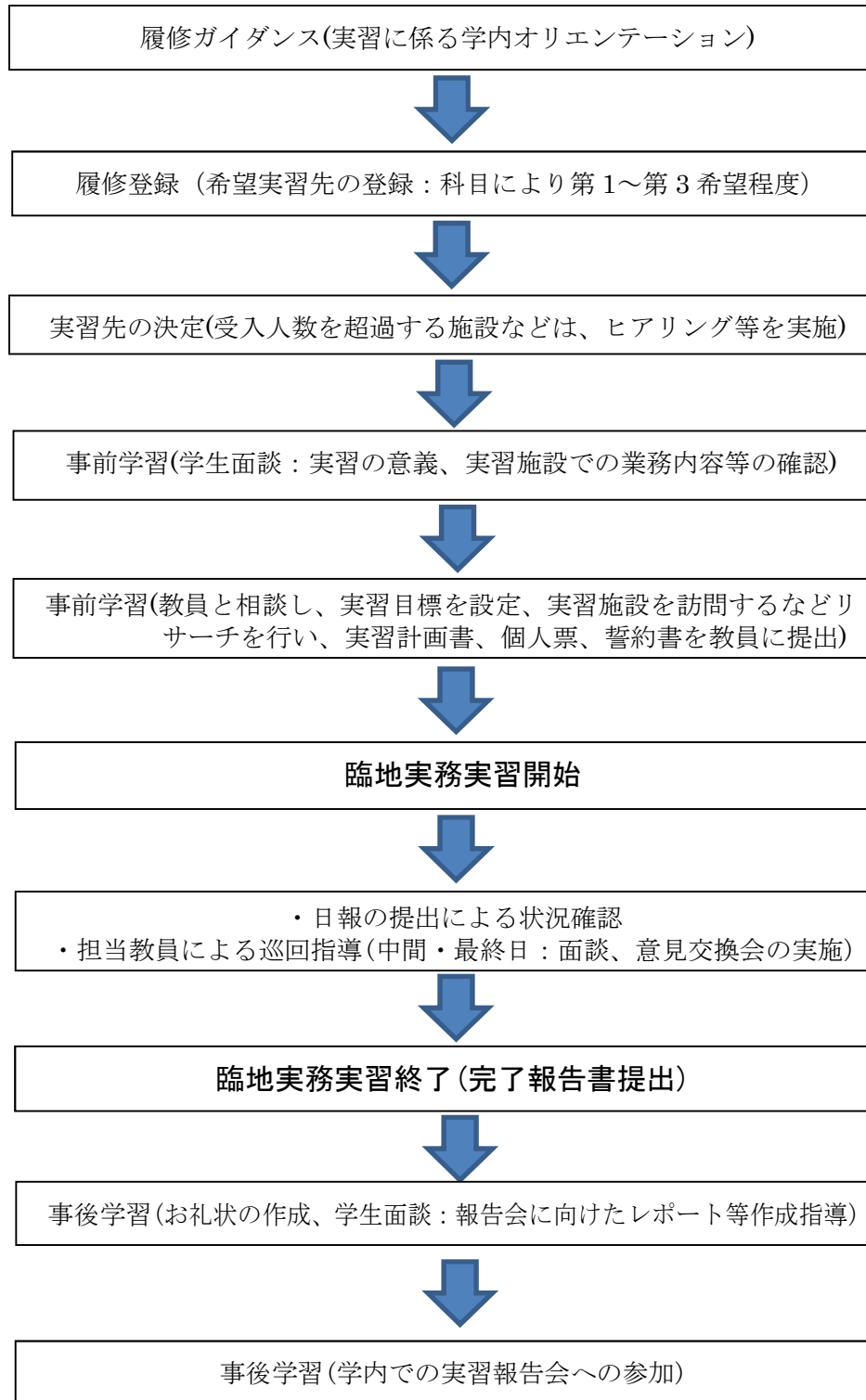
VIII. 実習日報

1. 毎日必ず実習日報を記入すること。日報についての日々の指導・検印の受け方については、予め担当教員と相談のうえ、実習指導者と打ち合わせて決めること。
2. 「修得したこと・反省・考察・成果など」は、事実の記録をしたうえで、自分なりに感じたことや考えたこと、また翌日以降の実習の指針となるようなことを記入すること。

IX. 実習に関する学修相談

1. 臨地実務実習に関する様々な不安、心配等について、実習支援センターに相談窓口を設けているので、必要に応じ訪問、電話、メール等の手段により活用すること。
2. 実習支援センターには、実習を担当する専任教員全員が参画しており、実習に係る専門的な内容でも相談可能。

臨地実務実習の流れ



芸術文化観光専門職大学実習生個人票(学籍 No.)

令和 年 月 日現在

フリガナ 氏 名			顔写真貼付 (脱帽・無背景) 3 × 4 cm
性 別			
年 齢	満	歳	
実習時の連絡先	〒 -		
	TEL		
通勤経路	所要時間 (約 時間 分)		
臨地実習歴	実習時期	実習科目	実習内容
	年 月		
	年 月		
	年 月		
	年 月		
	年 月		
免許・資格			
自己PR			
その他特記事項			

芸術文化観光専門職大学臨地実務実習 日報

実習科目名	
記入日	年 月 日 ()
学籍番号	
実習生氏名	
実習指導者	
実習担当教員	
実習期間	月 日 () ~ 月 日 ()

実施した実習内容	
----------	--

指導を受けた事項 など	
----------------	--

修得したこと・ 反省・考察・成果 など	
---------------------------	--

芸術文化観光専門職大学臨地実務実習 評価表(例)

年 月 日

貴学より受入をしました実習生の評価について、下記のとおり報告します。

実習施設名			
実習指導者氏名		役職名	

受入学生氏名		学籍番号	
実習内容			
受入期間	年 月 日 ~ 年 月 日 (日間)		
実習出欠状況	出席 日	休暇 日	欠勤 日
	遅刻 日	早退 日	

(注) 全日程の4/5以上の出席で単位認定の有資格者とする。

【評価項目】

評価項目	内容	評定
知識・理解	業務内容を理解した上で、説明ができるか	S A B C D
技能	業務を単独で遂行することができるか	S A B C D
志向・態度	専門業務の修得に取り組んだか	S A B C D
ビジョン形成力	あるべき姿を描き出す力の修得に取り組んだか	S A B C D
コミュニケーション力	多様な人の中で協働する力の修得に取り組んだか	S A B C D
イノベーション力	新たな価値を創造する力の修得に取り組んだか	S A B C D
マネジメント力	最善に業務を遂行する状態を維持する力の修得に取り組んだか	S A B C D

【成績評価基準】 評定の基準は以下のとおり。

評点	S	A	B	C	D
内容	非常に優秀	優秀	標準	基本	不十分
成績評価基準の詳細は、(別紙) ルーブリック 参照					

【実習生に対する全体的な評価】

誓 約 書

年 月 日

(企業名又は施設名) 様

芸術文化観光専門職大学 ○年

学籍番号

実習生氏名

印

この度、私が御社(又は貴施設)において臨地実務実習(以下「実習」という。)を行うにあたっては、下記事項を遵守することを誓います。

記

- 1 実習期間中は、「芸術文化観光専門職大学の臨地実務実習に関する実施協定書」の規定に従います。
- 2 実習期間中は、御社(又は貴施設)の就業規則及び諸規則の規定に従います。
- 3 御社(又は貴施設)の諸規則を守り、実習期間中は実習指導者の指示に従います。
- 4 実習に際しては、次の事項を厳守します。
 - (1) 御社(又は貴施設)の名誉を毀損するような行動は行いません。
 - (2) 御社(又は貴施設)の営む事業を妨害するような行動は行いません。
 - (3) 実習中知り得た秘密事項は外部に漏洩しません。
- 5 故意または過失により御社(又は貴施設)に損害を与えたときは、加入している災害補償保険を用いて弁償します。
- 6 実習中に自己の不注意により災害を受けた場合は、加入している損害賠償保険を用いて自己の責任において処理します。
- 7 実習中は誠意をもって励みます。

以上誓約いたします。

芸術文化観光専門職大学 臨地実務実習に係る完了報告書

氏名(フリガナ)	()		
学籍番号		学 年	
実習科目名			
実習施設名			
実習指導者			
実習担当教員			
実習期間	月 日 ()	～	月 日 ()
実習目標			
実習目標に対する 総合評価と達成度 (自己評価)			
実習期間中最も印象 に残った出来事／実 習前後の自身の変化			
実習を実施する上で 課題だと感じたこと (次年度に向けて)			

(注) 実習担当教員の指導を受けること

実習支援センター規程（案）

（趣 旨）

第1条 この規程は、学生が安心かつ円滑に、学修効果の高い臨地実務実習（以下「実習」という。）を遂行できることを目的に設置する実習支援センター（以下「センター」という。）の組織及び運営に関して必要な事項を定めるものとする。

（業 務）

第2条 センターは、実習科目の担当専任教員と連携し次に掲げる業務を行う。

- (1) 実習施設の開拓及び確保に関すること。
- (2) 実習に関する研修会に関すること。
- (3) 実習先の選定に関すること。
- (4) 実習計画の立案に関すること。
- (5) 実習期間中の進行管理に関すること。
- (6) 実習マニュアルの作成及び見直しに関すること。
- (7) 事前学習（学内オリエンテーション）及び事後学習（報告会）に関すること。
- (8) 緊急時等の対応に関すること。
- (9) 実習に関する学修相談及び教育補助に関すること。
- (10) その他、実習に関すること。

（組織等）

第3条 センターに、次に掲げる職を置く。

- (1) センター長
- (2) 副センター長

2 第1項に掲げる職のほか、センターに常勤又は非常勤の教員等を置くことができる。

（庶 務）

第4条 センターの庶務は、事務局で行う。

（補 則）

第5条 この規程に定めるもののほか、センターの運営に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

自己評価委員会規程（案）

（趣 旨）

第1条 この規程は、自己評価委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関して必要な事項を定めるものとする。

（審議事項）

第2条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- （1）教育、研究、社会貢献及び管理運営等における自己評価に関すること
- （2）FD、SDに関すること

（組 織）

第3条 委員会は、次に掲げる者をもって組織する。

- （1）副学長
- （2）学生部長
- （3）地域リサーチ&イノベーションセンター長
- （4）学術情報センター長
- （5）教授会の構成員から学長が指名する者

（任 期）

第4条 前条第1項第5号に定める委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 委員に欠員を生じた場合は、これを補充し、その任期は前任者の残任期間とする。

（委員長）

第5条 委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は、副学長をもって充てる。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

（会 議）

第6条 委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 委員長が必要と認めた場合は、委員会の意見を聴いた上で、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聴くことができる。

（庶 務）

第7条 委員会の庶務は、事務局で行う。

(補 則)

第8条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員会が定める。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

教育研究審議会規程（案）

（趣 旨）

第1条 この規程は、芸術文化観光専門職大学の教育研究に関する重要事項を審議するため、大学に設置する教育研究審議会（以下「教育研究審議会」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

（審議事項）

第2条 教育研究審議会は、次に掲げる事項を審議する。

- （1） 中期目標についての知事に対して述べる意見に関する事項のうち、教育研究に関する事項
- （2） 中期計画及び年度計画に関する事項のうち、教育研究に関する事項
- （3） 学則のうち教育研究に関する部分、その他の教育研究に係る重要な規程の制定又は改廃に関する事項
- （4） 職員のうち教員の人事の方針に関する事項
- （5） 教育課程の編成に関する方針に係る事項
- （6） 学生の円滑な修学等を支援するために必要な助言、指導その他の援助に関する事項
- （7） 学生の入学、卒業又は課程の修了その他学生の在籍に関する方針及び学位の授与に関する方針に係る事項
- （8） 教育及び研究の状況について自ら行う点検及び評価に関する事項
- （9） 前各号に掲げるもののほか、芸術文化観光専門職大学の教育研究に関する重要事項

（組 織）

第3条 教育研究審議会は、次に掲げる委員をもって構成する。

- （1） 学長
 - （2） 副学長
 - （3） 事務局長
 - （4） 学生部長
 - （5） 地域リサーチ&イノベーションセンター長
 - （6） 学術情報センター長
 - （7） 前項に掲げるもののほか学長が指名する職員
 - （8） 大学の職員以外の者で、大学の教育研究に関し広くかつ高い識見を有する者（以下「外部有識者」という。）のうちから、学長が必要と認めて任命する者
- 2 委員の任期は2年とする。ただし、役員である委員の任期は、当該役員の任期による。
- 3 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任されることができる。この場合において、委員が最初の任命の際に

外部有識者であったときは、その再任の際における第1項第8号の規定の適用については、当該委員を外部有識者とみなす。

(招集及び議事)

第4条 教育研究審議会は、学長が招集する。

- 2 学長は、教育研究審議会の構成員から会議の目的たる事項を付して要求があったときは、教育研究審議会を招集しなければならない。
- 3 教育研究審議会に議長を置き、学長をもって充てる。
- 4 議長は、教育研究審議会を主宰する。
- 5 教育研究審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 6 教育研究審議会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第5条 議長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を教育研究審議会に出席させ、意見を述べさせることができる。ただし、議決に加わる権利は有しない。

(学長選考会議委員の選出)

第6条 学長選考会議に、第3条第1項第2号から第8号に掲げる委員から4人を選出する。

- 2 前項の規定にかかわらず、委員が教育研究審議会を構成する者でなくなった場合、あるいは委員が学長の候補者として推薦されたときは、当該委員は、選考会議の委員を辞さなければならない。
- 3 委員が、前項及びその他の事故により欠員となった場合は、教育研究審議会は速やかに選考会議の委員を補充しなければならない。

(議事録)

第7条 議長は、教育研究審議会の議事について議事録を作成しなければならない。

(専門委員会)

第8条 教育研究審議会に、必要に応じて専門委員会を置くことができる。

- 2 専門委員会の委員は、学長が任命する。

(庶務)

第9条 教育研究審議会の庶務は、事務局において行う。

(補則)

第10条 この規程に定めるもののほか、教育研究審議会の運営に関し必要な事項は、

教育研究審議会が別に定める。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

教務委員会規程（案）

（趣 旨）

第1条 この規程は、教務に関する企画立案、実施及び評価を行うために設置する教務委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関して必要な事項を定めるものとする。

（審議事項）

第2条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 教務についての方針に関すること。
- (2) 開講科目に関すること。
- (3) 授業時間割に関すること。
- (4) 非常勤講師に関すること。
- (5) 修学指導に関すること。
 - ① 授業に関すること。
 - ② 定期試験に関すること。
 - ③ 学生の履修と成績に関すること。
 - ④ 学生の在籍に関すること。
 - ⑤ 卒業判定に関すること。
 - ⑥ その他学生の修学指導に関すること。
- (6) 実習に関すること
- (7) 科目等履修生に関すること。
- (8) その他、授業及び教務事務に関すること。

（組 織）

第3条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 実習支援センター長
- (2) 教授会の構成員から学長が指名する者

（任 期）

第4条 前条第2項の委員の任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。
2 委員に欠員を生じた場合は、これを補充し、その任期は前任者の残任期間とする。

（委員長）

第5条 委員会に委員長を置く。
2 委員長は、学長が指名する。
3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
4 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代行する。

（会 議）

第6条 委員会は、委員長が招集する。
2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。
3 議決は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決すると

ころによる。

- 4 委員長が必要と認めた場合は、委員会の意見を聴いた上で、委員以外の者を出席させ意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、事務局で行う。

(補則)

第8条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、別に定める。

附則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

入試広報委員会規程（案）

（趣 旨）

第1条 この規程は、入試広報委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関して必要な事項を定めるものとする。

（審議事項）

第2条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- （1）入学試験の実施に関すること。
- （2）広報（学生募集含む）に関すること。

（組 織）

第3条 委員会は、教授会の構成員から学長が指名する者をもって構成する。

（任 期）

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 委員に欠員を生じた場合は、これを補充し、その任期は前任者の残任期間とする。

（委員長）

第5条 委員会に委員長、副委員長を置く。

- 2 委員長は、学長が指名する。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長が指名する。
- 5 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代行する。

（会 議）

第6条 委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 議決は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 委員長が必要と認めた場合は、委員会の意見を聴いた上で、委員以外の者を出席させ意見を聴くことができる。

（庶 務）

第8条 委員会及び部会の庶務は、事務局で行う。

（補 則）

第9条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

学生生活委員会規程（案）

（趣 旨）

第1条 この規程は、学生生活委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関して必要な事項を定めるものとする。

（審議事項）

第2条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- （1）学生生活に関すること。
- （2）国際交流に関すること。
- （3）キャリアサポートに関すること。
- （4）資格取得、能力開発に関すること。
- （5）学生寮に関すること。

（組 織）

第3条 委員会は次に掲げる委員をもって組織する。

- （1）学生部長
- （2）国際交流センター長
- （3）キャリアサポートセンター長
- （4）教授会の構成員から学長が指名する者

（任 期）

第4条 前条第4項の委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員に欠員を生じた場合は、これを補充し、その任期は前任者の残任期間とする。

（委員長）

第5条 委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は、学生部長をもって充てる。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代理する。

（会 議）

第6条 委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 委員長が必要と認めた場合は、委員会の意見を聴いた上で、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聴くことができる。

（庶 務）

第7条 委員会の庶務は、事務局で行う。

(補 則)

第8条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員会が定める。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

安全衛生委員会規程（案）

（趣 旨）

第1条 この規程は、公立大学法人兵庫県立大学教職員安全衛生管理規程第12条の規定に基づき、安全衛生委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関して必要な事項を定めるものとする。

（審議事項）

第2条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- （1）教職員の危険及び健康障害を防止するための基本となるべき対策に関すること。
- （2）労働災害等の原因の調査及び再発防止対策に関すること。
- （3）教職員の健康の保持増進を図るための基本となるべき対策に関すること。
- （4）その他、安全衛生に関する重要事項。

（組 織）

第3条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- （1）衛生管理者
- （2）産業医
- （3）衛生に関し知識及び経験を有する者のうちから学長が指名した者
- （4）事務局長

（任 期）

第4条 前条第3号の委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
2 委員に欠員を生じた場合は、これを補充し、その任期は前任者の残任期間とする。

（委員長）

第5条 委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は、衛生管理者をもって充てる。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

（会 議）

第6条 委員会は、委員長が招集し、原則として月1回以上開催する。
2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。
3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
4 委員長が必要と認めた場合は、委員会の同意を得て、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聴くことができる。

（庶 務）

第7条 委員会の庶務は、事務局で行う。

(補 則)

第8条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員会が定める。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

コンプライアンス委員会規程（案）

（趣 旨）

第1条 この規程は、コンプライアンス委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関して必要な事項を定めるものとする。

（審議事項）

第2条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- （1）コンプライアンスの推進に係る基本方針の策定及び総括に関すること。
- （2）コンプライアンスの推進の実施状況に関すること。
- （3）コンプライアンスの推進に係る啓発に関すること。
- （4）その他コンプライアンスの推進に係る重要事項。

（組 織）

第3条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- （1）副学長
- （2）学部長
- （3）事務局長
- （4）その他学長が指名する教職員

（任 期）

第4条 前条第4号の委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 委員に欠員を生じた場合は、これを補充し、その任期は前任者の残任期間とする。

（委員長）

第5条 委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は、副学長をもって充てる。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

（会 議）

第6条 委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員長が必要と認めた場合は、委員会の意見を聴いた上で、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聴くことができる。

（庶 務）

第7条 委員会の庶務は、事務局で行う。

（補 則）

第8条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員会が定める。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

地域連携委員会規程（案）

（趣 旨）

第1条 この規程は、地域連携委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関して必要な事項を定めるものとする。

（審議事項）

第2条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 小中高等学校との連携に関すること。
- (2) 市町、県民局・県民センターとの協働、連携に関すること。
- (3) 産業界との協働、連携に関すること。
- (4) 地域住民向けの公開講座、出前講座等に関すること。
- (5) リカレント教育、生涯学習に関すること。
- (6) 地域住民への施設開放に関すること。
- (7) その他地域連携・社会貢献に関すること。

（組 織）

第3条 委員会は、次に掲げるものをもって組織する。

- (1) 地域リサーチ&イノベーションセンター長
- (2) 学術情報センター長
- (3) 教授会の構成員から学長が指名する者

（任 期）

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 委員に欠員を生じた場合は、これを補充し、その任期は前任者の残任期間とする。

（委員長）

第5条 委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は、地域リサーチ&イノベーションセンター長をもって充てる。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

（会 議）

第6条 委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 委員長が必要と認めた場合は、委員会の意見を聴いた上で、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、事務局で行う。

(補則)

第8条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員会が定める。

附則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。